

令和元年旭市議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 （9月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 8 号 平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第10号 令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
議案第11号 滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について	
議案第12号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	
議案第13号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第14号 旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部	

を改正する条例の制定について

議案第 15 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号 財産の取得について（水槽付き消防ポンプ車 1 台）

議案第 20 号 財産の取得について（高規格救急自動車 1 台）

議案第 21 号 工事委託協定の締結について（総武本線飯岡・倉橋間蛇園こ道橋新設他工事）

議案第 22 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

報告第 1 号 平成 30 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第 2 号 平成 30 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について

報告第 3 号 平成 30 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について

報告第 4 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成 30 事業年度の業務実績に係
る評価結果について

報告第 5 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第 1 期中期目標期間の終了時に見
込まれる業務実績に係る評価結果について

報告第 6 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について

報告第 7 号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について

報告第 8 号 私債権等の放棄について

提案理由の説明並びに政務報告..... 6

議案の補足説明及び報告の説明..... 15

散 会..... 60

第 2 号 （9 月 9 日）

議事日程..... 61

出席議員..... 61

欠席議員..... 61

説明のため出席した者..... 61

事務局職員出席者..... 62

開 議	6 3
延 会	6 3

第 3 号 (9月10日)

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 5
欠席議員	6 6
説明のため出席した者	6 6
事務局職員出席者	6 6
開 議	6 7
議案質疑	6 7
会議時間の延長	1 4 3
議案第22号直接審議(先議)	1 5 6
決算審査特別委員会設置	1 5 6
決算審査特別委員会委員の選任	1 5 7
決算審査特別委員会議案付託	1 5 7
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告	1 5 8
常任委員会議案付託	1 5 8
散 会	1 5 8

第 4 号 (9月11日)

議事日程	1 5 9
本日の会議に付した事件	1 5 9
出席議員	1 5 9
欠席議員	1 5 9
説明のため出席した者	1 5 9
事務局職員出席者	1 6 0
開 議	1 6 1
一般質問	1 6 1

10番 飯 嶋 正 利	161
20番 高 橋 利 彦	183
13番 島 田 和 雄	210
12番 伊 藤 保	230
15番 伊 藤 房 代	239
散 会	245

第 5 号 (9月12日)

議事日程	247
本日の会議に付した事件	247
出席議員	247
欠席議員	247
説明のため出席した者	247
事務局職員出席者	248
開 議	249
一般質問	249
4番 林 晴 道	249
18番 木 内 欽 市	271
9番 高 木 寛	287
2番 平 山 清 海	302
散 会	311

第 6 号 (9月30日)

議事日程	313
本日の会議に付した事件	313
出席議員	313
欠席議員	314
説明のため出席した者	314
事務局職員出席者	314
開 議	315

決算審査特別委員長報告	3 1 5
質疑、討論、採決	3 1 7
常任委員長報告	3 1 9
質疑、討論、採決	3 2 1
議員派遣の件	3 2 7
事務報告	3 2 7
閉 会	3 2 8

令和元年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和元年9月4日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（16名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	18 番	木 内 欽 市

19番 佐久間 茂 樹

20番 高 橋 利 彦

欠席議員（1名）

17番 景 山 岩三郎

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	監 査 委 員	堀 江 通 洋
秘書広報課長	山 崎 剛 成	行 政 改 革 推 進 課 長	井 上 保 巳
総 務 課 長	伊 藤 憲 治	企画政策課長	小 倉 直 志
財 政 課 長	伊 藤 義 隆	税 務 課 長	石 毛 春 夫
市民生活課長	遠 藤 泰 子	環 境 課 長	木 内 正 樹
保険年金課長	在 田 浩 治	健康管理課長	遠 藤 茂 樹
社会福祉課長	仲 條 義 治	子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一
高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房	商工観光課長	小 林 敦 巳
農 水 産 課 長	宮 内 敏 之	建 設 課 長	加 瀬 博 久
都市整備課長	加 瀬 宏 之	下 水 道 課 長	丸 山 浩
会 計 管 理 者	多 田 英 子	消 防 長	川 口 和 昭
水 道 課 長	宮 負 亨	庶 務 課 長	栗 田 茂
学校教育課長	加 瀬 政 吉	生涯学習課長	八 木 幹 夫
体育振興課長	花 澤 義 広	監 査 委 員 事 務 局 長	伊 藤 義 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳		

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	---------	-----------	---------

開会 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解いただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（向後悦世） ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより令和元年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（向後悦世） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（向後悦世） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

18番、木内欽市議員、19番、佐久間茂樹議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（向後悦世） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月30日までの27日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月30日までの27日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（向後悦世） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第22号までの22議案と報告第１号から報告第８号までの報告８件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（向後悦世） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第22号までの22議案と報告第１号から報告第８号までの報告８件を一括上程いたします。

議案第 １号 平成３０年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 ２号 平成３０年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第 ３号 平成３０年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

- 議案第 4 号 平成 30 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 30 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 30 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 12 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 財産の取得について（水槽付き消防ポンプ車 1 台）
- 議案第 20 号 財産の取得について（高規格救急自動車 1 台）
- 議案第 21 号 工事委託協定の締結について（総武本線飯岡・倉橋間蛇園こ道橋新設他工事）
- 議案第 22 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 平成 30 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 30 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 3 号 平成 30 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 4 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成 30 事業年度の業務実績に係る評価結果について
- 報告第 5 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第 1 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果について

報告第 6 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について

報告第 7 号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について

報告第 8 号 私債権等の放棄について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（向後悦世） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

秋雨前線がもたらす線状降水帯の影響でありまして、九州北部に大変な被害が発生しております。被災に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧、復興をお祈りさせていただきます。

本日、ここに令和元年旭市議会第 3 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号から議案第 8 号までは、平成30年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第 1 号は、平成30年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額307億3,189万7,892円、歳出総額290億1,588万6,712円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 6 億4,615万8 円を差し引いた実質収支は、10億6,986万1,172円となりました。

議案第 2 号は、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額32億8,752万1,956円、歳出総額32億8,752万1,956円、歳入歳出同額となりました。

議案第 3 号は、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は、歳入総額84億9,914万3,347円、歳出総額80億9,119万9,239円、差し引き 4 億794万4,108円となりました。施設勘定は、歳入総額7,921万4,833円、歳出総額7,061万5,033円、差し引き859万9,800円となりました。

議案第 4 号は、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入

総額 6 億 1,337 万 2,045 円、歳出総額 6 億 176 万 4,866 円、差し引き 1,160 万 7,179 円となりました。

議案第 5 号は、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額 50 億 9,114 万 5,733 円、歳出総額 49 億 3,457 万 773 円、差し引き 1 億 5,657 万 4,960 円となりました。

議案第 6 号は、平成 30 年度旭市下水道事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額 5 億 9,830 万 7,456 円、歳出総額 5 億 3,721 万 967 円、差し引き 6,109 万 6,489 円となりました。

議案第 7 号は、平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額 1 億 1,951 万 7,700 円、歳出総額 1 億 1,577 万 3,324 円、差し引き 374 万 4,376 円となりました。

議案第 8 号は、平成 30 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、年度末の給水状況は、給水件数 2 万 572 件、普及率は 87.6 パーセント、年間給水量は 604 万 7,419 立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支における事業収益は 14 億 8,706 万 42 円、事業費用は 12 億 9,455 万 9,857 円となり、当年度純利益は 1 億 9,250 万 185 円となりました。

資本的収支については、収入 1 億 811 万 6,360 円に対し、支出は 1 億 7,726 万 9,942 円となり、収入のうち平成 29 年度同意済企業債で平成 30 年度に借り入れた 2,540 万円を除いた収支不足額 9,455 万 3,582 円は、減債積立金等で補てんいたしました。

なお、決算の認定と併せて、剰余金の処分についてであります。当年度末未処分利益剰余金 21 億 4,225 万 6,030 円について、3,960 万 185 円を減債積立金として、1 億 5,290 万円を建設改良積立金として、19 億 4,975 万 5,845 円を資本金として処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 9 号は、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 3,600 万円を追加し、予算の総額を 302 億 3,800 万円とするものであります。

議案第 10 号は、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 200 万円を追加し、予算の総額を 7,300 万円とするものであります。

議案第 11 号は、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、滝のさと自然公園を指定管理者制度により管理運営するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第12号は、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、住民基本台帳法施行令等の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏を加えられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号及び議案第20号は、財産の取得についてでありまして、議案第19号は、水槽付き消防ポンプ車について、議案第20号は、高規格救急自動車について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、工事委託協定の締結についてでありまして、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業における、鉄道横断工事委託の基本協定を、ＪＲ東日本千葉支社と締結するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、

現委員のうち、令和元年12月31日をもって任期満了となる委員の、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、宮穂広子氏が適任であると考え、提案するものであります。

報告第1号は、平成30年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第2号は、平成30年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第3号は、平成30年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、それぞれ報告するものであります。

報告第4号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成30事業年度の業務実績に係る評価結果についてでありまして、同法人の平成30事業年度における業務実績の評価がまとまったことから、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第5号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果についてでありまして、同法人の中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の評価がまとまったことから、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第6号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況についてでありまして、同法人の平成30年度の事業経営状況及び令和元年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第7号は、株式会社季楽里あさひの事業経営状況についてでありまして、株式会社季楽里あさひの平成30年度の事業経営状況及び令和元年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第8号は、私債権等の放棄についてでありまして、旭市私債権等管理条例に基づき、平成30年度の私債権等の放棄について、議会に報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、農業について申し上げます。

水田農業については、需要に応じた米づくりの実現に向けて、主食用米から飼料用米への転換を推進してまいりました。

本年産飼料用米については、全体作付面積の減少見込みにより国や県の支援措置が追加されましたので、さらに転換面積の拡大を進め、経営安定を図ってまいります。

園芸農業については、県の補助事業であります「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、安定生産や品質向上を図るため、生産施設の整備や省力機械の導入に対し農

家への支援を行い、農業産出額のさらなる増を目指してまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

11月10日、海上コミュニティ運動公園において、「旭市産業まつり」を開催いたします。市内外から大勢の方にご来場いただき、全国有数の食の産地である旭市の魅力を実感していただくとともに、市内の農水産物・商工業製品を中心とした地元特産品の販売やPR活動を行う場にしたいと考えております。

次に、商業振興について申し上げます。

市単独で行っておりますプレミアム付共通商品券については7月7日、8日の2日間にわたって販売され、1セット1万1,000円相当を7,000セット、総額7,700万円分を完売しました。

また、12月には、さらに1万セット、総額1億1,000万円相当を販売いたします。

商品券の使用期限は6か月間としており、短期間での消費喚起に繋がることを期待するものであります。

次に、労政について申し上げます。

4月に旭市雇用対策協議会が開催いたしました合同企業説明会の継続事業として、6月中旬に企業訪問が実施されました。

近隣の高校生99名が企業14社を訪問し、社内見学や実際の業務について体験してまいりました。

市としても、総合戦略の基本目標の1つである「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」の実現と若者定住の一助になるものと期待しております。

次に、夏期観光について申し上げます。

矢指ヶ浦、飯岡の両海水浴場と市営海浜プールについては、夏休み期間を中心に44日間にわたり開設しました。7月は、例年より梅雨明けが遅れ、天候に恵まれませんでした。8月は暑さの中、多くの方で賑わい、事故もなく無事終了することができました。

夏期イベントについては、「あさひ砂の彫刻美術展」をはじめ、「サマーフェスタin矢指ヶ浦」、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」、「旭市七夕市民まつり」、「矢指ヶ浦復興イベント」が行われました。台風や悪天候の影響により、プログラムの内容を一部変更して開催したイベントもありましたが、市内外から多くの方々にご来場いただきました。

これらの事業運営にご協力をいただきました、各イベント実行委員会、観光物産協会など関係機関の皆様には、心から感謝を申し上げる次第であります。

次に、子育て世帯等を対象とするプレミアム付商品券事業について申し上げます。

10月1日からの商品券販売に向け、対象となる所得の低い方及び子育て世帯の方へ、8月下旬から第1次分として、順次、関係書類を発送しているところであります。

商品券の販売場所については、旭市商工会をはじめ市内14か所を予定しており、商品券取扱店舗については、現在約500店舗となっております。

今後も、プレミアム付商品券が多くの方々にご利用いただけるよう、取扱店舗の拡大や広報紙等での周知に努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

屋内運動場の防災機能強化工事については、発注済の干潟小学校及び滝郷小学校は工事が順調に進捗しており、共和小学校及び矢指小学校については、7月30日に契約を締結し、工事に着手いたしました。いずれの工事も年内の完成を予定しております。

小中学校への空調設備設置については、16件の発注予定工事のうち、8月上旬に、電気設備工事7件、機械設備工事5件の契約を締結し、工事に着手いたしました。残りの4件についても、早期契約を目指してまいります。

次に、文化振興について申し上げます。

第15回旭市民音楽祭については、市民参加型事業として、8月4日に東総文化会館を会場に16団体、266名の参加により開催いたしました。嚶鳴小学校と三川小学校による吹奏楽や、コーラス、ピアノ、ロックの演奏なども披露され、多くの観客のご来場をいただきました。

第14回あさひのまつりについては、10月6日に東総文化会館で開催いたします。今年は9団体202名が参加する予定であります。

次に、体育振興について申し上げます。

東京オリンピック事前キャンプ地誘致については、6月にアフリカのザンビア共和国から、事前キャンプの受け入れについての打診があったため、大使館へ訪問し、事前キャンプの内容を確認いたしました。その後、7月と8月にザンビアオリンピック委員会会長等が本市を視察され、現在は覚書の締結について、調整を進めているところであります。

なお、ドイツについても千葉県とデュッセルドルフ市とのスポーツ交流を通じて、継続して交渉中であります。

「未来（あした）への道1000km縦断リレー2019」については、青森から東京まで、東日本大震災の被災地をランニングと自転車でつなぐリレーにより、震災の記憶の風化を防ぐとともに人々の絆を深めることを目的として行われました。8月5日にはゴール地点、6日に

はスタート地点として旭市を通過いたしました。ゴール式後のウェルカム交流イベントにおいては、ゲストランナーとの交流や特産の飯岡メロンの無料配布等を行い、また、スタート式においては中学校吹奏楽による演奏で会場を盛り上げ、旭市をPRすることができました。

千葉県中学校卓球大会については、8月18日に総合体育館において開催され、60チーム、34校が参加し、約450人の選手による熱戦が繰り広げられました。

「世界ジュニア卓球選手権大会 男女日本代表選手最終選考会」については、9月15日、16日に総合体育館で開催され、18歳以下で一次選考会を勝ち抜いた男女24名の選手が参加し、優勝者の男女各1名に世界ジュニア卓球選手権大会への出場権が与えられます。

第10回旭市民体育祭については、10月13日に東総運動場において開催いたします。採点種目やオープン種目など子どもから高齢者まで多くの市民が参加して楽しめる催しにより、一体感が高まるような大会にしていきたいと思います。

サッカー場整備事業については、基本計画・基本設計業務委託を8月に発注をしたところであり、本計画の策定においては、市民の意見も伺いながら、利便性の図れる施設として整備に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

農業交流事業については、今年もジェフユナイテッド市原・千葉レディース所属選手の中学生13名が、8月5日から5日間、市内農家に宿泊し農業体験による交流が行われました。

また、旭スポーツの森公園においてサッカー教室を開催し、市内の少年スポーツ団体との交流を行いました。

旭市・茅野市児童交流事業については、7月31日から3日間、姉妹都市の茅野市から、小学6年生の児童27名が本市を訪れ、昨年度に茅野市を訪問した本市の児童とレクリエーションや卓球体験を通して交流を深めました。

沖縄交流事業については、6月27日から3日間、市内3小学校から、児童20名が中城村立津覇小学校を訪問しました。また、中城村からは、11月7日から3日間、18名の児童が旭市を訪れる予定となっております。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、工事予定の780メートルのうち、総堀線南側の江ヶ崎地先の220メートルを8月に発注したところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、鉄道横断工事委託におけるJR東日本千葉

支社との基本協定の締結について、本定例会に提案するものであります。

南堀之内バイパスの整備については、用地取得が全て完了し、道路詳細設計修正業務委託を今月、入札執行する予定であります。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、工事予定の140メートルのうち、約120メートルを8月に発注し、残りの区間について今月、入札執行する予定であります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設、森戸町地区を広域最終処分場の建設地として、事業を進めております。

両施設の工事の進捗状況は、広域ごみ処理施設については、7月までに地下部分の基礎工事が終了し、8月から地上部分となる建物の建築や機械設備の設置などの工事が実施されております。

また、広域最終処分場については、7月11日に起工式が執り行われ、現在は、ごみピット部分の設置に係る工事が実施されており、両施設とも順調に進捗しております。

今後も来年度末の完成を目指し、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

次に、防災について申し上げます。

旭市総合防災訓練については、9月1日に、房総沖を震源とする大地震が発生し、その規模は旭市で震度6弱を記録したという想定のもとに実施しました。

本年度は、第一中学校をメイン会場としたことから、関係団体や近隣住民の皆様の他、中学校の生徒も防災教育の一環として訓練に参加しました。

また、いいおか潮騒ホテルや津波避難タワーなど、沿岸地域の津波避難施設への避難訓練も併せて実施しました。

今後も、このような実践的な訓練を行うことにより、地域住民の防災意識の高揚を図り、「災害に強い地域づくり」を進めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

建設工事は、地盤の改良工事が完了し、現在、新庁舎を支える杭基礎の工事を行っております。引き続き、安全に十分配慮しながら進めてまいります。

また、水道の配水管工事については、県道から新庁舎敷地までの布設工事が終了しました。今後、舗装の復旧工事を行って9月末に完了する予定であります。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

本構想については、提案された事業計画の詳細などについて最優秀提案者と検討しているところでもあります。特に、提案のあった旭市施設について検討するため、最優秀提案者と市の関係課との合同でワーキンググループを設置し、より魅力を高めるための機能について検討するなど、詰めの段階にきております。

計画予定地については、現在、最優秀提案者による地権者との調整が進められており、並行して、都市計画用途地域の変更をするために、県や関係課との検討を開始するとともに、7月25日には住民説明会を開催したところであります。

本事業は、人口減少への歯止めや若年層の定住等、将来の旭市を見据えた重要な構想でありますので、現在策定作業中である第2期旭市総合戦略においても、引き続き重点戦略に位置づけ、実現に向けて取り組んでまいります。

今後も、よりよいまちづくりとなるよう、全力で取り組んでまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、行政改革について申し上げます。

第3次旭市行政改革アクションプランについては、本年度が計画期間の最終年度であるため、これまで推進してきた取り組み内容について検証するとともに、現在、第4次旭市行政改革アクションプランの策定に取り組んでいるところであります。

策定にあたっては、第2期旭市総合戦略と連携を図りながら、議会への報告やパブリックコメントの実施を経て、今年度末までの計画策定を目指してまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、現在、第2期策定に向け取り組んでいるところであり、7月23日には、連携組織として庁内に旭市総合戦略調整会議を設置し、さらには、幅広く意見を伺うため、市民の代表をはじめ、産業界、教育機関、金融機関等からなる旭市総合戦略推進委員会を7月31日に開催し、骨子案について説明させていただきました。

併せて、市民意識を把握するために、市民及び転入・転出者へアンケートを実施し、現在取りまとめを行っております。

今後は、課題の抽出や施策の方向性について整理するために、推進委員会からの意見やアンケート結果を踏まえた上で、議会の皆様からのご意見等を伺いながら、この骨子案を具体的なものとするために作業を進め、今年度末までの策定に向け取り組んでまいります。

次に、国土強靱化地域計画について申し上げます。

国土強靱化地域計画については、今年度末までに策定する第2期旭市総合戦略と一体化させるため、これまでの達成状況の取りまとめを行っております。

策定するにあたり、7月17日には、国土強靱化に対する意識や考え方を共有するため、内閣官房から職員を派遣していただき、職員に対する研修会を開催いたしました。

今後は、脆弱性評価を再度実施したうえで、プログラムや指標の見直しを行うなど、達成状況等の検証を踏まえて必要な改定を行うため、市民の代表や学識経験者等で構成された検討委員会を設置し、意見等を伺いながら今年度末までの策定を目指してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（向後悦世） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（向後悦世） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしてあります平成30年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。

こちらの資料になります。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

1の決算規模ですが、平成30年度一般会計の決算額は、歳入が307億3,189万8,000円で、前年度と比較して5億222万6,000円、1.7%の増、歳出が290億1,588万7,000円で、前年度と比較して3億2,066万円、1.1%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源6億4,615万円を差し引いた実質収支は10億6,986万1,000円となりました。

2ページをお願いいたします。

2、歳入の決算額です。

第2の1表は、歳入の構成比の推移を表したもので、割合が一番多いものは地方交付税で28.9%、2番目は市税で24.7%となっております。

続きまして、3ページです。

第2の2表は、歳入の主な4項目について決算額の推移を表したものです。

平成30年度は、前年度と比べて、市税は0.7%の減、地方交付税は1.3%の減、国県支出金は0.6%の減、市債については57.2%の増となっております。

それぞれの額は下の表に記載のとおりです。

4ページをお願いいたします。

3、歳出の決算額ですが、第3の1表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、衛生費、公債費、教育費、土木費の順となっております。

5ページをお願いいたします。

第3の2表は、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は46.1%で、前年度と比べて0.1ポイント上昇しており、これに、物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合は70.8%で、0.1ポイント低下しております。

また、投資的経費の割合は19.6%で、7.6ポイント上昇しており、その主な要因は新庁舎建設事業の増などによるものであります。

6ページをお願いいたします。

4の財政の弾力性です。

第4表は、経常収支比率の推移を表したもので、平成30年度の経常収支比率は89.7%で、前年度の88.8%と比べて0.9ポイント上昇しております。

次に、7ページをお願いいたします。

5は、将来の財政負担です。

上のグラフ、第5の1表は、健全化判断比率の1つで実質公債費比率の推移です。

平成30年度の決算では8.2%となっており、前年度の8.5%と比べて0.3ポイント改善しております。

なお、グラフにも表示してありますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とな

っており、旭市の数値はこれらの基準を大きく下回っております。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の1つであります将来負担比率の推移です。

これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

平成29年度に続き、平成30年度も将来の負担額を上回る充当可能財源等が見込まれるため、比率は算出されませんでした。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第3号で説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

第5の3表は、市債現在高・借入額・償還額の推移です。

市債の現在高は平成30年度末で282億4,280万6,000円となり、前年度と比べて8億9,066万8,000円増加しております。

9ページをお願いいたします。

第5の4表は、市債現在高と交付税算入見込額です。

平成30年度の棒グラフをご覧ください。

短いほうが一般会計のみ、長いほうが全会計を合わせたものです。

初めに、短いほうのグラフですが、一般会計の平成30年度末現在の市債現在高282億4,280万6,000円に対して、交付税算入見込額は249億2,338万4,000円で、その割合は88.2%となっており、市の実質負担額は年々減少しております。

長いほうのグラフの全会計では、平成30年度末の市債現在高539億4,409万1,000円に対して、交付税算入見込額は327億1,121万2,000円で、その割合は60.6%となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

6は、基金の現在高です。

第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

平成30年度末における一般会計の基金の総額は、174億6,571万5,000円で、前年度と比べて3億818万8,000円減少しております。

減の主な要因は、庁舎整備基金や地域振興基金などの減によるものです。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように、186億2,901万5,000円となっております。

以下、11ページから21ページまでは、昨年と同様に決算のデータを表示しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、30年度決算における主な施策の事業概要を決算書の掲載ページ順に掲載してあります。

これらにつきましても後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、資料による説明を終わります。

次に、決算書により説明いたしますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。

1ページから15ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でありますので、説明は省略させていただきますして、16ページの歳入から説明いたします。

表の形式が左右の見開きとなっておりますので、これからの説明ページ番号をお示しする際は左ページだけ申し上げることが多くなりますが、説明する内容につきましては右ページを中心にご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの平成29年度との差引増減は、先ほど説明いたしました決算に関する説明資料の12ページに記載してありますので、併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、まず、1款の市税です。収入済額は75億8,954万3,372円で、前年度比0.7%の減となっております。

18ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、収入済額3億3,571万4,000円で、前年度比1.8%の増となっております。

3款利子割交付金は、収入済額1,037万8,000円で、前年度比1.1%の減となっております。

4款配当割交付金は、収入済額3,411万2,000円で、前年度比15.5%の減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額3,150万6,000円で、前年度比33.3%の減となっております。

20ページをお願いいたします。

6款地方消費税交付金は、収入済額12億3,662万4,000円で、前年度比9.7%の増となっております。

7款自動車取得税交付金は、収入済額1億2,099万3,000円で、前年度比7.8%の減となっております。

8款地方特例交付金は、収入済額4,102万8,000円で、前年度比11.9%の増となっております。

9款地方交付税は、収入済額が88億7,807万3,000円で、前年度比1.3%の減となっております。

ます。

内訳としまして、備考欄の1 普通交付税が77億5,270万5,000円で、前年度比2.7%の減となっており、減の主な要因は合併算定替の縮減や地域経済・雇用対策費の減などによるものです。

備考欄の2 特別交付税は11億2,536万8,000円で、前年度比9.3%の増となっております。

次に、10款交通安全対策特別交付金は、収入済額864万8,000円で、前年度比9.2%の減となっております。

22ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金は、収入済額3億7,139万5,813円で、前年度比2.6%の減となっており、減の主な要因につきましては第3子以降の学校給食費を無料化したことによるものです。

12款使用料及び手数料は、収入済額6億6,614万1,171円で、前年度比1%の増となっております。

26ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、13款国庫支出金は、収入済額26億7,953万2,593円で、前年度比8.0%の減となっております。

30ページをお願いいたします。下のほうになります。

14款県支出金は、収入済額26億6,228万827円で、前年度比8.2%の増となっております。

36ページをお願いいたします。

15款財産収入は、収入済額5,913万3,956円で、前年度比25.7%の増となっております。

40ページをお願いいたします。

16款寄附金は、収入済額5,132万1,448円で、前年度比54%の増となっております。

増の主な要因は、ふるさと応援寄附金の増加によるものです。

17款繰入金は、収入済額4億4,273万6,306円で、前年度比13.8%の増となっております。

増の主な要因ですが、2項1目の庁舎整備基金繰入金の増加によるものです。

42ページをお願いいたします。

18款繰越金は、8億9,312万4,802円で、前年度比46.2%の減となっております。

19款諸収入は、収入済額10億421万1,604円で、前年度比0.8%の減となっております。

続きまして、46ページをお願いいたします。

20款市債は、収入済額36億1,540万円で、前年度比57.2%の増となっております。

増の主な要因ですが、1項1目の総務債のうち、新庁舎建設事業債の借り入れによるものです。

以上で、歳入の説明を終わりました、続きまして、歳出について款ごとに主な事業を説明させていただきます。

なお、歳入と同様、各款ごとの平成29年度の差引増減は、決算に関する説明資料の14ページに記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

それでは、52ページをお願いいたします。

1款議会費は、支出済額2億1,938万1,542円で、前年度比4.9%の減となっております。

54ページをお願いいたします。一番下になります。

2款総務費は、支出済額52億4,878万9,373円で、前年度比4.5%の減となっております。

翌年度繰越額は、継続費の4億1,305万9,600円で、内容は新庁舎建設事業です。

少し飛びまして、79ページをお願いいたします。

1項7目企画費の備考欄6ふるさと応援寄附推進事業2,277万8,843円は、前年度比1,456万8,599円の大幅な増となっておりますが、これはふるさと応援寄附の増加に伴う返礼品の取り扱い等に係る委託料の増によるものです。

83ページをお願いいたします。

上の段の7目企画費の備考欄9ふるさと応援基金積立金は、4,847万8,085円を積み立てたもので、ふるさと応援寄附金の増により、前年度比50%の増となっております。

同じく7目企画費の備考欄10道の駅整備基金積立金661万5,000円は、道の駅施設貸付料及び配当金を原資に新たに基金を設立し積み立てを行ったものです。

続きまして、91ページをお願いいたします。

11目庁舎建設費の備考欄1新庁舎建設事業20億5,944万5,160円は、新庁舎建設工事の契約締結に伴う前払金等によるものです。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから28ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、少し飛びまして、110ページをお願いいたします。

3款民生費は、支出済額87億4,411万7,209円で、前年度比1.3%の増となっております。

121ページをお願いいたします。

1項2目障害者福祉費の備考欄10自立支援給付事業12億1,200万4,661円は、障害者の日常生活を支援するため、生活・療養介護給付や就労支援給付などを行ったものです。

131ページをお願いいたします。

2項3目生活支援費の備考欄8地域密着型サービス拠点等整備事業繰越明許1億4,850万9,000円は、小規模の特別養護老人ホーム1か所の整備に伴う補助を行ったものです。

139ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費の備考欄16民間教育・保育施設改築等事業1億3,940万5,000円は、民間の保育施設の改築事業に対して補助金を交付したものです。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の29ページから38ページに記載しております。

150ページをお願いいたします。

4款衛生費は、支出済額41億3,533万1,867円で、前年度比1.5%の減となっております。

これは、少し飛びまして、171ページをお願いいたします。

1項4目環境衛生費の備考欄2環境衛生事務費の19負担金及び交付金のうち、一番下です、東総地区広域市町村圏事務組合負担金が、前年度比5,443万3,000円の減となったことが主な要因であります。これは広域ごみ処理施設整備に係る負担金の減によるものです。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の39ページから44ページに記載してございます。

続きまして、182ページをお願いいたします。下の段になります。

5款労働費は、支出済額166万1,427円で、前年度比0.8%の減となっております。

続きまして、184ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、支出済額16億4,052万6,785円で、前年度比0.1%の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費の3,967万1,000円で、内容は農業基盤整備事業であります。

○議長（向後悦世） 議案の補足説明は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第1号の補足説明を求めます。財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） それでは、引き続きまして補足説明をさせていただきます。

193ページをお願いいたします。

1 項 3 目農業振興費の備考欄 9 園芸生産強化支援事業8,180万2,000円は、施設園芸などの生産力や品質の向上及び省力化に必要な施設や機械などの整備に対する補助金であります。

197ページをお願いいたします。

4 目畜産振興費の備考欄 4 畜産競争力強化対策整備事業繰越明許は、8 億6,150万5,000円で、事業の内容は畜産農家の収益力や生産基盤を強化するために必要な施設整備に対する補助金であります。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の45ページから49ページに記載してございます。

206ページをお願いいたします。

7 款商工費は、支出済額 3 億5,671万9,612円、前年度比5.2%の減となっております。

減の主な要因ですが、少し飛びまして、215ページになります。

1 項 3 目観光費の備考欄 2 観光資源創出プロモーション事業1,062万2,228円が、前年度比449万9,187円の減となったことなどによるものです。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の50ページから51ページに記載してございます。次に、少し飛びまして、218ページをお願いいたします。

8 款土木費は、支出済額21億9,004万6,170円、前年度比10.4%の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が 3 億140万円、事故繰越しが 1 億2,234万9,960円となっております。

繰越明許に係る事業は 4 件で、道路新設改良事業、冠水対策排水整備事業、旭中央病院アクセス道整備事業、震災復興・津波避難道路整備事業です。

また、事故繰越しに係る事業は 3 件で、道路新設改良事業、冠水対策排水整備事業、旭中央病院アクセス道整備事業であります。

少し飛びまして、231ページをお願いいたします。

2 項 3 目道路新設改良費の備考欄 9 震災復興・津波避難道路整備事業は、備考欄10の繰越明許分と合わせて 3 億3,261万9,307円、前年度比8,985万4,943円の増となっております。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の52ページから60ページに記載してございます。少し飛びまして、246ページをお願いいたします。

9 款消防費は、支出済額12億1,453万6,593円、前年度比1.5%の増となっております。

翌年度繰越額は、事故繰越しの716万6,448円で、内容は防災対策整備事業で、今年 3 月の

断水発生時に市民に配布した保存水の購入にかかるものです。

249ページをお願いいたします。

1 項 1 目常備消防費の備考欄 4 消防車両整備事業3,975万5,396円は、消防ポンプ自動車及び調査広報車の購入にかかるものです。

255ページをお願いいたします。

1 項 2 目非常備消防費の備考欄 6 消防団車両整備事業2,717万32円は、小型動力ポンプ積載車4台を更新したものです。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の61ページから66ページに記載してございます。続きまして、258ページをお願いいたします。下のほうになります。

10款教育費は、支出済額23億949万3,079円、前年度比14.9%の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費の14億2,231万4,000円です。

繰越明許に係る事業は4件で、小学校施設改修事業、小学校大規模改造事業、中学校施設改修事業、社会体育施設等改修事業です。

事業費の減の主な要因は、少し飛びまして、281ページになります。

3 項 1 目学校管理費の備考欄 4 中学校大規模改造事業6,231万6,000円が昨年度と比較して4億2,228万7,000円の減となったため、内容は第一中学校校舎の大規模改造工事と干潟中学校屋内運動場の防災機能強化工事の工事完了によるものです。

教育費に係る主要事業は、説明資料の67ページから77ページに記載してございます。

続きまして、大きく飛びまして、336ページをお願いいたします。

12款公債費は、支出済額28億8,122万3,055円で、前年度比1%の増となっております。

同じく336ページになります。

13款諸支出金は、支出済額7,406万円、前年度比6,190万3,000円の大幅な増となっておりますが、増の主な要因は、水道企業会計繰出金3,956万3,000円の増で、これは高料金対策として繰り出したものです。

以上で、議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認

定について補足説明を申し上げます。

決算書の341ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額33億8,000万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は32億8,752万1,956円となりました。

歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

350ページをお願いいたします。

歳入になります。

1 款 1 項 1 目貸付金元利収入は、収入済額20億7,852万1,956円です。これは、病院事業債の元利償還金分として地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

2 款 1 項 1 目病院債は、収入済額12億900万円です。これは、旭中央病院が医療器具等の購入及び看護師宿舍整備のため必要な財源として市が新たに借り入れたものです。

354ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目貸付金は、支出済額12億900万円です。これは、法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものでございます。

2 款公債費は、支出済額20億7,852万1,956円です。

1 項 1 目元金は、支出済額16億5,836万8,841円です。

2 目利子は、支出済額4億2,015万3,115円です。これらは、支出済額借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入されました貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものです。

356ページをお願いします。

実質収支に関する調書は、歳入歳出それぞれ32億8,752万2,000円です。

平成30年度末の地方債残高ですが、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。

2、病院事業債現在高、表の右下214億8,171万8,893円となりました。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 在田浩治 登壇）

○保険年金課長（在田浩治） 議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成30年度の国保事業の状況について申し上げます。

年度平均の国保世帯数は、1万1,379世帯で、前年度と比べ385世帯、3.3%の減少となり、また、被保険者数は2万874人で、前年度と比べ1,075人、4.9%の減少となりました。

なお、国保は平成30年度から県が財政運営を担う広域化へと移行いたしましたので、本決算は広域化初年度の決算となります。

それでは、決算書によりご説明いたします。

357ページをお開きください。

まず、事業勘定における歳入決算額は84億9,914万3,347円で、前年度比17.2%の減となり、歳出決算額は80億9,119万9,239円で、前年度比17.6%の減となりました。

362ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は4億794万4,108円となり、うち、2億400万円を財政調整基金へ積み立ていたしまして、残額の2億394万4,108円を次年度へ繰り越すものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

372ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税の収入済額は21億5,865万6,759円、前年度比7.6%の減であります。

収納率は、還付未済額を除き、79.6%、前年度と比較して4.3ポイント上昇いたしました。

また、不納欠損額は1億519万8,166円で、収入未済額は4億4,681万1,357円であります。

374ページをお願いいたします。

6 款県支出金は、55億7,280万6,835円、前年度比788.2%の増となりました。

県支出金は、広域化により大幅に改正され、市が療養給付費等の支払いを行うための財源は、県支出金の保険給付費等普通交付金として全額交付されることにより、これにより大きく増額となっております。

8 款繰入金は、4億6,309万1,513円、前年度比22.5%の減であります。

減少した主な要因は、財政調整基金からの取り崩しを実施せず、予算執行が行えたことによるものです。

9 款繰越金は、2億1,643万8,698円であります。

376ページをお願いいたします。

10 款諸収入は、8,796万2,299円で、主なものは保険税に係る延滞金や、後期高齢者に対する特定健診の受託収入などであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

380ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は、3,752万7,580円、前年度比14.1%の減であります。

減少した主な要因は、前年度に行いました国保広域化に伴う電算システム改修が終了したことによるものです。

382ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、54億2,772万3,340円、前年度比0.7%の増であります。

主な要因は、一般被保険者分の療養給付費と高額療養費の増加によるもので、被保険者数は減少しておりますが、65歳以上の前期高齢者の加入割合が増加を続けており、全体の医療費を押し上げていると考えられます。

386ページをお願いいたします。

3 款保険事業費納付金は、広域化により新設された科目で、23億9,129万1,161円となりました。

保険事業費納付金は、県が市町村へ交付する保険給付費等普通交付金の原資とするため、市町村が県へ納付するものです。

納付金の額は、被保険者数や所得水準などを基に計算されております。

内訳ですが、医療給付費分が14億5,670万9,385円、後期高齢者支援金分が6億5,928万7,205円、介護分が2億7,529万4,571円となっております。

4 款保健事業費は、1億1,610万1,338円、前年度比2.2%の減であります。

主な事業といたしまして、特定健診や短期人間ドックの費用などであります。

390ページをお願いいたします。

7 款諸支出金は、1億1,842万2,837円、前年度比20.7%の減であります。

減少の主な要因は、国庫補助金の精算による返還金が減少したことによるものです。

412ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

363ページへお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は7,921万4,833円で、前年度と比べ10.0%の減少となっております。

歳出決算額は7,061万5,033円で、前年度と比べ12.7%の減少となっております。

368ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は859万9,800円となり、うち、430万円を財政調整基金へ積み立てたしまして、残額の429万9,800円を次年度へ繰り越しするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

398ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款診療収入の収入済額は、6,829万6,062円、前年度比5.5%の減であります。

減少の主な要因は、薬価の減額改定によるものです。

400ページをお願いいたします。

4 款繰入金は、740万円、前年度比40.3%の減であります。

減少した主な要因は、財政調整基金からの取り崩しを実施せず、予算執行が行えたことによるものです。

5 款繰越金は、305万831円であります。

6 款諸収入は、34万4,271円で、主な内容は介護保険意見書料等であります。

続いて、歳出になります。

404ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は、4,062万8,860円、前年度比9.5%の減であります。

総務費は、職員給与費、看護師賃金等の事務費、施設管理費等になります。

減少の主な要因ですが、専任職員のうち、看護師職を正規職員から臨時職員へ切り替えたことによるものです。

406ページをお願いいたします。

2 款医業費は、主に薬品代でありまして、2,997万2,804円、前年度比16.3%の減であります。

減少の主な要因は、薬価改定により薬品購入費が減少したことによるものです。

413ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成30年度の後期高齢者医療の被保険者数について申し上

げます。

被保険者数の年間平均は9,460人で、前年度と比べ77人、0.8%の増加となっております。

それでは、決算書についてご説明申し上げます。

415ページをお開きください。

歳入決算額は6億1,337万2,045円で、前年度比5.3%の増となり、歳出決算額は6億176万4,866円で、前年度比5.4%の増となっております。

420ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額1,160万7,179円は、平成31年度へ繰り越しするものです。

決算の内容につきましては、事項別明細書により主な項目についてご説明申し上げます。

424ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料の収入済額は4億2,415万7,000円となり、前年度比で5.3%の増となっております。

収納率は、99%であります。

また、不納欠損額は49万6,400円で、収入未済額は371万4,000円となっております。

2 款繰入金は、1億7,019万2,787円で、法定分として徴収事務に係る経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れたものであります。

3 款繰越金は、1,137万424円で、前年度比30.0%の減となっております。

4 款諸収入は、765万1,834円で、前年度比138.2%の増となっております。

増加した主な要因は、保険料軽減特例見直しに伴う電算システム改修費としての補助金によるものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

430ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は、1,991万9,479円となり、前年度比34.9%の増であります。

先ほど歳入で申し上げました保険料軽減特例見直しに伴う電算システム改修費が増加要因であります。

2 款広域連合納付金は、5億8,095万5,587円となり、前年度比4.8%の増となりました。

これは、徴収した保険料と保険料軽減分の繰入額を広域連合へ納付するもので、増加の要因は被保険者数の増加によるものです。

432ページをお願いいたします。

3款諸支出金の支出済額は、88万9,800円で、歳入でご説明いたしました保険料の還付金であります。

434ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成30年度末における介護保険の状況についてご説明いたします。

お手元の決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

1番の高齢者人口等ですが、この資料は平成30年3月末の状況を第7期介護保険事業計画及び前年度末と比較したものとなっております。

上から2行目のB欄をご覧ください。

65歳以上の第1号被保険者数は、1万9,564人で、前年度末と比べ272人、1.4%増加し、高齢化率は29.9%となりました。

要介護認定者数は3,031人で、前年度末と比べ83人の増、一番下の欄になりますが、また第1号被保険者に占める割合は15.0%、前年度比0.3ポイントの増となりました。

以下、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、ここからは決算書によりご説明いたします。

決算書の435ページをお願いいたします。

歳入決算額は50億9,114万5,733円で、前年度比3.3%の増となり、歳出決算額は49億3,457万773円で、前年度比1.7%の増となり、歳入歳出差引残額は1億5,657万4,960円となりました。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

444ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

1 款保険料の収入済額は、11億6,864万5,493円で、前年度と比較して15.5%の増となりました。

収納率は96.6%で、前年度と比較しまして0.6ポイント上昇しております。

また、不納欠損額は1,074万534円、収入未済額は3,062万8,071円となっております。

次に、2 款国庫支出金は、収入済額11億2,976万7,151円で、前年度比2.2%の増となりました。

増加要因の1つとして、平成30年度より高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するため、保険者機能強化推進交付金719万9,000円が新たに交付されました。

3 款支払基金交付金は、収入済額12億7,721万310円で、前年度比0.7%の減となりました。446ページをお願いいたします。中段になります。

4 款県支出金は、収入済額7億3,252万9,512円で、前年度比4.1%の増となりました。

主な要因は、保険給付費及び地域支援事業の事業量が増加したことによるものです。

6 款繰入金は、1 項の一般会計からの繰入金でありまして、7億14万8,000円、前年度比0.8%の増となりました。

448ページをお願いいたします。中段になります。

7 款繰越金は、収入済額7,659万8,670円、8 款諸収入の収入済額は、622万6,554円で、主なものは地域支援事業利用収入などでございます。

続きまして、歳出になります。

452ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は、5,804万746円、前年度比0.8%の増です。

456ページをお願いいたします。

2 款保険給付費の支出済額は、45億5,126万5,450円で、前年度比1.8%の増となりました。

主な要因は、施設介護サービス給付費の増でございます。

続きまして、464ページをお願いいたします。中段になります。

4 款基金積立金は、支出済額1,208万6,532円でした。これは、前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、平成30年度末の介護保険給付費準備基金の残高は2億3,580万9,085円となりました。

次に、5 款地域支援事業費は、支出済額2億4,004万3,579円、前年度比21.9%の増となりました。

主な要因は、訪問型サービス及び通所型サービス事業の利用者の増加並びに包括的支援事業費のうち、東部及び北部地域包括支援センター委託に伴う委託料の増によるものでございます。

476ページをお願いいたします。中段になります。

6款諸支出金は、支出済額7,313万4,466円で、主なものは、国、県及び一般会計への返還金となります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 丸山 浩 登壇）

○下水道課長（丸山 浩） 議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、下水道の状況についてご説明いたします。

お手元の下水道事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧ください。

2ページをお願いいたします。

一番上の表、1、下水道の状況です。

平成30年度の普及率は、行政区域内人口B 6万5,510人に対し、処理区域内人口A 6,569人で10.0%、前年度比0.3ポイントの増となっております。

水洗化率は、処理区域内人口A 6,569人に対し、使用人口C 4,374人で、66.6%、前年度比0.7ポイントの減となっております。

以上、状況の説明とさせていただきます。

続きまして、決算書によりご説明いたします。

決算書の479ページをお願いいたします。

平成30年度旭市下水道事業特別会計の決算額は、歳入5億9,830万7,456円、歳出5億3,721万967円で、歳入歳出差引残額は、484ページをお願いいたします、6,109万6,489円となりました。

次に、決算額の主な内容について歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

488ページをお願いいたします。

歳入です。

1款分担金及び負担金は、受益者負担金で、収入済額1,249万7,600円、収納率は51.8%、

前年度比10.5ポイントの増となっております。

2 款使用料及び手数料の主なものは、1 項 1 目下水道使用料で、収入済額9,907万7,332円、収納率は98.9%、前年度比0.1ポイントの減となっております。

3 款国庫支出金は、収入済額567万円で、社会資本整備総合交付金です。

4 款財産収入は、収入済額9,772円で、財政調整基金利子です。

5 款繰入金は、収入済額 3 億8,319万9,000円で、一般会計からの繰入金です。

6 款繰越金は、収入済額7,386万5,752円で、前年度繰越金です。

490ページをお願いいたします。

8 款市債は、収入済額2,370万円で、下水道事業債です。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

494ページをお願いいたします。

1 款総務費は、支出済額8,263万1,276円で、人件費及び事務経費です。

496ページをお願いいたします。

2 款事業費は、支出済額 1 億3,988万31円です。

1 項管理費は、支出済額 1 億2,003万3,061円で、主なものは、498ページをお願いいたします、備考欄13節委託料の運転業務委託料等で、施設の維持管理に係る経費でございます。

3 款公債費は、支出済額 3 億1,469万9,660円で、起債の償還金です。

内訳は、備考欄 1 借入金償還費 2 億4,670万5,933円、及び、500ページをお願いいたします、備考欄 1 借入金利子支払費6,799万3,727円です。

最後に、502ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となります。内容は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第7号について農水産課長、ご登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） 議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況について説明をさせていただきます。

資料は、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料になります。

2ページをお願いいたします。

1の普及状況ですが、一番上の表は江ヶ崎地区と琴田地区を合わせたもので、平成30年度の処理区域内人口は、定住人口と流入人口で1,996人となりました。本年3月末の使用人口は1,494人で、普及率は74.8%で、前年より0.7ポイント増になりました。

それでは、決算書についてご説明いたしますので、決算書の503ページをお願いいたします。

平成30年度決算ですが、歳入歳出予算額1億2,451万2,000円に対しまして、歳入決算額は1億1,951万7,700円で、15.8ポイントの増でございまして、収入率は96.0%となりました。歳出決算額につきましては1億1,577万3,324円で、27.6ポイントの増となりまして、執行率は93.0%となりました。

次に、内容につきまして、決算事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、512ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款分担金及び負担金、収入済額168万円は4件の新規加入に係る受益者分担金で、徴収率は25.2%でございます。過年度分の収入未済額498万8,000円で、未納件数は江ヶ崎地区が6件、琴田地区が7件になっております。

2款使用料及び手数料の収入済額1,730万4,252円は処理施設の使用料で、徴収率は98.9%となっております。収入済額の内訳ですが、江ヶ崎地区は現年度分が1,147万4,028円で、過年度分は7万612円でした。琴田地区は現年度分が571万248円で、過年度分は4万9,364円でございます。

次に、3款県支出金の収入済額3,583万5,600円は農業集落排水事業補助金で、江ヶ崎地区

の管路施設改修事業に係るものでございます。

4 款繰入金の収入済額2,797万7,000円は、全体事業費から使用料などの特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

5 款繰越金の1,252万4,898円は、前年度繰越金1,100万8,498円、繰越明許費繰越金151万6,400円でございます。

6 款諸収入の69万5,950円は、消費税及び地方消費税還付金でございます。

恐れ入ります。514ページをお願いいたします。

7 款市債の2,350万円は下水道債で、江ヶ崎地区の管路施設改修事業に係るものでございます。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

恐れ入ります。518ページをお願いいたします。

続きまして、歳出になります。

1 款総務費の支出済額は947万2,311円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費でございます。

恐れ入ります。520ページをお願いいたします。

2 款事業費の支出済額8,533万653円は、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれの処理施設の維持管理費と資源循環事業費並びに工事費になっております。

次に、522ページをお願いいたします。

中段の工事費の支出済額6,098万7,600円は、県道旭笹川線歩道下に埋設してあります江ヶ崎地区の管路の改修工事を実施したもので、平成30年度の工事延長は372メートルで、全線760メートルの工事を完了いたしました。

3 款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で、支出済額は1,929万360円です。借り入れ先は、財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構で、平成30年度末の地方債の残高は2億2,495万5,221円でございます。

次に、4 款繰出金の支出済額は168万円です。これは、歳入の受益者分担金を一般会計へ繰り出したものでございます。

恐れ入ります。526ページをお願いいたします。

最後に、実質収支に関する調書になります。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 宮負 亨 登壇）

○水道課長（宮負 亨） それでは、議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。

事業報告書でございます。

（1）総括事項、3行目になりますが、平成30年度は、岩井地区、三川地区、琴田地区に配水管布設工事を実施いたしました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,392人、給水件数は2万572件となりました。普及率は87.6%で、前年度と比較しますと0.5ポイント増となりました。年間給水量は604万7,419立方メートルで、前年度と比較しますと8万9,042立方メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は567万7,913立方メートルとなり、前年度と比較しますと1万2,735立方メートルの増となりました。

有収率は93.9%で、前年度と比較しますと1.2ポイント減となっております。

続きまして、建設状況でございますが、建設改良工事として岩井地区、三川地区、横根地区及び琴田地区に、口径50ミリメートルから150ミリメートルの耐震型配水管を延べ854.1メートル布設いたしました。

経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

戻りまして、決算書1ページをお開きください。

平成30年度の決算書でございます。

初めに、（1）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額、合計の欄になりますが、16億3,107万3,000円に対し、決算額15億9,759万2,090円となり、執行率は97.9%となりました。内訳としまして、第1項営業収益の主なものは水道料金であり、第2項の営業外収益は一般会計補助金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額、合計の欄になりますが、14億8,590万円に対し、決算額13億9,709万8,266円となり、執行率は94%となりました。内訳としまし

て、第1項営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第2項営業外費用は企業債の利息等で、第3項特別損失は過年度分損益修正損、第4項の予備費は消費税及び地方消費税への充当であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入の部の第1款資本的収入は、予算額、合計の欄になりますが、1億3,882万5,000円に対し、決算額は1億811万6,360円となり、執行率は77.9%となりました。内訳は、第1項出資金、第2項負担金は、消火栓設置や配水管布設工事の一般会計負担金であります。第3項給水申し込み納付金、第4項は企業債であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の部でございますが、第1款資本的支出は、予算額、合計の欄になりますが、3億3,598万5,235円に対し、決算額は1億7,726万9,942円となり、執行率は52.8%となりました。内訳としましては、第1項建設改良費は、配水管布設等による拡張工事費、海上配水池耐震補強工事繰越分や配水管切り回し工事等の改良工事費、旭配水場1号、飯岡配水場低区各配水流量計更新工事等の固定資産取得費であり、第2項企業債償還金は、建設改良費等に係る企業債償還元金で、第3項その他資本的支出は、過年度分の給水申し込み納付金の還付及び国庫補助金消費税相当額返還額で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページの一番下の欄になりますが、ちょっと小さい字で申し訳ございません。資本的収入のうち平成29年度同意済企業債で平成30年度に借り入れた2,540万円を除く8,271万6,360円から、資本的支出1億7,726万9,942円を差し引いた収支不足額9,455万3,582円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額789万6,560円、減債積立金4,240万4,260円、過年度分損益勘定留保資金4,425万2,762円で補てんをいたしました。

続いて、3ページの損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は、2列目の数字になりますが、13億8,831万2,025円、2の営業費用は、2列目の数字になります、12億8,138万4,645円、差し引き営業利益は3列目の1億692万7,380円となりました。

続いて4ページをお願いいたします。

3の営業外収益は、2列目になりますが、9,874万8,017円、4の営業外費用として、これも2列目になります、1,247万3,651円、差し引きは3列目の8,627万4,366円のプラスとなり、3ページの営業利益を加えますと、経常利益は1億9,320万1,746円となりました。

6の特別損失は、3列目になりますが、マイナスの70万1,561円で、前段の経常利益に加えますと1億9,250万185円が平成30年度の純利益となり、当年度末処分利益剰余金は、一番下の一番右寄りになりますが、21億4,225万6,030円となります。

次に、5ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。

表の左の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、17億8,385万8,001円となりました。

表の中ほどになりますが、資本剰余金合計欄の当年度末残高は、これも一番下になりますが、91万3,307円となりました。

表の右から2列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は一番下になります、27億8,025万6,030円となりました。

表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は一番右下になりますが、45億6,502万7,338円となりました。

続いて、6ページをお願いいたします。剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の一番右の未処分利益剰余金の当年度末残高21億4,225万6,030円の処分にかかわるものでございますが、当年度純利益1億9,250万185円に対する部分としまして3,960万185円を減債積立金に、1億5,290万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てをし、その他の残りの19億4,975万5,845円につきましては資本金に組み入れるものでございます。

なお、その他の部分につきましては、みなし償却や組み入れ資本制度の廃止といった地方公営企業会計制度の改正に伴いまして、平成26年度以降、未処分利益剰余金として繰り越してきたものとなります。

次に、7ページの貸借対照表をお開きください。

資産の部の1、固定資産、次の8ページになりますが、2の流動資産の合計である資産合計、2の流動資産の一番下の資産合計は一番右の列になりますが、74億9,351万9,698円となりました。

続きまして次に、負債の部ですが、3の固定負債と、9ページになりますが、4、流動負債、5、繰延収益の合計である負債合計は、これも一番右になります、29億2,849万2,360円となりました。

次に、資本の部ですが、6、資本金、7、剰余金の合計額は、次の10ページの下から2行目に記載してございます資本合計、一番右になります、下から2番目です。45億6,502万

7,338円となり、これに前のページの負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、10ページの一番下の右側、74億9,351万9,698円となり、資産合計と一致いたします。

次に、12ページをお願いいたします。

(2)は議会議決事項であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、13ページ、2、工事でございますが、(1)は建設工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、15ページは年間の業務量であり、続きまして、16ページをお願いいたします。

16ページは事業収入に関する事項で、17ページは事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

4、会計(1)は、重要契約の要旨でございます。

続いて、19ページになりますが、(2)は企業債及び一時借入金の概況で、イ、企業債の概況は記載のとおりでございます。

続きまして、20ページから21ページまではキャッシュフロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、22ページから27ページにつきましては収益費用の明細書であります。科目ごとの明細となっております。

28ページにつきましては、固定資産の明細書となっております。29ページにつきましては企業債明細書となっております。それぞれ内容は記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長(向後悦世) 水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、平成30年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

堀江通洋監査委員、ご登壇願います。

(監査委員 堀江通洋 登壇)

○監査委員(堀江通洋) 監査委員の堀江です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算審査報告を申し上げます。

平成30年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした六つの特別会計並びに水道事業の公営企業会計の各決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計の決

算について審査を実施いたしました。

審査については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合、精査するとともに関係職員の説明を求め、さらに例月現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて、慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し、正確でありました。また、予算の執行並びに事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。公営企業会計の事業運営についても、健全で効率的な経営であると認められました。

初めに、一般会計歳入については、全庁的に債権回収に取り組んだ成果が本年度も収納率の向上に表れています。しかし、歳入全体では、依然として収入未済額及び不納欠損額が生じており、市民負担の公平性と貴重な自主財源を確保するため、引き続き効果的な収納対策により、収入未済額及び不納欠損額の縮減になお一層の努力を求めます。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査については、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率及び資金不足比率の審査において、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適正になされていることを確認いたしました。

具体的には、実質公債費比率は8.2%となり、前年度の8.5%から0.3ポイントの改善が図られています。将来負担比率についても、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため比率は算出されず、前年度に引き続き良好な状態であると認められました。

また、資金不足比率の審査においても、資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありません。

次に、水道事業について申し上げます。

損益計算書から経営状況を見ると、当年度純利益は、前年度と比べ19.0%減少しています。これは、平成30年10月1日からの水道料金改定による値下げに伴う給水収益の減少によるものです。

しかし、経営分析表を見ると、安定性を示す自己資本構成比率は88.7%で、前年度と比べ1.1ポイント上回っています。企業の収益性を示す収支比率は114.9%で、前年度と比べ3.5ポイント低下しているものの、前年度に引き続き、望ましいとされる100%を超えています。以上のことから、財政の健全性はおおむね良好であり、財務全般でおおむね健全な構造が維持されています。

事業収益の根幹である給水収益は、人口減少に伴う給水人口の減少等により、今後の大きな伸びは期待できないと考えられます。一方で、老朽化した施設の更新や耐震化対策の推進などに継続的な費用負担が見込まれ、水道事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されることから、公営企業としての効率的な経営と安定した収益確保に努めるとともに、老朽施設の計画的な更新や適切な漏水対策を講じることで、安心で安全な水を安定的に供給し、市民サービスの向上に努められることを望みます。

最後に、国及び地方を取り巻く社会情勢が厳しい中、普通交付税の合併算定替えの段階的縮減により、国の財政支援のさらなる減少が見込まれます。引き続き、行財政改革に取り組むとともに、旭市総合戦略等に掲げる施策を着実に実行し、限られた財源のもと、誰もが将来に渡って住み続けたいと思うまちづくりに取り組み、旭市のさらなる発展と市民福祉の向上に寄与されることを要望して、監査委員の総意といたします。

○議長（向後悦世） 監査委員の決算審査報告は終わりました。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第9号、議案第19号、議案第20号について財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第9号、議案第19号及び議案第20号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について説明申し上げます。補正予算書をお手元にお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3,600万円を追加し、予算の総額を302億3,800万円とするものです。第2条の債務負担行為の補正については後ほど説明いたします。

2ページと3ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、内容は事項別明細書でご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正です。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備委託については、J R 東日本との協定を締結するに当たり、当初4年間を予定していた事業期間を、5年間とするものです。

7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、順を追ってご説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1款3項2目環境性能割1,000円の追加は、今年度新設される軽自動車税の環境性能割の科目設定を行うものです。

8款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金720万7,000円の追加は、子ども・子育て支援臨時交付金の増によるものです。

13款1項1目民生費国庫負担金55万3,000円の追加は、障害児通所給付費等負担金の増によるものです。

13款2項2目民生費国庫補助金1,889万1,000円の追加は、1節社会福祉費国庫補助金のうち、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の増と障害者自立支援給付支払等システム事業費補助の新規計上と、8ページをお願いいたします。

2節児童福祉費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金の増と子育てのための施設等利用給付交付金の新規計上によるものです。

5目教育費国庫補助金100万4,000円の減は、幼稚園就園奨励費補助金の減によるものです。

13款3項2目民生費委託金46万2,000円の追加は、国民年金事務費交付金の増によるものです。

14款1項1目民生費県負担金892万2,000円の追加は、障害児通所給付費等負担金の増と子育てのための施設等利用給付費負担金の新規計上によるものです。

9ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費県補助金27万円の追加は、子ども・子育て支援交付金の増によるものです。

4目農林水産業費県補助金69万8,000円の追加は、さわか畜産総合展開事業費補助金の増によるものです。

以上で、歳入の説明を終わりました、続きまして、歳出になります。

10ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費163万1,000円の追加は、電算システム運用事業の増によるもので、

制度改正に伴う国民年金システムと、国民健康保険システムの改修費用について計上するものです。

3款1項2目障害者福祉費61万6,000円の追加は、障害者福祉事務費の増によるもので、法改正に伴う障害者福祉システムの改修費用について計上するものです。

3款3項1目児童福祉総務費3,554万円の追加は、子育てのための施設等利用給付事業及び幼稚園施設等利用給付事業の新規計上によるもので、どちらも本年10月から実施される幼児教育無償化に伴い、保育所や認定こども園、私立幼稚園の利用費などを補助するものです。

11ページをお願いいたします。

5目障害児福祉費110万7,000円の追加は、障害児通所支援事業の増によるもので、本年10月からの幼児教育無償化に伴い、児童発達支援等サービス利用費を助成するものです。

3款4項1目生活保護総務費123万2,000円の追加は、生活保護総務事務費の増によるもので、制度改正に伴う生活保護システムの改修費用について計上するものです。

6款1項4目畜産振興費104万7,000円の追加は、さわやか畜産総合展開事業の増によるもので、堆肥の利用増進のための多機能堆肥散布車の導入を行う認定農業者に対し、その費用の一部を補助するものです。

12ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費517万3,000円の減は、幼稚園就園奨励事業の減によるもので、本年10月からの幼児教育無償化に伴い、この事業が新たな事業に移行することから、執行後の事業費分を減額するものです。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号及び議案第20号について補足説明を申し上げます。

この議案は、いずれも財産の取得についてでありまして、初めに、議案第19号について申し上げます。

取得する財産は、水槽つき消防ポンプ車で、旭市消防団第1中隊第2分団第1部に配備されるものです。

金額は2,839万330円、取得の相手方は、東京都港区芝五丁目36番7号、三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京営業部部長山北忠司であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。令和元年6月17日に公告し、7月1日まで入札書の受け付けを行ったところ、5者から入札書の提出がありました。7月2日に開札した結果、最低制限

価格を提示した同社を審査したところ、予定価格に達し、入札参加資格要件を満たしておりますので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は7月9日、納入期限は令和2年3月19日であります。

予定価格は2,918万3,000円、落札率は97.28%であります。

続きまして、議案第20号について申し上げます。

取得する財産は、高規格救急自動車で、旭市消防本部に配備されるものです。

金額は3,619万円、取得の相手方は、千葉市中央区本千葉町9番21号、千葉日産自動車株式会社代表取締役清宮達男であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。令和元年6月17日に公告し、7月1日まで入札書の受け付けを行ったところ、1者から入札書の提出がありました。7月2日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりますので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は7月9日、納入期限は令和2年3月31日であります。

予定価格は4,305万4,000円、落札率は84.06%であります。

以上で、議案第19号及び議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） 議案第10号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

元号を定める政令による改定に伴い、平成31年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の名称を、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計予算とするものでございます。

続きまして、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の総額を7,300万円とするものでございます。

恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

5款1項1目繰越金は、説明欄1の前年度繰越金200万円を増額し、357万4,000円とするものでございます。これは平成30年度決算見込みの中で繰越金の増加が見込めることから、

江ヶ崎地区排水施設維持管理費、保守事業費の財源とするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

2 款 1 項 1 目維持管理費は、説明欄 1 の江ヶ崎地区排水施設維持管理費の11節需用費のうち、1、補修費200万円を増額するものでございます。内容といたしましては、江ヶ崎処理場内の汚水排水用の機器が故障し、修繕が必要となったため、補正するものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 八木幹夫 登壇）

○生涯学習課長（八木幹夫） 議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、滝のさと自然公園を指定管理者制度により管理運営をするため、新たに条例を制定するもので、隣接する海上キャンプ場と併せて1事業者を指定管理者とすることで、相互の施設の活用を図ろうとするものであります。条例の内容につきましては、従来どおりの公園としての利用ができるよう、おおむね旭市立公園条例を基に指定管理者制度の規定を取り入れたものとなっております。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

条例の1 ページをご覧ください。

第1 条から第3 条までは、滝のさと自然公園を公の施設として設置するための規定であります。

第4 条から第13条までは、公園の管理等について規定するものであります。

第5 条は、公園内の行為の制限を定めるもので、第1 項各号に掲げる行為を行う場合は教育委員会の許可が必要となるものです。

なお、指定管理者が業務を行う場合は、第5 条の許可及び次の2 ページの第6 条の許可の取り消しは指定管理者が行うものとなります。

第7 条は、公園内の行為の禁止について、第8 条は、利用者の危険防止のため、公園の利用の禁止、または利用の制限を規定するものでございます。

3 ページをお願いします。

第9 条は、公園を占有して使用する場合の許可について、また第10条は、その許可の取り

消しについて定めるものであります。

4 ページをお願いします。

第14条から第17条までは、公園の管理を指定管理者に行わせる場合について、業務の範囲や基準を定めたものです。指定管理者が行う業務は、公園の施設及び設備の維持管理と第5条及び第6条第1項に規定する行為の許可及び取り消し等になります。

続いて、5 ページをお願いします。

附則第1項は、本条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

附則第3項は、附則により旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するものであり、別表第1、その1に滝のさと自然公園の使用料を加えるものでございます。

6 ページをお願いいたします。

同様に、附則第4項は、附則により旭市立公園条例の一部を改正するものであり、別表の2、都市公園以外の公園の一覧から滝のさと自然公園を削るものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 生涯学習課長の補足説明は、終わりました。

議案第12号について庶務課長、登壇してください。

（庶務課長 栗田 茂 登壇）

○庶務課長（栗田 茂） 議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

10月から実施される子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子育てのための施設等利用給付、または地域子ども・子育て支援事業の実施のため、給付対象者の特定個人情報が必要となることから、市長部局で保有している地方税関係及び住民票関係情報について教育委員会が提供を受けるため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の5 ページをお開きください。

左側が現行でございます。右側が改正案となりまして、情報照会機関として教育委員会、事務として子ども・子育て支援法に関する事務、情報提供機関として市長、特定個人情報として地方税関係情報及び住民票関係情報を追加するものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 議案の補足説明は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第13号、議案第17号、議案第18号について消防長、登壇してください。

（消防長 川口和昭 登壇）

○消防長（川口和昭） 議案第13号、議案第17号、議案第18号の補足説明を申し上げます。

最初に、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表をご用意いただきたいと思います。

7ページと8ページでございます。

令和元年10月1日に予定されております消費税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されるため、使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するものでございます。

今回対象となる手数料につきましては、消費税率の引き上げにより、その積算に増額の影響を受ける手数料のうち、人件費や物件費などの変動を加味した試算を行っても、なお現行に比べて増額が必要となる危険物施設の手数料の改正となります。

内容につきましては、施設の設置許可にかかわるもので、浮き屋根式及び浮きぶたつき特定屋内タンク貯蔵所関係の3件となります。危険物を貯蔵する最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のものは158万円から159万円へ、5万キロリットル以上10万キロリットル未満のものは194万円から195万円へ、10万キロリットル以上20万キロリットル未満のものは226万円から227万円へ、3件とも1万円の引き上げとなります。

施行日につきましては、令和元年10月1日からでございます。

なお、今回の改正となる浮き屋根式などの貯蔵タンクは、屋根部分が危険物の量により上下に稼働するため、屋根と液体が密着し、可燃性ガスの充満及び蒸発を抑えることができます。このようなタイプは市原市を含む京葉臨海工業地帯などのコンビナートに設置されている大規模な貯蔵タンクでありまして、当管内には浮き屋根式などの貯蔵タンクはございません。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

先にお手元の新旧対照表をご用意いただき、48ページをお願いいたします。

成年被後見人などの権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、令和元年6月14日に公布されたことにより、旭市消防団条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、成年被後見人などは消防団員となることができないとする規定を削除することとし、免職を懲戒免職に改めるものでございます。

施行日は令和元年12月14日でございます。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表は49ページをお願いいたします。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器の設置の免除につきまして改正するものでございます。

第29条の5第1号につきましては、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令では種別が1種と記載されていることから、現行の規格省令に合わせるため、作動時間が60秒以内を種別が1種に改めるものでございます。

次に、同条第6号を第7号とし、第5号の次に新たな設置の免除に関する1号を加えるものでございます。

内容につきましては、住宅用防災警報器の設置義務がある住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を省令に定める技術上の基準により設置したときは、住宅用防災警報器の設置免除ができる内容であります。

施行日につきましては、公布の日からとなります。

今回、新たな設置免除を加えたことにつきましては、共同住宅の一部を民泊などの宿泊施設として使用する場合、本来、自動火災報知設備の設置が必要となりますが、その宿泊住戸部分が300平方メートル未満であるときは、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能となりました。

このことから、設置免除ができる規定を定めておかねば、特定小規模施設用自動火災

報知設備が設置されているにもかかわらず、住宅用防災警報器の設置義務が生じたままであることから、免除の内容を加えたものでございます。

なお、特定小規模施設用自動火災報知設備は、福祉施設や宿泊施設などのうち、小規模な施設だけに設置ができる設備であり、無線式の連動型警報機能つき感知器を用いることができ、自動火災報知設備に比べて受信機や配線工事が不要となり、容易に設置できる設備でございます。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 消防長の補足説明は、終わりました。

議案第14号、議案第15号について子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 石橋方一 登壇）

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、議案第14号並びに15号について補足説明申し上げます。

初めに、議案第14号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

子ども・子育て支援法の主な改正内容といたしまして、現行の子ども・子育て支援制度の保育所、認定こども園などの利用者負担額を無償化にするとともに、新制度へ移行していない幼稚園や認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設し、無償化を進めていくものであります。

このたびの無償化に伴い、本市の保育料の額や納付減免等に関する事項につきましては、別途施行規則で定めるものといたします。今回の条例改正は、子ども・子育て支援法の一部改正における用語の変更に伴って該当箇所を修正するものであります。

それでは、新旧対照表の9ページをご覧ください。

第2条及び附則3中の「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものでございます。

なお、本条例は、令和元年10月1日から施行の予定でございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

令和元年5月31日付の内閣府令第8号で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準の一部を改正する内閣府令が定められたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

主な改正内容についてご説明いたします。

10ページは、題名及び目次の改正でございます。現行の第1章から第3章を改正案では第1章としてまとめ、新たに第2章として特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を追加するものでございます。

11ページからは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準の一部改正であり、第2条、定義では、第10号から第19号まで用語の意味の改正について定めております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

第13条第4項第3号は、利用者負担額等の受領の条項中、食事の提供に要する費用についての改正であります。現行では、満3歳以上の保育認定子どもの保育料の中に副食分が含まれていたため、主食分のみの実費負担でございました。

このたびの無償化に伴い、保護者の市民税所得割合算額が7万7,101円未満の教育認定子ども、同じく市民税所得割合算額5万7,700円未満の満3歳以上の保育認定子ども、なお、ひとり親世帯等につきましては7万7,101円未満となります。及び、国の多子軽減制度による第3子以降に対して、給食費徴収の中から主食分を徴収可能な費目から除外するものと定めております。また、満3歳未満の保育認定子どもについては、現行どおり保育料に給食費、主食、副食分が含まれているので、除外するものであります。

続きまして、39ページをお願いします。

10行目からは、第2章、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の規定が新たに追加され、新制度への移行していない幼稚園や認可外保育施設が預かり保育事業や一時預かり事業等の支援の提供をした場合、提供の記録や利用料や実費徴収可能費用の受領、提供証明書の交付等の運営に関する取り扱いについて定めたものであります。

なお、本条例も令和元年10月1日から施行予定でございます。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長の補足説明は、終わりました。

議案第16号、議案第22号について市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 遠藤泰子 登壇）

○市民生活課長（遠藤泰子） それでは、議案第16号及び議案第22号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、住民基本台帳法施行令等の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏を加えられること及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、旧氏での印鑑登録が可能となるよう、また、印鑑登録証明書等に旧氏の併記ができるよう所要の改正を行うものでございます。

今回の法改正の背景には、社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加する中で、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくするという女性活躍推進の観点があり、本人が希望して届け出ることにより、住民票やマイナンバーカードに旧氏が記載できるようになりましたので、印鑑登録につきましても旧氏が併記できるように、旭市印鑑条例の第5条と第14条の規定に旧氏を定義する改正を行うものでございます。

これによりまして、結婚や離婚、養子縁組などで氏が変わっても、それ以前の旧氏の印鑑が実印として使えるようになります。

この条例の施行は令和元年11月5日からとなります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第22号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が令和元年12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第22号で推薦したい方は、旭市入野449番地にお住まいの宮穂広子氏、昭和30年8月1日生まれの方です。

宮穂広子氏は、永年にわたり市職員として市行政に携わってこられ、豊富な知識と経験をお持ちで、常に地域住民の視点に立ち、住民福祉の向上に努めてこられました。平成28年4月から千葉県男女共同参画地域推進委員及び旭市男女共同参画推進懇話会委員を務めておられ、温厚誠実な人柄で、地域における信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものです。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はございません。

また、委員の任期は、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間となります。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 市民生活課長の補足説明は、終わりました。

議案第21号について建設課長、登壇してください。

（建設課長 加瀬博久 登壇）

○建設課長（加瀬博久） 議案第21号、工事委託協定の締結について補足説明を申し上げます。

本議案は、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業における総武本線飯岡・倉橋間蛇園こ道橋新設他工事の委託協定の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案内容についてご説明申し上げます。

1点目の協定の名称は、総武本線飯岡・倉橋間蛇園こ道橋新設他工事委託であります。

2点目の協定の方法は、随意契約方法であります。

3点目の協定の金額は、18億8,866万9,000円であります。

4点目の協定の相手方は、千葉市中央区弁天二丁目23番3号、東日本旅客鉄道株式会社、執行役員千葉支社長西田直人であります。

次に、協定内容について申し上げます。

まず、協定の手法としては、工事費用、事業年度、工事施設の概要等を定め、これを基本の協定として締結することとなります。

事業年度は、令和元年度から令和5年度までの5か年であります。

工事の委託内容は、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に伴う、鉄道との交差部における道路横断部のトンネル工事及び鉄道施設の設備工事を行うものであります。

令和元年度から令和5年度までの年度別工事費につきましては、令和元年度は7,000万円、令和2年度は2億5,000万円、令和3年度及び令和4年度は、それぞれ2億4,999万9,000円、令和5年度は10億6,867万1,000円を見込んでおります。

今後のスケジュールにつきましては、本議会において議決をいただいた後に、東日本旅客鉄道株式会社と総武本線飯岡・倉橋間蛇園こ道橋新設他工事の委託協定及び年度協定を締結することとしております。

その後、東日本旅客鉄道株式会社において入札手続きが行われ、施工業者が決定されることとなります。

なお、工事の着手の時期といたしましては、令和2年2月上旬頃になると伺っております。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 建設課長の補足説明は、終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 在田浩治 登壇）

○保険年金課長（在田浩治） 報告第1号、平成30年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について補足説明を申し上げます。

表をご覧ください。

B欄の基金現在高は、平成29年度末と同額の1,000万円であります。

貸し付け等の状況でございますが、C欄の貸し付けをご覧ください。年度中の貸し付け件数は21件で、405万2,000円の貸し付けとなっております。

返済につきましては、D欄の返済において21件全て返済となっておりますことによりまして、F欄の預金残高は1,000万円となっております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 保険年金課長の説明は、終わりました。

報告第2号、報告第3号について財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 報告第2号及び報告第3号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第2号、平成30年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について申し上げます。

1枚めくって、表をご覧ください。

まず、算定項目1の実質赤字比率であります。これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市におきましては黒字であったため、該当いたしません。

次に、2の連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表しております。

次に、3の実質公債費比率であります。これは、一般会計から公営企業会計、一部事務

組合までを含めて旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は、早期健全化基準の25%を下回る8.2%となっております。昨年度の8.5%と比べますと0.3ポイント改善しておりまして、議会への報告及び公表が義務化された平成19年度の決算以降、11年連続で改善しております。

次に、4の将来負担比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率として算定されず、該当なしとなりました。

以上のとおり、平成30年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしました。今後も財政の健全性確保に向け、努めてまいりたいと思います。

以上で、報告第2号の説明を終わります。続きまして、報告第3号、平成30年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について説明申し上げます。

1枚めくって、表をご覧ください。

平成30年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業会計はありませんので、全て該当いたしません。

なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、平成30年度は、全ての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。公営企業会計につきましても、一般会計と同じく、引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたいと思います。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 財政課長の説明は、終わりました。

報告第4号から報告第7号の報告4件について企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） それでは、報告第4号から第7号までご説明をいたします。

まず、報告第4号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成30事業年度の業務実績に係る評価結果について、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により報告いたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成30事業年度が終了し、法人から1年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第1項及び第3項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

資料の1ページをご覧ください。

ローマ数字のⅠ、年度評価の考え方になります。その２段落目になりますが、評価の際には、法人から提出された報告書を基に、同病院評価委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。

評価の基本方針については、（１）に記載されている①から⑦までの七つになります。

次に、（２）年度評価の方法についてですが、年度評価については、当該年度計画に定めた事項ごとに行う項目別評価と、業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

１、項目別評価の方法ですが、中項目評価、大項目評価の手順で行いました。

２ページをお願いします。

①の中項目評価は、法人による小項目、細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

②大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準は、中項目、大項目それぞれ、Ｓ、年度計画を大きく上回っている、Ａ、年度計画を上回っている、Ｂ、年度計画をほぼ予定どおりに実施している、Ｃ、年度計画を下回っている、Ｄ、年度計画を大きく下回っており改善が必要である、この５段階となっております。

２、全体評価の方法になりますが、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っており、評価基準は、Ｓ、計画を大幅に達成し、または計画より大幅に進んでいる、Ａ、計画をやや超えて達成し、または計画よりやや進んでいる、Ｂ、おおむね計画どおりに進んでいる、Ｃ、計画をやや下回り、または計画よりやや遅れている、Ｄ、計画を大きく下回り、もしくは計画よりも大幅に遅れ、または業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められるの５段階評価となっております。

次に、ローマ数字のⅡ、全体評価をご覧ください。

（１）の評価結果になりますが、全体の評価結果は、Ａ、計画をやや超えて達成し、または計画よりやや進んでいるでありました。

３ページをお願いします。

（２）判断理由ですが、業務実績については、三つの大項目ともＡ評価、年度計画を上回っているでありました。

法人は、地域医療支援病院として地域医療全体の充実に取り組み、地域住民の健康の維持

及び増進に寄与しながら、経営面では、安定した経営基盤が構築されております。また、法人の運営管理体制としては、I S O 9001の維持のほか、臨床検査の国際規格 I S O 15189の取得など、医療品質の継続的な向上に対する取り組みがなされているなど、業務運営の改善及び効率化が十分になされているものと判断できることから、平成30事業年度の業務実績は、年度計画を上回っているものと判断しております。

(3) の評価委員会委員からの意見、指摘事項などですけれども、法人の自己評価結果は妥当なものと認められるとのことでした。

4 ページをお願いします。

ローマ数字Ⅲの項目別評価から 7 ページにかけては、三つの大項目ごとの評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが示されております。

なお、各項目の詳細については、別添平成30事業年度業務実績に係る評価結果をご覧くださいいただければと思います。

以上で、報告第 4 号の報告を終わります。

続きまして、報告第 5 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第 1 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果について、地方独立行政法人法第28条第 5 項の規定により報告いたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院から、第 1 期中期目標期間、平成28年度から令和元年度、今年度末ですけれども、終了時に見込まれる業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

なお、この評価は、次期中期目標と中期計画を策定するに当たり、現中期目標期間の見込み評価を行うことで、できる限り現状を反映させるために実施するものです。

資料の 1 ページをご覧ください。

ローマ数字のⅠ、中期目標期間見込み評価の考え方になります。

これについては、先ほどの平成30事業年度の業務実績に係る評価結果と同様に、同病院評価委員会からの意見を踏まえ、評価の基本方針に基づき、項目別評価と全体評価を併せて行いました。それぞれの評価基準については、2 ページに記載のとおり S から D までの 5 段階評価となっております。

では、ローマ数字のⅡ、全体評価をご覧ください。

(1) の評価結果になります。全体の評価結果は A、中期目標をやや超えて達成し、また

は中期目標よりやや進んでいるでありました。

3 ページをお願いいたします。

(2) 判断理由ですけれども、評価対象となる三つの大項目ともA評価でした。法人は、救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉の提供を担いつつ、開院以来の健全運営を維持しながら、地域の中核的な基幹病院として地域住民の健康を支えてきました。第1期中期目標期間においては、各年度計画の達成状況から、中期計画については総じて上回る見込みであると判断しております。

(3) の評価委員会委員からの意見、指摘事項などがございますが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められ、中期目標の達成が見込まれるほか、記載の意見がございました。

4 ページをお願いいたします。

ローマ数字Ⅲの項目別評価から7ページにかけては、評価対象となる三つの大項目ごとの評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、別添第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果をご覧くださいと思います。

以上で、報告第5号の報告を終わります。

続きまして、報告第6号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成30年度の事業経営状況及び令和元年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

では、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業経営状況について申し上げます。

資料、平成30年度事業報告書になります。

1 ページをお開きください。

病院の概要になります。1には現況が、2ページの2には病院の概要が記載されております。

3 ページになります。

3には組織図が、4は財務諸表の要約、財務情報、事業に関する説明につきましては4ページから16ページにかけて、年度計画に定めた項目についてどのように取り組んだのか記載されております。

なお、決算関係については、16ページから3枚めくっていただいた別の資料、財務諸表等によりご説明申し上げます。

資料を2枚めくっていただき、1ページ、2ページをお願いいたします。

こちらは貸借対照表になります。

左側1ページは、資産の部になります。有形固定資産などの固定資産と現金及び預金などの流動資産で、右の列の一番下、資産の合計は551億9,935万8,774円です。

右側の2ページになります。負債の部は、独立行政法人移行前の地方債償還債務や退職給付引当金などの固定負債と未払金などの流動負債で、負債の部合計は393億5,611万7,964円、その下の純資産の部は、資本金と資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産の部合計158億4,324万810円となり、右の列、一番下の負債純資産の合計は551億9,935万8,774円です。

続いて3ページ、4ページをお願いします。

こちらは損益計算書になります。これは税抜きのもので。

3ページ、営業収益合計は372億2,292万357円、営業費用合計は356億5,784万4,564円、一番下の営業利益は15億6,507万5,793円となりました。

4ページになります。

営業外収益合計は6億3,240万2,079円、営業外費用合計は4億1,857万1,917円、経常利益は17億7,890万5,955円となりました。また、臨時利益合計は2億1,356万5,869円、臨時損失合計は146万9,758円で、一番下から2行目、当期純利益は19億9,100万2,066円となりました。

5ページをお願いいたします。

キャッシュフローの計算書になります。

下から3行目、資金減少額は、マイナスの1億9,663万210円、一番下、資金期末残高は117億7,356万6,795円となりました。

6ページは、利益の処分に関する書類になります。

当期総利益19億9,100万2,066円については、全額積み立てをしております。

7ページは、行政サービス実施コスト計算書になります。一番下の行、行政サービス実施コストは15億6,242万6,972円となりました。

8ページから11ページまでは注記事項、12ページから27ページまでは財務諸表の附属明細書、28ページは消費税を含む決算報告書になります。

続きまして、次の資料、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院2019年度計画になります。こちらについては、今年度病院が取り組む事項が項目ごとに記載されております。

こちらの資料の10ページをお開きください。

第4、予算になります。単位は100万円です。

1、予算ですが、収入計は11ページになります。406億4,100万円、支出計は436億4,800万

円です。

12ページをお願いします。

2の収支計画ですが、収益の部、計391億1,500万円、費用の部、計386億800万円、13ページになりますけれども、13ページの表の一番下、総利益は5億700万円です。3の資金計画になります。資金収入及び資金支出は、それぞれ532億6,000万円としております。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

続きまして、報告第7号、株式会社季楽里あさひの平成30年度の事業経営状況及び令和元年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

始めに、平成30年度事業報告でございます。お手元の資料では、経営状況報告書、第4期と表紙に明記されているものでございます。

1ページ目をご覧ください。

1、事業報告書の(1)概況でございます。道の駅季楽里あさひについてですが、平成27年10月の開業以来、多くの方にご利用いただいております、平成30年度の来場者数は115万人、道の駅全体の売上額は7億5,243万円となりました。

2、株式会社季楽里あさひの会社概要の(1)株主の概要についてです。株式数、株主数とも設立時から変更はございません。(2)株主総会及び取締役会等の開催状況については、ご覧のとおりであります。月1回の頻度で役員会を開催し、集客向上に向けた各種の対策など、健全な経営に向けた協議を行っております。(3)、(4)は、それぞれ、年度末現在の役員及び従業員の状況です。(5)決算期後に生じた会社の状況ですが、①から⑧に記載したとおり、利用者の拡大に向けた各種の取り組みを展開しております。

続いて、3の決算報告書についてです。第4期、平成30年4月1日から平成31年3月31日の決算について報告いたします。当期の純利益は1,720万円となりました。

5ページをご覧ください。

貸借対照表となります。

左側の資産の部は、流動資産と固定資産で、現金や預金などの計で1億3,954万1,212円です。右側の負債の部は流動負債で、買掛金や未払費用、未払法人税などで、負債の部、計が4,305万9,990円、その下の純資産の部は株主資本で、資本金は設立時と同じ4,400万円、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部、計が9,648万1,222円となり、一番下の負債・純資産の部の計が1億3,954万1,212円となりました。

続いて6ページ、損益計算書になります。こちらは税抜きの数字でございます。

売上高が 6 億 4,392 万 5,802 円、売上げ原価が 4 億 9,410 万 7,783 円となりまして、売上げ総利益が 1 億 4,981 万 8,019 円です。販売費及び一般管理費は 1 億 3,348 万 9,871 円で、営業利益が 1,632 万 8,148 円です。また、営業外収益は 393 万 5,140 円、営業外費用は 2 万 8,495 円です。そして、経常利益が 2,023 万 4,793 円となり、一番下の当期純利益が 1,722 万 4,993 円となりました。

続きまして、7 ページは、販売費、一般管理費の内訳となりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

利益剰余金の処分になります。開業以来 4 期連続の黒字で、利益剰余金が 5,100 万余りとなっており、今回 1 株当たり 1,000 円の配当金と、会社法により利益準備金の積み立てを行いました。次期繰り越し利益は 4,984 万 1,222 円となっています。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

4 の第 5 期事業計画、令和元年度分になります。基本方針において、(1) 物販・花木部門、(2) レストラン部門、(3) 加工室の積極的活用、(4) 営業に分かれていまして、内容はそれぞれ記載のとおりでございます。

11 ページをお願いいたします。

11 ページでは、令和元年度に計画する予算を計上しております。左側の前年度実績は、ただいま説明させていただいたとおりであります。真ん中の予算額をご覧いただきたいと思えます。

売上高の計が 6 億 7,640 万円です。売上げ原価の計が 5 億 1,800 万円、売上げ総利益は 1 億 5,840 万円となります。販売費及び一般管理費の計が 1 億 4,203 万円、差し引きしますと営業利益は 1,637 万円です。営業外収益の計が 370 万 1,500 円、経常利益は 2,003 万 1,500 円、法人税等が 300 万円で、一番下の純利益は 1,703 万 1,500 円となっております。

以上で、報告第 7 号、株式会社季楽里あさひの平成 30 年度事業経営状況及び令和元年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（向後悦世） 企画政策課長の説明は、終わりました。

報告第 8 号について行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 井上保巳 登壇）

○行政改革推進課長（井上保巳） 報告第 8 号、私債権等の放棄についてご説明申し上げます。

この私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、

平成30年度に放棄した私債権等の内容を、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告の2枚目に、私債権等の放棄の内訳として、債権名、放棄事由、件数及び金額を記載しております。

平成30年度は、市営住宅家賃が6件で86万5,150円、水道料金が51件で78万7,123円となり、全体としては57件で、165万2,273円の債権を放棄いたしました。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（向後悦世） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は9日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時11分

令和元年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和元年9月9日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 決算審査特別委員会設置
- 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
- 第 4 決算審査特別委員会議案付託
- 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 第 6 常任委員会議案付託

出席議員（14名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	6 番	米 本 弥一郎
8 番	宮 内 保	9 番	高 木 寛
10 番	飯 嶋 正 利	11 番	宮 澤 芳 雄
12 番	伊 藤 保	13 番	島 田 和 雄
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（3名）

4 番	林 晴 道	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市		

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行政改革 推進課長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治

企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子
環 境 課 長	木 内 正 樹	保険年金課長	在 田 浩 治
健康管理課長	遠 藤 茂 樹	社会福祉課長	仲 條 義 治
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 博 久	都市整備課長	加 瀬 宏 之
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	宮 負 亨
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	加 瀬 政 吉
生涯学習課長	八 木 幹 夫	体育振興課長	花 澤 義 広
監 査 委 員 長 事 務 局	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名、議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（向後悦世） おはかりいたします。

台風15号の影響により、市内に多数被害もあることから、本日の会議は延会とし、明日は休会の日であります。議事の都合により会議を開くことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって本日は延会することに決しました。明日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午前10時 2分

令和元年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和元年9月10日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第22号直接審議（先議）
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
-

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	井上保巳	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	遠藤泰子
環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負亨
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	高安一範	事務局次長	池田勝紀
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（向後悦世） 日程第1、議案質疑。

議案質疑を行います。

議案第1号から議案第22号までの22議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

ここで、執行部に申し上げます。

議案第1号の質疑の通告によりますと、質問の項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおり、答弁をしてください。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について質問いたします。

最初に、21ページの交通安全対策特別交付金についてであります。

国からの反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付される交付金だと思います。その具体的な内容について、お尋ねいたします。

前年から見ると、課長の話ですと9.7%減額ということですから、その具体的な内容をお聞かせ願います。

次に、135ページの出産祝金支給事業についてであります。

説明資料の中に、28年度から第2子への祝金を開始し、30年度の実績は出産祝金215名で2,930万円、小学校の入学祝金として71名、355万円と記載がありますが、その予算に対して

どのようになったのか、また、その効果はどうかお尋ねいたします。

3点目といたしまして、203ページの狩猟免許取得費助成金についてであります。その具体的な内容についてお尋ねいたします。

以上、3点、お願いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、片桐議員の質問に対してお答えいたします。

議案第1号の交通安全対策特別交付金の具体的な内容と9.7%の減の内容ということでございますけれども、先ほど、片桐議員のほうから話がありましたけれども、この交付金は、道路交通法による反則金を原資として、信号機、道路標識、ガードフェンス、カーブミラー等の交通安全施設の整備などに充てる経費を、国が、都道府県、市町村に交付するもので交通事故の発生防止を目的としております。

交付基準は、交通反則金等の収入から控除額を差し引いた総額に対し、各地方公共団体の区域内における人口集中地区人口、交通事故発生件数、改良済道路延長を配分指標として、それぞれ1対2対1の割合で交付額を算定することとなっております。

9.7%の減ということですが、今、申し上げました人口集中地区だとか事故の発生件数だとか、そういったものを勘案した結果が9.7%の減になったということでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、片桐議員の質疑に対してお答えいたします。

まず、平成30年度の予算に対してどのように行ったかという質問に対してお答えいたします。

平成30年度の予算編成時は、前年度の伸び率を勘案して出産祝金を270件、入学祝金を76件見込んでおりました。実績として出産祝金は215件、入学祝金は71件の支給となりました。

二つ目のご質問、効果はどのような効果があるかということでございます。

近年、少子化が進む中、旭市独自の事業として、出産等を奨励、祝福して祝金を支給することで、子どもの健やかな成長の一助になるものと認識しております。なお、支給された方々からは、今後も続けてもらいたいという声を多くいただいております。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、203ページ、狩猟免許取得費助成金についてお答えいたします。

具体的な内容につきましては、有害鳥獣捕獲事業従事者確保のため、平成30年度から旭市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱を制定いたしまして、30年度は1名に交付を行ったものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、1点目の21ページ、交通安全対策交付金についてであります。昨日の自然災害等でだいぶ、その前から必要なカーブミラーとか安全に対しての必要な箇所が何か所かあるかと思えますけれども、昨日の自然災害でだいぶカーブミラー等も破壊されていますので、そういったところを早目に確認していただき、これからも早目の設置をお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、ただいまの片桐文夫議員のご質問の内容についてお答えします。

一昨日の台風等で、たくさんの倒木あるいはカーブミラーの根元から折れたというような案件が多数ございました。対応につきましては、建設課のほうで対応をしておりますので、早急に修繕等を行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、よろしくお願いいたします。

2点目の出産祝金事業についてであります。

この中で、第1子の出生人数は何名ほどいたのかお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 正確な第1子の出生人数というのは、ちょっと把握されておりませんが、旭市では出生後4か月以内に全家庭を対象に、保健師や助産師が訪問する赤ちゃん訪問事業を実施しております。

その件数が、最も近い数字と思われますのでその件数を申し上げます。平成28年度220件、

平成29年度191件、平成30年度164件でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員、議案質疑ですので一括してこの1号議案のやつを3項目全て、一括で質問してほしいんです。よろしくお願いします。

○1番（片桐文夫） もう、終わりなんですか。

○議長（向後悦世） 一括だから。

○1番（片桐文夫） はい、じゃ、すみません。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） まず初めに、昨日未明、千葉県付近に上陸した台風15号の影響で、本市において甚大な被害を目の当たりいたしました。被災者に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、深夜の暴風雨や、なお今続く停電の影響で寝不足になってしまった方、復旧作業に当たる方は決して無理をせず体調管理に十分気をつけてください。

また、消防署職員、それから消防団団員各位には、被災復旧に迅速に対応いただいておりますことを心より感謝申し上げます。地域の力、地域のきずなでこの困難を乗り越えてまいりたい、そのように思います。

それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について、まず決算書16ページの1款1項にございます市税について質問をいたします。

3,731万2,560円の大変大きな額を不納欠損としておりますが、個人分に対しては人数と直近3か年の推移、また法人分に対してはその件数と具体的な各理由を伺います。

次に、139ページの備考欄、一番下にございます16、民間教育・保育施設改築等事業についてであります。この事業は予算案に際し、質疑を繰り返しても疑問が残る唯一の事業でありましたので、決算の詳細を知りたく質問をいたします。

当事業は、認定こども園の園舎増改築によるもので、延べ床面積を414平方メートルから788平方メートルにすると担当課より、当時、説明がありました。

僕は、本市においては少子高齢化による人口減少とともに、子どもの数が著しく減っている現状でなぜ定員を45人から75人へと30人も増やし、大規模増改築で床面積を大幅に増やすのか疑問に思い説明を求めましたが、根拠に乏しかったので設計変更等の修正を促した事業でありました。

それでは、定員75人に対する現在の入所者数、本市の類似施設の入所率と入所者1人当た

りの延べ床面積とを比較して伺います。

次に、平成30年度一般会計決算の実質収支について質問をいたします。

歳入総額307億3,189万8,000円、歳出総額290億1,588万7,000円、差し引き17億1,601万1,000円となっており、翌年度に繰り越す財源額が6億4,615万円で実質収支が10億6,986万1,000円となっていますが、まず、翌年度に繰り越す財源の主な繰り越し事業とその原因を財源ごとにお尋ねします。

また、実質収支の10億6,986万1,000円は非常に大きな繰越額と考えますが、担当課の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの林晴道議員の個人市民税の不納欠損額ですけれども、平成30年度の人数は512名でございます。金額といたしまして3,650万9,560円となりました。直近の状況でございますが、平成29年度は700人で6,581万9,392円、平成28年度は671名で4,498万434円となっております。

法人市民税の欠損につきましては、平成30年度は9件、80万3,000円、平成29年度は18件で473万6,069円、平成28年度は15件、337万6,343円となっております。法人の主な欠損の理由といたしましては、経営悪化や倒産等による法人の解散等によるものでございます。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、私のほうから139ページの民間教育・保育施設改築等事業についてお答えいたします。

類似施設の入所者数、入所率、1人当たりの面積ということでございます。

まず、30年度に実施整備を実施いたしましたいいおか幼稚園につきましては、利用定員が75名でございます。7月1日現在の入所者数が58名、入所率77%、1人当たりの面積が13.6平方メートルでございます。同じく類似施設ということで、認定こども園こひつじ幼稚園は、利用定員が300名、入所者数が316名、入所率が105%、1人当たりの面積が5.4平方メートルでございます。最後、うなかみ幼稚園、利用定員が100名、入所者数が68名、入所率68%で1人当たりの面積が7.6平方メートルでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから2点、翌年度へ繰り越すべき財源の内訳と

財源ごとの金額とその理由が1点、もう1点が、実質収支額が多いがその見解ということでございました。

まず、翌年度へ繰り越すべき財源ですけれども、継続費通次繰越額2,996万円につきましては、新庁舎建設事業に係る継続費についての通次繰り越しとなります。

繰越明許費繰越額、5億9,907万4,000円ですけれども、対象事業は10ございます。このうち主な事業としまして、小学校施設改修事業の3億1,264万5,000円、これにつきましては市内小・中学校の空調設置工事の設計及び工事費のうち小学校分に係るもの。それと中学校施設改修事業の1億3,593万4,000円で、同じく市内小・中学校の空調設置工事の設計、工事費の中学校分に係るものでございます。

事故繰越につきましては1,711万6,000円、対象事業は4事業です。主なものとしては、防災対策整備事業の716万6,448円で、今年3月に発生した断水時に配布した保存水の購入に係るものです。

続きまして、実質収支額が多い、この見解についてということでございます。

実質収支額につきましては、自治体の財政規模等によって適正な額が異なりますので、この実質収支を比較する財政指標の一つとして、実質収支比率というものがございます。この実質収支比率については、平成30年度の県平均は5.4%でした。平成30年度における旭市の実質収支比率は6.0%ですので、県平均を少し上回っている状況です。

こういったことから考えまして、平成30年度の実質収支額においては、若干多いのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、何点か質問をします。

まず、市税の不納欠損についてですが、納付期限後の滞納者に対し督促状をまず送付して、それでも納付ができない方には、るる催告を送付するということです。その後、財産調査などをした後、差し押さえになろうかと思いますが、では、この30年度において督促状それから催告、財産調査、差し押さえの各件数を伺い、また財産の差し押さえに関して、どの程度、納付状況や滞納額に影響があったのか、具体的にお尋ねします。

次に、民間教育・保育施設改築事業であります。本市においては税収が減っていく中で、少子高齢化による人口減少とともに子どもの数は著しく減っていきます。

そんな中、当時、入所者32人から定員数を75人へと倍以上増やし、大規模な増改築を行い

ましたが、本市は同様に類似施設を今後このように大規模化を図る施策であるのか、そうであれば、なぜ当該施設だけこのような大規模化を認めたのか明確な答弁を求めます。

また、監査時においてはどのように調査をしたのか、それから会計検査院、これの調査は行われないのかを伺います。

3点目です。

繰り越した財源の事業、それにはさまざまな原因があるとは思いますが、これは本市の規模から見て事業量が多過ぎたために起こっているのかと、そのような捉え方もできますが、担当課の見解を求めます。

また、実質収支や繰越額が大きいということは、市民の要望や必要な事業を先送りして後回しにしていると、そのようにも言えますので、その点も併せて伺います。

○議長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 平成30年の滞納整理の状況について、申し訳ありませんが国民健康保険税を含めた数値でお答えさせていただきます。

督促状につきましては、4万5,821件を送付してございます。催告書につきましては3万497件を発送してございます。財産調査につきましては3,067件を実施し、差し押さえ件数は480件でございます。差し押さえ等につきまして、充当金額といたしまして327件で9,537万8,533円を充当してございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 今後も、大規模改修を図っていくのかという質問に対してお答えいたします。

民間事業者から、市に対して補助金を活用した施設整備計画があった場合、大幅な定員の増加を伴う大規模改修を認めていくのかということについて、まず、民間事業者から施設整備計画を実施したい意向を示された場合、これまでと同様に、利用定員の設定も含め内容を十分に精査し、教育・保育ニーズに合った施設運営を期待するとともに、市民が安心して子を産み育てていける環境整備を支援していきたいと考えております。

しかし、あくまでも補助事業です。事業実施の際は、当然、事業者負担が発生いたします。また、施設整備後も適正な事業運営、人材確保や入園児の募集など可能であることを前提としております。その上で、市の教育・保育ニーズに合った確保方策に合う内容かどうか判断して補助事業として妥当かどうか、実施していきたいと考えております。

このように、各施設の計画状況の判断は個別に実施してまいりますので、一律に大規模化を認めるという性質のものではございませんので、どうか理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（伊藤義一） それでは、ただいま監査時、どのように監査、調査したのかというご質問にお答えいたします。

平成30年度の全体的な決算審査におきましては、9月4日の開会日でございますが、本会議場において監査委員から決算報告のあったとおりでございます。市から提出された決算書類等を基に行いまして、財務状況につきまして適正に手続きが行われているかどうか、収支は適正であるか等を主に審査いたしました。

その結果、平成30年度決算につきましては、おおむね適正であると認められたものでございます。

この事業を実施するに当たりまして、担当課で国や県との関係機関と十分な協議を行い、関係者から意見を聞きながら決定したものであり、それを予算化し実施したものでございます。このことから、決算審査の段階でこれら一つ一つの事業の評価につきましては、実施してございません。あくまでも収支のほうにつきまして実施したものでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○監査委員事務局長（伊藤義一） すみません。会計検査院の関係でございますが、こちら、大変申し訳ございませんが会計検査院の調査になりますので、市の監査委員のほうからはこれをやるかどうかということは、今の段階でははっきりしてございません。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 今の会計検査の件でございますが、当然、県から補助金をいただいている、大もとは国の補助金を県に来てということになりますので、会計検査、必ず旭市が当たるとも限りませんので、ただし、当たらないとも限りません。ただ、対象にはなると思います。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、質問のほう2点ございました。

まず、1点目ですけれども、翌年度へ繰り越すべき財源が大きいのは事業量が多過ぎるからではないかということがございました。

翌年度繰り越しにつきましては、平成27年度は3億4,175万6,000円、28年度は8,853万8,000円、29年度は1億2,731万8,000円と、過去3年間はそれほど多くはございませんでした。平成30年度は6億4,615万円と多くなっております。

この主な要因につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、市内小・中学校の空調設置工事の設計及び工事費の合計4億4,857万9,000円、これが一番大きなものになります。これは国の補正後に12月補正を行って、その後、設計業務委託を始めたため工期確保が難しく、繰り越しとなったものであります。

事業の繰り越しにつきましては、大規模工事の有無や、各状況の進捗状況、また今回のように市の事情以外の要因など、さまざまな要因で起こることもあり、各年度によってさまざまな要因があるというふうに認識しております。

それと、もう1点でございます。もう1点が、実質収支額が大きくなった理由は、やるべきことをやらなかったんじゃないかということでございます。

実質収支額につきましては、1年間の財政運営の結果でありまして、執行状況、大規模事業の有無、その他の進捗などさまざまな要素がございます。予算編成に当たりましては、各課からの要求に対し事業内容や必要性などを精査し、その過程で、住民からの要望等を考慮に入れつつ、予算編成に取り組んでおります。

例えば、住民からの要望の多い生活道路関連予算などは、年々、拡充しているということもございます。平成30年度決算における剰余金も、必要な事業や住民からの要望などを先送りした結果ではないというふうに認識しております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、質疑3回目、最後の質問をさせていただきますが、まず市民税の不納欠損の状況でありますけれども、地方交付税が減額される今、一般財源はしっかり確保しなければなりません。

担当職員には、大変、重要な職務に当たり何かと苦勞があると思いますが、本市の健全運営に尽力され、感謝をいたしております。市税は貴重な自主財源であり、税の公平、平等の観点から見て、職務を遂行してもらわなければなりません。

このような状況を、どのように捉えているのかお伺いしたいと、そのように思います。

次に、民間教育・保育施設改築等事業であります。少子化が進む中で定員を倍以上に増やし、この増改築により入所者1人当たりの延べ床面積は、市内21施設ある中において飛び

抜けて大きく、税の公平、平等性にも問題を感じ、大きな疑問が残る事業であると考えます。

僕は、国の会計検査院の検査が及んだら、やはり同じことを言われるのじゃないのかなと、そのように思いますが造ってしまったものでありますので、しっかりと皆さん、工夫、知恵を出し合ってその点を補ってもらいたいとそのように思いますけれども、加えて今、公立の保育所の改築工事が着工となり、ここが一番僕は感じるんですが、本市の民間で努力をいただいている類似施設への影響が心配であります。

その点に関する本市の考えと、民間施設とはいえ税金が投入される補助事業において、これはあくまでも一般的な行政運営としてお尋ねしますが、施主や職員が関連業者等の紹介、さらにはあっせん、ひもづけのようなことはいかがなものなのか、その実態について、分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

最後に、旭市一般会計の実質収支についてですが、今定例会終了後に令和2年度の予算編成が本格的に始まると思いますので、できる限り繰り越し事業にならないよう努めてもらいたいと考えますし、この決算を踏まえてどのように取り組まれるのか、具体的に伺います。

本市では、さまざまな事業を計画し健全財政のため財政運営を策定していると思いますが、繰越額が大きくなるのであれば、例えば臨時財政対策債を借り入れなくとも、この30年度ですと7億円の繰り入れを行っているわけですから、長期的または短期的な視点に立って財政運営を行えないのか、本市の見解、担当課の見解を求めたい、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの林晴道議員の職員に対してのことということで、職員の努力により徴収率は年々上昇して、県内でも上位のほうに行くような感じにはなっております。

ただ、そこで財産調査を行って徹底した担税力のないものについては、執行停止などを行っている段階でございます。そういった形で税金徴収等に係る納税折衝や差し押さえといった滞納処分については、他の業務とちょっと異なり心理的にも負担は大きいという形で私は思っておりますので、その辺については、今後もケアをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、林議員の質問に対してお答えいたします。

今後、公立の保育所等の設備の改築整備を行う中で、民間への影響がどのようになるのか

というのについてお答えいたします。

ただいま、市では公立保育所の個別施設計画のほうを策定中でございます。そのような中で、保育所の民営化、再編、統合化等を含む中、利用定員も含めて、民間、公立を含めた中で整備していきたいと考えていきたいと思っております。

続きまして、2点目の民間事業所への業者のあっせんですか、そちらについてのご質問でございますが、今回のように大規模な改築事業等につきましては、市の入札方法に準じて実施するように指導しております。

今回の場合は、一般指名競争入札という形で、民間事業所のほうが業者を選定して入札をしたものでございますので、そこであっせん的なことがあったかどうかについては、市のほうは把握というか、ないという前提で認識しておりますのでよろしくお願いします。

(発言する人あり)

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、2点ほど質問がございました。

まず、1点目で予算編成に当たって、繰り越し事業にならないようにどうすればいいかということが1点ございました。

予算編成に当たりましては、各課から提出されました要求を基にヒアリングを実施しますが、その際には住民要望だとかを、そういったものを十分に取り入れて行いますけれども、その際に、年度内に実現可能かどうかと、そういったところもしっかり精査していきたいと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、自分のところの要因ではないもの、例えば国の交付決定の遅れだとか、急な事業化だとか、そういったものについては必然的に繰り越しになるということがございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

それと、もう1点です。臨時財政対策債を借り入れなくてもよいのじゃないのか、実質収支額が多いからという点でございますけれども、例えば30年度は9億円予算、発行可能額9億3,400万円ですか、それに対しまして7億円ということで、29年度は9億5,000万円に対して5億円ということで発行額については抑えてございます。

ただ、これが当初の予算という関係もございますので、いきなりそれをぴったりに合わせるということは難しいので、臨時財政対策債の発行につきましては、そういった予算上の編成を見きわめながら幾ら借りるかということを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、令和元年9月旭市議会定例会の第1号議案についての質問をいたします。

まず、17ページ、固定資産税現年課税分について、納税義務者数と徴収率、それから未納者数についてお尋ねをいたします。

次に、19ページ、都市計画税現年課税分について、納税義務者数と徴収率、未納者数についてお伺いします。また、固定資産税と徴収率が同率の徴収率の理由をお尋ねします。

次に、37ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業費委託金10万円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

39ページ、土地売却収入424万4,074円について、従前の利用状況、場所、面積、単価、売却先と、なぜ売却したのかをお尋ねします。

41ページ、ふるさと応援寄附金4,847万5,348円についてであります。寄附金の件数と最高金額と最低金額、県内と県外の件数についてお尋ねをします。また、県内で一番多い市町村名と金額、その中で旭市の順位についてお尋ねをいたします。

41ページ、災害復興基金繰入金について、これについては予算に対して繰入金額が少なくなっていますが、その理由をお尋ねします。

43ページ、東日本大震災復興交付金基金繰入金についてであります。予算に対してこれも繰入金額が少なくなっていますが、その理由をお尋ねします。

49ページ、臨時財政対策債についてであります。発行可能額と発行可能額まで借入れを行わなかった理由をお尋ねをします。

69ページ、職員厚生事業助成金140万9,515円についてであります。事業内容と予算額に対しての不用額、その理由についてお尋ねをします。

75ページ、不動産鑑定委託料15万6,600円について、具体的な内容についてお尋ねします。

79ページ、ふるさと応援寄附推進事業2,277万8,843円についてであります。寄附金額に対しての総事業費の割合、寄附金額と実質収入額についてお尋ねをします。

89ページ、地域公共交通再編実施計画策定支援業務委託料480万6,000円についてであります。この策定の目的と具体的な内容についてお尋ねをします。

95ページ、防犯パトロール委託料143万7,065円について、この委託先と具体的な内容につ

いてお尋ねをします。

113ページ、社会福祉協議会補助金1,487万4,848円について、この補助金の目的と具体的な内容についてお尋ねをします。

115ページ、あさひ健康福祉センター運営事業2,083万6,155円について、これがどのような事業内容なのかをお尋ねをします。また、利用者人数についてもお尋ねをします。

115ページ、被保護者就労支援事業200万円について、具体的な内容についてお尋ねします。

121ページ、コミュニケーション支援事業委託料13万7,420円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

127ページ、敬老大会開催事業の通信運搬費81万7,450円について、この具体的な内容についてお尋ねをします。また、市全体の対象者数、出席者数、出席率、さらに旧地域ごとの対象者数と出席者数、出席率についてお尋ねします。

135ページ、認定こども園施設型給付事業2億5,532万3,622円について、具体的な内容についてお尋ねします。

139ページ、民間教育・保育施設改築等事業1億3,940万5,000円についてではありますが、これも具体的な内容についてお尋ねをします。

141ページ、ひとり親家庭等医療費等扶助費784万4,978円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

143ページ、解体・撤去工事258万1,200円について、具体的な内容、場所とその箇所数についてお尋ねをします。

149ページ、保育士処遇改善事業3,228万円について、具体的な内容についてお尋ねをします。また、対象となる旭市の民間保育所数と保育士の人数についてお尋ねをします。

169ページ、特定不妊治療費助成事業306万9,000円について、具体的な内容と対象者数についてお尋ねします。

173ページ、きれいな旭をつくる会補助金359万7,526円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

179ページ、環境中ダイオキシン類調査事業103万6,800円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

189ページ、農業振興地域整備計画策定支援業務委託料256万6,000円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

193ページ、市民農園事業59万8,770円について、場所などの具体的な内容についてお尋ね

をします。また、現在の利用人数についてお尋ねをします。

203ページ、狩猟免許取得費助成金1万5,200円について、これ先ほど片桐議員も質問しましたが、この免許の取得には、免許にもいろいろあります。網とかわなとか鉄砲とかいろいろありますがどういう免許の取得なのか、そしてこれは猟友会の会員に対する補助なのか、それとも全く猟友会に関係のない方への補助なのかお尋ねをします。

211ページ、企業誘致促進事業61万3,738円について、事業の具体的な内容についてお尋ねをします。

217ページ、観光施設改修工事費411万4,800円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

219ページ、九十九里観光サーフィングカップ補助金50万円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

225ページ、道路維持補修事業2億1,700万475円について、補修を行った本数、延長についてお尋ねをします。

道路新設改良事業1億3,828万7,942円について、改良を行った本数、延長についてお尋ねをします。

237ページ、公園維持管理費7,920万9,737円について、幾つの公園の管理費なのか、カメラ設置工事費の具体的な設置場所についてお伺いします。

239ページ、あさひパークゴルフ場維持管理事業費の賃金735万8,490円について臨時職員の職務内容と勤務体制、時間単価についてお尋ねをします。

239ページ、あさひパークゴルフ場維持管理事業費の施設維持管理委託料907万4,160円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

241ページ、旭スポーツの森公園整備事業979万7,760円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

245ページ、住宅リフォーム補助事業947万8,000円について、具体的な内容についてお尋ねをします。そして、直近の希望者数と交付件数についてお尋ねをします。また、今年度の状況についても併せてお尋ねします。

259ページ、防災行政無線整備工事2,376万円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

267ページ、沖縄交流事業220万7,135円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

311ページ、飯岡歴史民俗資料館管理費68万946円について、どのような資料を保管してい

るのか、また、年間の来場者数についてお尋ねをします。

319ページ、海上キャンプ場運営事業2,244万1,441円について、具体的な内容と年間の利用者数と、市内、市外の人数についてお尋ねをします。

次に、321ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業253万9,012円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

329ページ、社会体育施設改修事業の体育館改修工事1億910万7,480円について、具体的な内容についてお尋ねします。

329ページ、社会体育施設改修事業の電気設備改修工事1,433万1,600円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

337ページ、借入金償還費、借入金利子支払費について、償還金の元金の予算が不足し、償還金利子の予算から283万1,000円を流用しています。何でこのようになったのかお尋ねします。

533ページ、育英基金について、基金は安全、確実、有利な方法で運用すると考えますが、この基金はどのように運用しているのかお尋ねします。そして、他の基金は債権や定期預金で運用して、わずかであるが運用益が生じていると思いますが、これについてお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） それでは、高橋議員の質疑に対して答弁をいたします。

平成30年度の固定資産税の納税義務者数につきましては3万462名、徴収率につきましては97.56%、未納者につきましては1,767名でございます。

続きまして、都市計画税の現年分課税についてでございますが、納税義務者数につきましては1万7,309名、徴収率につきましては97.56%で同率でございます。

3 番目の徴収率が同率の理由ということでございますが、固定資産税、都市計画税とも課税者が 2 万円課税されている方に対して、うち 1 万円が納付された場合、調定に対する案分率で充当しますので、徴収率は同率ということになっております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金について具体的な内容をということでしたが、これについては事業費の内訳ということでお答えをいたします。

事業費の算出については、決算書の 281 ページ、備考欄 1、中学校教育振興費になります。8 報償費 75 万 1,005 円のうち、講師謝金として 5 万円、9 旅費 7,102 円は講師旅費、11 需用費については、消耗品費のうち、プランターや花の苗、土、メッセージの材料費として 4 万 4,000 円となっております。

以上です。

（発言する人あり）

○学校教育課長（加瀬政吉） この 10 万円を中学校教育振興費の中に入れてあります。

（発言する人あり）

○学校教育課長（加瀬政吉） 失礼いたしました。この委託金の 10 万円については、本市、旭市立第二中学校がオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定されまして、オリンピック・パラリンピック教育の実践を委託されたことに対し千葉県から交付されたものです。失礼いたしました。

○議長（向後悦世） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） それでは、（4）、39 ページ、土地の売り払い収入についてお答えいたします。

土地の売り払い収入の内容は、普通財産の土地の売り払い収入になります。30 年度の内訳は、法定外公共物、いわゆる赤道を用途廃止したもの 6 件でございます。面積につきましては、全部これ、一緒でよろしいでしょうか。面積につきましては、679.11 平方メートルでございます。売却金額は、424 万 4,074 円となっております。場所につきましては、そういうことで赤道でございますので、6 本ですが、萩園・平松地先であったり、2 本目は椎名内地先でございます。3 本目、飯岡地先、4 番目、鎌数地先、5 番目、鎌数地先、6 番目、萩園地先ということになっております。

なぜ売却したかということでございますけれども、いわゆる赤道を用途廃止してございまして、現在、市においては、特別に使用目的のない普通財産でございますので、払い下げを受けまして払い下げをしたということになります。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうから5項目め、ふるさと納税について、ふるさと応援寄附について申し上げます。

まず、総件数ですけれども、1,784件を受けております。このうち返礼品贈呈の対象となる市外の個人の方からの寄附は1,748件、4,584万9,000円でした。市内の個人の方からの寄附は1件、100万円、団体等からの寄附は35件、162万6,348円でございます。

そのうちの最高金額ということですが、今申し上げました市内の個人の方からの寄附、これは返礼品の対象にはなりませんけれども、100万円ということになります。

それと、県内と県外どちらから寄附が来ているかということですが、これ、29年度の数字で申し上げますと、まず県内からは全体の27.74%で、県外であって関東地区のものが49.05%、その他の県外が23.21%となっております。

それと、金額的に寄附を集めている市町村名、県内で申し上げます、それと金額ですね。1位は長生村6億2,644万円、2位は勝浦市5億6,846万円、3位が南房総市4億30万円、これくらいでよろしいでしょうか。

それと、旭市の順位ということでございました。旭市は、県内54市町村中、27位ということで、ちょうど真ん中辺りということになります。

では、続きまして、6項目めの災害復興基金繰入金について予算から比べて繰入額がかなり少ないということですが、これにつきましては、当初予定しました充当すべき事業の執行の状況によって執行額が当初予定を下回りましたので、それに見合った金額を充当したということでございます。

それと、7項目め、東日本大震災復興交付金基金繰入金について、こちらも予算額に比べて繰入額が少ないとのご指摘でございます。こちらも6項目めと同じく、当初予定した充当事業についてその執行が少なかったために、それに見合った充当を行った結果でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから49ページ、臨時財政対策債についてお答え

いたします。

発行可能額ですけれども、9億3,487万6,000円、これに対し発行額は7億円となっております。発行可能額全額発行しない理由ですけれども、ご存じのとおり臨時財政対策債につきましては、借りなくても交付税算入されるということがございます。そういった中、平成30年度の収支状況を踏まえて可能な範囲で臨時財政対策債の発行を抑制したということでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） （9）の69ページ、職員厚生事業助成金についてお答えいたします。

まず、内容でございます。内容三つございます。一つ目は職員組合共済事業助成金、これが16万1,030円。二つ目として健康管理助成事業、これで83万7,000円。最後、三つ目として職員体育大会助成金事業、これが41万1,485円でございます。

それと、予算に対して不用額が出ている理由というお尋ねもございました。これにつきましては、平成30年度、予算は計上しておりましたが、執行の段階というか、廃止したものが二つございます。その二つですが、一つは研修の助成金、もう一つが文化教養の助成金ということで、これら個人に対してのものでございましたので、予算は組みましたが、執行の段階では行わず、廃止をしているというのがございます。そのほかの事業につきましても予算の見積もり時の数字と比べて実績の数字が少なかったという理由もありまして不用額が出ているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） それでは、（10）、75ページ、不動産鑑定委託料15万6,600円について回答いたします。

不動産鑑定委託料の内容としましては、市の公有財産、これは普通財産になりますけれども、これを売却する際の予定価格の参考とするために不動産鑑定評価を行ったものでございます。鑑定評価対象の市の土地は、旭市萬歳地先でございます。地目は宅地、面積は525.23平方メートルとなっております。

それと、先ほど、すみません、（4）で少し答弁漏れがあったのですがよろしいでしょうか。土地の価格については、全体の価格ということで424万4,000円とお答えいたしましたが、個別6本ある払い下げた赤道の土地の価格は、それぞれ隣接地の評価額を参考として算定

いたしました。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは項目の11、ふるさと応援寄附推進事業について実際の寄附金額と実質の収入額は幾らになるのかということでした。

実質の収入ですが、収入額4,847万5,348円からこちらの経費2,277万8,843円を引きまして、実質の収入というものは2,569万3,505円となっております。

それと、その収入の全体に対する実質収入額の割合ですけれども、53%ということになっております。

それと、12項目めの地域公共交通再編実施計画策定支援業務委託料、こちらの目的と具体的内容ということでございました。市では、平成29年度によりよい公共交通網を形成するため、旭市地域公共交通網形成計画というものを立てました。これに即しまして、実質的な交通網の整備に関する計画を立てたものが当該事業でございます。

こちらの目的ですけれども、先ほど、交通網形成計画のことで言いました交通弱者に対してよりよい利用しやすい交通網を計画することが目的でございます。具体的内容に関しましては、既存のコミュニティバスのルートの見直し、それとデマンド交通の導入、並びにこのコミュニティバスとデマンド交通を絡めた全体的な交通網の計画について策定の内容でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） （13）、95ページの防犯パトロール委託料についてお答えいたします。

まず、委託先ですが、委託先は公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会でございます。具体的な内容でございますが、防犯パトロールにつきましては、二つの形態で行っております。一つは、防犯指導員によるパトロール。こちらはボランティア、無償でやっていただいております。ここの決算書に出ているものは、シルバー人材センターへの委託ということで、先ほど申し上げたところに委託している部分でございます。

そのシルバー人材センターのパトロールでございますが、2人1組で行っておりまして、市内全域を3ルートで実施しております。おおむね3時間程度ということで、巡回をいただいております。平成30年度につきましては、延べで202回実施したところでござい

す。

以上です。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 社会福祉課からは、（14）から（18）までお答えさせていただきます。

初めに、（14）、決算書の113ページ、備考欄4、19にあります社会福祉協議会補助金1,487万4,848円についてお答えさせていただきます。

本補助金の目的ですが、高齢者、障害者等、地域住民の多様な福祉ニーズに応えるべき民間福祉活動の中核として位置づけられている社会福祉協議会に対し、事業の充実を図るため、福祉活動専門員等の人件費を助成するためのものでございます。内訳としまして、事務局長及び福祉活動専門員2名、合わせて3名分の人件費でございます。

次に、（15）、決算書の115ページ、備考欄5、あさひ健康福祉センター運営事業についてお答えいたします。

あさひ健康福祉センターは、地域社会の健全なる発展及び福祉の増進を図るため設置されました。主な設備は、浴場、カラオケのできる多目的ルーム、高齢者向けのトレーニング室、くつろげる和室の休憩室などがあり、住民の健康維持、増進並びに地域のコミュニティの助成を図る場所の提供として寄与しているところです。

ご質問の本事業費2,083万6,155円でございますが、あさひ健康福祉センターの施設の管理運営に係る費用で、事業費の主なものは、臨時職員の賃金、光熱水費、維持補修や浴場設備保守点検委託料等建物維持管理費でございます。利用者数は、1万9,886人ございました。

続いて、（16）、決算書の115ページ、備考欄6、被保護者就労支援事業についてお答えいたします。

被保護者就労支援事業の200万円は13の委託料で、被保護者就労支援事業委託料となります。本事業は、平成27年度より生活保護法に基づく支出事業で、生活保護受給者のうち、就労への阻害要因が少なく、就労していない方等を対象として、被保護者が主体的に就労活動を行い、就労を実現できるよう適切な支援を行うことを目的に実施しています。

委託の具体的な内容ですが、業務管理責任者、就労支援員を配置し、面接相談、支援計画の策定、求職活動への支援、同行、関係機関との連携、職場定着支援などの業務を行っております。

次に、（17）、決算書の121ページ、13、委託料のコミュニケーション支援事業委託料13

万7,420円についてお答えします。

本事業は、地域生活支援事業の一つで、聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため意思疎通を図ることに支障がある人と、そのほかの人との意思疎通を図るために手話通訳者の方を派遣したものでございます。派遣回数は18回、総時間37時間で、13万7,420円でございます。

続いて、(18)、決算書の127ページ、備考欄5、敬老大会開催事業、17の役務費、通信運搬費81万7,450円についてお答えします。

内容といたしましては、70歳以上の高齢者を敬老大会へ招待するためのご案内はがきで、1万4,331通分の郵送料でございます。

敬老大会の昨年の実施の状況ですけれども、9月17日、全体では1万4,376人の対象者、参加者は1,388人、参加率は9.7%でございます。

地域ごとの参加者等でございますけれども、市内3か所で行いました。東総文化会館では旭地域、対象者8,103名のうち出席者696名、参加率は8.6%です。干潟地域は、1,736名の対象者のうち100名の出席、参加率は5.8%です。海上公民館では海上地域、対象者数は2,185名、出席人数は262名、参加率は12%でございます。いいおかユートピアセンターでは飯岡地域、対象者2,352名、出席者284名、参加率は12.1%でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは、(19)から(24)の質問に対して回答いたします。

まず、(19)、認定こども園施設型給付事業について具体的な内容ということでございますので回答いたします。

認定こども園を利用している児童に対して、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付の支給認定をいたします。給付につきましては、保護者における個人給付を基礎といたしますが、確実に教育、保育に要する費用に充てるため、市から法定代理受領する仕組みとなっており、各施設へ給付いたします。

認定こども園の場合、保育料は各施設が利用者から徴収いたしますので、公定価格から保育料分を差し引いた金額となります。平成30年度事業費の2億5,532万3,622円の内訳といたしましてこひつじ幼稚園へ1億5,325万7,322円、うなかみ幼稚園へ5,380万9,530円、いいおか幼稚園へ4,325万7,170円をおのおの納付いたしました。そのほか、市外の認定こども園へ

行っている子ども、2施設合わせて499万9,600円を給付いたしました。なお、財源は、国庫負担金、県負担金及び一般財源でございます。

続きまして、(20) 民間地域子ども・子育て支援事業費の助成事業についてご説明申し上げます。

本事業は、市町村が地域の実情に応じ、旭市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する事業となっております。現在、子育て支援課で実施している事業につきましては、4事業になります。

まず、一つ目が地域子育て支援拠点事業。こちらは、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業でございます。

二つ目は、一時預かり事業。家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について保育所、幼稚園、その他の場所で一時的に預かり、必要に保護を行う事業でございます。

三つ目、病児保育事業。病気の児童について病院、保育所等に付設された専用スペース等を利用し、看護師や保育士が一時的に保育を行う事業でございます。

四つ目、延長保育事業。保育認定を受けた子どもについて通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業でございます。

それでは、市内の事業所保育施設において各事業を実施している内容をご説明いたします。

まず、サンライズ・ベビーホームにおかれましては、地域子育て支援事業及び延長保育を実施しております。おうめい保育園においては、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業、それと延長保育事業を行っております。鶴巻保育園におかれましては、地域子育て支援拠点事業及び病児保育事業、延長保育事業を実施しております。ひかり保育園につきましては、延長保育事業を実施しております。干潟町中央保育園につきましては、地域子育て支援拠点事業及び延長保育事業を実施しております。あさひこひつじ幼稚園につきましては、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業を実施しております。

以上です。

続きまして、(21) 民間教育・保育施設改築事業について具体的な内容をご説明いたします。

教育・保育施設環境の向上を目的として、民間の保育所等が園舎の新設、建て替え、増改

築等の施設整備を行う場合、国や県の補助金を財源に事業費の一部を助成するものであります。

平成30年度につきましては、学校法人宮の杜学園認定こども園いいおか幼稚園の園舎増改築事業に対して、事業費の一部を助成いたしました。老朽化した旧園舎を解体・撤去し、鉄骨づくり2階建て、延床面積788平方メートルの新園舎を改築したものです。

続いて、事業の内容ですが、決算説明資料35ページにも記載のとおり、補助対象となる総事業費は、2億3,158万1,343円でございます。その内訳として、本体工事費が2億1,795万6,769円、解体・撤去工事費が498万8,894円、設計監理料が863万5,680円で、全て消費税8%を含む金額でございます。

なお、本事業は、外溝工事や駐車場整備費等は補助対象外となっております。

以上です。

続きまして、(22)ひとり親家庭等医療費等扶助費784万4,978円についてお答えします。

本事業は、18歳の年度末までの児童を持つひとり親家庭等の親及びその児童、父母のいない児童も含みます、が保険医療給付費等を受けた場合、自己負担額のうち、通院及び調剤ごとに毎月1,000円を除いた額、入院につきましては入院時の食事療養費と入院時の生活療養費を除いた額を助成しています。

平成30年度の支給件数は、通院が2,037件、入院が180件、調剤が516件で、合わせて2,733件に対して784万4,978円を助成いたしました。また、ひとり親家庭等医療費の対象家庭数、こちら、受給者証を交付した件数でございますが、571件となります。

以上です。

続きまして、(23)解体・撤去工事258万1,200円についてお答えいたします。

児童遊園は、地元区と施設維持管理業務委託を締結しております。平成30年度は、解体・撤去工事は3回に分けて遊具撤去工事を実施いたしました。どの遊具も老朽化が進んでおり、主体構造に問題が起きていて、修理しても使用することができないことから、利用者の安全確保を第一に考えて撤去したものでございます。

それでは、場所と箇所数についてご説明いたします。

全部で11施設実施しております。一つ目は、馬場児童遊園のブランコを撤去しました。二つ目につきましては、神宮寺児童遊園の滑り台と鉄棒を撤去しました。三つ目、井戸野並木児童遊園の遊動木を撤去いたしました。四つ目は、新川観音児童遊園のブランコと太鼓雲梯を撤去いたしました。5件目が井戸野石尊児童遊園、そちらの鉄棒と滑り台、太鼓雲梯を撤

去いたしました。6件目が椎名内子供の遊び場のスプリング遊具を撤去いたしました。7件目は、十日市場児童遊園の山型雲梯及び滑り台、遊動木を撤去いたしました。8件目は、倉橋児童遊園の太鼓雲梯またかご型ブランコ、鉄棒を撤去いたしました。9件目、大間手児童遊園のブランコ及びスプリング遊具、シーソー、滑り台の四つを撤去いたしました。10件目、並木児童遊園については、鉄棒を撤去いたしました。最後、11件目は、中央児童遊園の滑り台と雲梯を撤去いたしました。

以上です。

続きまして、(24) 保育士処遇改善事業についてお答えいたします。

本事業は、平成29年10月から実施したもので、民間の保育所等に勤務する保育士等の処遇改善に係る事業に対して補助し、保育士等の確保及び定着対策を一層推進するとともに、市内の民間保育所等の保育環境の改善を図ることを目的としております。

事業概要といたしまして、市内の民間保育所8施設及び公設民営保育所1施設の常勤保育士または保育教諭に対して、月額2万円の賃金加算を行うものであります。

平成30年度は、民間保育所5施設、85名及び認定こども園3施設、41名並びに公設民営保育所の干潟保育所15名の合計141名の保育士等に対し3,228万円を助成いたしました。なお、財源につきましては、干潟保育所分を除く2,890万円の2分の1が県の県費補助として交付されております。

以上です。

○議長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 私からは、項目25、決算書169ページ、特定不妊治療費助成金の具体的内容と対象者についてお答えいたします。

本事業は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療に対しまして、経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成するものであります。

助成額は、不妊治療に要した費用から県の助成額を差し引いた額の2分の1となりまして、1年度当たり10万円を限度とするものでございます。

次に、対象者数でございますが、平成30年度実績で申し上げますと、組数34組の方が延べ件数としまして40件、助成額としましては、306万9,000円の助成を行っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、私のほうから2点続けて回答いたします。

初めに、173ページ、きれいな旭をつくる会補助金の具体的な内容についてお答えいたします。

この補助金は、市民の環境意識の醸成を図るとともに、市と市民が一体となって地域環境の保全及び美化を推進する運動を行うため、きれいな旭をつくる会に対し交付し、各種事業を通じて環境美化を推進しています。

事業の内容としましては、1、清掃活動として、春、秋の年2回、市を挙げてゴミゼロ運動を実施しております。また、海岸地区では、年1回、地区住民の方による清掃活動を実施しております。

2として、花いっぱい運動としまして、地区やボランティア団体に花の苗を配付しています。

3、奨励金等としまして、住民の環境美化に対する意識の向上を図るため、環境美化モデル地区の奨励や環境美化ボランティア団体への報奨に要する経費です。

4、その他の環境美化に関する運動として、環境衛生大会の開催、不法投棄防止のための看板等となります。

続きまして、179ページ、環境中ダイオキシン類調査事業の具体的な内容についてお答えいたします。

ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、市内において、大気を2か所で年2回、測定場所は旭市浄化センター、海上公民館となります。水質を1か所で年1回、測定場所は新川干潟大橋となります。土壌を1か所で年1回、測定場所は中央児童公園となります。それぞれ調査を実施しているものであります。なお、全ての箇所で測定結果は、基準値を下回りました。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、項目の（28）、189ページの農業振興地域整備計画策定支援業務委託料256万6,000円について回答を申し上げます。

具体的な内容につきましては、平成29年から3か年契約の2年目の事業になります。

まず、土地の情報の精査、整備計画の見直しの基本方針等の検討、あとは変更後の計画書案の作成、県との事前協議資料等の作成となっております。

次に、項目29番目、193ページの市民農園事業の場所など、具体的な内容と利用人数についてお答え申し上げます。

場所につきましては、鎌数地先と岩井地先に2か所の市民農園があります。鎌数は80区画、岩井地区が32区画の農園がございます。

利用状況につきましては、鎌数が43人、岩井が5人、合計48人となっております。

次に、30番の203ページ、狩猟免許取得費用の助成についてでございますが、免許の種類は、わな猟免許の新規取得に係る費用に対して助成を行っているものでございます。対象者は、個人となります。個人で町会、猟友会に所属した者ということで、その方に交付を行っているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから31番目、211ページの企業誘致促進事業についてご説明申し上げます。

平成30年度の決算の主な内容としましては、旭市企業誘致条例、これは30年度ですので旧条例でございます、に基づく奨励措置として、あさひ鎌数工業団地内の企業1社に対し、排水処理施設の奨励金29万7,810円、緑化事業の奨励金として6万2,400円、合計36万210円の奨励金を交付しました。そのほかに、企業誘致審議会の委員の報酬、それから使用しております公用車の車検代等々の支出をしております。

なお、旭市企業誘致条例につきましては、本年第1回定例会において廃止し、新たに旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例を制定したところでございます。

続きまして、32番、217ページ、観光施設改修工事についてご説明申し上げます。

まず、旭市営海浜プールのプールサイドの修繕工事で69万1,200円、こちらは市営海浜プールの排水溝の修繕、ひび割れ等がございましたので、そちらを補修し、塗装を行った工事でございます。

続きまして、上永井公園改修工事38万8,800円、こちらは上永井公園に設置いたしました映画ロケ地の記念碑、モニュメントにつきまして照明を取りつけた工事でございます。

続きまして、長熊釣堀センターの改修工事98万2,800円、こちらは長熊釣堀センター内の歩道の老朽化に伴う改修工事でございます。

続きまして、旧食彩の宿いいおか荘高压受電設備更新工事111万2,400円、同じく高压引き込みケーブルの更新修繕工事93万9,600円でございます。これらにつきましては、旧いいおか荘から使用していた受電設備、こちらは市営プールも使っている受電設備でございます。こちらにつきまして老朽化がございましたので、更新工事を行ったものでございます。

以上でございます。

続きまして、33番、219ページの九十九里観光サーフィングカップの補助金についてご説明申し上げます。

本大会は、東日本大震災により減少した観光客を呼び戻すために、九十九里浜の海岸地域に立地するサーフショップ11社が共同で始めたサーフィン大会でございます。平成25年度から実施され、今回で第7回となります。日本サーフィン連盟公認の大会であり、全国から毎年200名を超える多くの選手が参加しております。市としましては、この大会がサーフィンのメッカである旭市にとって夏季観光の集客に寄与する大会である、また全国からお客様が見えるということで、地元のPRにもつながるということで支援をしているところでございます。補助金については、50万円を支出しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からは、二つの項目についてお答えをしたいと思います。

まず一つ目の項目、34、こちら、225ページになりますが、道路維持補修事業について、このうちの第15節工事請負費 2億458万475円の工事本数と総延長ということでお答えをいたします。

道路や道路構造物に補修等を行うもので、道路維持補修工事として74件、道路のり面等の復旧工事が20件、合計94件で、工事の総延長は約4,780メートルでございます。

続きまして、二つ目の項目、35、227ページ、道路新設改良事業になります。こちらにつきましても工事の本数と総延長ということでお答えをしたいと思います。

第15節工事請負費の内容についてです。

道路の拡幅等を行う道路改良工事が4件、道路や水路の排水整備を行う道路排水工事が22件、道路の舗装工事が2件の合計28件で、工事の総延長は約2,180メートルでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 都市整備課からは、36番それから40番の5点についてお答え申し上げます。

初めに、36番、237ページの公園維持管理費について幾つの公園を管理しているのか、その内容についてお答え申し上げます。

13節委託料の公園維持管理委託費で、通年で管理委託している公園は15公園となります。

その内容ですが、除草や樹木の剪定、施肥、病虫害防除、トイレ清掃などを行っております。

また、カメラの設置工事について内容をお答え申し上げます。

カメラの設置は、文化の杜公園に2か所、袋公園に1か所、袋東公園に1か所の計4か所について防犯カメラを設置しております。

次に、37番、239ページのあさひパークゴルフ場維持管理事業費の賃金についてお答え申し上げます。

業務の内容につきましては、臨時職員を6名任用しまして、2名1組で、半日ずつ2交代で受付、料金取り扱いや施設の管理業務を行う職員の賃金となっております。

続きまして、38番、239ページのあさひパークゴルフ場維持管理事業費の施設維持管理委託についてお答えいたします。

この内容につきましては、コースの樹木管理……

(発言する人あり)

○都市整備課長(加瀬宏之) すみません、申し訳ございません。先ほどの回答に答弁漏れがありました。時給920円で雇っております。よろしいでしょうか。

内容です。コースの樹木管理、芝生管理など、コース全体の維持管理を行う費用となっております。特にコース上の芝刈りにつきましては、管理回数を年30回と多く設定することで、利用者が快適にプレーしていただけるよう管理を心がけているところでございます。

次に、39番、241ページの旭スポーツの森公園整備事業についてお答えいたします。

この事業は、公園内の園路が供用開始後20年以上経過しまして、一部舗装が劣化するなど、利用に当たり危険もあったことから、舗装部分の打ち替えを行ったものでございます。

工事施工区間は、ウォーキングやランニングで利用する方が多いことから、工事期間を分けて平成29、30年度の2か年で工事を施工いたしました。園路全体の延長約600メートルのうち、平成29年度は約半分の360メートルを施工し、平成30年度は残りの区間240メートルを施工したところでございます。

続きまして、40番、245ページ、住宅リフォーム補助金についてお答え申し上げます。

リフォーム補助金につきましては、1住宅につき1回、リフォーム工事に要した費用の10分の1の額について20万円を限度として補助する制度でございます。

主な工事内容は、外壁塗装や浴室、トイレ、キッチン等の水回りの改修などとなっております。平成30年度、対象件数は64件となります。

また、直近の希望状況ということでお答え申し上げます。

今年度は、86件の申請受け付けと、この受け付け後、問い合わせ等も含め約20件ございました。合計で106件となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） それでは項目の41番、259ページの防災行政無線整備工事についてお答えいたします。

工事の内容は、沿岸部に設置している屋外子局8基の建て替え工事を行ったものです。

屋外子局につきましては、合併後に1市3町の防災無線を統一した際に、基本的に建て替えを行いましたが、今回更新しました8基、これは沿岸部に設置されているものですが、この子局につきましては、合併前の平成15年度に建て替えを実施したばかりであったため、そのまま合併時には更新せずに使用しておりました。したがって、この8基につきましては、設置後の期間がほかの子局よりも長くなっていました。

また、場所が沿岸部ということもありまして、塩害などによって腐食が進んできたことから、今回建て替えを実施したものであります。

以上です。

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは項目42、267ページ、沖縄交流事業について回答いたします。

本事業は、旭市総合戦略に掲載されている施策、交流の促進の事業の一つで、旭市と沖縄県中城村の児童が相互に訪問し、さまざまな交流を通して郷土の文化や歴史、自然等を学び、相互理解と友好親善を図ることにより、豊かな人間性や社会性を養い、21世紀を担う視野の広い人材を育成することを目的に実施しているものです。

平成30年度の実績ですが、6月28日から3日間、共和小、三川小、飯岡小の5年生20名が沖縄県を訪問し、中城村の小学生と交流するとともに、沖縄県内の文化遺産、史跡等を見学しました。また、沖縄県からは、中城村の児童が11月8日から3日間、本市を訪問しました。

続いて、事業費の内容を申し上げます。

特別旅費13万1,400円は、沖縄県を訪問した際の教育長及び担当職員の航空運賃及び宿泊費です。

沖縄交流事業補助金207万5,735円は、本事業を実施する沖縄交流事業実行委員会への補助金となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは私のほうからは、2点お答えいたします。

初めに、P311の歴史民俗資料館についてでございますが、こちらの施設にどのような資料があるのかというご質問でございますが、館内に展示されております主な資料について申し上げます。

出土品、民具、古文書、画像、こちらはフィルムのものとはスライドのものがございます。そのほかには、模型などがございます。

次に、来場者数についてでございますが、こちらについては平成30年度の利用実績を申し上げます。

一般入館者数が127名、団体入館者数が147名、合計で274名でございます。

続きまして、P319の海上キャンプ場運営事業の内容についてお答えいたします。

まず、こちらの施設でございますが、海上キャンプ場は青少年健全育成を図るためのものがございます。そして、事業といたしましては、この海上キャンプ場内の施設を利用させていただくものでございまして、施設の主なものとしましては、バンガロー、体育館、テントサイト、こちらはご自分でテントを張っていただける芝生のスペースになります。このほかには、炊事棟などがございます。

そして、こちらの入場者数でございますが、こちらでも平成30年度の数字を申し上げます。

市内の人数が1,484人、市外が2,459人、合計で3,943人でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは私のほうからは、項目45番から47番まで回答いたしま

す。

初めに項目45、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業の具体的な内容はということに
対して回答いたします。

決算額は253万9,012円で、内容といたしましては、ホストタウン事業により、オリンピアン
の日本卓球協会強化本部長の宮崎義仁さんや女子ジュニアナショナルチーム監督、コーチ
等による卓球指導会・体験会による報償費50万円と、卓球の副審判台8台の購入や卓球台8
台の天板交換等の備品購入費187万6,608円でございます。

続きまして項目46番、社会体育施設改修事業の具体的な内容についてお答えいたします。

決算額は1億910万7,480円で、内訳といたしましては、総合体育館エントランス広場タイ
ル改修工事425万5,200円で、前年度から実施しており、残りの工事を実施したもので、タイ
ルの老朽化によるひび割れ等の張り替え工事264平米を行ったものでございます。

次に、総合体育館入口ドア改修工事、これが831万6,000円で、経年により不具合が生じて
いた総合体育館の防火扉9か所を交換したものです。

次に、総合体育館屋根・外壁改修工事は、こちらは契約金2億4,084万円の前払い金40%
の支払い分9,633万円で、この工事は本年3月に契約し、繰り越し事業で工事を進めている
ところでございます。

その他の改修工事として、20万6,280円でございます。

続きまして項目47、社会体育施設改修事業の電気改修工事につきまして、具体的な内容を
回答いたします。

決算額は1,433万1,600円になります。内訳としましては、総合体育館のラウンジ・事務室
照明器具取り替え工事と総合体育館中央監視装置制御盤交換工事を実施したものです。

ラウンジ・事務室照明取り替え工事は245万1,600円で、総合体育館建設後21年が経過して
おり、ラウンジの照明22個中14個が点灯しない状況で、昇降機も可動しないものがあり、修
繕には足場等の設置が必要でした。また、部品の供給も難しいということでした。今回の修
繕に伴い、ラウンジと事務室一部の照明を耐用年数の長いLEDに変更したのになります。

次に、総合体育館中央装置制御盤交換工事は1,188万円で、総合体育館の機械設備などの
運転状況を監視し、安全運転を維持するために制御を行う心臓部になります。建築後21年が
経過し、修繕箇所を数年は代用部品で対応してきましたけれども、今後の部品の供給が難し
いため、交換したのになります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは私から、337ページ、借入金償還費、借入金利子支払費についてお答えいたします。

公債費の流用に関してです。

今回の公債費の流用につきましては、起債の利率見直しにより、利率が下がったことにより行うものです。

この起債は、平成20年度に償還期間20年で借り入れたもので、元利均等償還方式でございます。それで、10年経過後に利率の見直しという契約となっております。

ここで簡単に、ご存じのこととは思いますが、元利均等償還方式というのを簡単にまずご説明させていただきますけれども、元金と利息がございまして、その合計金額と毎年同じ金額だけ返していくというものです。ですから、利息というものは、元金が少なくなっていますから、毎年少なくなっていくと。

それでも、合計額を返すということで、元金は増えていくということになります。ですから、合計額はずっと同じ……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） そういった形の契約ではあります。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） いや、いいかげんじゃないです。最後までお願いします。

それで、平成29年度いっぱいまで借り入れから10年が経過したため、平成30年度以降の利率の見直しを行ったところ、利率が1.3%から0.01%と大幅に下がりました。

利子は減となりましたけれども、元利均等の償還であるため、その分元金の返済が多くなります。具体的に申し上げますと、平成29年度は元利償還額5,328万6,000円で、平成30年度は利率見直しにより、これが4,984万2,000円となりました。平成29年度と比較しまして、344万4,000円の減となっております。

この内訳を申し上げますと、利子が627万5,000円の減、元金が283万1,000円の減となり、この283万1,000円を流用したものです。

失礼しました、283万1,000円の増となって、これを流用したものです。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 当初から見直すべきだということだったんですけれども、29年度が

終わった時点で、その後、30年度に見直しを行ったということで、もう30年度予算は成立しておりますので、結果的にこうなったということでございます。

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは私のほうから、項目49、533ページ、育英基金についてお答えいたします。

本基金は、旭市育英基金条例に基づき、育英事業のために受けた寄附を基金として積み立てているものです。現在、JAちばみどりに定期預金として預金をしておるところであります。

なお、同条例の規定により、基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上し旭市育英資金として給付するものとされておりますので、今決算では、決算書39ページ下段になりますが、備考欄1、育英基金利子4万1,831円を計上しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、2回目の質問を順次いたします。

まず、17ページの固定資産税現年課税分についてでございますが、納税義務者数、これは昨年度と比較して、またその直近、推移はどういうふうになっているのかお尋ねします。

次に、19ページの都市計画税ですが、都市計画税と固定資産税は同率の徴収率ですが、都市計画税の納税者は旭市地域に土地、建物を所有している方です。当然、納税義務者数も違います。高額な電算システムを導入して、できないわけがないと私は考えます。

そこで、都市計画税を納めている方にはっきりした数値をお知らせすることが必要だと思いますが、なぜできないのか、理由をお尋ねします。

それから37ページ、これは先ほどの答弁で、最初に歳出の答弁をいただきましたので、これは結構です。

それから、41ページのふるさと納税、県内で長生村が約6億円を超えているわけですが、1億円以上の市町村は数多く県内にもあります。そこで、なぜ本市は少ないのかお尋ねします。

それからあと、41ページ、それから43ページ、これは繰入金の関係でございますが、なぜ執行率が悪いのかお尋ねします。

次に49ページ、臨時財政対策債でございますが、先ほど課長のほうから私の考えと近い答弁をいただきましたが、今までは2回入って出は1回、そんな有利な財源をなぜ全額使わな

かったのか。

また、臨時財政対策債は有利な財源と市では説明していますが、なぜ有利なのか。一般市民が分かるように、詳細に説明していただきたいと思います。

そして、臨時財政対策債を借りたらどのように交付税措置されるのか、また、借りなかったらどのように交付税で措置されるのかお尋ねいたします。

次に69ページ、職員厚生事業助成金が140万円ほどありますが、結局、文化教育、それが研修面の関係を廃止したからだということでございますが、この助成をしている中で、健康管理云々というのがあります。その中で、人間ドックに助成していると思うんです、職員の。職員が人間ドックに入るときに。

市では、職員の健康管理を行う、これは義務があります。そんな中で、自ら健康診断を受けなくて人間ドックを受ける職員に助成をすることは違法ではないのかお尋ねします。

また、私が前に質問したわけでございますが、七夕まつりの職員の参加経費、経費といいますが、洗濯代とか何とかこの前説明をいただきました。そういう中で、これがこの助成金の中に入っているのか。また、入っていなければどこにあるのか、併せてお尋ねします。

それから75ページ、不動産鑑定委託料、これは萬歳地区にある公有財産を売るために不動産鑑定をしたということでございますが、萬歳のどこを売ったのかお尋ねします。

それから79ページ、ふるさと応援寄附推進事業、これは経費が約53%かかっているということでございますが、国は一つの指針として、30%という指針を出しているわけでございますが、そういう中でなぜこんなにかかるのかお尋ねします。

それから89ページ、今度コミュニティバスなんかの運行関係を見直したということでございますが、今までは干潟地区の一部、旭へ入るまで1時間半もかかったわけです。たしか100円だと思うんですが。その中で、今度は最長の時間はどのぐらいになるのかお尋ねします。

それから、防犯パトロール、これを行うことによる事業効果についてお尋ねします。

それから115ページ、あさひ健康福祉センターの運営事業、この中で、臨時職員の時間単価、それから人数についてお尋ねします。

それから115ページ、これは生活保護者の就労活動のための支援事業ということでございますが、今、生活保護者は何人くらいいるのか。そういう中で、働ける人、これが何人くらい就労したのかお尋ねします。

それから、127ページの敬老大会開催事業でございますが、全体では9.7%、特に旭地区は

8.6%、干潟も5.8%とかなり低いわけですが、何でこんなに出席者が少ないのか。

いずれにしても、そういう中で、総事業費に対して通信運搬費の割合がかなり高くなっているわけですが。違う方法で通知する方法はないのかお尋ねします。そして、その分の金額を他の経費に充てたほうが出席者に喜ばれるのではないかと思います。

それから次は、135ページ、認定こども園施設型給付事業、それぞれにかなりの金額が行っているわけですが、これによってどのような効果が出ているのかお尋ねします。

それから139ページ、この事業は一時預かりとか病児保育、延長保育のためということでございますが、近年の傾向はどのように増えているのかお尋ねします。

それから139ページ、先ほどの説明では、2か所の保育園に補助されているということでございますが、この2か所の保育園の坪当たり単価、建設費がどのぐらいかかっているのかお尋ねします。

私が聞きますのは、今回、海上の保育園を造りますけれども、海上の保育園が全体で坪約160万円かかるんです。そういう中で、参考のためにお聞きしたいと思います。

それから141ページ、先ほど、18歳以上で件数は聞きましたが、この対象世帯数、どのぐらいひとり親の世帯というのがあるのかお尋ねします。

それからページ143、11か所の公園の老朽した遊具を取り壊すということでございますが、公園から遊具を撤去すると、その公園の価値がなくなると私は思います。そんな中で、これからどのように対応していくのかお尋ねします。

それから149ページ、民間の保育園に月2万円ということでございますが、この事業で、民間保育所と市の保育所の年代ごとの保育士の年間の賃金格差はどのようになっているのかお尋ねします。

それと、先ほど公設民営の部分、これに対しては、出すとか出さないとかとちょっとあったんですが、もともと公設民営については県からの補助はないわけですね。今までは、そういう中で市は出したと思うんです。今後どのようにするのかお尋ねします。

それから169ページ、34組の方々がこの助成の対象になったということでございますが、その中で、答えとしてはどうなったのか。子どもができた人が何組くらいあったのかお尋ねします。

それから179ページ、環境中ダイオキシンの関係ですが、2か所でやっているという、これは誰がやるのか、また、業者に委託をしてあるのかお尋ねします。

それから、市民農園事業、これは鎌数に80か所、岩井に32か所、それで、全体で48人、半

分以下の利用なんです、ちょっとこの決算書を見ますと、農地としての土地の借り上げ料が高いと思うんです。何を基準に決めたのか。そして、借り上げている農地は、面積としてどのくらいあるのか。ですから、借り上げた面積に対して、例えば1,000平米で幾ら払っているか、それをお尋ねします。

また、今、遊休農地がたくさんあるわけです。そんな中で、それを利用する考えはないのかお尋ねします。

それからあとは、203ページ、先ほどの1万5,200円、これに対しては、会員で、わなの新規狩猟免許を取る人ということでございますが、なぜ個人を対象にするのか。本来であれば、猟友会に払って、猟友会の助成の中でやるのが本当だと思うんです。こういう個人に免許を取る際の補助金を出すのは違法ではないのかお尋ねします。

それから211ページ、企業誘致促進事業でございますが、今二つの工業団地があります。鎌数の工業団地と旧干潟町にあるさくら台工業団地でございますが、これはもう既に企業が進出しまして、用地はないと思うんです。

そういう中で、この事業の内容を聞くと、既存企業のための優遇措置の事業ではないのかと私は思います。企業誘致推進事業とは名ばかりだと思うんです。それについてお尋ねします。

219ページ、九十九里観光サーフィングカップ補助金、全国から来るとか何とかという話でございますが、いろいろ話を聞きますと、もうこの事業はそう効果はないんじゃないかという話も聞いておるわけでございますが、この補助金を交付することによる事業効果についてお尋ねします。

それから225ページ、平成30年度に要望があった路線本数と、残りの路線数についてお尋ねします。また、残りの要望のある路線を整備するには何年くらいかかるのかお尋ねします。

227ページ、これは了解します。

そういう中で、237ページ、公園維持管理費、通年で頼んでいるのは15の公園ということでございますが、年々いろいろ事故が多くなっている中で、ここのカメラの設置を今後どのようにしていくのかお尋ねします。

それから245ページ、先ほど答弁いただきましたが、かなり人気があるようでございまして、市民のためになる人気のある制度、そんな中で、予算額に達したため、助成を受けることのできない市民が多くいたと聞いています。

今年も、朝暗い、5時ごろに並んだ市民が、せっかく行っても対象にならなかったと不満

を漏らしていたわけですが、そのような実情を踏まえて、市長はどのように考えているのかお尋ねします。

259ページ、防災無線ですが、15年に設置した8基が、15年たったらもう使えなくなっちゃったということですね。今、平成にしたら31年ですか、十五、六年で使えなくなっているわけです。そんな中で、8基で2,376万円かかると。今、旭市には、防災無線の鉄塔は何基あるのかお尋ねします。

267ページ、これは沖縄県との交流事業ですが、5年生が3校から20人ということでございますが、そういう中で、参加希望者数と、それからこの20人をどのように選考したのかお尋ねします。また、参加校の選出についてもお尋ねします。

それから311ページ、飯岡歴史民俗資料館ですが、年間274人、1日1人いないわけです。そんな中で、今後どのようにしていくのかお尋ねします。

それから319ページ、海上キャンプ場、市内のほうがずっと少ないわけですが、何で少ないのかお尋ねします。

それから321ページ、253万円の中で、卓球台とか、そういう備品がほとんどなんです。誘致事業ということで、ホストタウンとして誘致するための事業でしょう。そんな中で、また、先ほどの説明ですと、卓球協会の会長を招いたって何の役に立つんですか。

本来なら、誘致事業だから、誘致するために使うのが本当でしょう。これでは、ほとんど機械、備品の、全くこの趣旨とは違っちゃうわけです。それについてお尋ねします。

そういう中で、いずれにしても、そういうものを買うのは後からでもいいと思うんです。むしろ、誘致が決定してから新しいものを購入したほうが、相手の来る団体にも喜ばれると思うんです。また、それがおもてなしではないのかと私は思います。

いずれにしても、じゃ、その卓球協会の会長なんかにどのように誘致活動をしていただいたのか、具体的にお尋ねします。

それから337ページ、これは、課長のさっきの答弁は全くなっていないですよ。だって、新年度予算でどんなふうに、元金の利息がどういうふうになったか、そのぐらい分かるでしょう。利息が途中で変更になったとか、そんなのは理由にならない。じゃ、去年もそういうことがあったんですか。1年だけのことじゃないでしょう、これ。そんな答弁やったら困りますよ。

もう少し、ここは議場ですよ。議事録は未来永劫残るんです。その辺を踏まえた中で答弁してください。

それからページ533、育英基金についてであります、収入では育英基金の利息4万1,831円とありますが、この金額を積み立てることをしなくてもいいのかお尋ねします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 昨年の固定資産税の納税義務者数ということで、3万403人でございます。平成29年度と比べて59人のマイナスとなっております。近年で申しますと、27年が3万250人、28年が3万324名でございます。

続きまして、都市計画税のほうにつきまして、収納率について電算システム等で案分等をやっているかというご質問でございますが、これにつきましては、都市計画税条例の第6条で、賦課徴収などという条文がございます、その都市計画税の賦課徴収につきましては固定資産税の賦課徴収の例によるということで、固定資産税を賦課及び徴収する場合には、併せて賦課及び徴収をするということでございます。したがって、現在はそういった形で、案分方式でやってございます。

ただ、電算システムを利用して収納率を算出するのは容易でないかというご質問でございますが、現状については行っておりませんし、ちょっとその辺についてはシステム上できるかどうかはまだ検討してございませんので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、ふるさと応援寄附についてお答えいたします。

県内では1億円以上のところもだいぶあるのに、なぜ本市は、実際4,800万円ほどだったんですけれども、少ないのかというところでございます。

議員のおっしゃっているように、例えば隣の銚子市は、昨年実績で1億8,000万円ほどを集めております。これが隣の市で、人口規模も同じようなところで、なぜかということと考えますと、一番の点は、やはり魅力のある返礼品が準備できるかどうかということで、銚子市は、ご案内のとおり水産のまちですので、魚関係の返礼品などが非常に充実しています。

私ども旭市のほうでは、本格的には平成28年度からふるさと応援寄附を扱っております。28年度は1,800万円、29年度が3,200万円、30年度が4,800万円ということで、順調に推移はしているんですが、昨年、ふるさと納税といいますか応援寄附のポータルサイトを1社新たに契約しましたところ、かなりの伸びが見られたという点もございます。

これからも、そういった寄附していただける皆様の目に触れるようなPRに努めるとも

に、返礼品の充実を図りながら、なるべく多くの金額を落としていただけるように進んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

それと6項目め、災害復興基金繰入金について、なぜそんなに執行率が悪いのかということとであります。

この災害復興基金の繰り入れに関しましては、その中に津波被災住宅再建支援事業というのがございます。これがまだ続いておりまして、それにつきまして、当初予算では充当額としまして2,775万円を見込んでおりました。これは対象者がそのくらいいるということで、そのくらいの金額を見込んでおるんですけれども、その中で、実際の執行は850万円ほどということになりました。

ということで、そのようなことがありまして執行率が低まって、結果、充当率が下がっているということになります。

同じご質問で、東日本大震災復興交付金基金繰入金ですけれども、これにつきましては、東日本大震災に当たって復興交付金をいただいたものを専門に扱っている基金であります。その復興交付金をいただいた事業の中で、震災復興・津波避難道路整備事業というのがございます。これにつきまして、一応予算的には3億509万6,000円を見込みました。ただ、用地取得の交渉等に難航がございまして、結果として昨年度充当額は5,744万8,000円にとどまったということでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは49ページ、臨時財政対策債について、3点ほど質問があったかと思えます。

なぜ全額使わないのかということでございますけれども、現在、ある程度の余剰金がございます。こういった中、先ほど申し上げましたけれども、その年度の収支状況を踏まえて発行額を抑制したため、今回9億円から7億円の発行というふうになったものでございます。

もう1点、有利な財源の説明ということですが、臨時財政対策債自体、有利な財源というふうにちょっと言った記憶はないんですけれども、臨時財政対策債自体が交付税の代替措置というふうに考えております。ですから、この交付税で来れば交付税と同じ金額ということになりますので、そういった見方をしております。

それと、借りた場合と借りない場合、どういうふうに交付税措置がされるのかということでございますけれども、これは借りても借りなくても、利子を含めて交付税措置はされます。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 69ページの職員厚生事業の件についてお答えいたします。

ご質問は大きく二つございました。

まず、人間ドックの助成の件であります。違法ではないかというようなご質問がございました。

そもそも地方公務員法の中で、地方公共団体は職員の保健について、計画を立てて実施するというのがございまして、これに基づいて支出しているところでございまして、中身の中で人間ドックの部分ということでございますが、人間ドックを受けるか、それとも市で実施する健診を受けるのかは職員のほうの判断に委ねておりまして、どちらか一つに対する助成ということにしております。二重払いにはしておりませんので、違法だということは考えておりません。

余談になりますけれども、人間ドックに対する助成につきましては、今年度、平成31年度といいますか令和元年度からは廃止するということで予定しているところでございます。

もう一つの項目で、七夕市民まつりの参加費の件がございました。

この中に入っているのかということでしたが、互助会の助成の中には入っておりません。市の予算の中で直接経費を計上して、支出しております。参加するための基本的な経費でございます。

報償費から消耗品、クリーニング代やら借り上げ料、備品、こういった経費について、予算に計上して執行しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） 10項目め、75ページの不動産鑑定委託した公有財産は萬歳地域のどこを売ったのかというご質問でございます。

場所につきましては、萬歳小学校の南側の信号のある三差路があります。県道の旭笹川線を南へ100メートルほど向かった場所になりまして、萬歳の元駐在所及び教員住宅の跡地であった場所になります。

どこを売ったのかということでございますが、まだ売却はしておりませんで、現在この物件につきましては、ヤフーオークションの公有財産売却システム、これを利用しまして、インターネット上で出品を行っているところでございます。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それではまず、11項目め、79ページのふるさと応援寄附推進事業についてお答えいたします。

先ほど53%というお話があったんですが、すみません、私の言い方がちょっと足りなかったと思うんですが、53%というのは収入率のほうです。したがって、経費的には47%かかっているということになります。

議員のおっしゃったように、この4月から、総務省から見解が出まして、返礼品につきましては寄附額の30%を上限とするというようなことがございましたので、現在旭市では、寄附額について30%に抑えております。プラス、ポータルサイトへの掲載料ですとか、それから返礼品の送料、それから返礼品の手配等を委託しておりますので、それらを全て合わせまして47%ということになっております。

続きまして、項目12の地域公共交通再編実施計画策定支援業務委託料の関係ですけれども、先ほど干潟地区で1時間も乗っていなきゃ行けなかったと。それで、今度の計画では最長どのくらいというお話だったかと思うんですけれども、実は実際の、実働といいますか、車が走っている時間というのは、それほど短縮されておりません。ですが、新しく始めますデマンド交通、それとかと駅への接続の容易さとかを考えまして、実際にその方が目的の場所へ行ける時間については短縮を図れるような形で組み合わせております。

以上です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（小倉直志） 溝原地区に関しましては、原則、この間、実車時間が90分ちょっと確かにありました。今回の計画では60分に短縮しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 項目13番、95ページの防犯パトロールについて、行うことの効果ということでお答えいたします。

防犯パトロールを毎日定期的に市内全域で行っているということで、ここのまちは防犯について非常に意識が高いんだなということを、犯罪を考えている人に対して抑止効果を与えているという部分はあろうかと思います。

実際に、犯罪の認知件数、統計的なものを見ましても、年々減少してきているという結果もございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 社会福祉課からは、（15）、（16）そして（18）についてお答えします。

初めに、（15）あさひ健康福祉センター運営事業の臨時職員の数と時間給でございますけれども、人数は5名、時間給でございますけれども、月額の方、17万4,000円の方が1名、日当の方、7,100円が3名、時給でお願いしている方は920円の方が1名、合計5名でございます。

続きまして、（16）被保護者就労支援事業についての平成30年度の生活保護の世帯の数でございますけれども、333世帯、人員は386人でございます。

支援対象者でございますけれども、平成30年度は4名でございました。そのうち、就労についた方は1名でございます。

続きまして、（18）敬老大会開催事業の通信運搬費についてでございますけれども、旭地域と干潟地域の参加率が低い理由ということが1問目の質問でございますけれども、ご案内のとおり、旭地域と干潟地域は東総文化会館で行っております。やや距離が遠く、バスも仕立てておりますけれども、そのような距離的なものもあるかもしれません。

それと、通信運搬費が高く、通知の方法はほかはないのかというご質問でありますけれども、通知についての案内はがきは、長寿を祝福しての招待状の意味を込めた通知として発送させていただいています。本招待状をお持ちの方に、ささやかではございますが、パンと飲み物を差し上げております。そのような理由から、案内状の送付を差し上げているところで

す。

他の経費に充てたらどうかということでございますけれども、先ほどの招待状という意味で利用したいと思いますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私からは、（19）から（24）の再質問について回答いたします。

まず一つ目、認定こども園の施設型給付費について、どのような効果があるかということについて回答いたします。

先ほど説明いたしました現在市内の認定こども園は、もともと幼稚園から認定こども園へ

移行した施設でございます。今まで幼稚園部分、教育部分だけの児童に、保育部分の児童が加わることによって、利用者も増え、施設型給付費が給付されることによって、子ども１人当たり運営するに必要な経費、公定価格が十分確保され、施設の運営と子どもたちの教育・保育に要する費用として見込まれることが充実されると思われまます。

続きまして、(20) 民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業について、近年の傾向ということで、こちらは利用者人数でよろしいですか。まず、直近の３年間の利用者数とその傾向を申し上げます。

まず、地域子育て支援拠点事業でございます。民間の利用者、平成28年度3,308人、平成29年度3,303人、平成30年度3,299人と、直近３年間ではほぼ横ばい状況となっております。

続きまして、一時預かり事業、こちらも民間の利用者を28年度から報告します。28年度1万634人、29年度1万1,608人、30年度1万3,306人ということで、30年度は増えております。

続きまして、延長保育事業、こちらも民間施設分についてご説明いたします。平成28年度……すみません、こちらは公立も一緒なんですけれども、よろしいですか。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) そうですか、すみません。

じゃ、公立も含めまして、まず28年度1万126人、29年度が1万995人、30年度が1万524人ということで、多少の増減の差がありますが、ほとんど横ばいということでございます。

続きまして、病児保育事業につきまして、こちらは民間の保育所のみでございます。28年度が1,035人、29年度が983人、30年度が1,309人ということで、30年度につきましては増えてございます。

続きまして、(21) 民間教育・保育施設改築等事業についてということで、坪単価ということでございますが、先ほど高橋議員は2施設とおっしゃいましたが、私の説明がちょっとあれだったのか、30年度は1施設、いいおか幼稚園のみで改築工事しております。

いいおか幼稚園ということで、補助対象の総額2億3,158万1,343円のうち、本体工事費2億1,795万6,769円でございます。それを延べ床面積788平方メートルで割りますと、まず平米単価が27万6,593円となります。そこに3.3を掛けまして、坪単価といたしまして、91万2,763円となります。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) そうですか、うちのほうで把握しているのが、補助対象経費の……。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) いいですか。補助対象経費のうちの本体工事費で今計算したところでございます。

続きまして、(22)ひとり親家庭等医療費等扶助費につきまして、ひとり親の世帯数ということでございます。

こちら、平成28年度が612世帯、平成29年度が584世帯、平成30年度が583世帯でございます。

続きまして、(23)解体・撤去工事についてということで、解体・撤去した児童遊園について、これからどのように対応していくかというご質問に対しまして、今後は維持管理を委託している区長と協議を行い、施設の廃止、または必要に応じて利用状況を考慮しながら遊具の設置等をしていきたいと考えております。

続きまして、(24)保育士処遇改善事業についてということで、民間と公立の保育士の賃金格差ということでございますが、こちらは平成29年度と平成30年度を比較しまして、賞与を除いた俸給、諸手当、毎月決まって支払う額の平均額でございます。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) はい。入っていたほうがいい、あれですか。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) 分かりました。

年齢別というのは出していないんですけれども、平均年齢でよろしいですか。

まず、公立の保育所、ボーナスと先ほどの毎月の決まった給料を含めて、それを人数、正規保育士で割った分でございますが、1人当たり37万6,476円でございます。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) 年俸でいいですか。年俸で平均1人当たり451万7,717円です。

すみません、民間のほうは月額しかちょっと出していない……じゃ、月額で申しますと、30万7,241円でございます。それを掛ける9、約368万6,000円となります。368万円、民間が、ボーナスも入って。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) はい、民間の正規職員です。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) 451万7,717円です。

(発言する人あり)

○議長（向後悦世） 議案の質疑は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時20分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 先ほどの質問の続きなんですけれども、まず、今回、数字を出した金額の積算をご説明いたします。

公立及び民間保育所、公設民営を含めた9施設の平均年齢なんですけれども、公立が39歳、民間保育所が34.5歳。平均勤続年数、公立が15.25年、約15年、民間が平均約10年となっております。

したがって、平均の年間のボーナス及び毎月の給料、手当を含める給料の総額が、先ほど申しましたとおり、公立が451万7,717円、民間が362万6,706円ということで、年齢差がございますので、約90万円の開きがあるということになります。

先ほど、福利厚生費という話でしたが、民間につきましては福利厚生費がこの場では資料とか、分かりませんので、福利厚生費を除いた金額で数字を出してございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、私からは項目25の再質問、治療により出生した子どもの数は何人かということについて、お答えいたします。

平成30年度におきまして、34組のご夫婦が治療した中で、7組のご夫婦に対しまして7人のお子様が誕生しております。双子についてはございませんでした。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、私からは（27）、179ページの環境中ダイオキシン類調査事業についての事業を誰がやるのか、業者に委託するのかというご質問にお答えします。

この事業は、ダイオキシン類に係る環境調査業務委託として、業者委託をしております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、29番の193ページの市民農園事業につきまして、回答を申し上げます。

まずは、市民農園として農地を借り上げている面積は、6,336平方メートルでございます。地権者は4名、賃料は1,000平米当たり5万円というようなことで、支払いをしているところでございます。

まず、何を基準かということでございますが、平成15年に開設時に検討委員会で他の事例を参考に検討した結果、決定したものでございます。これは、貸し賃と、要は市民農園の貸付料といいますか、貸付料と地代として払う金額、両方を決めたような状況でございます。

あと、遊休農地のほうが沢山あるが、そちらの活用はどうかということでございますが、そちらのほうは現在、検討していないところでありまして、遊休農地につきましては、優良農地としてさらに活用できるような方向で、国・県の事業も行っていますので、そちらのほうで対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それで、先ほど、利用者は48人ということでございましたが、区画としては複数使っている方がありますので、75区画、実際には使われているような状況でございまして、使用料も、この借りている土地賃借料より多く入っているところでございます。

次に、203ページの狩猟免許の関係でございますが、こちらは、なぜ個人なのかというようなお話でございますが、県の狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱というものがございまして、そちらのほうで、狩猟免許取得促進事業は、市町村及び鳥獣被害防止総合対策事業等ということで、市町村の行う有害鳥獣の駆除に従事する者が、一応、狩猟免許の新規取得した場合の費用を助成するというようなことでなっていますので、それに準じて市のほうも要綱を作成し、市が助成した場合には県からも補助がいただけるというような制度になっているもので、個人のほうへ助成しているものです。

以上です。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから31番の再質問について、お答えいたします。

企業誘致の促進事業についてでございますが、まず、市内の工業団地は、全ての区画の販

売が終了しまして、企業誘致に有効な空き公共施設も現在ないため、新規企業の進出は非常に困難であります。これは議員、ご指摘のとおりでございます。

このために、本年第1回定例会におきまして、既存の企業誘致条例を見直しまして、奨励措置の対象業種に旅館やホテル、いわゆる観光産業といいますか、また、情報通信分野を対象とするなど、事業の範囲も拡大したところでございます。また、新たに雇用奨励金の制度を盛り込んだ旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例を制定したところでございます。

また、今年5月16日には、市内の企業、また、市内の金融機関の皆様を対象に、この条例の制度説明会をしたところでございます。

本条例の施行は、新規企業の進出はもとより、既存の企業につきましても再投資を促す、事業の拡大を促す、さらには雇用を拡大していただくと、これも大きな事業の目的でございますので、こちらのほうでこの事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、33ページの……

(発言する人あり)

○商工観光課長(小林敦巳) お題目ですか。

(発言する人あり)

○商工観光課長(小林敦巳) よろしいでしょうか。それでは、企業誘致促進事業でございますが、誘致した企業に奨励措置を施すということで、この事業の拡大や設備投資を促すということも、この事業の大きな目的だと考えているところでございます。

(発言する人あり)

○商工観光課長(小林敦巳) すみません、繰り返しになりますが、有利な奨励措置を用意いたしまして、企業、来ていただくと。

(発言する人あり)

○商工観光課長(小林敦巳) 事業名が誘致促進事業となっておりますが……。

(発言する人あり)

○商工観光課長(小林敦巳) 事業名をとということでございますか。

(発言する人あり)

○商工観光課長(小林敦巳) すみません。私、この場で即答できません。

○議長(向後悦世) 明智市長。

○市長(明智忠直) 確かに、その条例の題目からすれば、ちょっと違うのかもしれませんが。

高橋議員がおっしゃいましたように、企業誘致は、ほぼ工業団地、いっぱいになってきてい

るところでありまして、企業誘致という点からすれば、もう余裕はないのかなと思いますけれども、企業の来てくれた方がいろいろな問題点を提起されておりまして、いろいろ整備、そういったものもしてもらいたい、そのために少し助成をしてもらいたいというような思いで、取りあえずはこの雇用の促進に関する条例を加えまして、今まであった条例としたわけでありまして、そぐわない点があると思いますので、この点については、これから研究課題として条例の改正とか、いろんな面で、また提案していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(発言する人あり)

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、33番目の九十九里観光サーフィングカップの補助金について、ご説明いたします。

こちらの大会につきましては、先ほど、申しましたが、昨年の状況ですと、参加者が230名を超える人数でありました。また、入り込み客も約800名程度、参加者は、北は北海道から、南は宮崎県からということで、全国から見えております。

やはり、旭市としましては、サーフィンは昔からメッカということで、観光の中でも大きなウエートを占めているところでございます。この大きな大会を開催していただくということも、サーフィンをやる方に大きなモチベーションとなると考えております。全国から参加者が見えるということで、旭市の知名度もアップするんじゃないかということを考えておりますので、引き続き、支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からは、項目34の道路維持補修の関係でございます。

残りの本数、あるいは残りの年数、要望のあった件数ということになります。

まず、高橋議員にご了解をいただきたいんですが、実は要望書の関係なんですが、要望書をもらったときには、後の項目にあった道路新設改良という事業がございますけれども、どの事業に持っていくかというのが検討する期間が必要なもので、一緒に1回で受けたというお話でもよろしいでしょうか、両方合わせた数字ということで。

まず、要望をいただいた件数ですが、30年度は12件ございました。それで、昨年ですから、31年度から事業を始めればいいんですが、実は始められるか、あるいは継続事業になるか、単年度かというような内容も精査しながら、検討していきます。

それで、合併から現在まで積み上がってきた要望の残が、2事業で423件ございます。そのうち完了した事業が108でございます。それで、今、継続中の事業が77件で、完了、継続を合わせますと185件になります。それで、未着手が238件という数字になります。

それで、あと何年ぐらいかかるのというお話ですが、実は場所、あるいは現場によって年数が変わってきたり、継続の事業、あるいは用地が整っていない場所、あるいは、ただ細い道を舗装してほしいなというような要望等もございます。いろいろ検討していきますので、今までというか、私の記憶では17年という数字が先走っているようで、今後、いろいろ現場のほうを精査しながら、あるいは予算の関係も検討していきたいと思います。そこで年数は、今後、精査していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 私からは、36番目237ページ、公園維持管理費についてのうちの再質問で、公園へのカメラ設置について今後、どう考えているかということについて、お答え申し上げます。

先ほどの回答のとおり、カメラの設置につきましては、30年度は3公園に4か所設置しております。また、今年度は、スポーツの森公園、それと海上コミュニティ運動公園、三川ふれあい公園、文化の杜公園などに計5台、設置する予定となっております。

今後に必要な公園がありましたら、設置する方向で考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 住宅リフォーム補助金について、市長よりというようにお話でありました。

確かに、この住宅リフォーム補助金については、各方面からいろいろと人気を集めているところであります。とりわけ、最初にこの事業を展開しようということになったのは、大工や左官屋、個人営業者への支援というようなことで始めた事業でありますけれども、最近では住宅リフォームをするような側の人からも大変、要望が多く出てきておりまして、今年も、先ほど、課長から説明がありましたように、前年度の64件を対象に予算を組んでいたわけがあります。

20万円上限ということで、1,200万円の予算を組んでいたわけでありまして、その中で、今年、募集したら86件というようなことで、朝5時から並んでいた人もいたというこ

とを聞きました。それではということで、担当課、そして副市長、いろいろ相談しまして、予算で切るのはちょっと厳しいのではないかと、5時から来て、補助がもらえなかったというのでは困るというようなことで、もう20件上積みして、いろいろ財源を捻出しまして、20件増やしたところであります。

これからも要望が多いというような状況があると思いますので、前年の実績を踏まえながら、今年は106件でありますので、20万円ということであれば、2,000万円ですか、2,400万円くらいの予算を計上していかなければと……そんなにもならないのか、10万円だから1,200万円、20万円だから2,400万円くらいになるわけですがけれども、そういったことで予算を計上していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 41番目の防災行政無線の中でのご質問にお答えをいたします。

ご質問の中で、15年で使えなくなったというお話がまず、ございました。1回目の答弁と重複する部分もあろうかと思いますが、耐用年数と申しますか、どのくらい使えるかというのは、その設置されている場所によって大きく変わってこようかと思います。今回、取り替えました8基につきましては海岸部ということで、塩害等の影響もあるという中で、予防的にの部分も含めまして、取り替えたものでございます。聞こえなくなってから取り替えたんでは、防災無線の用を足しませんので、ご理解を賜ればと思います。

それと、では何基あるんだというご質問がもう一つございました。こういうふうに柱を建てて、設置している屋外子局については現在、115基設置しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 項目42、沖縄交流事業についての再質問にお答えいたします。

参加対象校で何人の希望があったのかということですが、参加対象校からは希望者の人数報告を求めておりませんので、現段階では、希望者数については把握できていないところです。

次に、参加者の選考方法ですが、多くの学校で希望者本人の作文と校長等、管理職による面接で決定しているように聞いております。

3点目の参加校の選出方法ですが、中学校区を基本に小学校3校ずつ、五つのグループを作りまして、5年に1回参加対象校となるようにしております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、私のほうからP311の飯岡歴史民俗資料館の今後について、お答えいたします。

こちらの施設でございますが、これは市としまして、今、策定しております個別施設計画、そちらのほう作成しているところでございます。そして、本施設でございますが、昭和50年に建築されたものでございまして、施設の課題といたしましては、老朽化が著しいこと、バリアフリーでないこと、また、海に面しておりまして、湿度が高く、文化財の保存する場所としてはあまりよくない状況でございます。

そして、今後ということでございますが、こちらのほうは文化財の移転先としまして、今、工事中であります旧干潟支所、こちらへの移転を考えております。

次に、P319の海上キャンプ場はなぜ、市内の利用者が少ないのかというご質問でございますが、要因の一つとしましては、当該施設でございますが、数年前に県のほうから移譲を受けた施設でございます。そういったことから旭市だけではなく、広く県内の利用者につながっていることもあろうかと思えます。

そして、もう1点としましては、市内の利用者のほうでございますが、ボーイスカウトなどの社会教育団体の利用が行われております。しかし、この社会教育団体の構成員につきましては、年々少なくなっていることから、市内の利用が減っているのかなということでございます。それともう一つとしましては、公共施設のため、経費が安く、宿泊体験ができる研修の場所として利用されているところからも、市外の利用が多くなっているものと考えております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（八木幹夫） 市内につきましては、先ほど、申し上げましたように、ある程度、利用されている団体が固定されておりまして、その構成団体が少なくなっていることから、利用数が減っているものと考えております。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、私のほうからは東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業についての再質問で、まず、誘致事業が趣旨と違うのではないかと、あるいは卓球台については買うのは後でもよいのではないかと、それと、誘致活動につきましての質問だと思います。

まず、事前キャンプ地誘致活動事業が趣旨と違うのではないかとということなんですけれど

も、このオリンピック事前キャンプ地誘致事業につきましては、この予算ですけれども、事前キャンプ地に関する費用のほかに、これはドイツ連邦共和国のほうから、事前キャンプにつきましては口頭ではありますけれども、実施するのは旭市で行うという回答をいただきまして、ドイツ連邦共和国のホストタウンとして、今、登録しております。そのホストタウン事業の費用もこちらのほうに計上してございます。このホストタウン事業というのは、先ほど、オリンピックの卓球の講演会や指導会、こういうお話ししましたけれども、こちらの事業もホストタウン事業ということになっております。そういったことから、昨年実施したということになります。

あと、卓球台につきましては、こちらについてもホストタウン事業で、これも卓球の交流事業、昨年はドイツのデュッセルドルフの子どもたちとの交流事業も行いましたけれども、そういったものに使用します。そのほかに旭市では、小学生から大人まで、多くの卓球大会、そちらのほうを実施しています。日常的にもほぼ毎日、卓球台を利用される方が、市民の皆さん、かなり多くて、実際、卓球台の天板、上の板の傷、へこみがかなりあります。そういったことで、上の天板を昨年、交換したということになります。

誘致活動につきましては、先ほど、言いましたけれども、ドイツ側から口頭で回答を今、現在いただいているところでございます。現在、昨年、デュッセルドルフ市とのスポーツ交流等を行っていますけれども、そのときに来日いたしましたボルシア・デュッセルドルフという卓球クラブチームのコーチ、こういう人たちとメールやSNSで情報交換を行いながら、今、交渉を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、337ページ、借入金償還費、借入金利子支払費について、お答えいたします。

質問2点あったかと思われまして、30年度新年度予算編成時に予算額が分からなかったかということでございますけれども、この利率が決定したのが平成30年3月でございましたので、予算には間に合わなかったということになります。それと、毎年こういった借りかえは起こるのかということですが、これは20年借り入れて、途中の10年に利率見直しということで、そういったときに起こります。

では、現実的にはどうかといいますと、平成28年には同じ理由で利子を還付に442万円流用しております。平成29年度におかれましても、利子を原本に416万2,000円の流用をしてお

ります。

以上です。

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） では、項目49、育英基金についての再質問にお答えいたします。

育英基金の利子を積み立てることをしなくてもいいのかということでございますが、旭市育英基金条例第4条第2項に、育英資金として給付した場合において、なお余剰があるときは基金に編入するものとするとなっております。今後、余剰が生じた場合には、積み立てを
してまいります。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 基金の利子につきましては、育英資金のほうに入れまして、給付をしているところでございます。育英基金ではなくて、育英資金に入れて給付をしております。

（発言する人あり）

○学校教育課長（加瀬政吉） 条例上、そのような決まりになっておりますので、そういう運用をしているところでございます。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目の質問をします。

まず、都市計画税ですが、都市計画税は皆さん、ご承知のとおり目的税であります。納税者に使用目的を明確に報告する必要があると、これは思います。そういう中で、別途に、せっかくですから、電算を使った中で、明確にしていきたいと思います。

それから、41ページのふるさと応援寄附ですか、長生村はかなりの金額ですね。そんな中で、銚子市と旭市を比較した中で、銚子市は海産物などの特産品があるから、旭市より多いということなんですよ。そんな中で、長生村は何にもないんですよ。長生村は本当に米だけ、それで6億円やっているわけですよ。

そんな中で、旭市は農業のまち、それで、全国でも5位とか、6位の生産量を誇っている。そういう中で、むしろ私は銚子市より、長生村よりずっと多くて当然だと思うんですよ。だから少ない、そういう長生村のように、むしろ何もない中で、長生村、米だけなんですよ、

ふさがねという米。ふさがねはこの辺ではあんまりいい食味の米じゃないんです。それで6億円、ふるさと応援寄附もらうんですよ。

ですから、今後、旭市はそういうことを踏まえた中で、どういうふうに、長生村までいなくても、その半分でも応援寄附もらえるように、課長、努力していただきたい。そういう中で、課長の考えをいただきたいと思います。

それから、臨時財政対策債ですが、これは、臨時財政対策債というのは昔の交付税特会、国が今、借金多くてしょうがないから、早い話が各市町村に、おまえら、後で俺、払うから借りておくよと、これが臨時財政対策債なんです。そんな中で、臨時財政対策債というのは借りても借りなくても交付税措置されるわけなんですよ、そうでしょう。私の質問、間違っていますか。

それで、借りても借りなくても、結局、基準財政需要額の中の公債費の臨時財政対策債で交付税措置されるわけですよ。ですから、簡単に言えば、旭市が10億円、国から借りていいよと、10億円借りたら、今度は交付税措置、例えばそれを10年で1億円ずつ払うとなれば、1億円は交付税で見ってくれる、しかしそれは借金で払わなくちゃならないと。しかし、一銭も借りなかったら、一銭も借りなくても臨時財政対策債ということで交付税措置、1億円されるわけですよ。それは自由に使えるわけですよ。借金を払うわけじゃない、自由に使えるでしょう。それでいいですよ、課長。

ですから、そういう中で、今まで何で、2回入って1回なんかという、出が1回なんかと。これは、財政担当者の言う言葉じゃないと思うんですよ。いずれにしても、そういうことはともかく、やっぱり職員にも、議員、市民にも、臨時財政対策債はどういうものか、借りなかったら云々じゃない、借りたって借りなくたってこうですよと、よく分かるようにしていただきたいと思います。

それから、69ページの職員厚生事業助成金。この厚生事業、これに対して、県の互助会にも負担金を出しているわけなんですよ。これは、市の職員厚生事業助成金と全く同じ内容なんですけれども、これは二重の支出にならないのか。それから、先ほど課長が答弁しましたが、七夕まつりの参加費ですか、それは何で市の経費として見ていかなければならないのか、ちょっと話、それちゃいますけれども、その辺をお願いします。

それが市の事業に何でかわかりが、具体的にあるのか。市としては、ちゃんと七夕まつり実行委員会にも、かなりの莫大な補助金出している、そういう中でなぜ、それが市の事業にかかわりがあるのか、クリーニング代が。その辺をお尋ねします。

それから、115ページ、被保護者就労支援事業ですか、333世帯386人、そして、働ける人は4人ということですが、これは、実態は本当にそうなのでしょうか。かなりマスコミでも実際は働けるけれども、働かないという人、いる中で、本当にそうなのかお尋ねをします。

それから、139ページ、保育園建設に対する補助金、飯岡のあれですか、玉崎神社で経営する保育園、坪91万円というお話ですが、私、この前聞いたのでは七十何万円なんですよ。それで、今、企業型の保育園あるでしょう。いろいろ問題になっていますけれども、ここらで企業で建てているのは60万円くらいだということが載っていたんですよ。それから見ますと、玉崎神社は高い。まして中身の保育園はもっと高い、べらぼうもなく倍もするわけですよ。こういう中で、担当課はそれらをどういうふうに調査しているのかをお尋ねします。

それから、あとは149ページの保育士の処遇改善です。このぐらいの格差でなぜ、国・県がこういう助成を出すのか。私は、先ほどの課長の答弁、ちょっと納得いかないんですよ。できたら後でびしっとした書類でももらいたいと思います。

それから、173ページ、きれいな旭をつくる会補助金、これは先ほど、2回目に……。

○議長（向後悦世） ないな。

○20番（高橋利彦） 駄目。

それから、193ページ、先ほど、平米借地が5万円とかという話ですが……。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） 1反5万円ですか。そうですか、じゃ、分かりました。

それから、219ページ、九十九里観光サーフィングカップ補助金ですか、かなり大きな大会もやっているという話ですが、大きな大会というのはどういう大会をやったのか。また、そういう中で、業者の方ですか、これはいつまで続くのかなと、どうせそんなに効果ないんだよという話を、事業効果ないんだよという話をしているんですが、そういう中で、課長、どうしているのか。

それから、225ページ、先ほど、課長、ちょっと曖昧な答弁していましたが、本来なら要望があつたら、普通、舗装であれば幅員と延長でだいたいどれくらいかかるか分かるわけですよ。担当課は当然、その辺を把握した中で予算要求でも何でもするのが本当だと思うんです。それでなけりゃ、財政のほうだって根拠がなければ出しようないと思うんですよ。

それで、先ほどの答弁では、その辺、答弁しづらかったから、答弁しなかったんでしょうけれども、いずれにしても、どれだけかかるか、そこを把握した中で財政との折衝してもらいたいと思います。そんな中で、住民要望、かなえるのが担当課の役目、職責だと思うんで

すよ。そういうことの中で、この事業で予算を交通安全施設維持補修事業に流用して、予算が足らなくなると、道路改良事業から流用しているわけですね。このような予算を出したり、もらったりすることは違法ではないのかお尋ねいたします。

それから、267ページ、沖縄交流事業。中学校区単位、5年に1回ずつ3校でやっているということでございますが、どのぐらいの希望者がいるか分からない自体がおかしいと思うんですよ。当然、1人が行けばみんな行きたくなると思います。そんな中であんまりにもこれはお粗末じゃないんですか。やっぱり希望をとる、それが本当だと思うんですよ。それでは、先生方がこの20人決めるんでは、やっぱりどうしたって好き嫌い出てくるわけですよ。

そういう不公平感のないように、やるならやるで、みんなにやらせて、むしろ、今度は小学校じゃなく中学校対象に、これを修学旅行にやってもいいと思うんです。やっぱり子どもらにそこで差をつけては困ると思うんです。教育長、どう思いますか。教育長のひとつ、今まで何でそうやってきたのか、そんな中で何で直さなかったのか、今後どうしていくのか、その辺を教育長に聞きます。

それから、311ページ、飯岡歴史民俗資料館管理費。これはもう昔から利用者いなかったわけですね。そんな中で、よくお役所は計画3年、熟慮3年の中で、そういう問題があったら、すぐどうするか検討するのが、やっぱり担当課長の役目じゃないかと思います。

それから、あと319ページ、海上キャンプ場運営事業。そんな中で、県の施設であったとか何とかじゃなく、本来なら、今度は市が持ったキャンプ場ですから、むしろ市民に多く利用してもらい、そういう中でどういうふうに検討するのかお尋ねをします。

それから321ページ、東京オリンピックですか、ドイツのデュッセルドルフ云々くんぬんという話がありましたが、何で相手の市と関係するんですか。日本であれば、日本卓球協会、これは東京都のどこかに本部があるわけです。そういう市と話ししたって何もあれもないでしょう。それで、卓球協会の会長に云々と話が出ましたが、卓球協会の会長が、ではどれだけ相手と折衝したのか、また、ここに卓球台を何台も買ったって、誘致事業にはこの卓球台は関係ないでしょう。それなら、体育館の備品購入費、それにするのが本当でしょう。

具体的に、ドイツの卓球協会と旭市がどれだけ折衝したのか、それとホストタウンというのは、どういう意味合いを持っているのかお尋ねします。課長のさっきのホストタウンの意味合い、違いますので、それをお尋ねします。

それから、あと337ページ、利率の見直しとか何とかという話ですが、30年の3月に云々と、そんなに急遽変えるはずないでしょう。これは課長が、そんなもう、ずっとその前だっ

てそういうことがあったわけでしょう、元利合計というのは。これは私は、課長の答弁、全く詭弁だと思います。そんないい加減なことはここでは答弁しないでいただきたい。

それから、あと、最後の育英基金。条例でそういうことになっていれば、私も何とも、これは言いようがありません。しかし、それならほかは条例とか何とかでそういうふうに基金に積み立てるのに、なぜ、育英資金だけそういう形になったのかお尋ねします。

以上で3回目を終わります。

○議長（向後悦世） 議案の質疑は途中ですが、3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 9分

再開 午後 3時25分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 高橋利彦議員から、都市計画税は目的税です、別途収納率を明確にしていいただきたいという質問でございます。それにつきましては申し訳ございません。先ほども回答いたしました、旭市都市計画税条例第6条により固定資産税を賦課し及び徴収する場合についてはあわせて賦課、徴収をするということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、41ページ、ふるさと応援寄附金についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり長生村は米だけで6億円以上を集めております。それで、調べますと件数も圧倒的に多くて、4万6,000件ほど受け付けております。一方、旭市のほうは1,750件程度ということになっております。それで、なぜ米だけでこれだけの件数を集められるのかということで、課の中で話し合いをしたんですけれども、調べましたところ長生村の米はものすごく量がもらえるんですね、非常に。例えば1万3,000円で16キロ、2万2,000円の寄附で30キロ。こういう作戦もあったのかと思ったんですけれども。

で、議員のおっしゃるとおり旭市は千葉県一の農業生産市であります。それを移しまして、

私どものふるさと応援寄附金においても、梨やイチゴなどたくさんの農産物が返礼品として好まれています。ただ、少し足りないなと思うのは、やはり、それら何でもある農畜産品に対して認知度が低い、全国的な認知度が低い、あるいは、ブランドとしての認知度が低いということがあると思います。

今後は、それらを十分頭に入れながら、また、他市町のやり方も勉強しながらふるさと応援寄附金の増額に努めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、49ページ、臨時財政対策債についてお答えいたします。

高橋議員がおっしゃるとおり、借りても借りなくても交付税措置されるということでございます。自由に使える金ということで、おっしゃるとおりでございます。2回入って1回といた話がございました。例えとしてそういった話でしてきましたけれども、実際は1回借金をしてお金が入ってきます。その返済義務が生じます。その返済義務に対して交付税措置をされるというものでございます。いずれにしましても、臨時財政対策債につきましては……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） あの、金融機関から借りますので、それに対して市としては返済いたします。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 借りなかった場合は1回目の借金は入ってこなくて、その後の交付税措置が薄く長く入ってくるということです。

いずれにしましても、財政状況をしっかり見きわめながら財政運営に支障ない範囲で発行額の抑制をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 9番、69ページの職員厚生事業助成金という項目の中でご質問をいただきましたが、通告した質問からちょっと離れている部分もございますが2点ございました。お答えいたします。

市の互助会と市町村職員互助会の関係がございました。二重払いではないのかというような趣旨でございました。県の市町村職員互助会から受ける給付金、例えば永年勤続の給付ですとか退会給付、出産祝い、こういったものは職員の掛金と市、自治体からの負担金を合わ

せた中を財源にして給付を受けますので、公費が充当されております。

一方、市のほうの互助会から同じような給付を出しておりますけれども、それらの財源は全て会員の掛金で行っておりますので、市からの公費が二重に充当されているということはありませんので、ご理解を賜れればと思います。

それと、七夕まつりについてのご質問もございました。

七夕まつりがなぜ市の経費で見なければいけないのかというご趣旨でございました。七夕市民まつりということで市役所も参加しております。一つの事業所として参加しているところでございます。参加する中で職員に負担させるべきではないものの経費もございます。それらにつきましては、事業所である旭市として負担することが責務であるというふうを考えて計上しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） それでは、（16）被保護者就労支援事業について、支援者は4人だが本当に働ける方は4人なのかとのご質問にお答えします。

被保護者の就労支援対象者数について補足して説明申し上げます。平成27年度から申し上げますと、27年度の支援対象者は24名、就労に結びついた方は20名。28年度は11名、就労に結びついた方は2名。29年度は6名、就労に結びついた方は1名。先ほど申し上げました30年度は4名で、就労に結びついた方は1名となっており、年々減少しているところです。

一方、生活保護者の被保護者世帯でございますが、先ほど申し上げました平成30年度は333世帯、人員は386人です。3年前の平成27年度は356世帯、人員は423人で、ここ数年は減少傾向です。

このように生活保護者の方の減少傾向に加えて、既に就労に結びついた方もおり、支援対象者である就労の阻害要因の少ない方が減ってきている事実がございます。今後も阻害要因の少ない方については、引き続き現在も確認しておりますけれども、よく確認し、委託業者とも連携し、支援してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、（21）の民間教育・保育施設の改築事業についての質問の中で、担当課としてどのような調査をしているのかということについてお答えいたします。

民間施設整備につきましては、事業主、民間事業者から計画があると県の補助金要綱等に基づき、適正な規模であるかどうか、また、利用定員の推移も含め協議をしております。その後、市関係課と協議後、県の担当課とも何度か協議を行い、適正な事業として決定しております。

続きまして、(24) 保育士処遇改善事業についての中で、国・県はなぜ助成、補助するのかということでございますが、本事業は保育士不足の中、民間保育士の定着、確保とともに賃金改善を図ることが目的として行われております。県の補助率は2分の1でございます。また、その他、国の施設型給付費の中では処遇改善加算というものがございまして、賃金加算がございます。こちらは、一定の割合で賃金に充当することとされております。以上のことから、国・県・市町村で民間保育士への支援をするものと考えられます。

以上です。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、33番目の九十九里観光サーフィングカップ補助金について再々質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、本大会は日本サーフィン連盟で公認の大会として認知されている大会でございます。全国から大勢の選手が訪れるため、旭市としても知名度のアップ、PRにつながる大会と考えております。

今後いつまで続くかということでございますが、運営団体もございますのでそちらのほうで協議いただくことになると思いますが、この大会が存続するということであれば支援は続けていきたいなとは考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、225ページと227ページ、道路維持補修事業等についてお答えさせていただきます。

質問の内容は、流用減した費目に後日流用増を行うことは制度的に違法ではないかということでございますけれども、今回の予算の流用につきましては制度上は問題はございませんが、流用減した費目に再度流用増するという運用は好ましくないことだというふうには考えております。今後は、こういったことがないよう、予算流用の際には事業執行などのチェックをしっかりしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 項目42、沖縄交流事業についての再々質疑についてお答えをさせていただきます。

先ほど、どのくらい希望者がいるのか分からないのはおかしいというお話でございましたが、当然各学校からは決定者の報告を受けますので、その際何人くらい希望者がいたのかという話題にはなりますが、それを記録として残していないということでございます。

この3校からの参加者というのは、学校規模により人数を変えております。海上地区を例にしていますと、比較的大きな嚶鳴小学校からは10人、鶴巻小からは6人、滝郷小からは4人の選出を各学校にお願いし、各学校において選考をし、氏名の報告をいただいているところでございます。そういう点で、公平性はある程度保たれているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 私のほうからお答えします。

学校の状況は課長が今申し上げたとおりですけれども、今後は希望者の把握と、学校がその子を選んだ経緯等、学校の対応もしっかり把握してまいりたいと思います。

それから、議員のご提言で中学校のほうに拡大してはというようなお話もいただいたと思いますが、中学校で今この当所管内で考えますと中学2年生でシンガポールの派遣事業というものがあります。で、実際やるとなりますと、中学校現場の意向とか、それから相手、中城村の先方の考え方もあると思いますので、この点については今後研究させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、私のほうからは、まずP311の飯岡歴史民俗資料館についてでございます。

最初に発言の訂正をさせていただきたいと思います。先ほど、築年を50年と申し上げましたが、昭和54年の誤りでございました。申し訳ございません。

この飯岡民俗資料館でございますが、議員お話のとおり合併時そのまま、今まで来てしまっているというのが状況でございます。当時、合併以後もいろいろ検討はされてきたと思いますが、建物自体のこともございますし、文化財そのものもどうするかというものがまとまっていない状況でございました。ですが、ここで一つの方方向性としまして資料館以外の文化

財も集約していくということで方向性が出ましたので、今後は、着々と事業のほうを進めてまいりたいと思います。

次に、319ページの海上キャンプ場についてでございますが、こちらも市民が多く利用できるというお話でございました。今、施設のほうとしましては、昨年までバンガローや実習棟の整備、令和元年度におきましては炊事棟の改修等を進めているところでございます。これは、市民の利用形態に合わせて徐々に整備等を進めていっているところでございます。今後、市民の利用の増につきましては、先ほど申し上げましたようにある程度利用者が固定されている、その中でボーイスカウトやそういった社会教育団体の構成員の減と申し上げましたが、今後、利用増進につなげていくためには、それ以外の市民の利用を検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業の再々質問で、まず、デュッセルドルフ市となぜ交渉をしているのかという内容と、ホストタウン事業についてのご質問がありました。

まず、なぜデュッセルドルフ市との交渉なのかというご質問なんですけれども、現在交渉を進めている方、これはあの……

（発言する人あり）

○体育振興課長（花澤義広） 現在、事前キャンプの交渉を進めている方は、ドイツのオリンピック選手を多く輩出しております、ドイツのデュッセルドルフのクラブチームの方になります。ですから、デュッセルドルフの卓球クラブの方になります。この方は、平成29年に市長、体育協会会長、卓球協会会長がドイツに訪問した際に、ドイツ卓球連盟会長との交渉の際に立ち会っていただいた方になります。この方はドイツ卓球連盟とは非常につながりのある方でございますので、そういう方と引き続き交渉を図っていききたいなというふうに思っております。

それと、ホストタウンとはどういうものかというご質問がございました。ホストタウン事業につきましては、オリンピック・パラリンピック開催を契機に、事前キャンプ等により大会参加国との人的交流、文化的交流を行い、オリンピック・パラリンピアンとの交流を図る事業ということになります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、337ページ、借入金償還費、借入金利子支払費について
ということでお答えいたします。

当初の予算の段階で利息が下がるのが分かっていたのではないかとということでございます
けれども、経済情勢からして利息自体は下がるんだろうなという認識はございましたけれど
も、正式にその利率がこの金額になるというふうに分かったのは平成30年3月でございます。
以上です。

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 項目49、育英基金について再々質疑の中で、なぜ育英基金だけ
がというようなお話でしたが、この育英基金については、育英事業のための寄附を基金とし
て積み立てているということ、それから、当初その運用益で育英資金を貸与もしくは給付し
ていたため、このような条例があるのだと理解しております。現状とそぐわないような部分
が出てくるようであれば、課内等で今後検討していきたいというふうに考えております。
以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計の決
算の認定について、台風被害に負けないように元気に行います。

決算書358ページの国民健康保険税の状況について質問します。不納欠損額が1億519万
8,166円となっていますが、過去3年の状況とその要因について伺います。

また、説明資料によりますと、現年分の収納率は93.8%となっていますが、県内のほかの
自治体と比較し、どのような状況であるのか担当課の見解を求めます。

次に、398ページの診療収入の状況についてですが、まず、患者数の直近3か年の推移を

質問します。また、1 款収入済額の6,829万6,062円は、先日の補足説明によりますと、前年度比5.5%の減で、この主な理由は薬価改定の減額改定の影響とのことでしたが、それでは、薬剤についての収支の詳細を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 国民健康保険税の収納状況についてということで、過去3年の不納欠損の状況ということで、平成30年度におきましては758名で1億519万8,166円、平成29年度は1,017名で2億674万4,124円、平成28年度は948人で1億1,462万9,764円でございます。

主な要因でございますが、生活困窮や疾病等による納付困難が挙げられております。

収納率につきましては、93.6%という現年分がございしますが、他市に比べてどうかということでございますが、これにつきましては県平均では収納率が91.2%になっております。本市につきましては県平均よりも2.4ポイントほど上回っている状況でございます。順位といたしましては県内37市がございします。その中で一応5番目という状況になっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） それでは初めに、直近3か年の患者数の状況を申し上げます。

平成28年度は6,611人、平成29年度は6,815人、平成30年度は6,885人となっており、平成30年度と29年度を比較しますと70人、1.0%の増加となっております。

次に、直近3年間の医薬品購入費の状況でございますが、これはワクチン代と薬代を合わせた金額でお答えさせていただきたいと思えます。

平成28年度につきましては3,417万6,000円、平成29年度は3,494万4,000円、平成30年度は2,855万3,000円となっており、平成30年度と平成29年度を比較しますと639万1,000円、18.3%の減となりました。

医薬品の1人当たりの金額を申し上げます。平成28年度につきましては、患者数6,611人に対しまして3,417万6,204円となっておりますので、1人当たり5,170円。平成29年度の患者数は6,815人、金額は3,494万3,990円となっておりますので、1人当たり5,128円。30年度につきましては、患者数6,885人、金額2,855万3,071円、1人当たり4,147円。30年度と平成29年度を比較しますと981円、マイナス19.1%の減少となりました。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ではまず、国民健康保険税の状況について再質問いたしますが、国民健康保険制度改革によりまして、平成30年度からは県が財政の運営主体となり運営を行っておりますけれども、事務的な面や不納欠損の額、それに徴収率にはどのような影響があったのか具体的にお伺いいたします。

次に、診療収入の状況についてですが、診療時間数を直近3か年の推移で伺いたいと、そうのように思います。また、収益に大きな影響を及ぼす薬価改定ですが、薬価差益の減額改定前との違いを具体的に伺いたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの平成30年度から県の運営主体になるということでお伺いしましたが、それにつきましては国民健康保険事業納付金制度というのがございまして、それが県のほうから納付金が請求されるわけで、その算定の基礎となるものが年齢調整後の医療費水準、所得水準を考慮するということになっておりますので、不納欠損あるいは徴収率については市町村が徴収すればいいわけでございますので、影響はないということになっております。

○議長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） それでは、滝郷診療所の診療時間数を申し上げます。

平成28年度が1,217.5時間、平成29年度が1,236.5時間、平成30年度が1,225.0時間となっております。

次に、薬価改定前と改定後の違いということでございますが、医療機関は患者に投薬した薬価を公定価格に基づき請求いたします。一方、使用する薬剤を最も有利な価格で仕入れることにより得られる薬価差益が医療機関の重要な収入源となります。滝郷診療所においては、薬価差益を個別に出すことはできませんが、各薬品について一般競争に準ずる見積もり合わせを行い、最も有利となる業者選定に努め、運営の健全化を図っております。

薬価改定において公定価格が減少した場合、院内処方を行う診療所は投薬分に係る収入の減少に直結するだけでなく、販売業者の利益確保のため減額率が低下し、結果として薬価差益が減少する場合も見られます。収益が悪化することにもつながりますが、これを避けるため、滝郷診療所では安価な価格を提示した業者を選定することにより、安定した運営を行っていくよう努めてまいります。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、国民健康保険税について質問をいたしますが、制度の改正により県が運営主体となった最初の決算となりましたが、平成30年度の現年分の収納率は先ほどの速報値で県内37市中5位ということで、ご答弁よろしいですね。

（発言する人あり）

○4番（林 晴道） 控えが合っていました。これも、担当課の努力のたまものであると敬意を表します。今後も健康には十分留意され、引き続き職員一丸となって取り組んでいただきますよう、よろしくお願いをいたします。担当課において、平成30年度税収の決算に関してどのような課題や問題点があるのか、ないようでしたら総括を伺いたい、そのように思います。

最後に、診療収入のほうですね。厚生労働省が行う薬価改定は、医療用医薬品の公定価格を見直すことで、原則として2年に1回4月に行われますし、その傾向は事前に分かっているはずでありますので、そのことを踏まえて本市としては予算立てを行っているのか、具体的な取り組みを伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 収納率の決算状況についての総括ということで、収納率につきましては皆様のご存じのとおりですけれども、全国的には千葉県はまだ低いほうでございます。その中でも市といたしましては、国民健康保険税につきましては結構上位までいっておりますが、市全体の市税につきましてはまだちょっと下のほうのランクになっておりますので、今後も徴収等、滞納整理等をしっかりやりながら収納率を向上させていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 薬価改定を踏まえ、どのように予算編成に対して取り組んでいるのかということにお答えします。

平成30年度薬価改定率は、平成29年12月18日付で告示されました。旭市はこの告示によって示された改定率マイナス1.65を加味し、平成30年度の予算編成を行っております。また、従前は2年に一度だった薬価を含む診療報酬改定ですが、令和元年度以降、毎年改正されるため、今まで以上に国の動向を注視した予算編成を行ってまいります。

また、滝郷診療所は、医師が患者さん一人ひとりと向き合う時間を大切に、親切丁寧な診療を心がけております。また、診察や訪問診療などの在宅医療を行っており、利用者は平成26年度から平成30年度まで大きく増加している状況でございます。

今後も、旭中央病院と連携を取りながら、市民が安心して暮らしていけるよう、地域連携の役割を担っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 続いて、議案第8号、旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。議案書11ページにございます、その中身、平成30年度旭市水道事業報告書について

質問をいたします。

まず、年間給水量604万7,419立方メートルと、料金収入の基礎となっている年間有収水量567万7,913立方メートルであります。まず、有収率を10年前、5年前と比較して伺います。

また、無収水量には漏水量や事業用水量、それに、消火栓水量やメーター不感知等の水量がありますけれども、ここでは漏水量とそれに対する金額を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 決算書の15ページをお開きください。決算書15ページ、3、業務、

（1）業務量になりますが、一番下の事項の欄の4行目です、縦書きの給水内訳、これにつきましては給水水量の内訳となっております。有収水量でございますが、この右の欄、当該年度は93.9%でございます。5年前につきましては、平成25年度の数字を使わせていただきます。95.3%でございます。10年前につきましては平成20年度ということで、97.6%でございます。

続きまして、無収水量の内訳の中の漏水量ということでございますが、もう一度決算書の15ページをお願いいたします。先ほどの給水内訳の有収水量の下になります。これが無収水量、これの中に漏水量が含まれておりまして、この中の漏水量は26万2,904立方メートルでございます。それと金額でございますが、金額の算定につきましては東総広域水道企業団からの受水費の使用水量タンクから算定をさせていただきました。金額は1,249万3,198円でございます。税込みになります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 漏水による無収水量がかなり多くございます。では、この30年度の本市の有収率を、全国平均だとか近隣自治体と比較をして分かるようであればお知らせいただきたい。あと、漏水量とその金額も10年前、5年前と比較してお尋ねいたします。

また、アセットマネジメント、これは水道施設による給水サービスを継続していくための必要な補修だとか、更新といった施設管理に必要な費用とそのための財源を算定し、長期的な視点に立って経営していくこのアセットマネジメントに対する、30年度の観点を伺いたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） ではまず、1点目の30年度の有収率の近隣、千葉県、全国平均ということでございますが、近隣につきましては、失礼しました、10年前と5年前ですね。

まず5年前でございますが、旭市は先ほど申し上げましたように95.3%でございます。近隣につきましては、銚子市、八匠企業団、東庄町を近隣とさせていただきました。5年前、銚子市の有収率でございますが92.4%、八匠水道企業団が94.1%、それと、東庄町が96.9%でございます。千葉県につきましては92.7%。全国平均でございますが、90.2%でございます。

続きまして10年前、平成20年度になりますが、旭市は97.6%、銚子市91%、八匠企業団が95.8%、東庄町が97.2%、千葉県が92.8%、全国平均が90.1%でございます。

続きまして、5年前の旭市の漏水量でございますが、19万2,435立方メートル、金額にしまして914万4,511円でございます。続きまして10年前でございますが、漏水量が6万7,965立方メートル、金額にしまして322万9,697円でございます。

続きまして3点目のアセットマネジメントの観点のご質問でございますが、旭市水道事業は昨年から2年間かけて旭市水道長期計画（水道事業ビジョン）を、今、業務委託して策定中であります。この中に、ただいま林議員からご質問ございましたアセットマネジメントという項目がございます。

このアセットマネジメントといいますのは、資産管理ということで今ご質問がありましたように、旭市水道事業の施設ですか、水道管、配水池、機械施設、そういったものを機能診断して更新優先度を決定するために計画するものでございます。それによって、事業の平準化ですか、要するに……

（発言する人あり）

○水道課長（宮負 亨） これはですね、今策定中でございますので、来年度以降策定になるかと思えます。

（発言する人あり）

○水道課長（宮負 亨） はい。申し訳ないです。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今、有収率の全国平均だとか近隣自治体を比較してもらいました。また、本市の漏水量を10年前と比べたら大変多く増えているという、その傾向が分かりました。

それでは、平成30年度の漏水対策工事と漏水発覚工事の実績、またそれらにかかった費用について伺いたいのと、補足説明でもございました固定資産台帳の整備に当たっての留意点、

これを教えてください。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） では、1点目の平成30年の漏水対策工事の実績ということでございますが、漏水工事修繕費ということでお答えさせていただきます。平成30年度につきましては、全部で38件ございました。金額としましては947万9,536円でございます。ちなみに5年前は40件、金額としましては909万8,130円ではありますが、10年前は数字が出ておりませんので申し訳ございません。

続きまして、固定資産台帳の留意事項でございますが、昨年12月に水道法が改正になりまして、改正法の内容の柱の一つとして水道施設台帳を整備することが義務づけられます。これにつきましては、これ以外の施行日が今年10月1日なんですけれども、これのみが令和4年の9月30日になっております。ですから、この水道施設台帳も取りあえず方向性としては、今、策定中の水道ビジョンの中で概要を盛り込みたいと思っておりますので、その後という形になるかと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

1ページの水道事業収益及び営業費用についてお尋ねをします。平成30年度に東総広域水道企業団からの送水管が干潟地区で漏水が発生し、旭地域や干潟地域で断水がありました。この期間に飲食店などでは休業するところも多々あったわけでございますが、この漏水の期間の水道事業の収益に与える影響額をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それでは、ただいまのご質問でございますが、3月に発生しました東総広域水道企業団送水管の漏水事故による漏水量は、決算の営業費用の受水費に影響を与えているのかということでよろしいでしょうか。

3月に発生しました送水管の漏水事故は、東総広域水道企業団の所有、管理する送水管であるため、旭市水道事業会計の営業費用の受水費には影響はありませんが、今回の断水にか

かった費用としまして、約372万円ございます。内訳としまして、八匠水道企業団応援給水費、給水車燃料費、給水袋購入費、水道料金減免分、それと給水設備点検清掃費等でございます。

八匠水道企業団からの応援給水分19万円については、東総広域水道企業団の受水費に相殺していただきましたので、企業団のほうに負担していただきました。水道費用の支出費用としては、それを除いた約353万円ございました。ちなみに、東総広域水道企業団からの報告によりますと、今回の漏水事故による漏水量は1万33立方メートルで、金額にしますと48万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） あのね、課長、私が聞いているのは断水の期間中は受水しないですから給水もできないわけですね。そんな中で、これ何時にとまったかわからない。例えばその期間稼働していた場合、どれだけの水を東総広域水道企業団から受けて、どれだけ売ったのかと。そうすると、例えば東総広域水道企業団から1万立方メートルを50円で買ったと、それが今度は、ここでは1万立方メートルを100円で売った場合、旭市の水道事業で利益が出るでしょう。

ですから、そのときは断水しているから分からないけれど、過去の平均数値から見たらどのぐらい収益に差が出るのか。それから、また、よそから応援をもらったときには経費がかかりますね。その辺を含めた中で、旭市の水道事業にどのぐらいの影響があるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） ではお答えいたします。旭地域、干潟地域の断水時間としましては、32時間30分でございます。旭配水場、干潟配水場、それぞれ、高橋議員からお話ございましたように、この断水時間は配水池のほうに入ってきませんでした。

入ってきたと仮定しまして計算しますと、平成29年の3月分の1日平均給水量の3日分を算出しまして、断水の影響の3日分を差し引き、それに先ほどの林議員からの有収率の関係ですね。昨年度の平成30年の有収率が93.9%ですから、それを掛けて金額を算出しますと246万6,264円になります。旭配水場もそのように計算しますと35万5,622円でございます。ですから、それに受水費を、先ほどの漏水と同じような計算方式で算出しますと62万5,220

円になります。そうしますと、収益というか、280万1,886円から受水費62万5,220円を差し引きまして、276万666円が水道料金として回収されたのではないかと考えられる金額でございます。

あとは、先ほど申し上げました応援給水に関しましては、八匠企業団から応援給水をいただきまして、その請求額が先ほどの19万円と申し上げましたが正式には18万8,885円でございます。これにつきましては、ちょっと何月か忘れましたが、5月か6月分の受水費からこの分を引いてもらいましたので、相殺していただきました。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今回、大規模な断水が起こって市民生活に大変な不便を与えたわけですが、当然この東総広域水道企業団にも送水のメーターが設置されていますね。また、市のほうでもメーターが設置されているわけですよ。そういう中で、双方のメーターを比べればどのぐらい断水したかがすぐ分かると思うんですね。双方のメーターを確認した中で、本来なら断水を防ぐことができたと思うんですが、これから企業団と市の双方でメーターの確認をどのように行って、このような事故を起こさないようにするのか、お尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） では、お答え申し上げます。

今回の漏水事故につきましては、当初は断水しなくても漏水工事可能ということでしたが、現場の状況等によりまして断水をせざるを得なくなってしまったわけでございます。ですから、これからは工事の段取りというか準備、要するに東総広域水道企業団と密に連絡調整をしながら、利用者の皆様には極力断水しても断水時間を短くするような対策をとっていきたいと思っております。

メーターの確認につきましては、計量法に基づきましてメーターのほうも定期的に8年で交換してますし、旭市の受水費の計量メーターもございますので、その辺は今後注意していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、4時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時35分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、4ページの債務負担行為補正についてお尋ねをします。

補正後、期間が1年延びましたが、その具体的な理由についてお尋ねをします。

また債務負担行為額の財源について、年度別にお尋ねをします。

なお、市債を発行する場合は、市債名をお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、ご質問の項目でございます。

議案第9号について、4ページの債務負担行為の補正についてということで、期間を1年間延ばした理由についてということでございますが、当初、鉄道事業者でありますJR東日本千葉支社との協議の中では、工期は53か月、4年5か月を要しますよということで伺っておりました。しかし、本路線の早期完成の観点から、旭市と同程度の工事委託費、同様の工法により、JRと既に協定を締結した他の市の事例を参考に、4年を見込んでおりました。

しかし、今年5月になりまして、再度JRと協議をしましたところ、工期は協定締結日から53か月必要であると改めて示されたことによりまして、今回、債務負担行為の設定期間を1年間延長し、5年とするものであります。

次に予算の関係でございますが、歳入予算につきましては、社会資本総合整備交付金あるいは地方債等を充当をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員、確認でございます。

議案9号の（2）の7ページ、これについてはよろしいですか。7ページ。

○20番（高橋利彦） 7ページ、まだ4ページ。

○議長（向後悦世） 4ページしか言わなかったのも、一括でやってもらわなければそれで打ち切りになりますので、確認でございます。

○20番（高橋利彦） 忘れました。

○議長（向後悦世） いいですか。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） じゃあ、許可します。

○20番（高橋利彦） それから7ページ、環境性能割1,000円についてであります、具体的な内容についてお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 環境性能割の1,000円科目につきまして、本年10月1日より消費税率が10%に引き上げることに伴いまして、自動車取得税が廃止され、都道府県に自動車税環境性能割が、市町村に軽自動車税環境性能割が創設されます。これに伴って、県が賦課徴収を行い市町村に払い込むということで、科目設定で1,000円を設定いたしました。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、4ページの債務負担行為でございますが、この事業は三川蛇園線のトンネル工事です。三川蛇園線の全体の工事期間、総事業費、財源の内訳をお尋ねします。

また、市債を財源とする場合の具体的な市債名をお願いします。

それでは7ページですか、環境性能割の1,000円の関係でございますが、10月からの消費税改正によるものと考えます。これに伴い税制改正がされたわけでございますが、6月の定例会で消費税改正に伴う補正予算が計上されましたが、本来なら、この環境性能割の補正も6月定例会で行うべきでなかったのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） まず、三川蛇園線の事業年度につきましては、期間ですか、平成35

年にトンネル工事が、すみません、令和5年度にトンネル工事が完了をする予定でおりまして、その翌年にトンネル内の工事あるいは県道との取り合いもございます。1年後には、その工事を進めたいと考えております。令和6年度ぐらいに工事が完了できればと思っております。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） 最初からですか。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） 最初が平成21年度から、今のところ令和6年度を見込んでいるところでございます。

次に、事業につきましての……。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） 総事業費、今年の予算を組んだ段階では、総事業費が34億4,181万7,000円を見込んでおります。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） 最終です。21年から令和6年ですか、令和6年までの総事業費ということで、34億4,181万7,000円でございます。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） はい。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） 具体的な名前ですか。ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。すみません。

○議長（向後悦世） 税務課長、答弁をお願いします。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 6月の定例会で消費税改正等に伴う改正を行って、なぜしなかったということでございますが、この法律につきましては、平成28年度の税制改正により本年の10月1日から10%に引き上げるということは決まっております。これに伴って、県が賦課徴収して市町村に納付するということにはなっておりますけれども、県が賦課徴収して、いつから納付するかという県の方針がなかなか定まっておりますので、今年の8月に説明会等により方針が示されたもので、今回、補正ということで上げさせていただきました。

以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 答弁、すみませんでした。お時間いただきまして、ありがとうございました。

では、財源の内訳の関係でございます。

まず、交付金の名称でございます。社会資本整備総合交付金でお願いします。

続きまして、事業債のほうですが、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債になります。こちら合併特例債になりますが、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 合併特例債を使うということでございますが、これからは使えないでしょう。そういう中で、今の説明では何だかんだいったって、有利な財源を活用、事業を行うという話ですが、不必要な高額な事業、今回のトンネル工事については既存の県道のトンネルを利用すれば、多額の税金や借金をしなくても済むと思うんですね。

行政の仕事は、最少の経費で最大の効果を挙げなければならないわけでありまして、行政の原点に返って事業を進めることが必要だと、私は思います。

市長の政務報告でも、旭市は健全財政で基金も多額にあると言っていますが、もう一度、財政状況を確認し、適正な財政運営をお願いしたいと思いますが、それについて答弁をいただきます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） ただいまのご質問に対しまして、答弁をさせていただきたいと思えます。

予算の関係につきましては、私どもも、よりよい交付金あるいは事業債等を交付をいただき、事業を進めていきたいと考えております。最少の予算で住民サービスを行っていくというような回答をしたいと思いますが、今後、事業債、合併特例債がなくなったときにおきましては、よい交付金あるいは、それこそ事業債等いろいろなものを探しまして、事業を粛々と進めていきたいと考えております。

よろしくをお願いします。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） トンネル自体が事業債が使えないのではないかという。

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) 県が作成しました西側にあるトンネルを利用するというお話でよろしいでしょうか。それを利用することも、当初三つのルートがございましたが、その中で検討いたしまして、今回の新しいトンネルの部分、路線を最良のルートであるということで判断をしまして、このルートに決定をさせていただきました。

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) 既存のトンネルを使わない理由ということで。

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) 実は既存のトンネルを利用することも考えたときには、まず、トンネルの南側で一度、丁字路になる。そこら辺に民家があって、やはり住民の方にご迷惑がかかる。それと、なおかつ、トンネルの丁字路のところには信号もつけなくてはならない。幅員もトンネル自体広げなくてはならないだろうということが考えられたということを伺っております。

事業費につきましても、だいぶかかる。18億円という数字はないとは思いますが、今の直線のルート、これが一番望ましいだろうということで、協議の結果、このようなルートになりました。

以上でございます。

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(伊藤義隆) 合併特例債につきましては、令和7年度まで使用できるということになっております。

以上です。

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

◎会議時間の延長

○議長(向後悦世) おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ

延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第10号、旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についての8ページ、江ヶ崎地区排水施設維持管理費200万円について、具体的な事業内容についてお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、8ページの江ヶ崎地区排水施設維持管理費200万円の内容について、お答え申し上げます。

これは、処理施設の機械になります回分槽という処理施設がありまして、そこから上澄み水を散水槽へ運ぶポンプのところにある電気弁になります。こちらのほうが制御装置の故障によりまして、一部破損してしまいましたので、こちらのほうを交換する工事でございます。

内容的には、修繕費のほうはほかに6事業を予定しておるんですけれども、こちらの改修工事が急を要しますので、こういったものを追加でやらなければいけないということで200万円追加して、改修費を増額するものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。まず、補足説明で指定管理者に事業を委託するとのことですが、今まで市の直営での事業費と今回の指定管理者に対する金額についてを、まずお尋ねします。

また、指定管理者に管理をお願いする場合はこのような条例を制定しなければならないのか、お尋ねをします。

また、使用料を徴収するとのことですが、今後どの程度見込みがあるのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、滝のさと自然公園の、まず、指定管理の関係でございますが、こちらの金額についてはまだ財政的な調整も終わっておりませんので、今の段階では、ちょっとまだ金額ということでお答えできませんので、よろしくお願いします。

それと、指定管理の関係の条例でございますが、これにつきましては、設置・管理条例の中に公の施設として指定管理をすることができる、そういった規定を取り込む必要がございます。今、市立公園の条例の中では指定管理をできるように規定してございませんので、今回、条例を分けまして、この中に指定管理者制度を取り込んだものでございます。具体的には、条例の第14条以降が指定管理者制度の関係の条文になっております。

それと、使用料、手数料に関しましても、今の市立公園条例の手数料、こちらが使用料手数料条例の中に規定がございます。それを滝のさとの項目として、同じ内容にしたものでございます。

それで、見込みということでございますが、通常、公園をご利用いただく場合には使用料とかかからないで、好きなときに来て自由に使っていて結構ですが、例えば、公園の中で、例えば、グラウンドゴルフの大会をやるであったり、サッカーをやるであったり、そういった行為を行う場合には使用料がかかるものでございます。

それで昨年度の実績を申し上げますと、公園内の行為としまして、グラウンドゴルフの大会が4件、サッカーの練習試合などが4件ございました。それで、その他レクリエーション、そういったものが3件ございました。これ以外の利用につきましては、先ほど申し上げましたように自由に使えますので、ちょっと件数とか把握はしてございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今までは料金徴収しなかったんですか。

また、料金を徴収することによって、使用する人が減るのではないかと思うんですよ。また、この条例の制定は料金を徴収するためのものではないのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 先ほどとちょっと重複してしまいましたが、使用料、手数料、これにつきましては今までどおりでございます。実際に公園の中で一般の方が使えない状態で一部を占有したり、いろんな競技会をやったり、そういった場合には使用料としてかかります。

これ以外に使用料でいただいている部分としましては電柱がございまして、そういったものについては使用料ということで、今までどおり同じようにいただくような形になります。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 補足説明では、指定管理者制度を活用し、この公園を指定管理者に管理運営を行うという説明でしたが、これは料金を徴収するための条例の制定と思うわけでございます。思うんですが、そういう中で、どのようなことなのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 同じような説明になってしまいましたが、結果として使用料でいただく部分はございます。ですが、全体の件数とか金額につきましては少額ですので、指定管理をやるための財源とか、そういった形の使用料の徴収ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 申し訳ございません。1点訂正がございます。先ほど議案第9号のときに、合併特例債、令和7年度まで延長というふうに申し上げましたけれども、昨年度、さらに5年間延長されておりまして、令和12年度まで利用できるということでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 議案第20号、財産の取得について、時間延長になりましたが元気いっぱい行います。

この入札においては、入札書の受け付けを行ったものが1者であったと補足説明がございました。同様の財産取得は近隣他市においてもあると思うので、類似するような財産の1者応札の状況が分かるようでしたらお伺いしたいと思います。分からないようでしたら、定例会会期中にお知らせ願います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 1者応札の状況につきましては現在資料ございませんので、後ほどお示ししたいというふうに思っております。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） よろしくをお願いします。

入札の制度上は、応札が1者であろうと成立はいたしますが、入札本来の大きな目的の一つである競争性を考えますと、いささか疑問が残ります。僕は、車両の仕様や入札の要件などをしっかりと競争性を持たせる方策をつくり、そして実施したほうがよいと考えますが、本市の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 本案件につきましては車両の特殊性ということもございまして、応札は1者でした。林議員のおっしゃるように、入札において競争性の確保というのは非常に大切なことであるというふうに考えております。今後、同様の入札におきまして、地域の要件や仕様など他市の状況も参考にしながら、多くの業者が参加できるような仕組みを考えられたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今ご答弁いただいたような多くの業者が参加するような入札、そうあってほしいとそう思うので、今の答弁のような財産の取得をお願いしたいと、そのように思います。

答弁、結構です。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 議案第21号、工事委託協定の締結について、名称は総武本線飯岡・倉橋間蛇園こ道橋新設他工事であります。我々はトンネルといつも言っていたものですから、あれを跨道というんですね。これからトンネルという言葉が出るかと思いますが、同じ意味なので、ご理解をお願いいたします。

協定の方法、随意契約、金額18億8,860万9,000円。これだけのお金を投入するのでありますから、どうか市民の納得のいくご回答をお願いします。

その前に、質問に入ります前に、昨日の台風のときには職員の皆様、特に建設課の皆様、大変ご苦労さまでございました。お疲れさまとは思いますが、よろしく願いをいたします。

まず、当初の計画事業年度、事業費が当初から3回大きく変わっています。当初から3回変わっていますが、個々に当初の事業年度併せて事業費をお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、ご質問の当初の事業年度が3回変わっている、あるいは金額が変わっているという内容でよろしいでしょうか。ご答弁いたします。

まず、当初の事業年度につきましては、始まりが平成21年度ということでご理解をいただきたいと思います。そこで、最終の終了年度につきましては、まず一番当初でございます、こちらが、事業年度が平成26年で終了を計画をしておりました。

次に大きく変わったのが平成27年のときでございます。期間につきましては、平成21年から平成31年に、27年度に変わっております。

続きまして、本年度、21年から平成36年まで、令和6年ですね、に変わったということでご理解をいただきたいと思います。

あと、事業費につきましては、当初、こちら全体事業費ですが、15億4,331万1,000円ということをお願いをしたいと思います。15億4,331万1,000円で行ってまいりました。平成27年度時点

では、全体事業費が25億5,940万2,000円でございます。本年度当初になります。34億4,181万7,000円ということで変更になっております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この工事、トンネルを抜くということで、私どもは当初から反対をしておりました。と申しますのは、旧海上町のときに、このトンネルを抜いた工事が5億円と聞いていたんですよ。それでも、5億円でも、先ほども質問がありましたが、既存のトンネルから80メートルしか離れないところに何で5億円も使うんだと、小学生の足でも1分で行く距離なんです、80メートル。車だったらわずか数秒で行くのに、どうしてここに5億円も使うんだということで反対をしたんですが、予算を見たら、今おっしゃったように、このトンネルだけで15億円、びっくりしましたね。

それで、しかも当初から、今度は2回目の発表では、当初から5年工事期間が延びて、なおかつ工事費が10億円ふえたんですよ。15億円が25億円になったわけですね。

これで終わりかと思ったら、今度見たら、またびっくりしました。また工事期間がまた5年延びて、何と今度は9億9,000万円もまたふえているんです。当初の予算が15億円で始まったやつが最終的に34億円から35億円。これ、どうしてこんなになったのか。それと、年度が何で2度にわたり、当初26年に完成するというやつが31年までなって、そして、また新たに5年延びた。延びて延びて、もう10年も延びちゃうんですけれども、この理由をお聞かせください。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） まず、事業費が伸びた理由につきましては、当初計画していたルートから、やはり3案あったものを1案に絞った関係で事業費も変わっているかと思います。

トンネルを抜く金額等も影響しておりますが、やはり当初、民間というか一般のJR以外のコンサル会社にトンネルを抜く工事の積算を依頼した形になっております。そのときに、5億円、6億円というような内容で積算が返ってきたと聞いております。

やはり規則の関係で鉄道事業者が、うちのほうから要望して鉄道を抜く場合、トンネルをつくる場合、跨道橋をつくる場合は鉄道事業者にいろいろお願いをするというような規則がございまして、最終的には鉄道事業者に設計を依頼した時点で、2回目辺りの設計で15億円ぐらいだったと思うんですが、そこら辺で設計が出てきました。

それで、最終的に去年ぐらいから18億円というような数字が上がってきたということになっております。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） 延びている理由につきましては、申し訳ございません、まだ私どもの力が足りないせいか、買収ができていない方もいらっしゃいます。

申し訳ございません。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから分かりやすく言えば、当初トンネルを5億円で見積もっていたやつが15億円になったというのが大きな理由ですよ。ですから、当初5億円のやつが、何で15億円。JRだから言えないんでしょうけれども、向こうの言いなりですよ、これね。

それで、あと、延びた理由は地権者の同意が得られていないということですが、ですから、最初26年が延びたのも、この地権者の同意が得られていないからですよ。それと今も同じなんですよ、全く。同じ条件なのにどうして、今、東京オリンピックを前に、大手建設会社はみんな仕事大忙しで空前の利益というこのオリンピック前の忙しいときに、どうしてこれを今まで随意契約をやらなかったのに、条件は同じなんですよ。地権者の同意得られていないのも同じ。同じで、どうしてここで契約を急ぐのか。

例は違いますけれども、長年懸案だった県の清滝バイパスのあのトンネル工事、今、市内の業者でジョイントベンチャーでやっていますね。あの工事が20億円なんですよ、全部やって。どうしてこのトンネルだけがべらぼうに高いと、我々はそう思わざるを得ません。

そして、どうして今まだこの時期に契約をするのか。地権者の同意得られていないんですよ。そうすると、反対する地権者でちゃんとした理由があると思うんですよ。上から下から全部工事ができて、あなただけ反対しているからできません。これは、何となくその人を責めるようなことになると思うんですが、こんなことでは、かえってうまくいき始めている交渉も、かえってまた逆になって余計地権者の同意得られないんじゃないかなと、そんなふうにも私は思うんですが、その辺、どうお考えですかね。

もし、課長が答弁できなければどなたでも結構ですから、ご答弁、分かりやすく、市民の納得いく答弁のできる方。課長の答弁にはもう限界があると思うんですが、どちらでも構いません。ご答弁願います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） すみません、私からご説明をしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、交渉にも限界があるのではないかというお話もございました。ただ、うちのほうはこの事業を進めていくという信念を持っております。粛々と毎年やっております。それで、担当も一生懸命やっております。そのために、これは進めていくんだという気持ちを、本当に地権者に伝わっていただけたならということで事業を進めております。

今どうしてこの時点の契約なのというお話ですけれども、実際、地権者を待っていたら事業が進まないという思いを持っております。ただ、もうこの時期でトンネルあるいはＪＲと協定を結んで５年かかる仕事、これもそろそろ終止符を打ちたいなということで進めております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 続いて、高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦） それでは、議案第21号、工事委託協定の締結についてご質問します。

まず、この事業ですか、21年から計画始まったわけですが、15億円、25億円、34億円と、その都度、10億円も上がっているんですよ。それで、21年度から現在まで倍以上になっちゃっているわけなんですよ。

そういう中で、まずこのトンネル工事ですか、トンネル工事、これはＪＲの関係の会社でなくちゃできないわけなんですよ。その中で、先ほど木内議員に答弁していましたが、何で民間にその設計をやらせたのか。ＪＲでなければできないものを何でやらせたのか、まるっきりお粗末な考えで始まったんじゃないですか。

それと同時に、あなた方は信念と言いますけど、これ、議会通らなくちゃしょうがないんですよ。あなた方、議会、そんなに簡単に通ると思うんですか。議会のばかにしているんじゃないですか。

いずれにしても、そういう中で、なぜこんなに10億円ずつも上がって、約10年で倍以上になっちゃうのか。それから、なぜトンネルの設計、本来であったらＪＲの関係会社にやらせるのが、それを民間にやらせたのか、まるっきり無駄金でしょう。

その辺、まず答弁いただきます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、こちらの事業に関しまして、なぜ民間に設計をさせたのかと

いうご質問でございます。

こちら、平成19年度からお話等が出まして、このルート選定あるいはトンネルの見積もりを民間のコンサル会社に依頼いたしました。そこで数字が出てきたんですが、実はトンネル工事を見積もらせるときに、民間ですと、やはり民間が行うような設計ができなかったのは確かでございます。ＪＲであれば、作業時間が夜しかない、３時間しかないというような夜間施工のみの計画を立てたりとか、そういうことが、民間ではちょっとノウハウがなかったというようなことは聞いております。そこで事業費が多少変わってきているということもございます。

なぜ10年で倍以上かということでございますけれども、こちら、やはり木内議員にご回答いたしましたが、ルートの変更をしたのが１件でございます。１件というか一つの要因でございます。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） すみません、よろしいでしょうか。

すみません、10億円上がったという理由でございますが、平成26年10月の議会全員協議会で一度ご説明した本事業の全体事業費が25億5,900万円ということでご説明をさせていただきました。それで、現在の価格では、全体事業費が約34億4,200万円とのことで、8億8,300万円の増額となっております。

増額の主な項目は、ＪＲの委託が約4億1,900万円の増、連絡道路自体の工事費が4億2,900万円の増となったことによります。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） 民間に委託した理由につきましては、この事業採択に向けて、県にいろいろ交付金等の申請をするときに、やはり事業費が不明確ではしょうがないということでコンサルに依頼いたしました。

以上でございます。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） いや、議会を軽視しているわけではございません。ただ、うちのほうは、うちのほうはと言ったら失礼ですが、建設課といたしましては、こちらの事業、合併当初から主要道路ということで、主要事業ということで判断をさせていただいておりますので、建設課としてはこの事業を粛々と進めていくという計画で取り組んでおります。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 課長、私は、これは主要道路ということですが、最初の計画どうだった、あのトンネル関係なかったでしょう。上に上がる計画でやったんじゃないですか。

それと同時に、幾ら県に採択云々といったって、国鉄でなくちゃ工事できないというもの、を何で民間にそんな無駄な経費を、幾ら払ったのか知らないけれども、子どもが考えたって分かることですよ。国鉄の関係は今まで旭市でもいろいろ道路、鉄道また道路つくって、手も足も出ないでしょう。

その辺十分分かってて、何でそんな民間に無駄金を払うのか。それを根拠として、私から見れば、議会に安くできるよと言ってそのままずるずる進めようと、そういう考えなんです。それで最後は、信念でやりますって。これでは、課長、それだけの権限持っているんですか。最後は議決なんです。その辺、十分踏まえてやってくださいよ。

ですから、何で民間にその委託をしたのか、幾らかかったのか。それと、10億円ずつ上がった、全然説明ないでしょうよ。よく議員が理解、納得できるように説明してくださいよ。あなたができなければ、市長、副市長いるんですから答弁してくださいよ。これは重要な問題ですよ。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 高橋議員、申し訳ございません。議会の皆さんを軽視しているという内容は心にも思っておりません。ただ、事業計画として、うちのほうは進めさせていただきたいということで回答をしたまででございます。

10億円ずつ上がっているということで、やはり、人件費、資材費、それとルートの変更に關すること、それもJRのトンネルを抜くということが大幅にアップをしてございます。

なぜ民間に依頼したのかということは、やはり先ほどの答弁でも行いましたけれども、県の事業採択に向けて申請をするため、事業費を概算を出すのに、民間に設計を依頼したという内容でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 人件費が、また資材費が上がったからって、そんなに上がっていますか。全くいいかげんな答弁しないでくださいよ。

それで、執行が出せば何でも通ると思っていますけれども、これは市民の金を使うんです

よ。たった800メートルくらいに約20億円も投入する、これ、市民が納得できますか、あなた。いろいろへ理屈はつけますけれども、その中でこの前も新聞に載って、課長見たでしょう。千葉市のモノレールの延伸計画、取りやめになりました。これは費用対効果の問題です。いずれにしても、事業費に対して収益が見込めないためであったわけですが、道路を整備する場合は、やっぱり費用対効果が重要と私も思うわけですが。

その中であのトンネル工事、土地取得費や物件補償費など、既存のトンネルに迂回すれば大幅に予算が削減されると私は考えるんです。そんな中で高額な予算を使い、何でトンネルをつくらなくちゃならないのか。

いずれにしても、結局費用対効果。これは自分の金じゃないんだから、市民に納得のいくような費用対効果、当然その数値も出してあると思うんですよ。じゃあ、そのために費用対効果どうなっているのか、ちゃんと精査してあるのか、調査してあるのか、ビーバイシーを。その辺、課長、答弁いただきますよ。誰でもいい。課長でなくても、市長、副市長でもいいです。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） ご質問に対してお答えします。

費用対効果ビーバイシーの関係でございます。当初、1.68という数字が出ております。これに対しまして、後々、国の通達では、費用対効果は市町村事業の場合は算出しなくてもよいよということなので、私どもは1.68のまま進めさせていただいております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第22号直接審議（先議）

○議長（向後悦世） おはかりいたします。議案第22号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の議事日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第22号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第22号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第22号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（向後悦世） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３ 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（向後悦世） 日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、米本弥一郎議員、遠藤保明議員、片桐文夫議員。

文教福祉常任委員会より、木内欽市議員、伊藤房代議員、飯嶋正利議員。

建設経済常任委員会より、高木寛議員、宮内保議員、平山清海議員。

以上の９名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第４ 決算審査特別委員会議案付託

○議長（向後悦世） 日程第４、決算審査特別委員会議案付託。

議案第１号から議案第８号までの８議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、１９日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 ５時３６分

再開 午後 5時53分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（向後悦世） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に木内欽市議員、副委員長に伊藤房代議員。

以上のとおりです。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（向後悦世） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案の付託をいたします。

議案第9号から議案第21号までの13議案をお手元に配付してあります付託議案分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、25日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は11日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時55分

令和元年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和元年9月11日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子

環 境 課 長	木 内 正 樹	保 險 年 金 課 長	在 田 浩 治
健 康 管 理 課 長	遠 藤 茂 樹	社 会 福 祉 課 長	仲 條 義 治
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商 工 観 光 課 長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 博 久	都 市 整 備 課 長	加 瀬 宏 之
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	宮 負 亨
庶 務 課 長	栗 田 茂	学 校 教 育 課 長	加 瀬 政 吉
生 涯 学 習 課 長	八 木 幹 夫	体 育 振 興 課 長	花 澤 義 広
監 査 委 員 長 事 務 局	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 長 事 務 局	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（向後悦世） 通告順により、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（10番 飯嶋正利 登壇）

○10番（飯嶋正利） おはようございます。

先日、台風15号がこの千葉県に襲来いたしました。甚大な被害が出ております。今なお停電に苦しんでいる方もたくさんいらっしゃいます。国・県併せて迅速な復旧に努めていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

令和元年第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。ただいまより一般質問を始めます。

今回、私は大きく3点、12項目の質問をいたしたいと思います。

大きな1点目、道路標示についてということで、先日、私の近いところで納涼会などをしていたところ、市内の運送業者の方に停止線などいろいろなところで見えないところがある。警察の人にとめられたけれども、見えないじゃないかというふうな話がされたということで、それについてどういうふうになっているのかなと。市のほうで管轄外ですが把握

しているところをお教えいただきたいなと思います。

第2番目、標識以外で、これも管轄外になると思いますが、市で把握している危険箇所。今回、台風で歩道の田んぼなんかの実際倒れたんですね、ああいうところも自動車が突っ込んだように倒壊しているところもあります。私は、足川なんです、富浦に行くまでの間にも2か所、大きく田んぼのほうに落ちているところがあります。そういうことも早急に直していただかなければ、ちょっと危険かなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

2点目、園芸生産強化支援事業についてということで、1点目、「輝け！ちばの園芸」補助金のうち単独補助金5%について、この事業は県が25%、市は単独で5%をつけております。千葉県も旭市も全国5位の農業生産高を誇っており、そんな中、今後施行業者について、県内に事業所がある、県外にある、そういうのは少し分けたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。これはもちろん私の個人的な考えでなくて、それについてお願いいたします。

3番目、都市計画税についてということで、これは私も議員になってからもう七、八回ずっと質問させていただいております。よろしくお願いいたします。

1点目、この議員の中にも都市計画税払っている人のほうが少ないという感じがいたします。その分、興味も関心も薄いのかなというふうに思います。

都市計画とは、都市計画税とはということでひとつお願いいたします。

2点目、合併後の都市計画事業の総金額と都市計画税の充当額、総額と残りの償還年数についてお知らせいただきたいと思います。

3点目、今後の予定と近隣の状況についてということで、その辺のところも併せてお願いいたします。

4点目、都市計画税の課税について、市の考え方についてということで、市の今かけている現状についてどのように考えているのかということをお知らせいただきたいと思います。

5番目、都市計画マスタープランについて。これはたしか私が議員になったときには、平成28年が目標年度になっていました。その次、気がついたときには31年度に書きかわっていました。それが今年です。じゃ、これで今合併後、1ミリたりとも動いていない都市計画の問題について、次に何年先に目標を立てるのかということをお知らせいただきたいというふうに思います。

6番目、都市公園の1人当たりの面積をお知らせいただきたいと思います。

7 番目、建築基準法第42条の2項道路について、これも詳しくお願いいたします。

8 番目、都市計画に対する広報についてということで、今年6月も旭市の台所ということで広報がありました。これは前にも何回も同じことを言っていると思うんですが、今現在納税者数、1世帯当たりの合計金額などを出していただきたいなと思います。

9 番目、都市計画として一体感を持たせるためにはということで、先日、香取市へ勉強会に行っまいりました。香取市では、一つの香取を目指すということで、5年でこの辺のところ見直しが来ている。旭市に関しては集合体の旭市ではなくて、一本の旭市として目指さないのかということをお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

2回目以降の質問は自席でいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、飯嶋議員のご質問に対してご回答を申し上げます。

私からは、大きな1番目の2点につきましてご回答いたします。

まず、1点目の停止線などの道路標示が見えづらくなっている場所について市は把握しているのかという内容だったと存じ上げます。

では、回答でございます。

停止線などの路面標示が消えかかっている場所につきましては、日常的な点検やパトロールのほか、地元からの要望や、小学校単位で行う通学路合同点検の結果などで把握に努めております。

しかしながら、全てを把握することは難しい状況であります。

市民の方々がお気づきになった際には、地元市職員が選任されております行政連絡員や区長へ連絡をいただき、その情報により把握していきたいと考えております。

続きまして、2点目、道路標示以外で市で把握している危険な箇所はあるのかというご質問でございます。

回答です。

道路標示以外の危険箇所につきましては、カーブ付近に設置しているガードレールや道路反射板、さらに見通しの悪い交差点に設置しているカーブミラー、危険箇所を予告する警戒標識などの安全施設を設置している付近が危険箇所となります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは2番の園芸生産強化支援事業、（1）の「輝け！ちばの園芸」補助金のうち市単独補助事業についてということで、施行業者の県内と県外で上乗せの区分をしてもいいのではないかというふうなことでございますけれども、本市の場合、かなりの金額のほうを支援を行っている関係があります。

そこで、事業については各農家がそれぞれの整備計画に基づきまして業者選定をしているものでございますので、県内、県外の区別によりまして市の補助を変更する予定というのは今のところございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 私のほうからは、3番の都市計画についてのうち、所管する事項、（1）都市計画、都市計画税とは、次に3番目、今後の予定と近隣の状況について、5番目、都市計画マスタープランについて、6番目、都市公園の1人当たりの面積について、7番、建築基準法第42条第2項の道路について、それと最後に9番目ですが、旭市として一体性を持たせることはできないかについてお答え申し上げます。

初めに、（1）番です。都市計画、都市計画税についての質問のうち、都市計画について、ご質問にお答えいたします。

都市計画は、都市の発展を計画的に誘導し、秩序あるまちを形成することによって市民が健康で文化的な生活を営み、機能的で安全な都市生活を確保することを目的としたまちづくりのルールとなっております。

続きまして、（3）番、今後の予定と近隣の状況についてご回答いたします。

今後の予定ということですが、都市計画について申しますと、現状は旭市総合戦略にもあるとおり、市全体の均衡のとれた計画的な土地利用を進めていくため、都市計画マスタープランの方針を踏まえ、旧旭市地区のみに設定されている都市計画区域を市全体に拡大することが課題となっております。

都市整備課といたしましては、今後とも、従来から引き続き、市全体の秩序ある土地利用と均衡ある発展を図るために市域全域を視野に、都市計画区域の見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画区域にかかわる近隣の状況であります。

旭市同様、合併があった近隣市町では、香取市が都市計画区域外であった山田、栗源地域を含め、平成28年度に市域全域が都市計画区域として指定されております。

一方、匝瑳市では、合併前より旧八日市場市の区域の一部のみが都市計画区域となっており、現在も旧野栄地区等は指定されておられません。

合併のなかった銚子市は全域が都市計画区域として指定されております。

続きまして、（５）都市計画マスタープランについてお答えいたします。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の２により市町村の都市計画に関する基本的な方針として市町村が主体的に策定するもので、今後、市で行うさまざまな都市計画の総合的な指針となります。

都市計画マスタープランは、地域の特性、実情、市民の意見を反映させながら目指すべき都市の将来像を分かりやすく描き、またその実現に向けた方策や施策を明記しております。

それと同時に、旭市マスタープランは、長期的な都市づくりの方向性を示すものであるため、旭市では目標年次を策定年度からおおむね20年後の令和８年としたもので、策定から９年が経過したところでございます。

続きまして、都市公園の１人当たりの面積についてということでお答え申し上げます。

面積についてですが、４月１日時点になりますが、都市公園条例における現在の都市公園の開設面積が39.24ヘクタール、都市計画区域内の人口の３万836人で割り返しますと、１人当たりの面積は10.1平方メートルとなっております。

次に、（７）建築基準法第42条第２項道路についてお答えいたします。

建築基準法では、都市計画区域内で建物を新築したり増改築する場合には、原則として幅員が４メートル以上の建築基準法に定める道路に敷地が２メートル以上接していなければ建築ができないこととなっております。

ただし、幅員が４メートル未満の道路であっても、幅員が1.8メートル以上で建築基準法が適用される都市計画区域が指定された際、旭市では昭和30年10月29日以前に既に建物が建ち並んでいたとして、特定行政庁である千葉県が指定した道路は建築基準法に定める道路とみなされ、道路の中心から２メートルのセットバックをすることにより建築が可能となります。この道路が建築基準法第42条第２項の道路となります。

最後に、９番目になります。旭市として一体性を持たせることはできないのかというご質問にお答えいたします。

先ほど、都市計画マスタープランについて説明いたしましたが、その都市マスタープランは、市の全域を視野に入れた都市計画区域の見直しを想定しているものでありまして、旧３町の区域を含めた地域の整備方針についても示しております。市の一体的なまちづくりを計

画に進めるための基本方針となっております。

また、都市マスタープランは、都市づくりの実現に向けて市民とのパートナーシップ、協働が重要であるとしております。

今後、都市計画区域の見直し等につきましても、市民から幅広い意見を求め、十分なコンセンサスを取りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課のほうから、大きな3、都市計画についての（1）都市計画税とはと（3）近隣の状況についてお答えをいたします。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために目的税として課税されるものです。課税の対象となる資産は、都市計画法による都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋です。ただし、農振農用地は除かれます。

税率は、課税標準額の100分の0.3を限度として条例で定めることとなっており、旭市では100分の0.2となっております。

続きまして、（3）近隣の状況ということで、近隣、銚子市、匝瑳市、香取市の状況についてお答えいたします。

銚子市につきましては、全域が都市計画区域で、税率は0.2%でございます。

匝瑳市につきましては、昭和63年に廃止しております。

香取市につきましては、合併当初、平成18年は旧佐原市が0.3%、旧小見川町が0.2%でした。平成23年度に税率を0.2%に統一かつ課税区域を用途地域、下水道認可区域、都市計画道路沿線に縮小しました。平成28年7月に都市計画区域を市全域に拡大するも、課税区域及び税率については変更しておりません。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから3、都市計画について、（2）合併後の都市計画事業の総金額と都市計画税の総額と残りの償還年数について、（8）都市計画に対する広報についてお答えいたします。

まず初めに、（2）合併後の都市計画事業の総金額と都市計画税の総額と残りの償還年数についてですけれども、都市計画税の充当対象となる都市計画事業は、主に都市計画道路整備事業や都市公園整備事業、下水道会計への繰出金となっております。

対象事業の決算額から補助金などの特定財源を除いた一般財源等の額について、平成17年度は年度途中からの決算となりますので、平成18年度から30年度までの総額を申し上げます。

平成18年度から30年度までの都市計画事業の事業費の合計は88億7,461万7,000円で、そこから特定財源分30億2,598万9,000円を引いた一般財源は58億4,862万8,000円となります。これに都市計画事業に係る起債の元利償還金の合計22億9,981万4,000円を加えた81億4,844万2,000円が都市計画事業の充当対象額の総額となります。

対象額の総額に対する都市計画税の充当額は、平成18年度から30年度までの合計で31億9,150万3,000円であり、充当率は39.2%となっております。

都市計画事業に係る起債の償還年数ですが、種類等によって償還年数が異なるため、現時点で発行している起債のうち最も償還完了年度が遅いものを事業ごとに申し上げます。

都市計画道路整備事業に係る起債の最終償還年度は令和10年度で、街路整備事業、谷丁場遊正線分です。

都市計画整備事業に係る起債の最終償還年度は令和12年度で、袋公園整備事業分です。

下水道事業に係る起債の最終償還年度は令和27年度で、下水道事業債分です。

また、都市計画事業債に係る30年度末の起債現在高は45億7,766万円で、交付税算入見込額は24億9,655万2,000円です。

続きまして、8番です。都市計画税納税者1人当たりの納税額ということでございますけれども、収入につきましては2億4,910万7,616円、これは平成30年度です。納税者数が1万7,309人。1人当たりの納税額は1万4,391円となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） それでは、（4）都市計画税の課税について市の考え方ということでありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今までお答えしたとおり、都市計画、まちづくりの基本であるということでございます。

土地利用と均衡ある発展を図っていくためにはどうしても必要なんだろうと思います。

（1）でお答えしたとおり、都市計画税、目的税でございまして、新たな都市計画事業等今実施していないところでありますけれども、既に事業完了していても過去に旭市で実施した事業の起債に対する償還金、これは今（2）でお答えしたとおり、残っている状況でございます。それらの償還金に充当しているということがございます。

起債の償還期間についても、先ほど申し上げたとおりでありまして、都市計画事業を実施

した以上は、その事業に係る起債の償還についても考えていかなければならないということがございます。都市計画税の課税についても、ぜひご理解いただきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

市で道路の白線のところ、市でどのくらい把握しておるところがあるんでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、どれぐらいの数があるのかというご質問でございます。

正直言いまして、数はちょっと把握していない状況です。消えかかっている箇所につきましては、要望等があった場合、その都度、警察、これは規制の対象になりますので、千葉県警本部が管理しておりますので、所管の旭警察署へ連絡をして対応していただいている状況でございますので、数についてはちょっと把握してございません。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、次です。事故等、そのままあってガードレール等が破損しているところとかあると思うんですね。今回の台風でも標識やいろんなものが負担がいつてます。それについて建設課の対応をお願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、ご質問にお答えします。

事故等で破損した箇所の修復関係でございます。

では、警察や保険会社からの通報、連絡により事故当事者が把握できている場合、こちらにつきましては、速やかに現地の破損状況をこちらで確認を行います。その後、原状復旧の依頼を事故当事者をお願いをしております。

しかしながら、事故当事者が不明な破損施設につきましては、警察へ被害届を提出した後、

市が安全施設を復旧いたします。後日、事故当事者が判明した場合には、賠償請求を行うこととしております。

また、腐食や経年劣化による破損等を発見した場合は、交通安全施設維持補修予算にて随時市で対応している状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、2点目です。園芸生産強化支援事業についてということで再質問させていただきます。

この事業、始まる前に見積もり合わせとかするんですが、これに対しては、例えば事業者が事業所を持たない、例えばネットだとか、そういったものでも構わないのか。それであっても旭市、全国で5位、618億円の生産を誇っております。やはり業者も少なくなっていると思うんですよね。その辺で、やっぱり追い込むわけではないんですが、業者を育てるということも一つ、5位から一歩でも二歩でも上がっていく条件の一つになるんじゃないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいま、施行業者が少なくなってきた、そこで業者を育てる面というようなことでございますけれども、その辺につきましては、一応県のそういった事業の対象要綱等にはそういった区分というものはございませんので、あくまでも認定農家が補助事業を実施するというようなことで県の実施要領に基づいた中で、各農家がいろんな施行内容だとか業者の実績、実施後のメンテナンス、そういった面を総合的に踏まえた中で業者を選定していただいておりますので、その辺はうちのほうとしては特に業者どこをというふうなことは考えておりません。

そんなわけですから、先ほど1回目で答弁申し上げたとおり、県内、県外の事業区分によりまして補助を変更するというようなことは現在のところ考えていないということでご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 資材なんかも、私たちが農業を始めたときから比べれば、ハウスなども倍以上の値段をしております。ちょっとした母屋が建つくらいの額になっております。

補助の額は、ほとんど何十年か同じレベルで来ています。それであれば、例えば市内の業者を使えばもう５％出るとか、そういったこともご一考いただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） また、資材が始めたときと比べて倍近く上がっていると。当然単価の制限というものは特に県のほうでそういう現状に合わせた中で設定されております。それで、当然事業に参加する方も昔から比べればかなりの数が増えていらっしゃるというようなことでございます。

ちなみに30年度の実績を申し上げますと、認定農家27軒で、総事業費が２億8,000万円、これに對しまして県の補助が6,778万円、市の上乗せが1,400万円というようなことで推移しております。

それ以前につきましても、かなりの額を市として上乗せをして、農業振興に役立つようにということで予算のほういただいて執行しているような状況でございますので、ここで改めてまたその辺をとというのは、すぐにどうするかという判断はできませんけれども、そういった意見があったということで、うちのほうで予算要望等の中でまたご相談をさせていただきたいということで、ご理解のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。ご一考いただければありがたいなというふうに思います。

それでは、市内でも例えば沿岸部、同じ施設があったとしても、沿岸部はやっぱり２度、３度と修理をしなくてはいけないほど、やっぱり腐食が進みます。同じ土俵で補助事業をやっていると、やはり何回も使うようになってしまう。やっぱりそれでは、どうなんだろう、同じ市町村だから分けるわけにはなかなか難しいとは思いますが、沿岸部のほうにリフォームなり事業なり、若干その配分を多くしていただきたいなというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、沿岸部のほうについては配分を多くしてはどうかとい

うふうなことでございますが、塩害等による被害の場合につきましても、県の今の事業で園芸施設リフォーム支援型というもので県の補助が25%、市も5%ということで対応しているような状況でございます。

これは、当然要件を満たせば何度でも利用はできますし、限定されたものではございませんので、ある一定の要件を満たしていただければ十分活用するような枠が用意できていると思いますので、その辺で農家のほうにはそういったものを活用の方、今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。ご一考いただきたいと思います。

それでは、3番目、都市計画についてということで、都市計画、都市計画税ということで、非常に都市計画難しい部分があると思います。なかなか口で言われても、一度に把握できるかと言われると、なかなか私も難しい部分があると思います。

税については、具体的に言うと、当市は合併後14年たちました。通常の税とは別に、約35億円を徴収を得て道路、下水道、公園などの工事に充てたということでよろしいでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 都市計画税の充当部分ですけれども、先ほど申し上げましたように、街路費、公園費、下水道費、あと元利償還費、こういったものに充てたということでございます。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 合併後、一つ一つの事業を見ていきたいと思いますが、例えば道路、これはほとんど工業団地の外周だとか駅前、県がやった事業、これにも拠出をしております。公園は、都市計画公園法で1人当たりの面積が決まっております。それに基づいて造った公園の一部なんですね。下水道は、旭市のほんの一部です。それなのに、課税は旧旭市全体です。これについてはどうお考えですか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 課税について旧旭市ということで、都市計画税条例によりますと、旧旭市地域全域ということになっておりますので、それで課税しているわけですので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 何か納得できない部分があると思うんですが、それについて条例があるということで、そうじゃないんだと言っても仕方がないんで、次にいきたいなというふうに思いました。

合併後の事業の充当額ということで、びっくりしましたね。道路、公園、下水道も含めて総体の事業費の39%、都市計画税、一般の税金で賄われているというふうな話でした。ここ数年は単年度で46%から47%という年もあります。要は、それだけのものを旧旭市の市民は別個に払っているわけです。

例えば今回21号で34億円という道路が出てきます。これ地元負担になったらびっくりしますよね。同じ4割、できますかという話。その辺についてお考えを伺っておきます。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 質問の趣旨は、この都市計画事業に旧旭市だけが対象になっているということだと思いますけれども、これは先ほど税務課長がお話ししましたけれども、制度の中で都市計画をしいてあるところについては都市計画税を課税すると。その範囲の中でこれを充当するという制度に基づいて行っているというふうに認識しております。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 要は、起債も充てられているわけですから、旧旭市民に借金が乗っているということですよ、起債があるということですから。市民に借金を乗せているということになりますよね。その辺のところ含めてお願いします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 旧旭市民に借金を背負わせているということになるかということで、借金を背負わせているというよりも、制度の中でそういった課税の仕方がされているということで、結果的にはそういうふうな形に見えるかもしれませんが、今の都市計画事業の仕組み、都市計画税、そういった仕組みの中でそういった形になっているというふうに考えております。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） この都市計画の税、農村地区にも何の私はメリットはないと思うんです。この課税の根拠を、もう条例で決まっているということなんですけれども、根拠は何な

んですか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 都市計画税の課税の根拠ということで、都市計画税は都市計画事業、または都市計画区域事業に要する費用に充てるために目的税として課税されるということが都市計画法で決まっております。

それに基づいて都市計画事業で交通施設、公共空地、あるいは上下水道等に充てるという、そういうことになっています。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） それでは、3番のほうに進んでいきたいなというふうに思います。

このままこの都市計画、3町に進めるのかということで、今現状として、旧市内の農村部にもかかっています。もちろんこれ課税がありきで進めるんだと思います。その辺のところをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 今現在の都市計画事業が課税ありきで進んでいるというご質問だったと思います。

先ほど来ご回答しているように、今現在、都市計画事業としては新しい整備は行っておりません。ですから、今ある償還金、こちらのほうに返すということで税金のほうは使われていると、先ほど来の説明になろうかと思います。

以上です。

（発言する人あり）

○都市整備課長（加瀬宏之） 今後ですか。いえ、今後のことではなくて、今現在の話の……

（発言する人あり）

○都市整備課長（加瀬宏之） 今後ですか。今後の都市計画課としての考え方ですが、都市計画区域の拡大に伴いまして、全域で都市計画税を課税することとなる、今までの条例のままですとそうなりますので、目的税ですので、新たな区域で都市計画事業の有無など、視野に入れて課税の必要性や適正な税率などを検討すべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 市としては、この都市計画税、3町に広げるということでもいいと思うんですが、私はなかなか3町に広げるのは難しいのかなというふうに個人的には考えております。

進めるのであれば、その期間、旧旭市の税金をとめていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 都市計画区域と都市計画税の問題を一緒に絡めて今質問もあるようですが、あくまで都市計画地域を指定するということは、やはり一つのまちとして平等ないろんなバランスをとりながらのまちづくりのためには必要でないかということの中でマスタープランを作成しながら、令和8年度まで計画を作っているところであります。

ただいろんな社会情勢も変わってきますし、合併をしてから旧3町がそこまで都市計画地域を広げる必要がないというような部分がこれまでの恐らく各地域での地区説明会に何回もやりましたけれども、出席者が五、六名というような状況があるわけでありまして、そのことについて真摯に反省をしながら、執行部もこれから3町でどのくらい必要性があるんだと、その事業をある程度提示しながら、3町の出方を、希望を聞きたいと、そのような状況でいるわけでありまして、税と別の問題で考えていただきたい。都市計画区域が決まったならば、その後に税の問題については議論していただきたいと、そのように思っております。

ただ、今までの都市計画税を休止するということにつきましては、これまで歴代の議員の皆さん方、あるいは首長の皆さん方が旭市の都市問題について真剣に議論をしまして都市計画、こういうものにしていこうというようなところで先輩の皆さん方が頑張ってきたわけありますので、ここで休止というようなことには今いかないのかな、返還金も充当金もまだまだ残っているということもありますので、そういった部分ではしっかりと旧旭市の皆さん方に、それだけ旧旭市で事業をやったということも理解していただきたい、改めてお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 全国には都市計画税を廃止している自治体が結構あります。常総市など茨城県ですね。来年度から南魚沼市なども都市計画税を廃止しますというふうな自治体が

結構あります。

そういった自治体について、旭市としてはどう思いますか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回間の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども答弁いたしましたように、これから次のマスタープランを作成するために、各市民の皆さん方の意見を聞きながら、私としましては、私の任期中に都市計画の区域の設定、それがいいものか、できるものかできないものか決断を出していきたいとそうふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） それでは、4番目の質問に移りたいなというふうに思っています。

この都市計画税、旧旭市では60年以上前からかかっております。60年税金を払っているのに、私は個人的には違和感を感じないと思うんですね。それはでもみんな、現状を知らないからなんです。総額は120億円にもなるんです。合併して執行のほうからも、議会からも、下水道は中止だと言われました。今までさんざん積んできて、もう風が厳しいからここでやらないよと、こんな不合理なやり方あるんでしょうか。旧旭市が払ってきた120億円に対して、執行部の皆さんはどういうふうにお考えですか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 旧旭市で120億円、都市計画税として払ってきたということでございますけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、それに対して都市計画事業があって、それに対して内数として、恐らく120億円より大きな事業をやっていると思います。その中で120億円がそれに充てられたということで、そういったところがずっと今まで続いているというふうに考えております。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 先ほど言いましたように、21号なんか34億円、これ全額市の税金です。なのに、旧旭市にあつたら4割地元負担だよというふうな話になるのかなというふうに、背中もちょっと寒くなるような額になるなというふうに考えております。

例えば国でもガソリン税などにおいて道路の整備を都心のほうからしてきていると思います。金がなくなったから地方はもうやらないよ、税金は今までどおりに上げてくれ、これで地方は成り立ちますか。それについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 申し訳ありません、ちょっと質問の趣旨が分かりづらかったところ
がございまして。

○10番（飯嶋正利） だから国はそういうふうにやっているわけですよ、道路とか延ばして
きているわけでしょう。要は、もう金がねえからやらねえというのは同じことですよ。じゃ、
下水道何でやめるの、金がないからでしょう。今まで120億円積んできたんです。

○財政課長（伊藤義隆） 下水道事業をやらないという理由……。

○10番（飯嶋正利） もう中止で、まだ再開するんですか、来年。しないでしょ。私も賛
成したんですから。でも、そういった思いはあると思うんですよ、旭市の人らにしてみれば、
今まで払ってきたんですから。

○財政課長（伊藤義隆） 下水道事業につきましては、今凍結という形で事業を凍結しており
ますけれども、その中で市債の償還だとかそういうところがございます。そういったところ
で今、下水道のところはかかわっているということでございます。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 何かすっきりしないような答弁で、言いにくいのかなというふうにか
えておりますが、5番目に、じゃ、移りたいと思います。

合併して14年全く動いていないものを、じゃ、あと何年、目標年度を掲げればできるのか
と。もう100億円、200億円つまこまなかったらできないのかと。香取市は5年でできた
よ。香取市は説明会、総人数で100人だそうですよ。100人のやつでこれで動かしていった。
旭市も総人数にしたら100人は超えているんじゃないですか。同じような規模でやっている
と思うんです。それに対していかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 今までの説明会等の参加人数ということでよろしいでしょうか。
参加人数というのはちょっと……すみません、それではお答えいたします。

説明会を開催した回数が28年度で5回、29年度で6回、30年度で7回というようなことで
あります。説明会の参加人数ですが、28年度では57名、29年度では99名、30年度では147名
というように把握しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 先日の香取市では100名程度の説明会だけで、全体にもう網をかぶせていったということで、何も問題なかったというふうに聞いております。その辺のところについて、市のほうとしてはもう説明会はある程度やったんだと、どこまでやったらやったということになりますか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） どれくらいで、じゃ、進められるのか、住民の理解がどれくらいまでなら進めていけるのかというご質問だと思います。

どれくらいという数字的なものは持っておりませんが、今現在どれくらい理解をいただいているかというのも間接的に出席人数ということでは分かっておりません。このため、今後都市計画についての認識、希望する事業等いろいろなものの調査を実施しまして、都市計画についての理解度や要望を把握し、対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） なぜ香取市ができて旭市ができないかということなんですよ。合併は香取市のほうが1年遅いんですよ。やっぱりそれに対してどれだけ思い込んでやっているか、真剣度があるかということの違いなのかというように思います。その辺のところ、私もさっき市長が言ったように、3町に課税という話になると難しいかなと。ただ、都市計画をしくということに対しては、個人的には私は賛成です。よろしくお願いいたします。

それでは、6番目の項目に入りたいと思います。

都市公園ですね。この面積、旧旭市の分の人口だけあればいいということなんですか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 都市公園の1人当たりの面積、これは都市計画法ではなく都市公園法のほうになります。したがって、都市公園法のほうで定めている標準的な面積が1人当たり10平米と。今現在、旧旭市、今現在の都市計画区域内では10平米を満たしております。

今後、3町のほうに広げて旭市全域になった場合、当然分母となる人口も公園の面積等も変わってきますので、それらが10平米に、標準面積に達するような格好で都市計画を考えて

いかなきゃならないのかなとは思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） これは仮定であるんですが、3町に都市計画をしいた場合に、公園をこれ以上造る予定はあるんでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 今まで具体的な計画は持っておりません。ただ、公園について申し上げますと、今現在、旭市の公園条例のほうでその他公園という公園が定められております。この公園がだいたい11か所ございます。これらを都市公園というようなカテゴリーに設置することになれば、標準面積には達するのかなと。

また、今後の人口の減少ですね、要するに分母の部分が少なくなるということを考えれば、これらの公園で何とか標準面積は達するものと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 今の答弁だと、3町にも都市公園と同等の公園が既にもう整備されているということでよろしいでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） もう、じゃ、同等の都市公園があるのかということだと思います。今回答の中でお話ししたのは、あくまでも面積の点で、面積は足りるということでの回答ということで認識していただければと思います。

ただ、今あるその他公園が都市公園として内容的に妥当かどうかは、今後また調査していかなきゃならないと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 今現状では分からないということですね、これが適合するかしらないかということですね。その辺のところというのは、そんなに調査しなくちゃ分からないようなことなんでしょうか。何がどういうふうに違うのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員、4回目の質問は終わりましたんで、次の項目に移ってください。

○10番（飯嶋正利） それでは、次の7番のほうに移りたいなというふうに思っています。

2項道路について、市としては難しい問題がかなりあると思うんですよね。その辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 2項道路の件でございます。

ご質問の内容は、恐らく2項道路、この場合セットバックした部分が市のほうで対応できないかというようなご質問でよろしいでしょうか。

建築基準法第42条第2項の道路、要するに2項道路ですね、建物の建築に伴い敷地をセットバックした場合、そのセットバックに係る部分について、現在市ではその土地買い取り等を行っておりません。セットバックの部分の土地については所有者により今現在は管理していただいているところでございます。

また、区域拡大された際も、今現在のように、今の旧旭市のように、個人のものとして管理していただくという方向で今現在は考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 例えば、現在道路として使用しているところが、その場所は私有地で税金もその市民が払っている。こういったところも結構あると思うんですね。こういったものを最終的にはどうなんでしょう、道路なのに市民が税金を払って持っている。その辺のところが決まらないで都市計画の問題が先に進むのか。その辺のところもはっきりさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 今現在も旧旭市の場合は、セットバックについては所有者の財産ということで個人で管理していただいております。

今後、拡大した場合でも、原則的には今の状況ではそのように個人で管理していただくという考えにはおりますが、県内でも何か所か、制度的にそれを寄附なり買い取りなりしているところもございます。今後はそのようなところも事例等も参考に研究させていただき、検

討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 4回目……。

○議長（向後悦世） 4回目です。

○10番（飯嶋正利） 今のお話だと、寄附をしてくれればということであると思うんですね。

例えばこれが旭市は田舎で土地も安いですし、これが都会だった場合には全く話が違うと思うんですね。その辺のところも含めて、それでも寄附だと。例えば、これももちろん測量ができませんからなかなかくいが打てないという部分はあると思うんですが、そういったものを勧奨していくということは考えていないでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 寄附じゃない、買い取りも含めてというご質問だと思います。

実際このような制度を県内でやっている行政ですが、だいたい都会のほうに多いようです。実際、セットバックをどれくらいしたのか、今現在旭市ではそれが把握できておりません。確認申請、これ自体の業務が千葉県の方で行っておりますので、市にはその内容が分からないというのがございます。ですから、どれくらいの量をセットバックされているのか、これについては市のほうでは把握しておりませんので、この辺のことも考えながら制度を作っていかなきゃならないのかなとは思いますが、今現在ちょっとその辺までの考えはございませんので、今後どのようにするかを検討させていただくということでお願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き飯嶋正利議員の一般質問を行います。

飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 8番目、これは先ほど人数のほうで報告ありました。広報の6月号、これには1人当たり3,900円、1世帯当たり9,700円という表示があります。これについてはどういうふうにお考えですか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、6月1日現在の市の広報ということで、市の家計簿として掲載されている部分だと思います。

市では、市の財政がどのように運営されているのかを市民の皆さんに知っていただくために、毎年広報あさひ6月1日号に市の家計簿として前年度の決算見込みを掲載しております。これは市の歳入歳出の状況などの概要を分かりやすく説明するための記事ですが、この中に市民が負担する税ということで、参考として1人当たり、1世帯当たりの額を掲載しております。これは、4月1日現在の人口と世帯数で単純に割り返したものでございます。

そこには都市計画税についても同様に記載しておりますが、この部分につきましては、市民がイメージしやすいように単純に1人当たりの目安の額として掲載してきたものです。その点をご理解いただきたいと思います。

今回のご質問の趣旨ですけれども、都市計画税の区域のみに課税されている都市計画税については、総人口、世帯数でなくその区域の人口割でやるべきではないかということだと思いますけれども、そこら辺につきましては、都市計画法に関する部分について注意書き等を工夫をしてみたいというふう考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 市民で下を書いてあるからと。例えばよく詐欺で下にくさくコメントでこうだというふうに書いてあるというふうなことと同じようなことですよ。これわざわざ分かりにくいように広報を書いているんですか。広報というのは見にくいように。この分母がやっぱり払っていない人まで分母に入っているというのは、私は違うと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 1人当たりが分かりづらいということですが、いろんな考え方があろうと思います。その中の一つとして1人当たりというふうな形で出しております。

例えば固定資産税についても、固定資産税非課税世帯あります。あるいは軽自動車税についても、軽自動車税を払っていないところもございます。そういったところも軽自動車がある世帯で割っているのではなくて、全体的な統計資料として市民1人当たりというような金額を出しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 全く説得力が私はないと思うんですよね。これについて、来年もとるようであれば、訂正するつもりはありませんか。訂正記事を出すつもりはありませんか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 先ほども申し上げたけれども、都市計画税に係る部分、こういったものにつきましては注意書き等で加えるなど工夫して、表現についてはより分かりやすいものにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 見やすい広報を発行するというので、よろしくお願いいたします。

これは何回も、前にも説明はしているんですよね、同じこと言っているんで。

9番目ですね。先日、香取市のほうに勉強会に行ったときに、香取市では一つの香取を目指すんだということが合い言葉で進めたそうです。旭市としては、集合体ではなくて一つの旭はまだ当分目指さないということになるんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 一つの旭を目指さないのかというようなご質問だと思います。

先ほどもご回答しましたとおりに、拡大することで一体的なまちづくりを計画していきたいというようなことで考えておりますので、ご協力をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） この間、有権者と一緒になる機会がありまして、やはりもう合併して14年たったけれども、合併の恩恵というのは何だろうと、税金もそろっていないようなところで、やっぱり一国二制度だと思うんですよね。その恩恵はいつになったら感じられるんだというふうな話がありました。それについてはいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 一国二制度ということが今質問にありました。そういうことでは決してございません。旭市として当然一体性を目指して、さまざまな事業を実施しております。

さまざまな計画、例えば都市マスタープランについても、総合戦略の中にもきちんと書かれた都市マスタープランの方針を踏まえて、旭市域のみに設定されている都市計画区域を市全域に拡大することが課題であると。ここの課題の部分については、先ほど市長答弁しましたように、旧3町においても実施をしていく段階だろうということで、その辺をしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） これ税金が減れば、もちろんおのずとして予算のほうも小さくなると思います。しかし、この予算、市役所のためにあるのではなくて、市民のためにある予算です。この例えば予算が小さくなったからといって、そこで力を発揮していただくのが皆さん、行政マンの力の見せどころではないかなというふうに思います。今後ともそこら辺のところを含めてよろしくお願いいたしますと思います。答弁は結構です。

一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（向後悦世） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。それでは、一般質問を行います。大きく分けて四つの質問を行います。

大きな1点目は、中央病院についてでありまして、まず最初に、経営状況について。

旭中央病院は、平成28年度から独立行政法人として経営を行っています。市で経営していました平成27年度の決算状況と独法になって3年目の決算の平成30年度の経営状況についてお尋ねをします。

2番目は、退職給付引当金についてであります。現在の退職給付引当金の総額と総合事務組合を脱退時に支払われた退職手当負担金の額とその現在額についてお尋ねします。

3番目は、減価償却費について。

独法前、平成27年度と直近の平成30年度の減価償却費の額についてお尋ねをします。

また、減価償却費が減ることは支出が減ることになり、経営状況がよくなるのか、悪くなるのか、併せてお尋ねをします。

大きな2点目の入札についてであります、1点目は、入札制度の変更とその目的についてでありまして、本年4月より入札制度が変更されましたが、変更の具体的な内容と目的についてお尋ねします。

2点目は、変更前と変更後の予定価格に対する落札率の状況について、前年度と今年度の落札率の状況について、土木、建築工事のそれぞれの入札の件数、平均の落札率、最低率、最高率についてお尋ねをします。

また、入札が不調になった件数についてもお尋ねをします。

3点目は、海上保育所改築工事と干潟支所改造工事の入札についてであります、入札制度改正後、海上保育所改修工事と干潟支所の大規模改修工事の入札が行われ、それらの最低制限価格と率、また落札金額と率、それと改正前の最低制限価格と率について、それぞれにおいて改正前と比較、最低制限価格が幾らくらい上がったのかお尋ねをします。

4点目は、入札制度変更に伴う財政への影響について。

今年度から入札制度の変更に伴い、工事請負費の市の予算総額と最低価格上昇による市の財政に与える影響額などについてお尋ねをします。

大きな3点目は、臨時職員と職員の再任用について。

まず1点目は、再任用職員の目的について。

具体的な再任用職員の雇用の目的と現在の再任用職員の人数についてお尋ねをします。

2点目は、再任用職員の業務について。

再任用職員は施設管理など単純な業務を行っています。臨時職員はシルバーセンターなどの委託でできる業務内容と考えますが、具体的な業務内容と配置人員についてお尋ねをします。

3点目は、臨時職員と再任用職員の給与について。

再任用職員、それから一般的な臨時職員、そして資格を有する保育士などの勤務体系とそれらの年間総支給額とそれを月給、日給、時間給に換算した額についてお尋ねします。

大きな4点目は、東京オリンピック事前キャンプ地の誘致についてでありまして、まず1点目、目的と現在までの誘致活動を時系列に詳細な説明をお願いします。その上で経費についてもお尋ねをします。

2点目は、誘致のための施設などの改修工事の経費について。

誘致を行うために施設の改修やそのための備品購入など、多額な費用を費やしていますが、その経費をお尋ねします。

3点目は、現在の誘致の進捗状況について。

県内でもアメリカ合衆国の陸上チームが成田市、佐倉市、印西市などと、香取市ではオランダのボートチームとそれぞれ事前キャンプ地として決定しました。そういう中で、本市が誘致活動を進めているドイツ卓球チームの誘致活動の進捗状況についてお尋ねをします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうから旭中央病院についてお答えいたします。

まず、1点目の経営状況でございますけれども、独法化前の27年と30年ということでお答えいたします。

平成27年度の当期純利益は6億652万円です。昨年度、平成30年度の当期純利益は19億9,100万円でございます。

2点目の退職給付引当金ですけれども、30年度末におきまして104億7,000万円を固定負債として計上しています。これは、平成30年度末に全職員が退職するものと仮定した場合に支払うべき退職金の総額です。負債計上されているものですので、現金として積み立てているものではございません。

それと、総合事務組合脱退に伴う清算金の今の状況ということですが、総額20億5,800万円が清算金として入ってきまして、それを平成28年度から令和元年度までの中期計画期間で利益化して当該年度の退職金支払いに充当するという運用しております。

現在、3年間の収益化を得まして、残高は5億8,844万円となっております。

続きまして、3点目の減価償却費ですけれども、平成27年度の減価償却費は35億2,655万円で、昨年度の減価償却費ですけれども、29億4,825万円でございます。

それで、減価償却費が減るということは経営上いいことなのか悪いことなのかというご質問でございました。当然減価償却費は費用計上されますので、減価償却費が低いほうが黒字の残高は上がるということになります。

ただし、議員もご案内のとおり、減価償却費というのは現金支出を伴わない費用でございますので、実態のその法人の足腰といいますか、そこを見る場合には通常、経常利益プラス減価償却費ということではかっているのが会計上の概念であります。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから2の入札についてということで答弁させていただきます。

まず、一つ目の入札制度の変更とその目的についてということで、どのような改正かということですが、今までは最低制限価格の変更がございました。それにつきましては、土木工事70%が最低制限価格、建築工事が予定価格70%が以前の最低制限価格でございましたけれども、改正後はそれぞれ費目に応じて最低制限価格を設けまして、それを足し上げたもので、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の50%を掛けたものを全て足したものについて最低制限価格ということになりました。

目的ですが、ダンピング受注の防止とか、あるいは工事の品質確保、下請企業へのしわ寄せの防止、安全対策への不徹底の防止などを目的とし、従来の予定価格に一定の率を乗じて算出をする方式から、国や県に倣った工事設計額の費目ごとにそれぞれ決まった率を乗じた額を合計して算出する方式へと変更いたしました。

2点目でございます。昨年度の工事の件数と落札率ということですが、土木は平成30年度が67件で、最低が72.14%、令和元年度が22件で89.27%、建築が平成30年度、43件で85.30%、令和元年度が43件、95.41%。

それとあと、去年の最高額ですか。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 29年度ですか。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 30年度の平均落札率は、建設工事において85.3%、土木工事においては72.4%でした。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 建築工事は85.3%、土木工事においては72.14%でした。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 今のが30年度です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 改正後は、令和元年ですね。じゃ、令和元年度は8月末までですが、けれども……

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) はい。建築工事においては95.41%、土木工事においては89.27%となります。

その次に、海上保育所の関係でございます。

これにつきましては、海上保育所が最低制限価格、これは総合評価方式ですので調査基準価格と申しますけれども、92.0%。

それで、社会教育施設、これが91.8%でございました。

続きまして、財政への影響ということでございますけれども……

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 申し訳ございません、今ちょっと金額が出ておりますので、ちょっと今計算する時間をちょっといただきたいと思います。

それと、財政への影響ということでございますけれども、入札制度の変更に伴う市財政への影響としては、制度改正前よりも契約額が増加することで、年度末に不用額となる執行残額が減少するということが予想され、翌年度への繰り越しが減となるということが予想されるというふうに考えております。

以上です。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 恐らく去年の落札率で、今年8月までの事業をその落札率にした場合の差ということですか。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 平均落札率の差は、建築工事が95.41%、土木工事が89.27%、前年度の平均落札率に対して、それぞれ10.11ポイント、17.13ポイント上昇しております。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 金額につきましては、まだ年度の途中ということで算出しておりません。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 途中ということで、今現在……

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 何%ということをお聞きしてはいたしましたが、金額については今出しておりませんので、後ほどご回答したいと思います。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな3点目、臨時職員と職員の再任用についての中、3項目についてお答えをいたします。

まず、（1）の再任用職員の目的というご質問でございます。

現行の地方公務員の再任用制度につきましては、平成11年7月の地方公務員法の一部改正によりまして、平成13年4月1日から施行されたところでございます。

これは、平成13年度から公的年金の基礎年金部分の支給が段階的に引き上げられることから、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えることと、職員の能力を十分活用するため改正されたものです。

その後、平成25年度から公的年金の報酬比例部分の支給開始が段階的に引き上げられることから、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るとともに、組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用するため、職員が希望した場合は再任用するよう、平成25年3月26日に閣議決定されました。

これを受けまして、その年の3月29日に、総務副大臣通知によりまして、地方公務員の雇用と年金の接続が要請されましたことから、本市におきましても平成25年度末以降、定年退職される方が希望する場合に再任用することとしております。

人数というお尋ねがございました。現在、再任用の職員は26人でございます。

次の（2）再任用職員の業務についてという質問でございます。

具体的な内容ということでございました。あと、配置人数というのもございましたが、どういったところに配置しているかということでお答えをいたします。

まず、契約の検査の業務、それと固定資産の調査の業務、それからクリーンセンターの施設の運転操作の業務、あるいはあさひ健康福祉センターの施設の管理など、保育士ですとか保育所の調理員、あるいは生活支援コーディネーター、あさひパークゴルフ場の支配人、公営企業の移行事業、これ下水道課ですけれども。それと大原幽学の記念館長、そんなところに各1人、あるいは保育所の場合複数もございますが、配置しておりまして、そのほかは施設関係の管理ということで海上公民館ですとか市民会館、いいおかユートピアセンター、千潟公民館の管理業務ということで配置をしております。さらに、消防本部に一般事務としての配置もございます。

続きまして、（3）の臨時職員と再任用職員の給与というご質問のほうです。

まず、勤務体系というようなお話もございましたが、勤務体系、臨時職員につきましては、

勤務体系はその配置されている場所によってまちまちでございます。一番オーソドックスな事務系でいいますれば、週5日というような勤務になっております。

一方、再任用の職員につきましては、これもいろいろまちまちございますけれども、オーソドックスな部分でいえば、週3日の勤務というのが一番基本的な勤務となっております。

それと金額の面についてのご質問もございました。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 保育士は、週3日というよりはもう少し日数多うございます。時間も少し調整しておりまして、保育に支障がないような形での勤務を行っております。

金額のほうまいりまして、まず、臨時職員のほうでございましょうか。トータルでということでお答えしたいと思います。それは賃金から始まりまして共済費も含めた市が負担している額トータルとして申し上げます。

まず、年収ということでございました。これいろいろ形態ありますので、平均的な形、平均ということで申し上げますと、年収204万2,000円ぐらいになります。

それと、日給というお話もございました。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 月給ですか。すみません、私が順番を間違えました。

月給ですと17万円ぐらいです。日給になりますと8,510円で、時間給になりますと1,098円という計算で、これは賃金の時間プラス社会保障も含めた数字です。

一方、再任用の職員のほうですが、こちら30年度の決算のほうでいきますと、やはり年収からまいります。トータルの数字になります。年収222万5,000円ぐらい。月給が18万5,000円ぐらい。日給で1万5,454円、時間給にしまして1,994円でございます。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 保育士ですね。保育士につきましては……少々お待ちください。

臨時の保育士、フルタイム、5年程度勤務ということになりますと、勤務年数いろいろありますので5年程度勤務でフルタイムの臨時保育士ですと、年額で286万円程度、月額で23万8,000円ぐらい、1日にしますと1万1,918円、時間にしまして1,538円でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、私のほうからは4番の東京オリンピック事前キャンプ地の誘致についての（1）から（3）について回答いたします。

初めに、（１）目的と現在までの誘致活動と経費ということで、まず、目的ですけれども、事前キャンプを誘致することで、市のスポーツ及び産業の振興に資することを、これをまず目的としております。

誘致につきましては、まず平成29年５月26日から31日まで、ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市へ市長、体育協会会長、卓球協会会長が訪問しまして、ドイツ卓球協会及びドイツナショナルチームに対して旭市をPRし、世界卓球選手権大会会場で２人から事前キャンプを実施するなれば旭市で行うという、口頭ではありますけれども、そういう約束をいただいているところです。

その後なんですけれども、同じ29年９月、デュッセルドルフ市長が日本のほうに来日しました。そのときに、東京でデュッセルドルフの夕べというものが開催されました。そのときに再度事前キャンプについて依頼をしております。

現在は、その後ドイツ側のほうからは、代表選手が決まらなないと事前キャンプについて個々の内容が決まらないというふうに回答をいただいておりますので、引き続き、ドイツを訪問したときのドイツクラブチームの関係者を通じまして交渉を進めているという状況でございます。

あと、経費につきましては、誘致事業につきましてはの経費ということで、平成29年度は867万3,375円で、主なものはドイツ訪問の旅費、オリンピック講習会、卓球台８台の購入費になります。

30年度につきましては253万9,012円で、これはオリンピック卓球指導会・講習会、副審判台の購入等になります。

続きまして、（２）誘致のための施設などの改修工事等の経費ということで、備品の関係は先ほど申し上げたとおりになります。卓球台の購入とかそういったものの経費になります。

施設につきましては、総合体育館になりますけれども、総合体育館の改修につきましては、特に誘致のために行った工事ではございません。現在行っている総合体育館の工事は、屋根、外壁改修工事で、契約金額が２億4,084万円になります。

総合体育館は、建築後22年を経過しており、雨漏りなどさまざまな傷みが生じています。また、建築基準法による法定点検、あるいは外壁のクラック、金属パネル塗装劣化、特定天井の振れどめ不足等で、建築基準法令の規定及び国土交通大臣が定める判定基準に適合されていないため改善の必要があるとの通知を、県土木事務所から受けております。そのため、昨年３月に契約しまして、現在工事のほうを進めているという状況でございます。

続きまして、現在の誘致の進捗状況でございますけれども、ドイツの誘致状況でございますけれども、先ほど申し上げたとおりになります。ドイツの代表選手が決まらなと事前キャンプについて個々の内容が決まらなと言われておりますので、現在もドイツ側と交渉を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それではまず、大きな1点目の中央病院の関係でございますが、独法の移行に伴いまして、減価償却費が大幅に減額したわけでございますが、結局、減価償却費が減額したということは、これは帳簿上利益になるわけですね。今回の決算の内容から考えますと、利益が出たということはかなりこれが影響があるわけですね。それとともに、営業収入を見ますと、入院患者の収益は増えましたが、外来患者収入は減っています。減っているんですよ。そういう中で、市からの繰出金も20億円もあるわけですね。

このようなことから、経営状況は独法前のほうがよかったのではないかと、私見るんですが、市長、いかがですか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 病院も経営努力に怠りなくやっているというふうなことで、先ほど課長から答弁がありましたように、独法前より随分利潤も出ているというふうなことでありますので、評価委員の評価なども含めながら、全体的に頑張ってくれているのかなと認識をしているところであります。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと独法前よりいいということ、いや、市長言いますけれどもね、何を根拠に言うのか。そういう中で、いずれにしても、独法といってもこれは最終的には市の責任になるわけですよ。交付税に算入されております20億円、病院に繰り出ししているわけですが、この繰り出しを行わなくても交付税に算入される部分はほとんどなんですよ。

そういう中で黒字経営を保っているのは繰出金によるところがかなりあると私は考えるんですが、市長、いかがか。そういう中で、なぜもうかっているのか、その根拠を明確にお答えいただきたいと思います。皆さんが理解できるように。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 詳しく経理状況は病院とうちのほうの担当でやっておりますので、担当のほうから説明をさせます。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 何をもっともうかっているのかというお話で、その中で繰出金が20億円もあるということがございました。

繰出金の20億円につきましては、独法化前から繰り出しはしておりましたので、その上での利益の比較ということですので、独法化前より独法化後のほうが経営状況はよくなっているということは言えると思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと私の言うことが理解できないのか。独法前より、結局繰出金が多く出ているんですよ。それと同時に、減価償却がかなり減ったでしょう。減るということは利益が出るわけですよ、経費が減るわけですから。そこにこれからまた言いますけれども、例の退職引当金ですか、県から来た。それを繰り入れるんですよ。それがなかったら経営状況が前より悪くなっていると思うんですが、その辺どういうふうに担当として理解しているのか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 減価償却費が少なくなっている、それで利益が上がっている。それから、千葉県市町村総合事務組合から入ったものを毎年利益化している。それプラス、いわゆる繰出金ですか、繰出金が独法化前より多くなっている。それでの実質的な黒字でしょうというお話かと思うんですけれども、そういった個々の要因も含めまして、こちら決算ですので、結果として独法化前よりはいい数字が出ているというふうに認識しております。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、今回の決算関係資料を見ますと、経営状況をよく見せるために退職金組合からの清算金の調整をしているように考えるわけでございますね。先ほど課長が答弁ありましたね。20億円返ってきたものを、まだ5億8,000万円、これから見ますと、ただ毎年退職する人に対して払って、残りをそれで調整。本来であれば、これは返ってきたら退職給付引当金に入れる、そして出すのが本当だと思うんですよ。そういう中でこれをやりますと、本来の経理とは違うと私は思うんですが、どういうあれなんですか。これが毎年そういう方式でやりますと、これは利益になって出てきちゃうんですよ、歳入としてね。その辺をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

20億円強返ってきました、市町村総合事務組合からの償還金につきましては、退職給付引当金に積むということは、会計上、それはないとお考えください。

先ほども説明しましたがけれども、退職給付引当金というのは、その年度末に全職員が退職するものと仮定した場合に支払うべき債務として固定負債として計上するものです。

それと、ご指摘の20億円はどういう処理、それは当然に退職手当のための負担金が戻ってきたものですから、退職手当の原資として扱うのが適当であろうという考えのもと、中期計画期間であります28年度から令和元年度まで、毎年退職手当に見合う、全額ではないんですけれども、見合うだけの利益化を図ってそれを原資として毎年の退職手当を支払っているというような会計処理となっております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私の考えとは全然違うわけなんですがね。いずれにしても、退職給付引当金というのは、年度末に職員が例えば全員やめたことを想定した中で退職給付引当金というのは積んでおくわけなんです。その中で、まず退職給付引当金が104億円もあると。今まで公営企業のときは一銭もなかったんですよ。それが104億円もある。なぜ、どこからその金を持ってきたのか。普通では考えられないんですよ。独法に、どさくさに紛れてどこから持ってきたんじゃ、私は減価償却引当金辺りから持ってきたと思うんですよ。

じゃ、その104億円、どこに金があるのか。それと同時にさっきの課長の答弁では、私は

納得……来たわけでしょう。本当はその年に処理するのが本当ですよ。これは毎年毎年、独法後すぐ赤字になったらしょうがないから、そんな絡みで毎年毎年、預かり金にしておいて、その中から4億円か5億円くらい出していると思うんですがね。

いずれにしても、退職給付引当金、どこから百何億円出てきたのか。その金はどこにあるのか。それと同時に、もうちょっとなぜ毎年毎年そんなふう処理しなくちゃ、約5億円くらいですか、処理しなくちゃならないのか。みんなが理解できるように説明をお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、退職手当引当金のほうからお話いたします。

退職手当引当金につきましては、先ほど来申し上げていますように、固定負債ということでございます。したがって、現金として持ってくる必要はなくて、ただ負債に立ち上げればいいだけの、退職給付引当金というお金という字がついていますので現金のようなイメージがありますが、これは負債として備えておく。

30年度なら30年度末に全員が退職したときに、じゃ、その退職金をどこから持ってくるんだということですが、それを引当金として負債計上しておいて、全員が退職するということは法人の解散を意味しますので、解散すれば負債に見合った資産が順次整理されていきますので、それで退職金を支払うというような性質のものです。

それと、20億円返ってきたものを毎年度毎年度、退職金に充てる処理というのは、それはおかしいんじゃないかということですが、当然、当初退職手当の負担金として積み上がっていったものが戻ってきたので、それを中期計画期間中に利益化して、それを原資として、先ほど申し上げましたが、当年度の実際の退職金を支払っていくということで、経理上、全く問題はないと考えております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、この20億円がなくなったらどうするのか。普通であれば、退職者には退職給付引当金、ここから出すのが本当なんです、経理上、そうでしょう。何もなものを積み立てるということは、金ないものをどうやって積み立てるんですか、本来なら。

そんな中で、結局、会社が例えば倒産したとか、そういうときになったら一気に払わなくちゃならないでしょう。中央病院だって独法にするころは、独立行政法人法でどうなっていますか。独立行政法人法では、民営化するか指定管理者にするか、公益企業ではちょっと問題あるから、その一里塚なんです。だから、中央病院、それからいったら、いつ解散する

か分からない。それから指定管理者にするか。そういう中で、いずれにしてもその金を何で退職給付引当金から出さないのか。じゃ、これがもう5億円なくなったら、その金はどこから出すんですか。そんないい加減な答弁はありますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今回、5億円を充当するとなくなってしまう。そうすると、退職給付引当金から充てなければならないではないかと、それにはお金が必要であろうということかと思えますけれども、まず戻ってきた20億円に関しましては、当面退職金に充てようと、4年間でですね、そういう考えのもとで動いております。

それで、退職給付引当金というものは、毎年度毎年度の退職金に充てるものではありません。毎年度毎年度は、順当な数の退職者がいるわけで、それは予算の中で費用として見て支払っていくものです。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そんなくだらない答弁聞いたって、何もならない。経費として、退職給付引当金から払うのが本当なんでしょうよ。経費で出して、そういう考えで中央病院の関係見ているんですか、担当課として。そんなこと幾ら言ったって、私も時間、回数の制限がありますからできませんけれどもね。

そんな中で、あと減価償却費ですね。

これ減価償却、独法に移行の前は減価償却引当金、かなりあったんですよ。課長、知っているでしょう。減価償却引当金は、結局、資産を毎年ずつ減らしていったって、それは積み立てておくわけなんです。それで次に建物を建てるとか何とかするときに使う金。

しかし、これは積んでおかなくてもまたいろいろ使えるわけですけども、そんな中で、減価償却引当金あったの、かなりあったんですよ。それが今一銭もないんですがね、どういうふうにしたんですか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 減価償却引当金というお話ですけども、減価償却引当金という考え方は、多分私の記憶だと昭和50年代にもう会計制度の中からなくなっていたと思います。

減価償却累計額というのが中央病院にもあったと思いますけれども、先ほども申し上げましたが、減価償却費というのは単に資産が減耗していくことに対して、その減耗分は費用として見るべきであろうというような考え方のもと、それでその分を特に引当金として積み上げるとかではなくて、ただ現金支出を伴わないので、ただ費用として見ればというようなお話というか、会計制度上の制度となっております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 毎年減価償却費としてこれは経費で見えるわけですよ。その分は、本来なら減価償却引当金、累計でも何でもいい、ここへ来るわけなんですよ。それは早い話が、全然使わなければ現金預金として残るわけですよ、利益が出ていけば。それが一銭もなくなっちゃっているんですよ。独法前にはあったんですよ。独法前にはあった。80億円とか90億円とかありました。そして、退職給付引当金というのは一銭もありませんでした。それがいつの間にか、独法のどさくさに紛れて退職給付引当金は積まれた。それから、減価償却引当金ですか、これなくなっちゃったんですよ。それは経理上、なぜそういうふうになっているのか、じゃ。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、お金として積み上がっているものではなく、減価償却累計額として帳簿上あったものであると思います。

それで、独法化したときに、議員もご案内のとおり、資産を時価評価しました。そのときに当然減価償却の累計額を除いた現在の価値ということで資産を評価しましたので、減価償却累計額は消えたということでございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾らここでやってもしょうがないわけですが。

いずれにしても、独法への移行に伴い会計上の処理で減価償却費がなくなってしまったわけです。これは先ほども私言いましたよ。言いかえれば、歳出が減った分、収入が増えなくても支出経費が帳簿上、減りまして、収益が上がることになります。このようなことから、会計上のこれはマジックで、経営内容がよく見えるわけです。減価償却分の現金もなく、退職組合からの脱退時の清算金も別に処理している状況では、これは見せかけだけの黒字の病院経営なんですよ。

はっきり言って、30年、19億円もうかったとか何とかありましたけれども、退職給付引当金5億円、それは減価償却ありました。昔の公営企業法であつたら、かなりの減価償却費があつた。それが減価償却の経費が減ったから、その分黒字になるわけですね。それから、退職組合から来た分。そこにまた市から約20億円入れていたら、利益が出た出たといつても、実質赤字なんですよ。

そういう中で、市長はよく病院経営、独法になつてもうかつたと言いますけれども、なぜ病院経営がもうかつたのか。その辺を含めて市長の認識をお伺いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中央病院がもうかっているというような部分で市長の認識はということでもありますけれども、65年間、中央病院はずっと黒字経営で経営をしてきたところであります。その間のこの辺の県東部の中央病院に対する信頼と実績、そういったものがやはりそういった健全経営につながっているのかなと、そんなような思いでいるところでありまして、そしてまた、20億円が市がもろに行くということがありますけれども、これは病院があるからこそ20億円、交付税、国から来るわけでありますので、それを即病院のほうの経営に回すわけでありますので、市から出しているわけではありませんで、その辺も理解をいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、もうこれで病院の関係はできませんので。

次に、入札についてお伺いします。

まず、変更の目的でございますが、そういう中で、安かろう悪かろうの工事があつたら云々くんぬんといろいろ答弁ありました。

いずれにしても、そういう中で一般に公共工事は民間工事に比べてかなり高いということが言われるわけでございます。そんな中で、今回の入札制度の変更で最低制限価格がかなり上がったわけですね。これでますます公共の工事費は高くなります。このような中で、今までの入札制度で何が問題があつたのかをお尋ねします。

また、なぜ入札制度の変更を行ったのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） どういったところが問題があつたかということですが、最低

制限価格近くの入札の増加とか、あるいは最低制限価格と同額の落札が増えてきたことから、昨年度の議会においても最低制限価格が類推されているとのご指摘もございました。

先ほど申し上げましたけれども、低価格の入札によるダンピング受注の防止や下請企業の保護などの点も含め、本年４月に現在の方式に変更することといたしました。

それと先ほど、答弁しなかったところですが、８月分までの開札分の工事が昨年度の落札率だった場合、どれだけの差があったかということでございますけれども、これは合計額で約２億５,７００万円ほどプラスになったということでございます。

あともう１点、海上保育所と干潟支所の工事で今年度の落札金額だったらどれだけの差があったかといったご指摘がございましたけれども、海上保育所につきましては１,５００万円、社会教育施設につきましては２,１００万円の増ということになっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦） いずれにしても、３０年度は土木が平均で７２％、最低制限価格の２％上乘せ、それから建設が約８５％なんですよ。

それで、課長はダンピングで安かろう悪かろうの工事が、その辺を含めていろいろ問題あるということでございましたが、じゃ、そういうことを言うなら、今まで安かろう悪かろうの工事、どのくらいあったのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 安かろう悪かろうの工事がどれだけあったかということでございますけれども、工事が終わりましたとしっかりと検査を行っております。そういったところで、まずい部分についてはそこの中で指摘とかそういったことが多々あるかと思えます。

それと、安かろう悪かろうということだけではなくて、それ以外にも県も、あるいは近隣もこういった状況にあるといったことも含めまして、それと先ほど申し上げましたように、低価格での入札、最低制限価格に近い入札があったと、そういったことも全て含めまして、４月から改正したということでございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦） しかし、何の問題もなかった。そんな中では、一般的には安くできるのが一番だと思うんですよ。行政は、やっぱり最少の費用で最大の効果ということがあられるわけですが、せっかくそれでできたものをなぜそういう入札制度の変更を行わなければなら

いのか、一般には理解できないと思うんですよ。課長がそういう立場であつたら、自分のことであつたらそれやりますか。人の金だからやるんじゃないんですか。十分その辺、私の質問理解した中で答弁してくださいよ。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 入札制度におきましては、国とか県とかの方式を倣っているというところがございます。この方式についても国・県で行っております。

それと、先ほど申し上げました低入札での入札が多くなっているということもございます。あるいは、近隣の市につきましても、県内では37市中23市、62.3%、近隣では銚子市、香取市、成田市、山武市というふうにやっております。そういったことで今回4月から始めてみたということもございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、何ら問題ないわけですよ、そうでしょう。そんな中で入札制度はこういうふうにしなさいという法的な問題はない。旭市は旭市で独自でやっていいわけでしょう。今までだって最低制限価格での落札もかなりの本数あるわけですよ。特に最低制限価格に1万円を上乗せした落札がかなりありました。このような事実を踏まえ、予定価格が事前に入札参加者に知れ渡っていたのではないかと考えざるを得ない面もあるわけですよ。そういう中で、公平に入札が行われる取り組みをどのように行っているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員に確認いたします。

入札についての大きな2点目の（2）の質問でよろしいですか。

○20番（高橋利彦） いいですよ。

○議長（向後悦世） じゃ、財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 公平な取り組みということでございますけれども、これにつきましては基本的には入札については公平というのが原則でございます。

それで、例えばこの工事を発注するに当たってはこういう条件であると、一つの条件、それはこちらが主導する条件で行うということです。それで、だいたい前は指名競争入札を行ってございましたけれども、今は130万円以上の工事は一般競争入札というふうになっております。そこら辺につきましても、公平公正な入札が執行されるというふうを考えております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 公平公平といったって、公正といったって、最低価格の1万円、2万円上乗せの工事がたくさんあるということは、そういうことを公言できますかね。そんな中で昨年と比較しますと、落札金額が大幅に上がっているわけですね。言いかえれば、1億円の予算で土木工事の入札を行い、昨年までだと7,000万円程度で落札していたものが9,000万円になるということで、率にすると20%以上上がりまして、単純に1件の入札で2,000万円も上がることになります。これでは業者への大幅な大盤振る舞いの入札制度と言っても過言ではありません。

市長は常々、旭市は貯金もたくさんあり、健全な財政運営を行っていると言っていますが、業者のための入札制度ではありません。行政は最少の経費で最大の効果をする、これが行政運営の一番の基本であります。

そのようなことから、全ての経費を精査し、住民福祉の向上に充てる必要があると思います。市長はどのように考えているのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに公平公正、そういった部分では気を配らなければならないと思いますけれども、ただ一つ考えてもらわなければならないことは、今人材不足であります。そういった部分で、そういった人材不足を解消するためにいろんなことをやらなければならないわけでありまして、そういった部分も社会情勢の変化、そういうものに通じることがあるわけでありまして、そういった部分で今回、県の方式、いろんな情報漏えいとかそういった部分の問題もありましたので、細分化して最低制限を分けるというようなことで、そうすれば少しは同じ入札ではならないんじゃないのかなと、そんなような思いで今回制度を変更したところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、それは理想ですが、理想のとおりに進まないのが世間なんですよ。それは関係なく、次の海上保育所と干潟支所の関係の質問に入ります。

以前の入札制度の最低制限価格と比べると、二つの入札で約5,000万円くらい違うんですよ、最低制限価格で。これについて市長はどのように考えているのか。

また、市内に昨年民間の保育施設が建設されましたが、その民間施設の坪単価は87万円ということで聞いていまして、今回の海上保育所の坪単価は約152万円で、二つの施設を比較すると倍近くになってしまうわけですが、民間での建設単価と比べて高いのはなぜなのかお

尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 海上保育所改築工事、干潟支所改築工事についてということで、先ほど申しあげましたけれども、工事請負金額1,500万円、2,100万円と金額的には結構大きい金額だというふうに感じております。

まだこれ始まったばかりですので、しばらくの間、この制度自体は続けていきたいというふうに思っております。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 干潟の改修と海上保育所の違いということだと思いますけれども、立地条件やら環境やらいろいろ地盤の問題とか周りの環境、そういった部分も影響して、多少は違うのは仕方がないということでありますけれども、極力、業者にはそういった部分では最低の価格を出すようには指導はしていると思いますので、そういう部分ではたまたま相当の額が違ったということだと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、海上保育所の今回の園舎の改築工事と民間の工事、例を言いますといいおか幼稚園の30年度の改築工事の単価を比べると金額の差があるということでございます。それについてお答えします。

今年度、園舎改築工事を行っている海上保育所の建築費用が高いのではないかとということにつきましては、比較対象が同一の設計内容、同一の時期、同一の場所での施工ではございませんので一概に金額の比較結果を申し上げるのは差し控えたいと思いますが、参考に各施設の金額の違いに影響を及ぼすと思われる点を申し上げさせていただきます。

まず、立地場所の地盤の条件が違います。基礎工事の内容や地盤改良、支持具を必要とするかしないかによってまた違います。

続きまして、建物の構造によって違います。いいおか幼稚園の場合は鉄骨づくりの2階建てとなっております。海上保育所の場合は木造平家建てとなっております。

また、施工の時期におきまして部材や人件費の変動等がございます。

また、いいおか幼稚園の場合は、補助事業として実施しておりますので、例えば外構工事などを事業費に含むか否かというところが主な影響になっているのかと考えられます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今答弁もらっても、それは当然建築物は同じ場所に同じものを建てるということはないから、それは詭弁。

それから、市長は入札制度云々言いましたが、この制度になったら管理費というのをかなり見てあるわけですよ。今までとは全然違うわけですね。ですから、低くしようと思っても低くもうできないんですよ。結局、設計単価が高くなっちゃっているんですから。これいつまでも言ってもしょうがないです。

次に入ります。いずれにしても、今年度から入札制度に伴いまして、建設単価がますます上がっているわけです。同じ施設を建設しても、発注者が民間と市では大きな金額の差が出ます。

何回も言うようですが、行政は最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならぬわけでありまして、建設費の財源は貴重な市民からの税金も多く使われる。それらを含め今回の入札制度に伴う落札価格が上がったことに対してどのように考えているのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今度の改正について落札率が上がったことについてどういうふうになっているかということでございますけれども、制度改正の前から多少上がるのかなというふうな思いはございました。

それで、今回の改正につきましては、今までは建築工事に対して単純に80%、土木工事に対しては単純に70%ということで掛けておりましたけれども、今回は工事の費目に応じてこれ以上であればダンピングにならないという数字を掛け合わせたものの合計を最低制限価格としておりますので、ダンピング予防については80%、70%よりも適切であるというふうに考えております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、（4）ですが、いずれにしましても、落札価格は最低制限価格に近い予定価格で落札していたわけで、今回の新入札制度によりまして最低制限価格が大幅に上がっています。そのような状況を考えると、執行残、つまり予算残額が新しい入札制度の中ではかなりなくなってしまうんですが、そういう中で市の財政に与える影響についてお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 先ほども申しましたけれども、市の財政への影響ということで、改正前よりも執行残はかなり少なくなるのではないかというふうな見込みはしております。

それと、この影響額が最終的にどれくらいになるかということにつきましては、今後の工事等の執行状況等もあることから、現時点で見込みを立てることは難しいというふうに考えております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、一括の下請は丸投げですか。これはできないと思うんですが、そんな中で、結局、建設関係の業者を守るためということで管理費がかなり上がったわけですが、そういう中で下請業者と元請業者の契約はどうなっているのか。資材費と、それから管理費、それを別々に契約した中で下請契約をやっているのか。その辺をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 下請の契約ということですが、市では各工事発注後、元請業者が下請業者と契約を提携した際には、下請業者の選定通知書とともに下請業者に対する書類、これは施工体制台帳、下請業者との契約の写し等の提出義務をつけております。それらの書類によって下請業者の契約状況、これは建設業許可だとか社会保険加入、技術者の資格、あるいは金額、こういったものを確認しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3番目の臨時職員と職員の再任用についてお尋ねをします。

この再任用につきましては、結局、年金がもらえない。ですから、年金がもらえるまでのことということでございますが、今の雇用体系、ここではなく、やはり市も行革、それから職員の削減を図っている中で、やはり効率的な再任用制度、ただ週に3回の腰かけ的な、本当に年金をもらうまで市が年金分払ってやるんだ、そういう考えじゃなく、もう少し効率のいい再任用制度にしたほうがいいと思うんですが、どのようにそれは考えますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 再任用の制度は腰かけではないかというようなご指摘をいただいて

おります。

決して腰かけだとは思っておりません。本人の今までの職歴等を勘案しまして、それを生かせるようなところに配置をしているというところもご理解いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 生かしても何でも、週に3日くらいではどうしたって中途半端な仕事になっちゃうと思うんですよ。皆さん方、職員適正化計画とはやれなんとかいろいろあるから、それも立てなくちゃならないからそういうことをやっていると思うんですが、やっぱり週5日の体制、そしてもう少し給料を払ったっていいと思うんですよ。そのかわり1日の単価を減らして、それはどう思いますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

現在は中心として週3日というのが基本的なベースですけれども、今後、週5日、フルタイムという言い方もあるかもしれませんが、それを取り入れることについても考えていきたいとは思っております。

最初に答弁したときにもありましたけれども、保育士につきましては既にもう週5日ということで、時間は6時間ぐらいですけれども、そういった活用をしておりますし、そのほかの職種でも週4日というような体制でやっているところもございます。その辺を見ながら、週5日というのも今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、高年齢者雇用安定法、これありまして、今希望者は全部使わなくちゃならないわけですよ。そんな中で、給料とか勤務条件というのは幾ら払ったって給料はいいわけでしょう。ある程度、今の臨時職員に、これ見たら、臨時職員の再任用職員は時間当たりにしたら約倍、1,994円でしょうよ。これ市民が知ったらびっくりします。また、臨時職員の人も知ったらびっくりするんですよ。

再任用はボーナスもある。表面では給料幾らもらわないようだけれども、ボーナス、たくさんもらうわけです。これは皆さん方が自分たちで自分たちのために作ったから、こうい

うべらぼうもない時間給になっちゃうんですが、やはり世間一般に通用するような雇用方法、そして賃金、これにするのが本当だと思うんですよ。

それでまた、近々、今度は同一労働、同一賃金ということも出てくるわけなんですよ。だから、総体、全て包含した中で職員の適正化計画、その辺でやるのはこっちで逃げる、こっちでうまくやろうと思ったら、こっちでしっぽを出しちゃうんです。ですから、その辺を包含した中で皆さんは頭いいですから、やるのが本当だと思うんですけども、どう思いますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

臨時職員よりも倍も再任用はもらっているのではないかというお話もございました。

臨時職員につきましては、定型的な単純労務ということで仕事になっておりますので、再任用の職員とは行っている業務が違うということで現在は差がついているという部分があることはご理解をいただければと思います。

お話の中にも出てきましたけれども、同一労働、同一賃金というのがございました。現在、賃金として雇っている職員につきましては、来年度から会計年度任用職員というふうに改めるような方向性も出てきておりますので、そういった制度を構築していく中でこういった賃金体系がいいのか、労働体系がいいのかということも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 再任用の方は経験があるとか何とかいったって、じゃ、むしろ保育士ですか、これのがずっと経験あるわけでしょう、同じ仕事をしていて。そんな中で、片方は資格はあるでしょう。再任用の職員は何の資格もないわけですよ。それが保母より多くもらっちゃっているわけです。それどう思いますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 保育士につきましては、確かにその置かれている立場、あるいは労働の状況によってという部分の賃金があろうかと思えます。

また、再任用につきましても、その職種、あるいは労働任務の状況によってそれぞれの置かれている立場によって今現在、適正な額を払っているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 時間がありませんので、次のオリンピックに入ります。

誘致をすることによって市のメリット、当然キャンプ地に決定することにより市の活性化につながると市では考えていると思うんですが、どのような活性化になるのか。

また、オリンピックだけの1回きりのドイツ訪問のために多額の税金を使っているわけですが、そういう中でオリンピック開会中は選手村に宿泊し、選手たちの消費金額は全て東京に落ちるわけですが、事前キャンプ地に成功しても、期間中、市として選手たちに対する経費が発生すること考えられます。それと同時に、このことに関して旭市はホストタウンの申請をしたのかどうか。そしてまた、そうであればホストタウンについては補助金ですか、どのぐらい出るのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、お答えいたします。

まず、オリンピック事前キャンプホストタウンのメリットということになるかと思いますが、事前キャンプをすることでオリンピック参加選手などを招いて文化交流、スポーツ交流、人的交流などがまず考えられます。特に子どもたちがオリンピック・パラリンピックの選手など、世界のトップアスリートと交流し、直接触れ合う経験は、子どもたちにとって貴重な財産になるのかなと思っております。

また、学校では相手国の言葉、文化、習慣などを学習するきっかけとなりまして、国際交流の促進が期待できるのかなと思います。

ドイツのホストタウンにつきましては、平成29年12月11日に登録しております。登録されたことによる費用、経費なんですけれども、ホストタウンの交流事業、きのう、議案質疑の中でお話ししましたが、オリンピック・パラリンピアンへの指導、交流会、そういった費用、それと事前キャンプの際、選手の宿泊、あるいは輸送に関する費用につきましてはホストタウンに登録することによってその事業費に係る対象経費の2分の1、これが特別交付税として措置されるということになっております。

あと、事前キャンプが終わった後でも、ホストタウンというのは終わった後の事後交流というのも考えておりますので、オリンピックが終わった後、またドイツ連邦共和国との交流、卓球、あるいは違うスポーツもあるかと思います。そういった交流も当然できると思います。

し、それによりましていろいろ卓球関連のスポーツ合宿、そういったものも旭市で行われるということも考えられますので、そういった地域の活性化にもつながるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ホストタウンの申請をして、例えば今回はドイツの申請をしてあって、この前の市長の政務報告では、ドイツとはちょっと厳しいようなことが書いてあって、アフリカとありますが、こういうふうに相手国が変わった場合はどうなるのか。ですから、補助金は最高どのぐらい出るのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） ザンビア共和国との事前キャンプについても今交渉しているところでありまして、これにつきましては、ドイツは卓球、ザンビアについては陸上競技とかボクシング、そういった競技ということで今聞いております。ですから、特に同時に事前キャンプ等を行っても支障はないのかなと思っておりますし、ザンビア共和国との事前キャンプが決まれば、当然ホストタウン登録をやる予定でおります。

以上です。

（発言する人あり）

○体育振興課長（花澤義広） いや、国は変わりません。ドイツとザンビア両方のホストタウンということで登録いたします。

（発言する人あり）

○体育振興課長（花澤義広） ですから、今はドイツのホストタウンに登録されておりますけれども、ドイツとザンビア共和国のホストタウンとして旭市が登録することになります。2か国のホストタウンということになります。

（発言する人あり）

○体育振興課長（花澤義広） 最初からじゃないです。これから追加で登録いたします。

（発言する人あり）

○体育振興課長（花澤義広） ドイツが来なくてではなくて、ホストタウン登録というのは、基本的には事前キャンプが決まる、決まらないに関係なく、事前キャンプの誘致と交流事業、それでホストタウン登録ができます。その関係で、ドイツとはホストタウンを行ったわけで

す。

ザンビアにつきましては、ザンビア共和国のほうからキャンプをしたいという打診がありましたので、それで今交渉を進めております。それでキャンプをやるということが決定すれば、ザンビアともホストタウン登録、2か国とホストタウン登録をする、そういう予定であります。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、ドイツのデュッセルドルフ、ここへ行ったわけですが、普通であれば卓球協会の本部へ行くのが本当ですよ。これでは大会をやっている場所へ行ったわけでしょう。向こうにすれば、大会を見に来たのかと、そういう程度しか受けないと思うんですよ。そんな中で、何で卓球協会がある本部へ行かなかったのか。

それから、卓球を呼ぶ呼ぶとやっているドイツのデュッセルドルフ、ここへ行ったわけですが、デュッセルドルフというのは旭市、また千葉県とはどういう関係になるのか、またなっているのか。

それと同時に、今ここで決まらないで本当にドイツから誘致できるのか。誘致できなかつたら、かけた経費が全く無駄遣いになっちゃうわけですよ。修学旅行か何かって話もありましたけれども、そんな中で確率はどの程度なのかお尋ねします。

これは市長が現地に行っているんですから、課長は全然蚊帳の外だから、むしろ市長が今までの経過を説明したほうがみんな理解できると思うんですが。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 経過も、今言われたもので、よく整理をしておかなかったわけで、意に沿ったお答えができるかどうか分かりませんが、お答えをしたいと思います。

まず、ドイツデュッセルドルフとの交流でありますけれども、これは県が姉妹都市を結んでいるというふうなことであります。県知事の親書を持ちながら私どもデュッセルドルフを通じてドイツのオリンピック、卓球のチームを呼ぼうというようなことで始まりましたこの事前キャンプ誘致でありますので、実際ドイツへ行かなければそういった思いが向こうに通じないのかな。

高橋議員が言いましたように、協会のほうの事務所へ行けばというような話もあったんですが、ちょうど世界大会がデュッセルドルフで行われておりました。デュッセルドル

フに向こうのドイツ卓球協会の連盟か協会か、呼称は分かりませんが、ドイツ卓球連盟の会長が来ておまして、そこでデュッセルドルフのクラブチームの監督がドイツの監督というようなこともありますし、それで会場でお会いをしまして、誘致について来たんだということで、物すごい待遇をしてくれまして、お土産などもいただきながら、大会中でありましたので長時間ではありませんけれども、確約をもらって帰ってきたところであります。

地元の旭市の卓球協会長も行きましたし、スポーツ協会の会長も行きましたし、そういった部分では十分に向こうの方々にも意が通じてくれたのかなと、そんなような思いでいたところでもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういうふうに確約をもらってきたということであれば、政務報告にもきちっと書いていただきたいと思いますよ。やっぱりそれだけの経費を使っているんですから。

いずれにしても、私は大会の会場へ行くということは、向こうにすれば物見遊山、例えば市長の立場でも、忙しいときに来られたって本腹では話せないでしょうし、またせっかくその行事をやっているところでは、はっきり言って何しに来たんだと。やっぱり敬意を払うには、その協会の事務所へ行くべきだと私は思います。

以上です。あと時間もありませんから、いいです。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） デュッセルドルフの会場をやっていたところが卓球連盟の本部だそうでありますんで、本部も行きて、我々も目的をはっきり申し上げましてその場所へ行ったわけでありますので、十分向こうには理解を得たものと思っておりますんで、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 島 田 和 雄

○議長（向後悦世） 島田和雄議員、ご登壇願います。

（ 1 3 番 島田和雄 登壇）

○ 1 3 番（島田和雄） 議席番号13番、島田和雄です。5項目、11点について一般質問を行います。

合併後15年目に入りました。1項目めは、合併後の旭市政を振り返るということで、4点質問します。

合併協議会は平成15年から17年にかけて21回開催され、平成17年7月1日に新旭市が誕生しました。私は1市3町合併協議会に旧海上町の委員として参加しておりましたことから、合併後の旭市政の中で特に財政について、これまでの歩みを振り返って質問します。

合併後の旭市の財政運営につきましては、合併協議会では厳しい見通しでありましたが、平成30年度決算での監査報告のとおり、現在は健全な状況にあります。健全性が保たれているのだから、その質問の必要はないだろうという考えもありますが、なぜこのような財政が確立されたのかを振り返り、今後の財政運営の参考になるものが見つかることを期待して質問します。

1点目に、国・県の合併支援について伺います。

合併することで国・県から幾つかの支援がありました。これが合併後の旭市財政に好影響を与えたことは間違いありません。主な支援として、合併特例債がありました。合併特例債の使用状況について伺います。

また、交付税の合併算定替と一本算定の差額の累計額はどのくらいになるか伺います。

それと、合併当初には国・県からのさまざまな合併支援金がありましたが、その合計額はどのくらいであったか伺います。

2点目は、旭市の財政強化対策はどのようなものであったか伺います。

先ほども述べましたが、合併協議会での新市の財政見通しは大変厳しいものでした。このような財政見通しを受け、合併後にどのような財政強化対策が講じられたのか伺います。

3点目は、投資的予算の推移について伺います。

投資的予算は、道路、学校、公園などの建設等、社会資本の整備に要する経費です。質問は、推移としましたが、合併後の投資的予算の合計金額と年平均金額をお伺いします。

また、近隣市、銚子市、匝瑳市、香取市のデータも分かればお伺いします。

4点目は、結果として基金、起債残高の推移について伺います。

旭市は合併後、予算を組むために毎年起債をしてきました。一方で、その償還も予算化されてきました。その結果として、合併時と比べて起債残高の推移はどうであったか。また、基金残高の推移はどうであったか。合併時、平成21年、平成25年、平成29年、現在での金額をお伺いします。

2項目めは、交付税合併算定替終了後、一本算定で収支均衡が図れるかについて伺います。このことについて、見通しと対策を伺います。

3項目めは、琴田地区排水について伺います。

1点目に、対策についてであります。旭中央病院アクセス道、南北線工事で排水路が地下に新設され、これが東琴田地区の排水路である新堀川に接続されました。このことにより、新堀川での排水量が増加し、大雨時に地域に滞水被害が発生する懸念があると、昨年10月、地元区から対策の要望がありました。

市は、新堀川の泥揚げなどで解決したいと表明されましたが、その後、事業化に向けての進捗状況をお伺いします。

4項目めは、広原排水対策での県知事への意見書の提出についてということで、2点伺います。

1点目は、県の対応について伺います。

昨年12月議会で、広原四区の区長名で提出された陳情が可決され、旭市議会から森田県知事に広原排水対策を求める意見書が送付されました。この意見書を送付した後の県の対応はどのようなものか伺います。

2点目に、市の対応について伺います。

広原の排水の問題で県知事に意見書を提出し、改善の要請をしましたが、この場所は市の排水路も多くかかわっています。市も県と協力し、改善の対策を講じていただきたい。旭市はどのような対応を考えているか伺います。

5項目めは、飼料用米とホールクroppサイレージの作付拡充について、3点伺います。

1点目は、旭市水田の減反目標について伺います。

米の生産は、平成30年から国の減反政策がなくなりました。かわりに千葉県農業再生協議会が示した令和1年産の旭市の生産目標はどのくらいか。また、減反すべき目標面積はどのくらいか。そのうち実際に減反が実施された面積はどのくらいか伺います。

2点目は、飼料用米とホールクroppサイレージの作付状況について伺います。

それぞれの作付面積をお伺いします。

3点目は、飼料用米とホールクroppサイレージの作付水田への畜産堆肥の使用促進について伺います。

これらの作付でどのくらいの面積に畜産堆肥が使用されているか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから1の合併後の旭市財政を振り返るの中で、大きく4点質問がございました。

まず、1問目ですけれども、国・県の合併支援についてということで、3点ございました。

まず1点目、合併後の合併特例債の使用状況ですけれども、合併特例債につきましては、平成17年7月の合併以降、さまざまな事業に活用してきました。

平成30年度までに合併特例債を活用した事業は、38事業で、事業債の総額は256億28万5,000円、事業費に対する起債の総額は177億4,370万円となっております。旭市における合併特例債の起債可能額272億4,750万円に対し、残額は95億380万円、執行割合は65.1%となっております。

続きまして、交付税の合併算定替と一本算定の差額の累計額ということですが、合併算定替は普通交付税の算定の特例措置で、合併後10か年度は旧団体ごとの算定した普通交付税の合算額が交付され、その後、5か年度は激変緩和措置により段階的に縮減されるもので、本市においては令和2年度までが対象年度となっております。

平成18年度から30年度までの合併算定替による交付税額と合併後の旭市の本来の交付税額、いわゆる一本算定を比較いたしますと、合併算定替に基づく交付税額は1,008億9,303万9,000円、一本算定に基づく交付税額は816億4,497万1,000円であり、差額は192億4,806万8,000円となっております。

3点目です。国・県からのさまざまな合併支援金があったが、合計額は幾らかということですが、交付税では合併直後の臨時的経費として、平成18年度から平成22年度で6億7,939万9,000円が基準財政需要額に算入されました。これは、行政の一体化に要する経費として、住民サービスの水準の調整等に係る経費に要する経費分として措置されたものです。

特別交付税では、合併後の需要に対する包括的措置として、平成17年度から19年度で7億

8,127万8,000円が措置されました。

国庫支出金では、総務省から市町村合併推進体制整備費補助金として、平成18年度から26年度まで5億4,000万円が交付されました。

県支出金では、合併後の一体的なまちづくり等を支援するため、ふさのくに合併支援交付金として、平成16年度から平成20年度までで7億円が交付されました。

これらの支援事業のうち、普通交付税の措置は合併算定替に含まれておりますので、その分を除いた支援措置の合計は20億2,127万8,000円です。

続きまして、2項目め、旭市としての財政強化対策ということですが、財政強化対策とし、市では合併以降、職員適正化に基づく人件費の削減や行政組織の見直しなどを進めてきたほか、自主財源を確保するため、徴収対策を強化し、市税等の収納率の向上に努めるなど、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

市の財政状況については、合併算定替の終了に伴う交付税の減少や、少子高齢化の進行等により厳しくなっていくと思われませんが、今後もこれらの取り組みを継続して実施することで健全な財政運営を維持してまいりたいと考えております。

続きまして、3項目め、平成18年度から平成30年度までの投資的予算の推移についてでございます。

平成18年度から30年度までの投資的経費の合計額は574億3,758万8,000円で、平均額は44億1,827万6,000円です。

近隣団体の状況につきましては、同じく平成18年度から30年度までの投資的経費の合計額と平均額を申し上げます。

匝瑳市の投資的経費の合計額は238億7,244万4,000円で、平均額は18億3,634万2,000円、銚子市につきましては、合計額305億5,333万5,000円、平均額23億5,025万7,000円、香取市、合計額683億5,689万3,000円、平均額52億5,822万3,000円となっております。

続きまして、(4)番、基金残高、起債残高の推移はということで、18年度から4年ごとに30年度までということでございますけれども、平成17年度末現在で、基金残高につきましては32億58万4,000円、平成21年度末現在、57億350万8,000円、25年度、116億3,491万1,000円、29年度、177億7,390万3,000円、平成30年度、174億6,571万5,000円となっており、平成17年度と30年度の差し引きでは142億6,513万1,000円の増となっております。

続きまして、市債です。

市債現在高、17年度末現在で253億9,696万8,000円、21年度末現在、264億1,860万5,000円、

25年度末現在、277億236万9,000円、29年度末現在、273億5,213万8,000円、30年度現在、282億4,280万6,000円となっており、平成17年度と30年度を比較しまして28億4,583万8,000円の増となっております。

続きまして、3の2の（1）交付税一本算定で収支均衡が図れるかということで、その見通しと対策についてということでございます。

交付税の合併算定替につきましては、平成28年度から段階的に減額されており、令和2年度をもって終了いたします。令和3年度からは一般算定の額となるため、平成30年度決算額と比較して、試算で4億2,700万円ほど交付税額が減少される見込みであり、今後は合併算定替の終了に伴う歳入の減少に合わせ、適正な予算規模で収支の均衡を図っていく必要がございます。

収支均衡に向けての対策につきましては、職員適正化計画に基づく適正な定員管理の推進などの行財政改革の取り組みの一層の強化を図るとともに、事務事業評価などを活用した事務事業の選択と集中による一般財源の計画的な縮減や公共施設の再編、長寿命化等による経費の削減などにより適切な財政運営を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からは3項目めの（1）でございます。琴田地区の排水について対策についてということでございます。

議員がおっしゃる新堀川、通称嚶鳴新堀という排水でございますけれども、こちらのしゅんせつ等について進捗状況はどうなっているのかというご質問でございました。

では、回答でございます。

旭中央病院アクセス道の流末となる当該排水路については、現在、水路管理者である干潟土地改良区としゅんせつ等の協議を進めております。協議が調い次第、当該用排水路を利用する地元関係団体の協力も必要とされることから、協力を促すための説明会を今後行う予定となっております。

続きまして、4項目め、広原排水対策での県知事への意見書の提出についてということで、1点目でございます。県の対応についてはどうなっているのかということでございます。

では、回答でございます。

本年4月26日、現地にて千葉県海匠土木事務所と私ども建設課合同で、県道飯岡停車場線を初め、飯岡バイパス交差点の冠水箇所への立ち会いと状況確認を行いました。

この立ち会い確認で、道路、排水施設等の破損状況や汚泥堆積等の現状と各県道の排水流末の状況確認を併せて実施いたしました。

この現地状況を踏まえ、飯岡バイパスを横断するボックスカルバートの清掃と流域調査を今年度実施する予定と伺っております。

その次に4項目めの2点目でございます。市の対応についてという内容でございました。では、回答でございます。

市の対応につきましては、市道などを経由し、県道飯岡停車場線の冠水箇所に集まる雨水や道路排水による経路と側溝等の排水勾配について、調査と確認を行っております。

また、流末として分散が可能である河川について調査を行っているところであります。

今後、千葉県海匠土木事務所の調査への協力や調査結果に伴う工事等の対応について、連携を図り、道路冠水を解消していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、5番の飼料用米とホールクロップサイレージの作付の拡充について。

初めに、（1）の今年度の旭市の目標面積と減反すべき面積についてお答えいたします。

令和元年度における千葉県農業再生協議会から旭市農業再生協議会へ提供された生産目標面積は2,518.4ヘクタールでございます。

いわゆる減反すべき旭市の目標面積は851.2ヘクタールとなっております。そのうち減反となる面積は491.7ヘクタールでございます。

次に、（2）の飼料用米とホールクロップサイレージの作付状況につきましてお答えいたします。

今年の営農計画書を集計した数字になりますが、まだ実績ではございませんが、今年の作付状況は、飼料用米が442.9ヘクタール、ホールクロップサイレージ用稲が44.4ヘクタールとなっております。

次に、（3）の飼料用米とホールクロップサイレージの作付水田への畜産堆肥の使用促進についてでございますが、現在の水田への堆肥の実績になりますが、こちらのほうはどのくらいあるかというご質問でございました。現在、飼料用米の水田への畜産堆肥の使用状況については、市では実績数値をつかんでいないため、県農業事務所のほうへ確認をいたしました。県でもデータのほうの収集がなく、具体的な使用数量は現在のところ不明であるとの回

答でございました。

土壌改良、生産コストの削減などのため水田に畜産堆肥を投入している農家が複数あるという情報はつかんでいるとのことでございました。

また、ホールクroppサイレージ用の稲については、今年の耕畜連携の計画書によりますと、作付面積44.4ヘクタール、農業者26件なんですけれども、そのうち約36.5ヘクタールに堆肥を投入する計画となっているように伺っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、国・県の合併支援ということでありましたけれども、まずは合併特例債につきましては177億円くらいを使用したと、これまで。それから、合併算定替と一本算定、この差額の累計が30年度までに192億円余りあったと。それから、合併当初の支援金につきましても20億円余りあったということでありまして、合計しますと212億円、これまで、そういったような多額の支援があったことが分かったわけであります。

これは、大変大きな金額だなというふうに感じた次第であります。ほぼ旭市の予算に近いのかなと、その程度の支援がこれまであったということが分かりました。

合併特例債につきましては177億円くらい、これまで起債したということでありましたけれども、答弁がありましたが、この合併特例債につきましては合併当初10年間の限定使用だということで、277億円余り使えるというような説明があったわけでありますけれども、その後、東日本大震災が起きまして使用期限が、きのうも答弁ありましたが、令和12年まで延長されたということになりましたけれども、当時最初の説明があったころにつきましては、合併特例債は277億円使えるといったような中で、旭市は半分くらいの使用に抑えるんだというような説明が当時執行部からされていたのを覚えておりますけれども、私としましては、当時思っていたことは、せっかく国がこれだけの支援、277億円使っていていいですよと言っていたような中で、半分くらいしか使わないんだといったような説明をちょっとどうかなというふうに思っていたわけでありました。

これまでの合併特例債の発行に当たっての考え方といいますか、それはどういうものであったのか。また、その考え方がこれまで市財政にどのような影響があったのか。その辺について伺います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、合併特例債発行の考え方と市の財政への影響についてと
いうことでございます。

本市では将来の財政負担等を考慮し、合併特例債の発行に当たっては新市建設計画に基づき、事業効果の高い事業など慎重に対象事業を選定しながら、この起債を活用してまいりました。

その結果、平成30年度末の合併特例債残高は95億円ございますけれども、こういった慎重な活用方法により市の財政につきましては健全な財政状況を維持しており、将来負担比率についても良好な水準を保っております。今後も広域ごみ処理施設整備事業などの大型事業に係る歳出が見込まれておりますので、そういった必要性の高い事業を慎重に選択しながら、合併特例債をうまく活用していきたいというふうに思っております。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 慎重に選択しながら使われてきたと、有利と思いながらもそういった姿勢で使われてきたといったような結果が今の財政へ、結果として旭市の財政負担が緩やかになったというようなことで、今の財政状況につながってきているのかなというふうに感じた次第であります。慎重な姿勢がよかったのかなというふうに感じました。

次に、2点目の旭市の財政強化対策についてお伺いしたわけでありましてけれども、一つとして、職員の適正化計画、これに基づく人件費の削減がこれまでといたしますか、合併時と比べて減少しているというふうなことでありますけれども、この効果額、適正化計画についての人件費の削減額、それから市税の収納率の向上、これにつきまして合併時と比較しましてどういうものであったかお伺いしたいと思います。市税につきましては、合併後、平成19年度に国から税源移譲がありまして、市税が若干といたしますか、かなり増えたということでありましたので、19年度と比較してどうであったかお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、財政強化対策の効果額ということで、18年、19年度との比較ということでございます。

財政強化策の一つとして、まず人件費のほうです。

職員適正化計画に基づきまして職員数の減に伴う人件費の縮減額について申し上げますと、人件費は平成18年度決算額と30年度決算額を比較しますと、約11億9,709万6,000円の減とな

っております。

徴収強化対策による市税の徴収率及び収入済額につきましては税源移譲のあった平成19年度と30年度で比較いたしますと、国民健康保険税を除く市税の徴収率につきましては、平成19年度、81.93%に対し、平成30年度、92.01%で、差し引き10.08ポイント上昇しております。

収入済額は、平成19年度、71億4,905万6,000円に対し、30年度、75億8,954万3,000円で、差し引き4億4,048万8,000円の増となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） ただいまの答弁で、人件費につきましては合併時と比較して11億9,000万円の減少と。それから、市税につきましても徴収率が大幅に増加しまして、4億4,000万円、恐らくこれ調定の額としてはそんなに変わらないと思うんですけども、徴収率の上昇ということで4億4,000万円の収納といいますか税徴収が増えたということで、人件費もだいぶ減っておりますけれども、特に市税の徴収につきましては10%収納率が上がったということが本当にすばらしいなと驚きで、実際見てみますと驚いたわけであります。これだけ恐らく最初のころ、合併当初の皆さんが怠慢だったというわけではないとは思いますが、その後、これだけ皆さんの努力で上がって4億円以上の効果を上げてくれたということが、これはすばらしいことだなというふうにこの答弁をお伺いして感じた次第であります。

次に、投資的予算、この推移についてお伺いをしました。これまで合併協議会の議論の中では2通りのシミュレーションがありまして、投資的予算を一つは年間36億円、もう一つは46億円と2通りの試算をされていたわけでありまして、46億円の投資をしますと、もう最初の年から赤字だというような試算が示されていたわけでありまして、36億円にすれば何とかやっていけるのかなというような、そういったようなシミュレーションでありました。

そういった中で、年間44億円、旭市ではこれまで平均しますと投資をしてきたということで、これも合併協議会でのシミュレーションの赤字になるほうのシミュレーションをやってきたわけでありまして、周辺市と比較しましても遜色ないといえますか、香取市が52億円で旭市よりも若干多いわけでありまして、これは人口規模も多いし、そういった中で多いのは、とんとんくらいかなと、旭市と。そういうふう感じております。

そういうわけで、しっかりとこれまで社会資本の整備、計画どおりにやってこれたという

ようなことだろうということが、そういったことが分かった次第であります。

次に、結果として基金、起債残高、この推移についてお伺いしたわけでありますけれども、基金につきましては、毎年のように積み増しがされてきました。合併時と比較しますと142億円が増えたというような答弁でありました。これもまたすばらしい結果だなというふうに感じております。

起債残高につきましても、増えてはいますけれども、この償還につきましては、議員の皆さんは分かっていると思いますけれども、これは全て旭市の負担となるわけではありません。償還に当たっては、国の負担分が交付税措置されます。合併時と今を比較いたしまして、起債残高に占めます旭市の試算と国の負担分としての交付税措置される額、これをお伺いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、起債額に対する交付税算入見込額と市の実質負担見込額及び割合について、平成17年度と30年度の状況を比較いたしますと、平成17年度末時点での起債残高253億9,696万8,000円に対する交付税算入見込額は150億4,944万8,000円、市の実質負担額は103億4,752万円、負担割合は40.7%です。

平成30年度末時点での起債残高282億4,280万6,000円に対する交付税算入見込額は249億2,338万4,000円、市の実質負担額は33億1,942万2,000円、負担割合は11.8%でございます。

起債残高は28億4,583万8,000円増えているものの、比較しますと交付税算入見込額は98億7,393万6,000円の増で、市の実質負担額は70億2,809万8,000円の減、負担割合は28.9ポイントの減となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 起債償還の実質的な負担につきましては、旭市、17年末の実質的な負担につきましては旭市は平成17年当時で103億円、起債残高は253億円余りあったんですけれども、実質的な負担としては103億円。それから、現在30年度末では、起債残高としては282億円と増えておりますけれども、交付税措置される結果、実質的な負担額は33億円余りと、そういう金額になっております。

なぜこういうふうになったのか。旭市にとっていいことなんですけれども、その辺の理由についてちょっと説明をお願いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） なぜ市の負担額が大幅に減ったのかということでございますけれども、市債の平成17年度と30年度の比較から、起債残高は増えておりますが、市の実質負担額については大きく減少しております。

これは、主に合併特例債などの交付税算入のある有利な起債を活用したことなどによるものです。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 分かりました。

基金と起債の残高についてお伺いしたわけでありまして、市民の皆さんにとりまして、基金につきましては貯金だということで、これはよく理解されていると思うんですけれども、起債残高ということにつきましては、市民の皆さんの理解としましては、今282億円、これが起債残高として旭市は残っているということで、広報なんかにお知らせが出来ますけれども、これだけ旭市に借金があるんだと、そういったのが市民の皆さんの理解だと思います。

ところが、実際はそうではなくて、旭市の負担としては33億円、桁が一つ違うんですよ、これね。そういうことありますので、この辺について、やはり市民の皆様にもそういったところを、旭市民が負担するのはこれだけですよというふうなことをしっかり伝えていくのが大事じゃないかなというふうに感じておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の4回目質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市の財政状況につきましては、広報紙で市民の皆さん方に公表しているところですが、その辺の細かいところにつきましては市民への報告というのがなされておられません。どのような形でできるか、ちょっと研究させていただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 細かいというか、簡単だと思うんですけれども、国がこれだけ負担してくれるんだと、旭市の負担としてはこれだけでいいんですよといったようなことをお伝えしていただければ、それでも市民の皆さんも理解していただけるのかなというふうに思います。

いずれにしても、合併15年目に入ったわけでありすけれども、合併時、本当に苦しい旭市の台所だったわけでありすけれども、よくここまで健全化したなというふうに、私実際に感じているところでありす。

ただ、健全化といっても旭市は財政力指数、これにつきましては0.5を切っているわけでありまして、自主財源は乏しいわけでありすので、今後もこれまで同様に慎重な財政運営をしていただければというふうに思っているところでありす。

次に、2項目めの交付税合併算定替終了後の一本算定で収支均衡が図れるかということでありすけれども、見通しと対策についてお伺いしたわけでありす。

これまで合併特例期間というのは、考えてみれば一本算定になっても市政運営ができるまでの準備期間、そういうことであつたろうと思います。国の支援もそのためにあつたわけでありす。

これまで皆様の努力でだいぶ一本算定になつてもいいかなと、準備が整つてきたのかなというような感じも受けております。今後も、今財政課長から答弁があつたような取り組み、一つ一つ着実に実行していただきまして、適切な財政運営につなげていただければと要望をいたします。

次に、3項目めの琴田地区の排水について、対策についてお伺いしたいと思います。

新堀川の管理につきましては、干潟土地改良の管理というふうになっているわけでありすけれども、しゅんせつ等に係る費用についてはどのように市としては考えているのか。しゅんせつで対応してくれというようなお話、答弁がありましたけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、当該水路のしゅんせつ等に係る費用の負担割合はという内容でございます。

昨年10月、地元との打ち合わせの中で、私どもの計画した排水が流末となる水路についてしゅんせつを行いましようという回答をしたものでございまして、そこで負担割合というお話でございます。

現在、協議が調っておりませんので、費用の負担割合についても不明確であります。

しかしながら、費用の負担のほかにも施工範囲、作業工法等の協議も生じるため、干潟土地改良区はもちろん、地元関係団体からの協力も必要となりますので、今後、関係機関と協

議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） これから協議をしていくというようなことでありますけれども、この新堀川は、干潟土地改良の施設として排水路が整備されたわけでありまして、当時はそういう形で整備されたんですが、今は状況をよく見ますと、琴田集落、あの辺の幹線排水路になっております。非常に公共性が高いのかなというふうに感じているところであります。

このような幹線排水路につきましては、災害対策、泥がたまっていますので、泥や草、そういうのがありますと排水が進まなくて滞水被害がまた大きくなるというようなこともありますので、そういった観点からもしっかりした管理というのが必要になると思います。

市が主体となって、こういった幹線排水路につきましてはしゅんせつ等かかわってもらいたいと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、災害等の防止の観点からもしゅんせつ等を市が主体となって行っていただきたいというような内容でございます。

回答します。

道路排水のほか、家庭からの排水が当該水路などの幹線排水路へ流入していることは市でも確認しております。水路に土砂等が堆積している原因については、今のところ不明でございますが、道路排水以外の原因により堆積している可能性もありますので、水路管理者である干潟土地改良区と協力しながら要望の調査を実施し、原因を究明していきたいと考えております。

しかしながら、水路等の維持管理につきましては、市は干潟土地改良区に排水負担金を支払っていることから、水路管理者が主体となっただき、対応をしていただくことが望ましいかと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 排水負担金、これを市が、たしかこれ予算書を見ますと1,500万円くらい、干潟土地改良区には支出されていると思いますけれども、これにつきましてはまた後で議論したいと思いますが、だいぶ古い時代といいますか、以前にいろんな状況を考

えて設定されたさまざまな条件の中でこの金額が決まってきたわけでありまして、その後、だいたい社会的な状況も変化してきております。当時から思いますと、いろんな排水路が土地改良の施設に入ってきておりますので、そういった状況もいろいろと思いながら、排水負担金という言葉が出てきましたので、それにつきましてはまた次の議会でじっくり議論したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

いずれにしても、そういった中で問題解決するための対策はしっかりとやっていただくよう、よろしくお願いします。

次に、広原の排水対策の中で県の対応がどうかというような質問をさせていただきました。対策としては、いろいろ調査をしてくださっているということでありまして、それを踏まえてバイパスを横断するボックスカルバートの清掃、これをまずやると、一つはですね。それから、流域調査を今年度実施する予定と、そういうような答弁がございました。

この調査というのは具体的にはどういう調査をされるのか、分かればお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、調査内容というお話でございます。

千葉県海匠土木事務所へ調査内容を確認したところ、冠水原因と現状排水施設の問題点の洗い出しを行うということでございます。

内容につきましては、抜本解決に向けた排水施設の断面や勾配、最適流末の選定や流末条件等を把握、整理し、最大限に排水効果の発揮できる方法の選定を行いたいとの回答がございました。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） かなり具体的な話が出てきたのかなと思いますけれども、こういった調査をされているわけでありますが、今後のそれらについての事業計画といたしますか、そういったものがどのようなになっているのか、分かればお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、今後のスケジュールというお話でございます。

こちら海匠土木事務所へ確認をした内容でございます。

まず、今年度の第3四半期までに、先ほどご説明いたしました調査を発注する予定とのこ

とです。また、年度内をめどに調査成果を整理することと伺っております。

なお、飯岡バイパスを横断するボックスカルバートの清掃を今年12月ごろに実施したいと考えているという内容でございます。

次年度以降の予定といたしましては、排水施設整備についての予算を要求し、工事着手に向けた準備を進めていきたいと言っておられました。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 県のほうも予算の要求とかそういうことで、だいぶ積極的に対応してくれているのかなというふうに感じております。

広原排水対策につきまして、旭市議会からの意見書の送付を受けて、県の対応が今の答弁でだんだん分かってまいりました。

先ほどの答弁には、調査をして最大限に排水効果の発揮できる方法を選定をしたいと。今の答弁では、工事着手に向けた準備を進めるといったような言葉もございました。大変心強く思っている次第でありまして、このとおりになるよう、ひとつ市のほうとしましてもよろしく願いいたします。

次の市の対応についてもお伺いしたわけでありますけれども、市と県で広原区の長年の課題が解決できますように、連携してよろしく願いします。いろいろ質問しても、まだはっきりとした答弁はできないと思いますので、連携してよろしく願いしたいと思います。

次に、5項目め、飼料用米とホールクroppサイレージの作付の拡大について、まずお伺いしたのは、旭市水田の減反の目標についてお伺いをしました。

旭市が減反すべき面積が851.2ヘクタール、実際に減反されたのは491.7ヘクタールで359.5ヘクタールが今後さらに減反しなければならない面積だということが分かりました。

そうした中、最近の主食用米の価格が堅調で、国全体では主食用米の作付が増えていると。農水省では、このままではいずれ米価が低迷しかねないといったような判断で、水田の活用の直接交付金の申請期限を2回延長しました。これはどういうことかといいますと、主食用米で作っている米を飼料用米に変更してくれと、そういう申請をしてくれといったような要請なんですけれども、2回延長されたわけでありますけれども、このことにつきまして旭市ではこの要請に応じて申請を申し出た農家はどのくらいあったのかお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 先ほど議員のほうで、減反をしなければならないというような言葉がありましたけれども、ちなみに30年度からはそういった配分は廃止されましたので、目安という表現で今使われておりますので、その辺をご理解いただきたいなというようなことでございます。

さて、今ご質問にありました国のほうが2か月延長した、それで市のほうはどのくらいあったのかというようなことでございますが、国のほうは追加、変更等の受け付け期間を9月2日まで延長したところでございます。

議員おっしゃったように、近年、主食用米の価格のほうが安定していきまして、上昇傾向にあることから、市内の生産者からは主食用米から飼料用米等の新規需要米に取り組みたいというお申し出のほうは今のところございませんでした。そういった状況でございます。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 一人もいなかったというような答弁でありましたが、農水省から市に対して、直接そういった要請がなかったのかということなんですけれども、それに対して市はどういった対応をされたのか。その辺について伺います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 国のほうから直接要請がなかったのかというふうなお話でございます。

今回の延期に関しましては、国のほうからメールで通知があったような状況でございます。

しかしながら、例年、いつも国のほうからは県を通じまして5月、10月とキャラバンという形で市長のほうを訪問しまして要請がされているところでございますので、今回は市の取り組み状況を見た中でメールでの通知であったのかなというふうに感じております。

市の取り組みといたしましては、今年度より飼料用米生産者協議会のほうが立ち上がりまして、そういった推進のほうに取り組んでいるところでございます。

また、今年の飼料用米に取り組んでおります農家133軒に対しまして、受け付け期間が延長されました旨のお知らせを送付しました。

また、市の窓口のほうに来庁されました関係する方につきましては、直接PR等を行ってきたところでございますが、増加にはつながらなかったというような結果でございます。

なお、千葉県におきましては、市内の水稲作付面積が5ヘクタール以上で取り組んでいる54軒の農家を個別に訪問しまして、PR等を行ったわけではございますが、そちらの県のほう

うの成果としても増加にはつながらなかったというような状況でございます。

市のほうで昨年、飼料用米の作付面積のほうが昨年並みではあったんですけども、昨年の取り組みとしては、飼料用米の多種品種の種もみのほう、そちらのほうの利用を推進しまして、結果として例年よりは2割程度増えてきたというようなことで、今後もまたそういった種もみを専用品種を使うことによりまして、そういった出荷量というのはかなり増加していくというようなことで収益の増につながれば、今後また増えていくのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） そういった専用品種を使って増産を図るということは一ついいことだろうと思いますけれども、作付なんですよ、問題は。主食用米が増えると、今度は主食用米の価格が下がるという傾向になりますので、そういうことのないように、次の質問にも関連してきますけれども、そういう取り組みをお願いしたいと思います。

次に、（2）飼料用米とホールクロップサイレージの作付状況についてお伺いしたわけがありますけれども、飼料用米は442.9ヘクタール、ホールクロップサイレージが44.4ヘクタール、合わせて487.3ヘクタールということで、これが旭市の減反面積の大部分を占めるといったようなことになっていると思いますけれども、そういった中で、まだまだふやす必要があるわけでありまして。減反面積、目標に達していませんので。

飼料用米の制度ができる以前であれば、湿田の多い旭市では、減反というのはなかなか難しいのかなと感じていたわけでありまして、この制度が始まってからは、補助金がつきまして、主食用米と同程度、うまくいけばそれ以上の収入を得ることができます。

これが減反にカウントされているということでありますので、できればできるだけ多くの皆さんに飼料用米、ホールクロップサイレージ、減反の面積が達成できるまで市には推進していただきたいと思いますが、その辺についてお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議員のおっしゃるとおり、そういった面積が残っているというふうなことで、当然先ほど申し上げたように、高収益につながるような取り組みであれば、どんどん市としても推進はしなければいけないのかなというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、市では飼料用米の生産者協議会というものができまして、

そこと飼料用米の利用者協議会、双方がありますので、他の地区に比べればそういった面でかなり有利な地区なのかなというふうに感じております。

そこで、地域に循環される仕組みが現在できておりますので、また市の上乗せ補助といったようなものも独自に行っている点があります。そういった有利な点をそれぞれ農家のほうに丁寧に説明を行いまして、取り組み面積の拡大のほうに向けまして、今後も推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番（島田和雄） よろしく申し上げます。

最後に、飼料用米とホールクroppサイレージの作付水田への畜産堆肥の使用促進について、再質問しますが、実績については、データとしてはとっていないというようなことでありますが、そういった中で、ホールクroppサイレージについては耕畜連携での計画書で一定の数字が把握されているようではありますが、このホールクroppサイレージを含めまして水田への堆肥の使用の効果といたしますか、そういったものにつきまして公的機関などで検証結果があればお伺いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 堆肥の使用について公的機関などの検証結果があればというふうなことでございますが、大変申し訳ございません、専門的なデータが、今のところそういったものが市のほうにはございません。

そこで、県の農業事務所のほうの営農指導を担当しているところのほうへ電話をかけまして確認をしました。そうしたら、担当のグループリーダーの方が市のほうへ参りまして、現在の状況等いろいろお話を聞くことができたわけなんですけれども、水田への堆肥の施用につきましては、それぞれのほ場の条件によりましてかなり違ってきているというようなことでありました。堆肥など有機質の資材の水田への使用効果としては、土壌の改良による土づくりの効果、また作物に対する養分供給など行われる肥料的効果があるということでございましたが、現在そういった土壌分析とかそういった行っている結果がないというようなことでありました。

過去には、土地改良事業をやりまして、面耕地とかそういった場合には当然土地改良事業の中で土壌分析とかいろんなものを行った中で飼料の施肥計画などを立ててやったというようなことは聞いたことがございます。

特に土壌改良などのために堆肥利用し、飼料のコストが削減しまして生産コストの削減に

つながりますので、そういった窒素成分が多くなるような栄養価の高い飼料用米などの生産につきましては高価が期待できるというようなお話も伺っていますので、そういった中で今後もちっと県のほうと相談しながら考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 飼料の堆肥をやることによっていろんな検証というのはあると思いますが、すけれども、収量が上がるかどうか、その辺の検証というのを伺いしたかったんですが、そういったようなあれはなかったんですが、これだけ飼料用米が盛んになっているわけですので、どっかではそういった結果が出ているところがあるんじゃないかなというふうに思います。

私何人かの農家の方から聞いた話を総合すれば、砂地の水田に堆肥を投入すると。これによりまして、増収が期待できるということでありました。岩土の絡んだような地力のある水田に投入しますと、逆に稲が飼料用米といえどもでき過ぎちゃって寝ちゃうというようなことがありましたけれども、砂地は地力が肥料分がみんな抜けてしまいますので、そういうところにはある程度大量に投入しても稲は寝ないと、効果が期待できるというようなことを伺いました。

そういうことは増収が期待できるわけでありますので、農家の所得の向上につながるということになるわけであります。

一方で、旭市におきましては、畜産が盛んで、大量の堆肥があるわけであります。畜産農家におきましては、これを施肥するために耕作地を探しているんですね、実際はね。いい堆肥は確保してあるんだけど、施肥するための田畑がないと。畑につきましては、ほとんど今堆肥が散布されているような状況だろうと思います。ですので、田んぼなんですよ。先ほど言いましたけれども、田んぼ、ほぼ500ヘクタール、飼料用米、今現在作られていると。ホールクroppサイレージも含めて500ヘクタール作られているといった中で、実際に堆肥が散布されているのは1割以下しか散布されていないというような答弁がございました。

これはどういうことかといいますと、よいというのは分かっている、うまく双方のマッチングができていないんですよ。それをうまく進めるためのいい解決方法が考えられないか、その辺について伺います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、畜産農家と稲作農家とのマッチングがうまくできるようなものはないのかというようなお話でございました。

飼料用米など生産拡大、コスト削減につながるような稲作農家と畜産農家を今後も結びつけてまして、継続的に取り組んでいけるような仕組みを考えていきまして、何かうまくいくようなものを進めたいなど。それには当然関係機関と進めていかなければできない状況でありますので、今後ちょっと検討していききたいなというふうに考えております。

ちなみにではありますが、県のほうでは、畜産関係のほうから畜産堆肥の利用促進のために堆肥促進ネットワークというものが構築されております。これは畜産農家のほうで、畜産農家と耕種農家のほうのマッチングを図るために設置されているものであります。ネットワークは、市内畜産農家36軒が登録されまして、飼料堆肥の成分分析まで公開されているようなものがあります。

そういった情報を耕種農家のほうのニーズがカバーできるようにはなっているんですけども、なかなかそういった情報まで周知が図れていないのかなというようなことで、県のホームページに載っておりますので、そういったものを市のほうでも市内の農家に周知を図っていきまして、今後もそういったものをうまく活用されるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） もう時間がありませんけれども、それは分かっているんですけども、うまく機能していないんですよ。ですので、市が中心になってぜひこれをやっていただいて、その取り組みがうまく進めば稲作農家と畜産農家の連携が進んで、地域の中で循環する農業が確立できると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員、発言持ち時間がなくなりましたので。

○13番（島田和雄） 終わりました。ありがとうございました。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時40分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（向後悦世） 伊藤保議員、ご登壇、お願いします。

（１２番 伊藤 保 登壇）

○１２番（伊藤 保） 議席番号12番、公明党、伊藤保。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

初めに、九州北部を中心とした記録的な大雨の影響により大きな被害が出ました。また、台風15号で被災に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

早速、質問に入ります。

九州佐賀市で、このほど双子や三つ子など多胎児を育てる親たちへの理解と支援を促す全国フォーラムが開かれました。当日は、多胎児を持つ親や行政関係者ら200人が参加し、フォーラムでは多胎児の親を取り巻く育児環境の厳しさが取り上げられました。双子や三つ子など、多胎児の育児は、一度の妊娠で1人の胎児を宿す単胎の場合とは違い、主にゼロ歳から3歳の時期に通常よりも大きな負担が母親にかかることが強調されました。

専門家によると、多胎児の育児では、1人が泣きやんでも、すぐにもう1人が泣き出す。双子なら1日16回、仮に三つ子なら24回の授乳が必要で、哺乳瓶などの洗い物も、単胎の2倍、3倍以上になります。夜泣きも交互に続くため、いつも睡眠不足の状態で、精神的に余裕がなく、不安感が深まっていくと言われています。

また、買い物などで外出をしたくても、双子や三つ子を連れていくには母親1人では人手が足りず、外出自体を控えるようになり、社会的に孤立してしまう人も少なくありません。

多胎児を育てる大変さは周囲に理解されにくく、その負担の重さから虐待のリスクも高まると指摘されています。

そこで、1項目め、子育て支援について。

1点目、多胎児育児について、旭市の年間の多胎児の出生件数が何件か伺います。

次に、旭市では環境美化推進に関する条例がありますが、その中には空き地に関する項目がありますが、特に住宅街の中にある管理されていない空き地は、夏になると草木が繁茂し、害虫の発生や不法投棄、犯罪、火災など生活環境に著しい影響を及ぼしかねません。ほかの

自治体の中には、空き家、空き地に関する条例として環境美化とは別に、空き家と同等の扱いにして、厳しくしています。

今年も空き地の苦情があったと思いますが、1点目に、住宅街の空き地について苦情は年間どのくらいあるのか伺います。

2番目に、6月の一般質問では、高齢者のごみ出しについて伺ったところでありますが、戸別収集によると予算やほかの問題もあり大変難しいと言われておりました。ごみの戸別収集において、千葉県内では実施している自治体はあるのか伺います。

3項目めに、消防について、火災発生時、通報が千葉県広域になってから、誤報が多いように思われます。誤報でも火災通報があれば消防団など駆けつけなければなりません。火災通報と誤報は何件あるのか。また、火災には定義があると思いますので、定義を含めて1点、伺います。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、私のほうから伊藤保議員の一般質問1、子育て支援について、（1）多胎児育児について回答いたします。

市では、お子さんが生まれた全てのご家庭を対象に、出生から4か月以内に保健師や助産師が訪問し、体重測定や授乳指導、育児相談等を行う赤ちゃん全戸訪問事業を実施しています。

ご質問の内容に最も近いと思われる件数といたしまして、この赤ちゃん全戸訪問を行う対象として把握した家庭の中から、過去5か年における多胎児、双子や三つ子などのいる家庭件数を申し上げます。

平成26年度、4件、平成27年度は7件、平成28年度は4件、平成29年度は3件、平成30年度が3件、5か年の平均をいたしますと年間4件程度となります。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） 私のほうからは、2項目めの環境についての、初めに1点目、住宅街の空き地について、年間の苦情件数についてお答えをいたします。

空き地の雑草について、環境課に近隣の住民から害虫の発生や火災等の事故防止のための草刈りについて、土地所有者に対して適正な管理をするよう指導の要望がありますが、平成

28年度は158件、平成29年度は118件、平成30年度は94件でした。

続きまして、2点目の県下で高齢者を対象としてごみの戸別回収を実施している市町村についてお答えいたします。

千葉県内で高齢者や障害者に対して特例的に戸別収集を実施している市町村は、県の北西部の8市と、近隣では香取市が実施しており、合計9市となります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、私のほうから3項目め、消防について、（1）防災無線の誤報についてご回答を申し上げます。

その中で、千葉県広域になりまして誤報の数が多くなっているのではないかということと、火災の定義についてでございます。

ご質問の中で、千葉県広域ということでございますが、これをちば消防共同指令センターと読み替えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

誤報につきましては、通報の件数に伴って変化をいたします。ちば消防共同指令センターへ移行後、件数が増えたということではございません。近年の通報件数と誤報扱いとなった件数であります。平成28年が通報件数43件、誤報扱い件数は20件、この差の23件が火災の出火件数でございます。平成29年が通報件数52件、誤報扱い件数26件、平成30年は通報件数が40件、誤報扱い件数17件でございます。

旭市防災行政無線の火災扱いといたしましては、消防隊が火災出動指令により出動しまして現場確認した結果、火災ではないと判明した場合に誤報の放送を行っております。

なお、火災の定義には、三つの要素がございます。

一つ目は、人の意図に反して、これは思いに反するということでございます、反しまして、または放火により発生したもの。二つ目は、消火の必要のある燃焼現象であること。三つ目は、消火するために消火器などこれに伴う器具を使う、またはこれと同程度の効果のあるものの使用を必要とするもの。以上の三つの要素が全て含まれているものが火災と定義されております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） まず、現在、旭市で多胎児を持つ家庭に対しての行政の対応というのはあるのでしょうか、伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、再質問について回答いたします。

現在、旭市では乳幼児の紙おむつ給付事業や子ども医療費助成制度、出産祝い金の給付、また先ほど申し上げました赤ちゃん全戸訪問事業など、幅広く子育て支援事業に取り組んでおります。

なお、ご質問をいただきました多胎児を対象とした子育て支援事業につきましては、これまでの地域におけるニーズの状況から、現在は多胎児に特化した事業の実施はございません。以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） そうすると、一度に2人、双子ですね、それと三つ子とか生まれた場合の出産祝い金とかそういったのは3人分なんですか、1人分なんですか。その辺のところも聞きながら、今のところ、そういったものもないということですかね。

（発言する人あり）

○12番（伊藤 保） あります。1人、1回分ということですか。それとも……その辺をちょっとお聞きしたいんで、ちょっと予定にない質問ですけれども。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 出産祝い金につきましては、2子以降の祝い金給付となりますので、仮に1回目の出産で双子の場合、先に生まれたほうが第1子、後からのほうが第2子になります。その第2子については給付の対象になります。

仮に2回目の妊娠の場合は、同じように2子、3子というふうになりますんで、おのおの給付金のほうは支給されます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 旭市の場合には、家族世帯が多いので、夫婦単独でということはないと思うんですよ、世帯でという、そんなにはないと思われますけれども、先進地ではこういった行政支援が行われていることというのはどのぐらいあるのか伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、先進地でのどのような支援事業を行っているのかということについて回答いたします。

全国や県内市町村で実施されている多胎児の子育て事業の状況でございますが、平成30年度に厚生労働省が実施した研究事業の中で紹介されている事業として、まず滋賀県大津市では、多胎児のいる家庭に対し、誕生から3歳の前日まで無料で120時間、家事や育児、健診など外出をサポートする多胎児家庭向けのホームヘルパー派遣事業を実施しています。

また、兵庫県宝塚市では、多胎育児先輩ママが、乳幼児健診で人手が足りない多胎児の保護者や健診受診のお手伝いをする多胎児ファミリー・健診サポート事業を実施しております。

また、東京都荒川区や佐賀県では、年間の限度額を2万円とした多胎児家庭のタクシー利用料の補助を目的に多胎児家庭向けタクシー券補助事業を実施しております。

そして、孤立予防、仲間づくりなどの子育てにおける精神面を支援する事業として行っているところもございます。

千葉県内の状況を申しますと、多胎児家庭に限った支援だけではなく、千葉市が実施しているエンゼルヘルパー派遣事業のように、多胎での出産1年以内で、そのお子さんを養育している方に加え、妊娠中または出産後5か月までで、昼間家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方を対象に、市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣し、身の回りの世話や乳児の育児の援助をする事業を行っております。

同じような方を対象として、市川市や市原市も出産前後の家事サポート事業として実施しております。

近隣市町村では、横芝光町が妊婦及び満1歳未満の乳児——多胎児の場合は1歳6か月未満児まで対象としております、の養育者を対象に、ヘルパー派遣事業を実施しております。

また、印西市では、多胎のお母さん等を対象とした「ふたごの会」という孤立予防、仲間づくり等の交流の場を提供しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） やはり母親に対しての負担が多いたと思います。ですので、件数は少ないですけれども、旭市は4か月後に訪問だけということですね。そうすると、やはり3歳ぐらいまでは人手がすごく要ると思います。

私も何件か過去に多胎児を育てる親を見ておりましたけれども、非常にヒステリックになったりする場面がありますので、そういう場合にはやはりホームヘルパーとかそういったものを派遣したほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、その辺のところはどうなのでしょう、考えはありますか。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員、2項目めの環境についての住宅地の空き地についてに移ってください。4回終わった。

○12番（伊藤 保） 4回やった、すみません。

じゃ、ちょっと間違えましたね。そういうことで、ちょっと考えていただきたいなと思います。

次に、空き地に関してですけれども、この苦情に対して草刈りなどを実行された件数というのはどのぐらいか、掌握しておりますでしょうか。伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、草刈りなどの実行された件数についてお答えいたします。

草刈りなどを実行された件数については把握しておりませんが、全体のおおむね7割くらいは実施していただけているのかと思います。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 把握はしていないということですが、はがきを出す以上、1か月に1回ぐらいは状況を把握したほうがいいのではないかなというふうに思います。さらにやっていなかったら、またはがきを出すわけでしょうから、指導するわけでしょうから、そういった面ではやはり確認をしたほうがいいのかな、このように思います。

他の市町村で空き家条例として一つにくくって厳しくしているところもあります。ほかの市町村ではどのようにしているのか伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、空き家と空き地条例のほか、他の市町村の状況についてお答えいたします。

空き地の雑草対策について、空き地の雑草だけを抜き出して適正に管理することを定めた条例や、旭市環境美化推進に関する条例のように環境美化の条例に含めて土地の所有者及び管理者が適正な管理をすることを定めた条例があります。

近隣の状況では、環境美化の条例に含めて空き地の管理を定めた条例が多い状況です。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これを問題にしたのは、実はひとり暮らしの高齢者の方がいたんですけれども、要望がございました。冬や春先に隣に燃えやすい枯草などが生い茂っている環境では、近所の方々が大変不安だと、こういうふうに言っていたんですね。私もそういうふう to 思います。

市は、今後の対策を講じる必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、これからもう少し条例の中で、よそでは市が代行執行しているという部分もあります。そういったものも考えていったらどうかなと思います。当然費用は持ち主の責任になると思いますけれども、そういったものも踏まえて今後のことを伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、市の今後の対応についてお答えいたします。

ただいま代行執行というお話もございましたが、空き地の管理の要望については、あくまで個人の所有地に係ることですので、通知を出してもすぐに対応していただけない場合があります。今後も所有者、また管理者の方に早急な対応をしていただけるよう、市としましては根気強く管理、指導をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） よろしく願いをいたします。

次に、2点目に前回6月に質問しましたが、取り組んでいる市町村の戸別収集の条件、どのような条件があるか伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、県内の戸別収集の条件についてお答えいたします。

千葉県内の9市では、介護保険法の認定等、それぞれ基準がありますが、香取市の対象者については、1として、介護保険法の規定により要介護または要支援と認定されており、65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上で構成されている世帯の人。

2として、次のアからウのいずれかに該当し、ひとり暮らし、または該当者のみで構成されている世帯の人、アとしまして、身体障害者手帳1級または2級、イとしまして、療育手帳丸AまたはA、ウとしまして、精神障害者保健福祉手帳1級。

3として、その他市長が必要と認める人となっております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 全国でも結構戸別収集ということを行っております。このことを見ると、さまざまな条件を課しています。ですので、全域というわけではございませんけれども、そうしたことを考えていただきたいと思いますけれども、ほかに全国の先進地の戸別収集に対しての条件というのは、変わったものというものはあるのでしょうかね。市町村の数と特化したものがあればお答え願いたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、全国の先進地の戸別収集の数と特化した条件についてお答えいたします。

全国で高齢者の戸別収集を実施している市町村の数についてですが、国立研究開発法人国立環境研究所が平成27年度に全国の自治体を対象に、高齢者に対するごみ出し支援の取り組み状況についてアンケート調査を実施いたしました。この調査によると、ごみ出し支援制度がある自治体は、回答数の約2割との結果が出ております。

なお、このごみ出し支援制度の対象者に障害者世帯も対象としている自治体は93.4%でした。

また、特化した条件としては、収集時の際に声かけによる安否確認をしているものや、年齢の要件で80歳以上の世帯に特例要件を設けている自治体もございました。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 前回、戸別収集、高齢者の方々のところを回るとなるとかなりの予算が必要であるというふうなお答えをいただきましたので、今回、こういうふうな条件を課した中で行ってはどうかなということで今回質問しました。

今後、ますます高齢者が増える中で、迅速な対応策を講じなければなりません。私もついこの間、グリーンの介護支援保険証というのが来ましてがっかりしましたがけれども、それだけどんどん年をとっていきます。

そうした中で、やはり精神的な方もおりますでしょうし、ひとり支援の方もおります。ぜひこのことを考えて、早目に対応をしていただきたいと思いますけれども、今後の市の計画というのは持っておられるんでしょうか、伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今のところ、高齢者のごみ収集について、具体的な計画は立てておりませんが、全国的に国のほうもそういった高齢者のごみ出しについて何か施策をしなければというふうな状況もあります。

そしてまた、旭市にとってもきれいな旭市でいたい、環境整備、そういったものも十分に整えていかなければならないというふうな思いもありますし、何よりも高齢化時代、障害を持つ方々、行動半径も狭いということの中できちっとした障害者、条件をある程度吟味しながら、検討しながら、そういった方向に向かって計画を進めていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 前向きな検討をいただいたわけですが、ぜひ早目に検討いただきたいと思います。

最後の質問に入ります。

3項目めの消防についての誤報についてですけれども、火災の119番通報があればすぐに出勤しなくてはならないわけですが、どのようにして分団に、直接県から行くのか、それとも消防署を一回経由して行くのか。消防団の方々、毎回毎回出勤するわけですが、大変なご苦労をしていると思いますけれども、そういう連絡体制を伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご回答いたします。

119番通報後直ちに出勤、消防団への連絡方法ということで、その連絡体制ということでお答えしたいと思います。

まず、消防本部では、ちば消防共同指令センターからの火災出勤指令確認後、旭市防災行政無線を使用しまして、火災の情報、これには主に建物火災や車両火災、林野火災などがございますが、市内全域に放送しております。この放送によりまして、地域ごとに事前に指定されました消防団が出勤する連絡体制となっております。

また、並行しまして、消防団員の皆さんには、火災出勤指令と同時にちば消防共同指令センターから配信される災害案内メールを登録していただいておりますので、火災出勤指令と同時に火災の情報が確認できる連絡体制となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 消防団の方々が誤報でも出動して、夜中でも出かけるわけですが、そういった面では、火災でなかったということでほっとするかもしれませんが、やはり出動するということは大変な労力がありますので、そういった意味ではなるべく誤報というのはなくしていかなくちやならないと思います。これどういうふうにするか難しいと思いますので、私の一般質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（向後悦世） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、伊藤房代です。

令和元年9月11日、第3回旭市定例会におきまして一般質問の機会をいただき、まことにありがとうございます。今回私は3点の質問をさせていただきます。

1点目、急発進防止装置について、2点目、国政・地方選挙について、3点目、防災について質問いたします。

まず1点目、急発進防止装置について。

（1）急発進防止装置（踏み間違い加速抑制システム）の取り付け装置の設置について質問いたします。

東京都では、70歳以上の運転する車に急発進防止装置をつけるための費用を9割を補助して、高齢者の安全運転を応援するシステムを推進しています。アクセルとブレーキの踏み間違いの防止のために実施しています。それに対しての事故が減少していると聞いています。

旭市としても、車は必要な地域です。年齢にかかわらず、急発進防止装置を取り付けることが大事だと考えます。我が地域でもその装置は必要ではないでしょうか。その取り付け装置に対して補助金を考えてはどうでしょうか。9割の補助はできないか、質問いたします。

2点目、国政・地方選挙について。

（1）今回の参議院選の投票率について質問いたします。

今回の旭市の投票率が39.6%で、千葉県で最低の投票率だったとのこと。反省点とし

ては、旭市の投票所が36か所だったのが、今回の参議院選では19か所でした。もともと36か所だったのが19か所に減ったのが原因ではないでしょうか。

これからもとの投票所数に戻すことが大事ではないでしょうか。高齢者の方が増えることと、投票所に行くのが大変になり、棄権しているのではないのでしょうか。

そして、1人でも投票所に行けるように投票所の数をふやすことはできないのでしょうか。

もう一つは、移動投票所を造り、例えば移動投票所バスを運行させることはできないのでしょうか。

3点目、防災について。

(1) 災害時用の液体ミルクの導入について質問いたします。

前回も質問しましたが、今春から、液体ミルクの販売が始まったと聞いています。災害時に液体ミルクの導入ができないか、質問いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 私からは、1番目、急発進防止装置について、急発進防止装置の設置についてお答えいたします。

急発進防止装置の設置に対する補助についてですが、確かにこの装置を設置することは、高齢運転者によるアクセルとブレーキのペダル踏み間違い事故の防止に効果的だと言われております。

東京都では、設置費用の9割を補助するとの報道がされておりました。また、隣の茨城県では、常陸太田市で設置費用の半分の補助するとのことでした。

千葉県では、県及び県内自治体でこの補助制度を実施しているところはまだございません。

国では、安全運転支援機能を有する自動車を前提として、高齢者が運転できる免許制度の創設や、アクセルとブレーキの踏み間違いなどを防止する装置等の性能認定制度を設ける方針と聞いております。

旭市では、車のない生活は難しいと思います。そのような中、こうした国や県の動向を踏まえ、他自治体の情報を収集し、どうしたら高齢者による交通事故が減らせるのか、この急発進防止装置の設置補助を含め、さまざまな取り組みを研究してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな２番の国政・地方選挙と大きな３番の防災についてお答えをいたします。

まず初めに、大きな２番、国政・地方選挙についてで、今回の参議院選の投票率ということでのご質問でございます。

その中でまず、投票所をもとに戻せないかというようなことがございました。

旭市の投票所につきましては、前回、平成28年の参議院議員選挙から再編を行いまして、以来、小学校の体育館を基本に公共施設19か所で実行しているところでございます。

再編に当たっては、各投票区の有権者数や投票所の規模などのバランスを考慮しつつ、施設の老朽化、あるいはバリアフリーへの対応、駐車場の確保など、投票環境の改善を図るべく実施したもので、議会を初め、各区での説明会を経て統廃合を行った経緯がございます。

投票区再編から３年を経過する中で、この間に実施いたしました投票率をしてみると、千葉県知事選挙で32.26%、旭市長選挙で40.65%、衆議院議員選挙46.01%、旭市議会議員選挙50.77%、千葉県議会議員選挙43.52%となっており、選挙によって投票率は大きく異なっております。

投票区の再編を行ったことにより投票所が遠くなったというご意見があることは承知しておりますし、そのことが投票率に微妙に影響しているのかもしれませんが、投票率につきましてはその時々世論の盛り上がりですとか社会情勢、その選挙に対する有権者の関心度に大きくかかわっているところであると考えているところでございます。

したがいまして、投票区の再編につきましては、投票所の設備面や場所の分かりやすさ等に配慮したものでありますので、今後も19の投票区の中で市民への啓発活動をしっかりと行っていくことが重要であると考えているところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

もう一つ、投票所が遠い有権者、あるいは高齢者のために移動投票所のバスの運行というようなご質問がございました。

投票所が離れた有権者に対する移動投票所等の取り組みにつきましては、全国的に見ますと、山間部を抱える自治体においてそのような便宜供与を図っているという事例はあるようでございますが、県内ではまだそういった実施はございません。

旭市におきましては、自家用車等での来場者がほとんどでありまして、そのための駐車場が確保できる学校等の公共的施設へ投票所を配置していることから、現在、送迎等は考えていないところでございます。

市では、投票日当日に投票できない方のために期日前投票所を開設しております。本庁舎においては、告示の翌日から、あるいは各支所においても投票日の6日前から、いずれも午前8時30分から午後8時まで開設しておりますので、そちらをご利用いただきたいということもお願いする次第でございます。

次に、大きな3番、防災についてで、液体ミルクの購入について回答申し上げます。

前回6月議会でもお答えしたと重複するかもしれませんが、旭市におきましては、災害時の備蓄品としまして、昨年度から粉ミルクを備蓄し始めたところでございまして、まだ液体ミルクは備蓄しておりません。

液体ミルクでなくて粉ミルクを備蓄している理由としましては、液体ミルクに比べて保存期間が長いこと、価格面においても安価なことが主な理由でございます。

液体ミルクは、保存期間が製造後半年から1年と短いことなど、現時点では課題があることを認識しておりますので、引き続き液体ミルクに関する動向を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目の（1）の急発進防止装置（踏み間違い加速抑制システム）取り付け装置の設置について質問をさせていただきます。

現在、かなりの方から、運転するとき高齢者の方のみならず、若い方でも、ぜひ急発進防止装置を取り付けたいとの声が寄せられています。取り付けておけば安全・安心だとのことです。

これからますます高齢化社会になってきます。旭市としても、ぜひ9割の補助を考えてはと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど課長からお話がありましたように、高齢化時代になって、そういったものをつければ安全だということもあります。

現在、自動車販売会社によっても、かなりそういった面での装備をつけて販売するというふうな状況でありますので、もうしばらく状況を見ながら、全部にそういった装置をつけてくれば自治体で補助をすることも必要ないわけでありまして、もうしばらく状況を見な

がら判断をしたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひお願いしたいと思います。

全員が新しいそういう車に乗れるという場合もないと思いますので、とりあえず4万円、5万円の中でつけられると思いますので、ぜひその辺は、まだ千葉県でどこにもないということではありますが、今あつという間によその市町村もつける場合もあるかなと思いますので、ぜひ早急に考えていただければと思います。

それでは、次に入らせていただきます。2点目の国政・地方選挙についての再質問をさせていただきます。

今回の参議院選挙で投票所に投票に行ったときに候補者の一覧の字が小さ過ぎてよく見えなかったとの声が寄せられました。改善はできないのか、質問いたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

立候補者の氏名の掲示が小さかったということでございます。

比例代表のほうの選挙というふうに思っておりますが、立候補者数がかなり人数が多うございまして、文字を大きくいたしますと面積も相当なものになってしまうことから、あのような形態になっているところでございまして、旭市が独自に掲示したわけではなくて、県の選管から送られてきたものをどこでも一律という形で掲示したものですので、旭市独自でなかなかしづらい部分はあるんですけれども、機会がありましたら、県の選管のほうにもこんな声があるということは伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひお願いしたいと思います。

再々質問させていただきます。国政・地方選挙について、今後投票率を上げるために、日ごろから周知徹底を心がけていただきたいと思いますと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

なかなか投票率を上げるための手段といってこれだというのが思い浮かばないのが実態

でございますが、啓発活動を地道にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） よろしく願いいたします。

最後に、投票所の数を19か所からもとの36か所に戻すとともに、移動投票所バスの運行を要望して、次の質問に移らせていただきます。

3点目、防災について再質問させていただきます。

現在、福井県大野市は7月から、地震などの自然災害に備えて、乳幼児用液体ミルクの備蓄を開始したとあります。市が導入したのは、1本240ミリリットル入りのスチール缶タイプ、密封性、耐久性が高く、約400本を市保健センターなどに備蓄している。乳幼児用液体ミルクは、常温保存が可能、粉ミルクのように約70度のお湯で溶かし、ひと肌まで冷ます必要がないため、水道、電気、ガスがとまった災害時でもすぐ使用できる。賞味期限は1年間と短いですが、期限が迫ったミルクは育児訪問などの際、子育て世帯に配るとありました。

旭市でもぜひ災害時用の液体ミルクの導入ができないか、再度質問いたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 6月にも同じ質問をいただきまして、今春から液体ミルクが販売されたというふうなことでありまして、その当時はまだどういうものか、保存が本当に大丈夫なのかという心配もありましたので、そういった部分で保留というような形でありましたけれども、ほかの地域でのそういった前例もありますので、旭市としましても、粉ミルクとともに一部を備蓄用として取り入れていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

また今後、防災訓練で来場者に液体ミルクの有効性を周知するとともに、各保育所などにも配備してはと考えます。いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 災害時の備蓄については、市長がもう配備するということでありましたけれども、保育所のほうにつきましては、父兄のほうのいろいろな意見等もありますの

で、今しばらく検討させていただければと思います。

以上です。

○15番（伊藤房代） どうもありがとうございました。以上で、質問を終わります。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（向後悦世） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時31分

令和元年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和元年9月12日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子

環 境 課 長	木 内 正 樹	保 險 年 金 課 長	在 田 浩 治
健 康 管 理 課 長	遠 藤 茂 樹	社 会 福 祉 課 長	仲 條 義 治
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商 工 観 光 課 長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 博 久	都 市 整 備 課 長	加 瀬 宏 之
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	宮 負 亨
庶 務 課 長	栗 田 茂	学 校 教 育 課 長	加 瀬 政 吉
生 涯 学 習 課 長	八 木 幹 夫	体 育 振 興 課 長	花 澤 義 広
監 査 委 員 長 事 務 局	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 長 事 務 局	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（向後悦世） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それにこの中継をご覧、またはお聞きの方々、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。皆さんの貴重なお時間をいただき、一般質問を行います。

初めに、今月9日未明、千葉県に上陸した台風15号の影響で、本市では甚大な被害がございます。被災者に対して心よりお見舞い申し上げますとともに、当日の暴風雨や、一部地域では今なお続く停電の影響などにより寝不足になってしまった方や、復旧作業に当たる方は、決して無理をせず、体調管理に十分気をつけてください。また、避難所の対応、鳴りやまぬ電話、被害復旧に当たった職員各位には、心より感謝申し上げます。この経験を生かし、地域の力、地域のきずなで、この困難を乗り越えてまいりましょう。

さて、74回目の終戦の日を迎えた8月15日、令和となって最初の政府主催の全国戦没者追悼式が日本武道館で開かれました。天皇、皇后両陛下のご臨席のもと、全国各地の遺族ら計6,203人、本市からは67歳から83歳の8人が参列をし、さきの大戦で犠牲となった軍人・軍属約230万人、一般国民約80万人の計約310万人の冥福を祈り、平和への誓いを新たにしまし

た。

戦争の惨禍を二度と繰り返すことがないようお願い、僕は責任ある世代として、これからの担い手となる子どもたちから、長年社会に貢献いただいた高齢者のために、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一生懸命活動いたします。僕は、この旭市をよくしたいと本気で思っております。皆さんの一致協力、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1項、水道事業の運営について質問します。

日本の水道システムは、普及率のみならず、その水質のよさや漏水率の低さなどの観点からも、完成度の高い主要先進国の中でも一、二を争う高度なシステムとして知られています。例えば、日本では水道水を全国どこでも飲むことができますが、このような国は世界で11か国しかないと言われています。水道事業は市民が生活する上で必要不可欠なライフラインであるという公共性と、布設に当たって発生する莫大な初期コストを長い年月をかけて回収するという装置産業の特性から、これまで民間事業者ではなく、地方自治体が中心となり進められてきました。しかし、事業環境が大きく変化したことで、公設公営の水道事業は多くの課題を抱えていると指摘されています。

そこで、（1）水道法の改正について伺います。

自治体の水道事業の広域化や民間産業が促す改正水道法が昨年12月、衆議院本会議で可決成立しました。自治体が水道事業の運営を民間企業に委託するコンセッションの導入をしやすいものですが、自治体が水道事業の運営権を一定期間売却するこのコンセッション方式の導入を本市としてはどのように捉え、そして導入を検討したのかお尋ねします。

同じく水道事業の運営についての（2）水道施設の整備について質問します。

本市水道事業で耐用年数40年を経過している配水管・給水管はどの程度で、そのうち耐震に強い管の布設割合及び近年の漏水事故で老朽管が原因と思われるものの割合と、その復旧費用の詳細を伺います。

次に、2項、芸術文化の振興について質問します。

平成の時代に文化芸術振興基本法が施行されております。今、我々一人ひとりが多様な価値観を受け入れ、芸術文化の持っている力やその価値観を再認識すべきときで、さまざまな芸術文化の諸活動によって人々は感性が生まれ、新たな創造を刺激し、伝統文化の継承と発展が繰り返されてきました。この継承と発展の連続を次世代につないでいくのは、今をともに生きる我々の使命であります。

また、地域や経済、社会的な要因によって市民が芸術文化を楽しめる機会是不均衡が生じ

ており、創造的な活動に才能ある市民が十分にその能力を発揮できる体制を整え、芸術文化が豊かに息づくまちづくりを行うべきと考えます。

それでは、（１）市民文化祭の開催について伺います。

海上地区、飯岡地区、干潟地区、旭地区の各会場で実施している市民文化祭であります、各参加団体と参加者数及び来場者数について近年の推計を質問します。

また、今年度の開催は、会場を１か所にするということを聞きましたが、僕自身、毎年特色が違う各会場を回るのが好きでしたし、昨年度から参加者の多くの方より、地元でこれまでどおり開催してほしいとの要望を受けてきましたので、今年度の実施計画について、まず１か所に絞ってしまった理由と、その目的及び会場の選定方法と団体や参加者との話し合いの内容について、加えて文化協会とはどのような協議を行ったのか、市長、教育長を含む所管の明確な答弁を求めます。

同じく芸術文化振興についての（２）文化財の保存と継承について質問します。

芸術文化が近年の日本列島を襲う大災害で傷ついた人々の心をいやし、元気づけ、復興に向けた原動力になったと聞きました。心の豊かさが求められる今、地域の歴史文化への愛着が深まるよう、各種文化財の保存や継承団体、またはその所有者と連携を図っていくことが重要と考えます。

本市はさまざまな文化財がございますが、社会情勢や経済環境によって地域や所有者だけでは対応が困難であろうと考えます。そこで、現在、市内130の指定文化財の保存継承に対して、どのような支援をしているのか具体的に伺います。

続いて、３項、スポーツの振興について質問します。

スポーツを行うことによって得られるのは、健康効果だけではなく、一緒に行く仲間と交流をすることによって希薄な人間関係から脱却することができたり、スポーツイベントを開催することによって観光客を呼び寄せることができます。また、それに伴って施設の整備も行われるため、大きな経済効果も見込むことができます。そのためスポーツによる地域の活性化は、さまざまな自治体へと広がっています。しかし、メリットばかりではなくデメリットもあることを忘れてはなりません。

それでは、（１）飯岡しおさいマラソンについて伺います。

東京マラソンをきっかけに市民マラソンブームが広がったと言われており、地域おこしの期待を背負ったイベントも増え、マラソン大会は飽和状態にあるようです。人気の高い大会には応募者が集まりますが、参加者集めに苦勞する大会もあるなど、供給が需要を上回るデ

フレ現象が起きています。それでは、本大会の歴史と定員数に対しての参加者数を10年前、5年前と比較して質問します。

続いて、スポーツ振興についての（2）明智市長の市民体育祭に対する考えについて質問します。

これは市長の発案により市民の間に広くスポーツについて理解と関心を深め、地域住民の交流と融和を図り、市民のきずなで明るい旭市をつくる目的で開催されております。調べましたところ、市長が議員時代の平成18年第2回定例会一般質問において提案されており、その後、市長になられすぐに始まった事業であります。しかし、この間、地区の区長会として開催に反対され、その理由としてメンバー募集を区長に丸投げされているなど、毎年同様の多くの苦情がございます。僕自身、地区区長会の意をくんで、平成28年の一般質問で、地区対抗ではなくオープン参加にすることや、地区対抗にするとしても区長方に頼ることなく、体育協会や実行委員会のできる範囲で開催を提案し、市長には同意いただけたものと思っておりましたが、選手選考の方法に全く変化がございません。

そこで申し上げますが、市長に就任以来、不評の多い中、けが人も出しながら続けてこられたこの市民体育祭、当初の目的や役割は十分果たしたと思いますが、いかがでありましょうか。今年度を最後に取りやめてはどうか、その決断を伺います。

以上、3項目、6点の質問を市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて行いました。執行部においては、若者や高齢者が理解できるような簡潔明瞭な答弁に努められますようお願いいたします。また、今定例会終了後に次年度の予算編成に着手されると思いますが、常に他者の意見を吸収し公平に判断して地方自治の本質に基づき能率的な行政を行うとともに、主権者たる市民に対しては十分な説明と市民中心の行政運営に努められますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林晴道議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3項目め、2番目の明智市長の市民体育祭についての考え方についてということでお答えをしたいと思います。

今年で10回目を迎える開催になりますが、私は市長就任に際しまして、目標として市民の一体感の醸成をより深めていきたいという強い思いがありました。そのことが旭市のまちづ

くりの基本にあります三郷構想の充実、発展に向かっていく市民協働の力になるものと確信をし、市民各地区老若男女が一堂に集まって交流を深めるために、市民体育祭が一番だとの思いであったところであります。

合併して、その当時まだ数年でありました。各市町のそれぞれの歴史、文化、慣習、前例、伝統等、微妙に違っているものもあったと思います。そして、大きなイベント開催のバランス等も考慮して、干潟地区に立派な県立ではありますが、東総運動場があるわけでありまして、そこでの体育祭を実施しようとしたところであります。

確かに、私の想定より区長さん方への負担がかかってしまっているのが実情ではありますが、徐々にではありますが、実行委員会を通してスポーツ推進委員や青少年相談員、PTAの役員の皆さん、そして各種団体の皆さんが今は積極的に協力をしてくれているような状況になってきております。

継続は力なりということわざであります、新生旭市のまちづくり、一人ひとりが積極的に参加する協働のまちづくり、心を一つにつくり上げるためにも、各地区の皆さんが交流、友情の輪を広げられるイベントだとの思いで、これからも継続してやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 水道課長。

○水道課長（宮負 亨） では、1、水道事業の運営について、（1）水道法の改正について、コンセッション方式の導入を本市としてどのように捉え、どのように導入を検討したかについてお答えいたします。

コンセッション方式は、施設の所有権を公共に残したまま、施設の運営権を民間事業者に設定するPFI事業となります。水道事業におけるコンセッション方式の導入に関しては、これまでも国において、給水人口20万人以上で導入に向けた実施方針を作成しているといった条件に該当する事業者に対しトップセールスを行うなど、導入に向けて働きかけを行ってきたものの、全国的に見ても導入に至っている事例がないほか、内閣府においても給水人口20万人以上で効果を発揮することを想定しており、また厚生労働省でも水道事業民営化が実現しても小規模事業体には効果がないと認めております。

以上のような理由で、本市においてもある程度の規模が必要とも思われたことから、本市においても検討に至っていない状況でございます。なお、本年5月に千葉県が県内の事業体に調査を行ったところでは、県内の全ての事業体でコンセッション方式の導入の検討はしていないとの回答があったということでございます。現在のところは、コンセッション方式の導

入は時期尚早と考えております。しかし、引き続き情報収集には努めてまいりたいと思っております。

続きまして、（２）水道施設の整備について、１点目の配水管及び給水管で耐用年数を超えている割合及び耐震化の布設割合についてお答えをいたしますが、給水管につきましては個人財産となりますので、水道のほうでは把握していませんので、配水管のみの回答とさせていただきます。

まず、配水管の耐用年数でございますが、地方公営企業法によりまして、法定耐用年数につきましては、給水管の材質・口径を問わず40年となっており、配水管で耐用年数を超えている割合としましては、現在のところありません。ちなみに、配水管については、昭和54年から布設工事を行っており、今年で布設から40年を超えるものがあり、その管種及び延長につきましては、ダクタイル鋳鉄管4.8キロとなっております。

次に、配水管の耐震化の布設割合でございますが、旭市内の全ての配水管の総延長が約570キロメートルのうち、耐震管は約20キロメートル、割合にしましては全体の3.6%となっております。新規及び布設替えにより布設した配水管については全て耐震管を使用しておりますが、今後の老朽化に伴う配水管の更新に併せて、耐震管への切り替えを進めていきたいと思っております。

続きまして、２点目の漏水事故の件数及び修繕費、うち老朽配水管が原因と思われる件数についてでございますが、配水管の漏水事故につきましては、過去３年間のうち平成28年度は11件、平成29年度は４件、平成30年度は９件発生しております。漏水事故に伴う修繕費につきましては、平成28年度が約381万円、平成29年度が約188万円、平成30年度が約705万円となっておりますが、法定耐用年数40年を超えたものを老朽管としますと、40年を超えた老朽管が原因となった漏水事故はございませんが、管の経年劣化や腐食、交通荷重による破損など、様々な要因による漏水が増加傾向にあるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、私のほうからまず２の（１）の市民文化祭の開催についてお答え申し上げます。

初めに、文化祭について申し上げます。文化祭ですが、これは旭市文化協会が主体となっており、文化祭の企画や運営については、文化協会が自ら行っておりますので、ご質問には、文化協会から確認した内容で回答させていただきます。

まず、文化祭への参加団体数、参加者数、来場者数の近年の傾向についてですが、平成30年度の実績で申し上げます。参加団体数103団体、参加者数1,821人、来場者数6,533人となっております。平成28年度と比較しますと、団体数、参加者数、来場者数ともに減少傾向にあり、特に参加者数は平成28年が2,418人だったものが、平成30年は1,821人と著しく減少している状況でございます。

次に、文化祭を1か所にする理由や目的についてですが、参加者や来場者が減っていることや、会場によっては展示部門の出展数がかかなり減少してしまうなど、来場者からも不満が出てきていました理由などから、文化祭を盛り上げるため部門ごとに1か所で開催する運びになったとのことでございます。

次に、会場選定についてですが、今年度は芸能部門を千葉県東総文化会館、展示と茶道をいいおかユートピアセンター、囲碁を市民会館にて開催する予定です。東総文化会館はこれまでも使用しており、音響面で優れていて、駐車場の確保が容易、いいおかユートピアセンターは展示に適した広さと展示パネルなど機材がそろっていることなどの理由から選定されております。

次に、市と文化協会でどのような協議を行ったかというご質問でございますが、文化祭の開催に当たって会場の確保や開催内容を広報等で周知するため協議を行っております。

次に、(2)の文化財の保存と継承について、どのような支援をしているかということでございますが、文化財の保存継承について、市では旭市文化財保存修復事業補助金交付要綱に基づきまして、県及び市指定文化財の管理、修理等に要する経費を対象とし、旭市文化財保存修復事業補助金を交付しております。また、文化財の維持管理補助金として、交付申請に基づきまして2万円から4万円の補助金を交付し、支援をしている状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、3項目め、スポーツの振興について、(1)飯岡しおさいマラソンの運営についてで、マラソンの歴史と定員数に対しての参加者数ということで、10年前、5年前、前回との比較というご質問でした。

それでは回答いたします。旭市飯岡しおさいマラソン大会は、合併前の飯岡町で平成元年度から開催され、第1回大会は1月21日に開催されました。第3回目以降は、2月の第1日曜日に開催してきております。

大会は、町おこしとして行われ、飯岡町体育協会が主催で行われていました。合併後の第

17回大会からは、旭市体育協会、現在の旭市スポーツ協会が主催し、現在のコースに変更されたのは第23回大会からで、第24回大会からはロードサービスとしてイチゴの無料配布等を行っております。

定員数に対しての参加者数でございますが、10年前の第21回大会の定員数は3,000人、申し込み人数は3,003人で、参加者数は2,674人でした。5年前の第26回大会の定員数は5,000人で、申し込み人数は3,905人で、参加者数は3,506人ございました。また、前回ですけれども、30回大会の定員数、こちらも5,000人で、申し込み人数は3,580人で、参加者数は3,219人ございました。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、1項水道事業の運営についてから再質問を行います。

（1）水道法改正についてであります。先ほどの答弁によりますと、検討に至っていないとのことですが、水道事業の運営を民間企業に委託するコンセッション方式には、民間資金活用による社会資本整備、いわゆるPFIの導入を目指した基盤強化目的だと考えられますが、それでは今後運営に当たり資金面ではどのように考慮をしたのか伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それでは、コンセッション方式の導入につきまして、資金面でどのように検討したのかについてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、県内、全国でも導入実績がございません。規模的にも、旭市水道事業は6万人弱でございます。ですから、これを資金面といいますか、導入しても効果が得られないということで、その資金面を検討して導入に至ったわけではございません。しかしながら、今後、現在アセットマネジメントを策定しておりまして、その中で更新需要の見通しですとか、財政収支の見通しなどを踏まえまして、事業費の平準化を図ることによりまして、実施可能な更新計画を立てて、基盤強化を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 改正前の水道法では、水道事業は原則市町村が経営と規定されていましたが、これまでの市の水道関連の管理を民間委託したことはないのか。また、上水道事業そのもののコンセッション方式の実績はないのは分かっていますが、県内での浄水場の管理委

託はどのような状況であるのか等、分かればお知らせ願います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） お答えいたします。

本市における民間企業に委託したことはないのか。また、県内で浄水場等の管理委託を委託しているについてお答えさせていただきます。

本市における民間委託の状況としましては、一部業務委託ですか、使用者発注としまして窓口業務や検針、料金徴収などの営業に係る業務委託のほか、機械設備の保守点検や警備業務の維持管理に係る業務委託、実施設計業務委託などの設計・施工・管理に係る業務委託など、さまざまな業務を一部委託しております。県内の事業体の業務委託状況につきましては、本市と同様、個々の業務について委託する形式をとっている事業体がほとんどで、特に検針業務や料金徴収業務、電算システム構築及び管理・検査・機器管理のほか、浄水場等の管理業務については、委託の割合が高くなっております。

なお、水道法24条の3に基づく第三者委託、これは浄水場等の管理に関するものでございますが、これにつきましては、水道の管理に関する技術上の業務を委託するもので、具体的には施設の運転や保守点検、水質管理や給水装置の検査などの、いわゆる水道技術管理者が管理する業務等を委託するもので、水道法上の責任を受託者に負わせることになるものですが、この第三者委託を行っている団体も県内で4団体ほどございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今回の水道法改正の目的は、老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて、経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では、水道サービスを維持できないおそれが生じているため、水道の基盤強化の制度改正と、そのようになっており、そう考えられます。

では、その制度を導入しない本市において、将来にわたって安全な水を安定的に供給するための具体的な取り組みを教えてください。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在、本年度より今回の水道法改正の広域連携ですか、今回の水道法の改正の柱の一つと

しまして、広域連携の推進というのがございます。現在、東総広域水道企業団から受水している受水団体、旭市、銚子市、東庄町ですか、この団体を含めて今年度より東総地域末端給水事業広域連携研究会というものを設置しまして、末端給水の今後の形態のあり方について勉強会を始めたところでございます。ですから、まずはこの広域連携を将来的には考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） その取り組みが、安定的な供給に結びつくのかどうなのか、その辺をしっかりと協議してもらいたい。そこが聞きたかったので、答弁にはそういうことはなかったんですが、今も断水で苦しんでいる。こういうときは本当に感じるんですよ、水のありがたさが。だから、そういう部分で心配になる市民も多くあると思うので、しっかりと安全ですよと、供給に問題ないですよと答えられるような答弁をしてもらいたいと、そのように思います。

同じく水道事業の運営について、（2）ですが、水道施設の整備についての質問です。

市内には4か所配水場がございます。合併前の旧旭地域では、その地形的な制約から大半を配水ポンプによる圧送をしていたため、莫大な動力費がかかると考えられています。海上配水場の増池工事により、自然流下地域が拡大され、その費用は多少抑制されたと思いますので、その内容についてと現在の配水場ごとの容量に対する総経費を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 海上配水場増池工事に伴う自然流下の増池につきましてお答え申し上げます。

配水場の容量の確保状況、自然流下拡大状況の取り組みでございますが、水道施設設計指針によりますと、配水池の有効容量は計画1日最大給水量の12時間を標準としております。旭配水場は現在8.7時間、海上配水場は13.7時間、飯岡配水場は8.5時間、干潟配水場は8.5時間となっております。この海上配水場だけが有効容量の基準をクリアしております。海上配水場の増池工事に伴いまして、自然流下の取り組みを拡大していく予定でございましたが、工事完了後、いろいろな不具合や調整が必要となりまして、現在ではこの拡大予定地区内の新たな区域の拡大には至っていない状況でございます。

2点目の各配水場の1立方当たりの費用ということでございますが、1立方当たりの給水

原価をお答えさせていただきたいと思います。旭配水場が194.31円、海上配水場が231.92円、飯岡配水場が271.94円、干潟配水場が275.84円で、旭市の給水原価としては117.67円となっております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 3年くらい前の議会に、この海上配水池の増池工事の議案が上程されて、その提案の理由では、厚生労働省の給水量12時間分の確保、それから自然流下地域の拡大、動力費が抑制されると説明がありました。しかしながら、増池工事が終了しているにもかかわらず、自然流下地域を拡大していない。いい加減な説明をしたその理由について具体的に伺いたいと、そのように思います。

手元の資料、参考資料を申し上げますと、平成27年3月予算をとるのに当たって、海上配水場を建設して配水場の不足分と、あとは地域を多少見直して拡大すると、当時の課長は申しております。その後、27年6月の定例会では、動力費の抑制等を目的にこの事業を行うと、はっきり議会で申し述べております。建った後でしょうか、これ29年9月には、網戸地域をこの自然流下を広げていくとはっきり、こちらにも今まだ課長は残っていらっしゃいますが、言われているんですよ。これ議会で議案を出して、このような状況であるのはどうなのか、ちょっとこれ分かりやすいようにはっきり説明をいただきたいと思います。

また、厚労省の水道設計指針によりますと、配水池は送水されている量に対して、需要水量の時間変動が調整でき、非常時においても一定の時間、給水できる機能を持つことが必要であると。したがって、配水池の有効容量は、計画1日最大給水量の12時間分と表記されております。本市では、この12時間分どの程度で、今後どのような計画をしているのか。

きのうも質疑で、前日も先輩議員からありましたが、やはりこういう12時間分を確保すると、こういうのが賄えていたんであれば、断水がもうちょっと短くなったであろうと考えられますので、しっかりとしたご答弁をお願いしたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） まず、1点目の海上配水場増池工事の後、自然流下拡大、動力費抑制が進んでいない理由についてお答えいたします。

海上配水場増池工事は平成29年3月に、既存配水池の耐震化工事は平成30年6月にそれぞれ完了しております。また、工事完了後には、自然流下区域拡大のための海上配水場の仕切

弁の設置も行っております。しかし、工事完了後、先ほどもちょっと申し上げましたが、配水池の水質検査等を行い、2池での運用を開始する予定でございましたが、既存の配水池の高区水位計の不良に伴う調整とか、高区排泥バルブの漏水調査等により、運用開始が平成30年12月になってしまったことに加えて、隣接あるいは拡大予定区内における新たな道路計画や施設建設といった状況の変化が生じてしまいましたので、江ヶ崎・網戸地区の一部の区域拡大には至っていない状況でございます。

それと、配水池の容量につきましては、現在、基準を満たしているのが海上配水池のみでございます。ほかの旭、飯岡、干潟も先ほど時間を申し上げましたが、基準を満たしておりませんが、今後、今水道ビジョンを策定しておりますので、この配水池のあり方も検討して、増池するようになるのであれば、必ずその基準容量を満たす、確保する工事になりますので、水道ビジョンの中で、これから具体的に地域のあり方とかを区域拡大も含めまして、自然流下を含めまして、申し訳ないですけれども、検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今の説明でも、これは議案として出されました海上配水場の増池工事ですか、やはりこれは議場でしっかりと説明されてきたんですよ。それを納得して議案で賛成し、決算も納得したと。そういうことなので、これちょっと説明がお粗末過ぎませんか。これでは行政の対応としてはいかなものかなと、そのように強く思うんですけれども、取りあえず増池工事によって、海上地区のその時間は確保できていると、そういうところで今後、しっかりとした流れの中で動力費の抑制にもつながるような取り組みをしていただきたいんです。

この項目の最後として、政策判断となりますので市長に伺います。

旭市の水道ビジョンにおいては、安定供給や動力費の抑制を目的に自然流下地域の拡大を図っていくことになっております。旭市は、東から北西にかけて、海岸段立というんですか、それから成る東総台地が雄大に広がり、自然流下系統を十分に拡大できる、ありがたい地形であります。厚生労働省の指針もありますし、環境への負荷を軽減させ、最も経済的である増池事業を早期に計画すべきと考えますが、明智市長の見識を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 自然流下方式の拡大ということで、今、海上配水池だけは拡大をしたわけでありすけれども、干潟、飯岡ともにあるわけでありす。その辺のことも含めながら、水道ビジョンを今作成中でありますので、そういった部分をしっかりと計画に入れながら、ただ、今全域にその工区の流下方式でやるということについて、ループ化をするにしても、今埋設管と言いましょうか、水道管が直径が小さいというような部分もありますし、そういった見直しもしていかなければならないという部分もありますし、早急に全部が解消できるというようなことにはつながっていかないのかも分かりませんが、計画的にその管の口径を大きくするというような部分も含めながら、水道ビジョンでしっかりと計画を立てていきたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ただいま市長より水道ビジョンに計画を入れてくれるということで、ぜひお願いしたいと、そのように思います。

次に、2項の芸術文化の振興について、（1）です。市民文化祭の開催についてに移りますが、先ほどの答弁ですと、前置きとして、文化協会からの数字を言いますと、非常に違和感を感じるんです。文化協会に何か数字の誤差をなすりつけるような、そういうイメージにとられます。何か1か所で開催するということが決まってから、いきなり集客人数をぐんと落としているんです。ちょっとその辺、僕は毎年行っていて、これはちょっと違うんじゃないのかと、担当課として、これは協会に何かなすりつけたように、すごく違和感を感じました。

近年、参加団体や参加者、それに来場者も一定の固定数を維持しており、人口減少の本市においては、大成功の事業と言えると思っています。しかしながら、会場を1か所に絞ってしまったことの目的や会場選定の理由を聞くと、安易に計画したとしか理解ができません。それに何よりも参加者や参加団体との話し合い、これがちょっと少な過ぎるのではないのかなと、そのように感じます。

僕はいち早く関連団体や参加者と、今年度はともかく、来年度からは地元の海上、飯岡、干潟、旭地区の会場に戻すかどうか。戻すじゃなくて、戻しても大丈夫ですよという話し合いをぜひすべきと考えますけれども、担当課の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、まずちょっと冒頭で文化協会からのということで話

をスタートさせていただきましたが、いずれにしても、この事業なんですが、やはり文化協会が主体でやっていただいているというところがございます。市のほうは、先ほど申し上げましたように、周知の関係とか、そういった面で一緒にできるところを協力させていただいております。人数の集計につきましても、文化協会のほうで、これ結果を取りまとめておりまして、その結果をいただいている。こういう経過から冒頭のような説明になった次第でございます。

1か所になったことにつきましても、具体的にはここ二、三年くらいから文化協会の中で具体的に話が進められたように伺っております。以前から、やはり人数も減っているというのもございますが、参加している出展者数が少なくなっているのも大きいのかと思います。ある作品については、この一つの会場で作品が出せない。そういったこともございまして、文化祭が寂しくなっているといえますか、そういった部分もあるように伺っております。

具体的には、昨年度から協会の中で企画会議や各地区での文化祭準備会議、こういうのがございまして、場所の問題であったり、その出展数、そういう課題について話し合いを重ねてまいりまして、今年の5月の文化協会総会、そちらのほうで最終決定していただいたと伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先ほどから聞いていますと、文化協会、文化協会と何か逃げ一辺倒の答弁でありますので、ちょっと聞きづらいので、そういうことはやめてもらいたいと思いますし、令和元年9月1日付、文化協会の会長さんからお手紙を頂戴しました。

1か所にしたその理由は、市長から疑問の言葉をいただいて、指導をいただいて一本化を決めたと、そういうふうに書いてありますよ、ちゃんと。市長に指導をいただいたと書いてあるんですから、その辺のところをしっかりと把握した中で取り組んでももらいたいと、そのように思います。

それでは、所管の長である教育長にお尋ねいたしますが、市民文化祭は、旭市市民の皆さんが、日ごろより取り組んでいる芸術や文化活動にふれる機会を提供し、市民相互の交流や親睦を図ることが目的であろうかと思います。僕は、4地域が隔週で開催することが最も望ましいと考え、これまで質問をしてまいりました。数年前の定例会において、前任の教育長の答弁には、各地区・地域密着でそれぞれの特色があって、それなりの観客を集めているし、参加者はそれを目標に頑張っており、すばらしいと思う。長い歴史があり、一概に我々が1か所で開催したいと言っても、なかなかハードルが高いと。それに課題としては、まず一つ

目、いいですか、開催場所とスペースの問題。それから二つ目、参加者数をどのように絞っていくかの問題。それから三つ目、会場への交通の便の問題。このことがあり、そのために長い歴史の中でやってきたやり方を一概に私どもが変更できないと、深い答弁をされました。

僕も全く同感でありましたが、しかし、諸持教育長に代わり、いとも簡単にこの長い歴史を覆す変更をなさいました。

では、教育長は前任者の答弁をどのように捉え、また問題視していた３点について、どのように解決をして今後の開催を計画するのか、ご教示ください。面談のときに、これはお伝えしてありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） ただいまのご質問にお答えします。

前教育長の答弁の内容も、私も一読しておりまして、今までの流れは把握しているつもりでございます。

まず、最初に合併当時のいきさつとして私が伺っているのは、さまざまな当時の団体、文化、スポーツ、いろんな団体が、関係者がせっかく一つに集まったんだから、できるものは一つでやろうというのが、そういう流れの中であつたと思います。そういう中で、市としてもその当時に文化祭も１か所でという提言といいますか、そういう指導はあつたように伺っています。ところが、今、議員おっしゃるように、さまざまな交通の問題、スペースの確保の問題、アクセスの問題等々、なかなか協会のほうに投げても、一概にその当時１か所にまとめることはできなかつたと。それが課題として残っていたんですけれども、ここ数年来、私も二度ほどこの文化祭は各地区、昨年、一昨年と回っておりまして、それぞれのよさ、すばらしさ、またちょっと寂しいなという部分、そういう課題ですか、そういうのも把握しております。

そういう中で、文化協会の会長とも、そういう席で一緒にして、大変高齢化で会員が減ってきている。それから、せっかくのいろんなこの文化祭なんだけれども、出品数も減っているというような、非常に寂しいような状況です。それをいかに盛り上げて、文化協会との文化事業を市民にアピール、発展させるにはという議題を真剣になって、協会として相談したということ、昨年来、私も直接聞いております。

そういう中で、とにかく一度、一堂に会してやってみて、いろんな今まで低迷しているのをもう１回盛り上げようという気持ちから、総会で決まったというふうに私は伺っておりま

すので、今年度そういう形は尊重しながらも、当然ご心配の点は出てくると思いますので、そういうところを今年しっかりと把握しながら、今後さらによりよい形、すぐ戻す、戻さないじゃないんですけれども、長年の流れの中で、協会が各地区の代表とひざを詰めての話し合いをしたということを伺っていますので、それを受けて今後こちらも今まで以上にかかわりを持ちながら、一緒になってこの文化祭が盛り上がるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今、僕が質問した開催場所とスペースの問題だとか、参加者数をどのように絞るかとか、交通の便とか、そういうお答えがないということは、全く解決していないだと、そのように理解をしました。

何をおっしゃっても、やはり文化協会さんとしても、市長のやっぱり発言とか、そういうのを加味して、計画だとか発言をしていると思います。担当課においても、教育長においても、その辺のところを理解してもらいたいなと、そのように思います。ここまでの答弁を聞きましたが、そのことを踏まえて、市長もしくは教育長に最後に伺います。

市民文化祭は、市民の皆さんが日ごろより取り組んでいる文化や芸術活動にふれる機会を提供して、市民相互の交流や親睦を図ることが目的ということに変わらずするのであれば、海上、飯岡、干潟、旭と、各地区特色を持って、地域密着で活動していますので、市の一体感との観点からも、僕は4地区が隔週で開催することが望ましいとは思いますが、何言っても組織の中でうまく話が通ってないと思いますので、まずは実際の参加者、それから参加団体と明智市長、または教育長が直接意見交換をすべきと、そのように思いますが、ご見識求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど林議員のほうから、市長の指示、そういうことがあったと、文化協会長からのお手紙があったようにありましたけれども、私は実際、篠塚文化協会長でありますけれども、一本化しろと、一本化したほうがいいと、そういう具体的なことは言ったことはないわけでありまして、合併当時、先ほど教育長から話がありましたように、文化祭、そういったものは市の一本化でやったほうがいいのかという、大きな指針があったというようには聞いておりますけれども、それ以後、直接に文化どうのこうのという部分は、

文化協会の自主性に任せるというようなことでずっと来ていたわけでありまして、そういった部分も含めながら今回そういったことになったわけでありますけれども、芸能の部は東総文化会館、美術・芸術の部はユートピアということで、囲碁が旭の市民会館ということでありますので、そういったことで文化協会が全役員総会のもとにそういった了解がされたわけでありますので、今年1年、2年、そういった部分でやっていただいて、その結果を見ながら、ただきょうこうした議会の中で、そういった意見があったということは文化協会長にしっかりとお伝えをしたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き林晴道議員の一般質問を行います。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 同じく芸術文化継承についての（2）文化財の保存継承について質問します。

先ほど支援の内容として、文化保存事業補助金の答弁がありました。では、この補助金交付団体に対する補助理由と金額のばらつきに常々違和感を感じていましたので、その補助額の根拠を具体的に伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、補助金のほうの算出根拠ということでございますが、この根拠につきましては、平成28年第4回定例会の一般質問、また平成30年第1回定例会の議案質疑において回答させていただいているところでございますが、合併前の旧市町における補助金額を踏襲しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） この文化保存事業補助金の交付額ですが、当事業は市内に130ある指定文化財に対して、保存や継承のために申請があった団体に対し補助金を交付するものということで、今回も以前からの答弁でも、その金額は実際は合併前の市町の金額をただ踏襲しているだけということが続いています。

こういうことを続けていては関係者に大変失礼であるので、僕は市内130ある指定文化財の関係者に対し、この文化財保存事業の周知を徹底して、合併前から現在まで続く10の補助金交付先に対しては、例えば県指定の無形文化財である御神楽、それにおいては同一金額を交付する等の一定の規則を設けるべきと考えますが、本市の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 御神楽と一定の金額でということで、補助金の見直しのお話かと思います。

お話しのとおり、市内には130の文化財がございます。これは国指定文化財が2件、県の文化財が14件、市の指定文化財が114件、これで130件になっております。この保存につきましては、維持管理ですか、こちらにつきましては所有者や保存団体、そちらのほうで維持管理を行いまして、管理や修理等の経費を負担することになっております。

今まで関係者のご努力によりまして、こういう市の貴重な文化財が保存されているような状況でございます。今後、市としましても、これらの関係団体の支援をするため、今お話しになりました補助金を含めまして、こういったものがよいのか、そういう制度を見直すよう、他市の状況等を調査、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） お願いしたいんですが、4年前からいつも議場で3回、4回同じ答弁なんです。ぜひお願いしたいと思うので、来年度の予算編成に対する意気込みを聞かせてください。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 以前から同じような答弁になってしまっているということがございます。これはやはりその補助をするに当たって、こういったものがないのかというところが非常に難しいところございまして、例えば無形であつたり、有形文化財も、その文化

財によっていろんなものがございます。その補助をする対象経費といたしますか、こういったものに対して補助するか、そういったものが具体化できなくて、今までお時間がかかっているところもございます。来年度予算をすぐ云々ということは、ちょっとお約束できませんが、その内容を精査して見直しを図れるよう、今後努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次に、スポーツ振興についての（1）飯岡しおさいマラソンについての再質問に移ります。

限られたパイを複数の大会で取り合うために、勝ち組と負け組が鮮明になり、赤字になるマラソン大会が出現しているようですが、本市としては当大会の参加者減少をどのように分析し、また実行委員会と協議を行っているのか、その内容を伺いたいと、そのように思います。また、本大会の収支の詳細について、併せてお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、飯岡しおさいマラソンの運営についての再質問で、減少傾向が見られるが、今後の分析や実行委員会との協議の内容、それと30回大会の収支の詳細というご質問でした。

まず、旭市飯岡しおさいマラソン大会は、第27回大会の申込者は4,476人をピークに、以降3,600人前後の申し込み人数となっているところです。分析につきましては、インターネット等での選手の意見や役員の意見を確認したり、他のマラソン大会の内容や参加人数等を実行委員会へも示して、次回大会に向け参加者が参加しやすい方法や競技中、競技後のランナーへの対応を話し合い、改善策等を検討しております。また、必ず参加者の希望を全て対応できるものではなく、協力していただける競技役員、ボランティア等の対応等もありますので、全体的なことを実行委員会と協議しているところでございます。

続いて、30回大会の収支についてなんですけれども、歳入につきましては、歳入の合計が1,656万6,587円で、うち参加料が999万8,522円、それと市補助金が580万円ございます。協賛金等が76万8,065円で、市補助金につきましては、昨年記念大会でしたので、例年より増額になっております。歳出の主なものにつきましては、消耗品が295万312円で、参加賞、トロフィー、その他の消耗品になっております。印刷製本費といたしまして113万7,123円で、

これは募集要項、ポスター等の印刷代になります。借上料といたしまして133万9,837円で、これは選手送迎用のバス代13台分となります。あと、おもてなし費として90万747円で、これは無料配布材料、それとお楽しみ抽せんの商品となります。あとは、委託料といたしまして799万3,670円で、これは記録集計と会場設営の業務等になります。あとは、去年は記念大会でしたので、ゲストランナーの招待費といたしまして66万7,840円です。あとは食料費として、大会ボランティアのおにぎりや選手・役員の保険代等で157万7,057円でした。以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 僕もこの飯岡しおさいマラソンに出走しておりまして、次の大会もはやエントリーをいたしました。当大会は、市内の海岸に面した平たんな折り返しで、走りながら潮風を肌で感じることができ、旭市産のイチゴや郷土芸能の披露など、おもてなしを全面に掲げた大会であります。

それでは、旭市産のイチゴの提供を始めてからの配布量と次の大会のイチゴの品種及び1人当たり何個食べていいのか。また、先月ご結婚とご懐妊を報道された同学年の滝川クリステルさんが、オリパラ誘致のプレゼンでも使用されましたおもてなしですが、これは心のこもった待遇のことを意味します。当大会で用いるおもてなしの心をお知らせください。

ちなみに、小泉進次郎大臣におかれましては、このたびイメージカラーをグリーンからブルーに変更されたようですが、僕はそのまま緑で、たとえ結婚してもこのままです。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、おもてなしの関係の再質問ということで、イチゴにつきましては、第24回大会よりランナーのほうに無料配布しているところです。24回大会では124ケース、30回大会で250ケースということで、年々増加しているところでございます。イチゴの種類としましては、とちおとめ、これが9割で、残りがチーバベリーという品種になっております。イチゴは、まず全種目ゴール後に無料配布というふうにしております。あと、10キロにつきましては、矢指地区で1か所ロードサービスしています。ハーフにつきましては、矢指地区と富浦地区2か所で配布のほうをしております。そのほかお楽しみ抽せんというのをやっているんですけれども……

（発言する人あり）

○体育振興課長（花澤義広） 一応、特に制限はしておりません。ただ、皆さん走っておりま

すから、走りながら食べるというので、だいたい1パックくらいかなというふうに思っております。

あとは、その他お楽しみ抽せんでも、これはおもてなしになりますけれども、市の農産物、これにもイチゴの提供もあります。あとおしるこ、会場内でユートピアセンターになりますけれども、おしるこ、豚汁等の、これも無料で皆さんに配布しています。これはランナーだけじゃなくて、会場にいらした方皆さんに無料配布して、おもてなしのほうをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次のマラソン大会も思いっきり楽しんで、今度こそは僕の好きな果物ランキングベスト3に入るイチゴを満喫できるものと確信ができました。また、この議場には大会会長と実行委員長がおりますので、参加者減少、人気低迷傾向にある当大会に対し、提案型の質問を要望という形で行います。

まず、ゼッケンや応援旗、給水カップなどにイチゴデザインを多用することだとか、名称をしおさいイチゴマラソンに変えることだとか、そのようなことはいかがでありますでしょうか。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、今4回目の質問ということで、ゼッケンのお話等がございました。ゼッケンにつきましては、実行委員会で各企業を訪問して協賛をお願いしております。その中で、ゼッケンスポンサーのお話をさせていただいております。30回大会までの各企業などの思いや考えもあると思いますので、訪問時の各企業の意見等を参考に、これは実行委員会のほうで協議させていただきたいと思います。いずれにしましても、より多くの方に参加し満足していただけるような大会を目指して、今後とも実行委員会と協議して進めていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次に、スポーツの振興についての（2）明智市長の市民体育祭に対する考えについてであります。

先ほどご答弁いただきましたが、これまでと変わらず今後も開催したいとの答弁でありました。僕もやるからには盛り上げたいと、競技に参加してきました。しかし、大変残念です。

このような運動会は、今から40年前、50年前、僕が生まれる前で、市長が青年期のころ、娯楽が少ない時代に国・県などの意向もあり、各自治体で一斉に始まり、地域の一大イベントとして非常に盛り上がったんだと、地元自治に精通する先輩に教えていただきました。

しかし、市長、大変僥倖ながら今はこのような事業は、残念ながら時代に即さないということはどうか分かっていただきたい。明智市長の非常に分かりやすい頑固さは、僕もすごく似た部分があって、個人的には政治家として大好きな部分です。その頑固さも今回だけは若い意見をくみ取ってお願いしたいです。

ここで、一つ最後に提案型の質問をします。今年度10月13日に開催する第10回となった節目の大会ですが、その直後、1週間以内に市内156区、区長全てに対し無記名で次期開催に関するアンケート調査を行い、その結果を尊重してはいただけませんか。市としてアンケートを行っていただけないのであれば、同僚議員と相談して、政務活動費で全区長に対しアンケートを僕は行います。ぜひその結果を尊重してもらいたいのですが、頑固者同士ということで、お互い曲げて、曲げてお願いいたしますので、ご所見を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど冒頭にも申し上げましたように、一体感の醸成、新市合併をしたからこそ、一堂に会して老若男女、各地域の方々が集まってもらう。そういったことが必要ではないかということで始めた体育祭であります。ようやく今、実行委員会の皆さん方の協力、各種団体、区長さん方も代表して各地区の代表が来ているところであります。まずは、その実行委員会がやはり中心になって、これから体育祭をどうするのかという部分をきちんと判断をしていただく。そういったことも必要なかと思えますけれども、私自身としましては、先ほど申し上げましたように、ようやく盛り上がってきた。一部にはそういう批判もあると思えますけれども、一部にはいいことだと言ってくれる人も多々あるわけであります。そういった部分も含めまして、実行委員会できちんと議論していただこう。そんなような思いでいるところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ちょっとうわさに聞いたんですが、今年の大会は……

○議長（向後悦世） 林晴道議員、もう持ち時間がなくなりましたので、また次回にお願いします。

○4番（林 晴道） はい。副市長を中心に、課長会で何か職場対抗リレーに参加されると聞

きました。議会としても出たいので、一生懸命にそこで大いに競い合ひましょう。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（向後悦世） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（１８番 木内欽市 登壇）

○１８番（木内欽市） １８番、木内欽市です。

令和元年第３回定例会において一般質問を行います。

質問に入ります前に、先日、上陸した台風１５号の被害が甚大です。特に本市の基幹産業であります農業被害は深刻です。大地の園芸パイプハウスなどはほとんど被害を受けております。畜舎等の被害も相当あります。また、大震災のときには被害を受けなかった屋根瓦も、今回は風でまくられて大変な被害であります。瓦だとか雨漏りを防ぐブルーシートは、１枚も今は在庫がない状況であります。大手保険代理店の話によりますと、東日本大震災よりも圧倒的に事故報告が多いと聞いております。

災難は７回続くという説もあります。今回も台風が続いて雷、竜巻、新たな台風、不安は尽きません。千葉県は、森田知事を先頭にすぐに災害対策本部を立ち上げました。先日、安倍首相は、千葉県を中心に大規模停電の復旧に全力を挙げる。各自治体と協力しながら住民へのきめ細やかな支援を行うと発表いたしました。本市でも、早急に被害状況の把握に努め、住民へのきめ細やかな対応支援をお願いしたいと思っております。

それでは、順次、通告に従い質問を行います。

まず最初に、生涯活躍のまちについて伺います。

中央病院の隣に予定されておりますが、どのようなものができるのか、いまだによく分かりません。サンモールにあるイオンが出店するのだとか、あるいは銚子市のイオンが１０年たったので、契約が切れて閉店して旭市に来るとか、そんな話が持ち上がっております。こういうわきで迷惑を受けている方々もたくさんおります。

そこで、今回この議場で質問をするものであります。現在どのように進んでいるのか、今後のスケジュールについて、併せて伺います。

質問の大きな２番目、道路にはみ出た樹木についてであります。

大きくはみ出た木の枝は、車の通行に支障を来します。大型のトラックなどの場合、どう

しても道路中央を走行しないと車が傷ついてしまいますので、通常ですとどちらか一方が譲って通行するのですが、この間はどちらの車も譲らないで、そのうちに後から後から車がどんどん詰まってしまい、前にも後ろにも動かない状態になってしまい、大変なことになりました。近くの工場の方が出てきてくれて、自分の敷地内に車を誘導してくれ、やっと解決しました。

本来は、地権者の責任で道路にはみ出た枝は切っていただくべきですが、なかなか解決しません。建設課の皆さん方も何度か行っているようですが、一向にらちが明きません。通行する方々も、それは分かっているのですが、とにかく何とかしてほしいと、行政に頼らざるを得ません。担当の皆さん方も困っているのは十分理解しておりますが、何かよい方法がないのでしょうか、お伺いいたします。

次に、地域の均衡ある発展について、各種インフラ整備について伺います。

サービスは高く負担は低くというスローガンのもとに、三つ以上の自治体としては、県下で初めて合併を成し遂げた新旭市。私どもの地域では、私は賛成だったんですが、東庄町が入るならよいが、そうでなければ行政サービスが行き届かなくなり過疎が進むと、反対する声が大きく出ました。

あれから14年が経過しましたが、当時と全く何も変わっていません。それどころか、むしろ道路の舗装等は傷んだまま、役所も遠くなり非常に悪くなっているのが現状であります。

今回は道路の整備について伺います。見広から岩井、松ヶ谷を經由して、東庄町小南に至る道路。数年前、市長からは進めるというご答弁をいただいているのですが、その後どうなっているのでしょうか伺います。併せて、これからの予定についてもお伺いいたします。

質問の大きな4番目、行政の広域化について伺います。

これからは人口がどんどん減っていきます。行政の広域化を進め、負担を軽くしていくことが大事になってくると思います。これからどのように進めていくのか伺います。

最後に、さきの参議院の選挙投票率について伺います。

この質問は、先日、伊藤房代議員が質問を行いました。県下最低という大変不名誉な結果となっております。このことについてどのように思うか、併せて、これからどのような対応をお考えか、お伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

まず1点目、生涯活躍のまちについてでございます。

（１）の進捗状況について申し上げます。現在は、事業計画の詰めを行っているところでございます。今年1月11日に決定したイオンタウン株式会社を代表事業者とする最優秀提案者と、提案のあった事業内容について具体的な検討を重ね、詰めの段階に来ているところでございます。特に、国が示す生涯活躍のまちの一つの要素となっております官民連携として提案のあった旭市施設、多世代交流ラウンジについて検討するため、最優秀提案者と市の関係課との合同でワーキンググループを設置し、より魅力を高めるための機能について検討しているところでございます。

その他といたしましては、医療と介護の部分として、クリニックや介護施設についても検討を重ねているところでございます。それとはほかに計画予定地につきましては、現在、最優秀提案者による地権者との調整が進められているところでございます。

（２）の今後の予定ということですが、想定しているスケジュールということでご説明させていただきますと、検討している事業計画がまとまり次第、募集要項作成や最優秀提案者の選考に携わっていただいた旭市生涯活躍のまち推進協議会や議会、また市民へもお知らせしてまいりたいと考えております。

想定している工事着工の時期としましては、市が行う農振の関係の調整や用途地域の指定、事業者が行う開発許可申請や農地転用などの各種手続き等もございますので、これらの手続きが終了した後、来年度、令和2年度の前半には工事が着工できればと考えておるところでございます。なお、供用の開始につきましては、いわゆるまち開きですが、令和4年度を目標としているところでございます。

それと、続きまして、4点目の行政の広域化について、今後どのように進めていくのかということでございます。

現在、合併後、広域で行っている事務についてまず申し上げます。東総地区広域市町村圏事務組合、銚子市、匝瑳市、旭市の3市ですが、こちらで職員採用試験、職員合同研修、ごみ処理の広域化などを行っております。東総衛生組合、こちらは匝瑳市、旭市、横芝光町、多古町ですが、し尿の収集、運搬、処理等の事務を行っております。それと、東総広域水道企業団、こちらは銚子市、旭市、東庄町ですが、水道用水供給事業を営するための施設建設及び維持管理等を行っております。そのほか消防では共同指令センターの設置や後期高齢者医療保険や国民健康保険の広域化等がございます。

議員おっしゃるとおり、これから人口が減っていきます。ですから、これらの事務のほかにも、これから広域化するものが増えてくることは予想されておるところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、大きな項目 2 番でございます。私からは、道路にはみ出た樹木についてということで、交通の妨げになっている対応でございます。はみ出た樹木についての対応はどうなっているのというご質問でございます。

まず、建設課には大小さまざまでございますが、道路へはみ出た樹木の伐採に対する要望が多数寄せられております。基本的には個人の土地からはみ出ている樹木につきましては、所有者の方が管理をするものであります。広報やホームページ、回覧板等により注意を促すための啓発を実施しております。しかし、近年、通報や要望件数は増加しており、年間100件以上の所有者に対し、通報や訪問などにより伐採をお願いしておりますが、返事のない方、本人の費用負担や施工困難などを理由に、全ての解決には至っていない状況であります。

解決方法というお話もございました。解決方法には、所有者の方の協力が最も重要と考えております。しかし、さまざまな理由から困難な方には、シルバー人材センターへの紹介、あるいは本年制定いたしました旭市道路環境保全事業補助金を活用していただき、区や自治会による共同作業を実施していただくことも解決の一つと考えております。その旭市道路環境保全事業補助金につきましては、市民の皆様方が、さらに利用しやすい制度となるよう、見直しを図りながら補助金や対象者の拡大について、今後も検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3の行政の均衡ある発展についてということで、各種インフラ整備について、議員おっしゃられます見広から岩井地先、松ヶ谷を經由しまして東庄町の小南に至るルートで路線でございます。こちら、市道1-027号線という路線でございます。本路線の進捗状況でございますが、こちらは道路概略設計業務というものを既に終了してございます。それで、今後の状況の計画はというお話でございました。まず、現在整備を進めている主要道路5路線のうち、幾つかの整備事業が完了、または完了することが見込まれる時点で、市内各地域との整備状況を踏まえながら事業の実施を考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな5番の選挙投票率についての中で、二つの項目に

についてお答えいたします。

まず、（１）のほうの今般の参議院選の最下位の投票率について、どう思うかというご質問がございました。議員もおっしゃられておりましたように、大変不名誉だというふうに率直に思っております。言い訳がましくなってしまうのかもしれませんが、選挙の投票率につきましては、その選挙の種類によって数値がだいぶ変化しているという実態がございます。その時々世論の盛り上がりですとか、社会情勢あるいは有権者のその関心事、そういったところに大きくかかわっているのではないかなと思っております。選挙に際して、その選挙は大切なことだよということをお伝えすることが大事だと思っているところでございます。

項目の２番目として、その対応策ということがございました。選挙の制度につきましては、これまでも投票率のアップを目指して、いろいろ制度の改革が進められてきたところでございます。古くには、その時間の延長が行われたですとか、あるいは期日前投票、昔は不在者投票ですけれども、そういった制度ですとか、あるいは投票年齢の引き下げなどということも行われて、現在に至っているところでございますが、そういった制度の変遷を見ても、これといった投票率のアップにはつながっていない面もあるのかなとは思っております。

他の自治体では、物理的な面で、その送迎ですとか投票所のやり方ですとかということを取り組んでいる自治体もございますが、私どものところ、まだそこまで取り組むまでは至っていないのかなと思っております。少しほかの自治体についても、どんな形でやっているのかというのは研究してみたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５６分

再開 午後 １時 ０分

○副議長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 生涯活躍のまちについてですが、進捗状況を伺いました。それで、最初、我々に説明があった確認ですが、リハビリ病院であるとか、あるいはいろんな施設、そういうのはやっぱり当初の予定どおりですか。どこか変更とかあったら教えてください。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） リハビリ病院の関係ですけれども、お答え申し上げます。

まずご理解いただきたいのは、当初説明した市が想定する機能の例示の一つとして、リハビリテーション施設がございました。それで、多くの事業者から提案をしていただきたということから、公募を行うに当たっては、必須の施設とはしてございませんでした。結果として、最優秀提案者からはクリニックモールが提案されておりますが、このクリニックモールにつきましては、リハビリを含め何科がよいのか、複数の診療科にするのか、入ってくれる医師など、旭中央病院にも協力をいただきながら現在検討しているところでございます。

また、病床ということで説明させていただきますと、この香取・海浜保健医療圏につきましては、病床過剰地域ということになっております。これ以上の病床の確保については、現状では困難な状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 当初、だから佐原にあるリハビリ病院がありますよね。ああいうのができると思っていたんですが、病床は無理ということなんですか、駄目になったということ。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、病床の増加がかなり難しいということで、リハビリ病院というのはちょっと諦めたというようなところでございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 今度そういう分かった時点で、また説明をお願いしたいと思います。

だって、私らは中央病院がある程度になったら中央病院を出されていくから、佐原のリハビリ病院へみんな行っていると。佐原のリハビリ病院を見に行っただですよ、私らも。なるほどこういうのであればいいなと。だから、当初の説明では、そういうリハビリ病院ができるという説明だったんですよ。今みたいに明確に変わったのであれば、それは言っていたかないと、私らは聞いたことをそのまま市民に言っているわけですよ。ですから、いろんな誤

解を生むので。ですから、さっき言ったように、私らが分からないんだから、一般市民はなお分かりませんよ。ですから、さっきも言ったように、イオンが来るだとか、まことしやかな話が流れちゃうわけですよ。具体的に銚子市のイオンなんかは、契約して10年がたつから契約が切れるんだと、だから来るんだと。

迷惑を受けたというのはこういうことなんです。結局、あの近くで賃貸の契約があつて貸し借りが決まったんです。そうしたら、ほかの人がやめたほうがいいよと。あそこに今、イオンが来るんだから、土地の価値がぐんと上がるから、そういうのはやめたほうがいいと。そうやって迷惑を受けている人もいっぱいいるんですよ。

ですから、そういった分かった時点で教えていただきたいなと。今初めて聞きました。ですから、それがメーンであれば進んでいたと思うんです。ですから、そういう大きなことであれば、大幅な変更でしょう。今度あつたら、また別にちょっと全員協議会を開いて説明すればいいだけの話で、大きな事業ですから、ほかにも変更はあると思うんです。あつた時点で言っていたかないと、私らにはそういう説明をしておいて了解を得ておきながら、いざとなったらリハビリ病院でないんだよでは、全くぐるっと変わってますから、そういうことでよろしくお願いします。

どうか上層部の人らも、そういう指導をお願いしますよ、担当課だけじゃなくて。言葉は悪いけれども、だまし討ちみたいなものでしょう。だまし討ちではないけれども、リハビリ病院が来るんだということで、みんながそれならいいなと了解をしておいて、今になったら駄目だとか、そんなのは病床は早い時点で分かっていたと思うんですけれども、当初の計画の段階から。残念です。

あと、今後の予定についてですが、地権者等々の交渉、これは大事だと思うんです。いざとなって、今言ったように、じゃ売らないよとか貸さないよとかなった場合には進みませんから。飯岡海上連絡道だってそうなんですね。地権者のあれがあるから進んでいないんですから、その辺のところは順調に進んでいるというか、どのような具合なんでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 用地の点につきましては、今、最優秀提案者のほうが各地権者の方々に交渉を進めておりまして、だいぶ同意を得ております。それで、たまに市のほうも同行したりはしているんですけれども、地権者はこれが全て同意をいただかなければ事業が立ち行かないわけですし、その点については、今、最優秀提案者のほうが鋭意努力を続けて

いるという状況でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これを買うであるとか借りるであるとか、それはもう業者任せということですね。皆さんは一切関係ないということですね。それで、例えば業者が幾ら、インフラは、こちらが埋め立てとか全部やるんで、相当土地もいい土地になると思うんですが、そういう場合には、例えば業者がその土地を何年かすれば処分しても、そういうことはできるんですか、事業者。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 処分というのは、業者が一旦買って、それを第三者に売るといような意味でしょうか。

それについては、事業計画が決定した段階で協定を結びます。協定を結ぶ中で、例えば30年間は事業を続けてくれとか、そういったことの条件づけをつけていきますので、その協定に縛られることになると思います。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） あまり例のないことですから、各事業所もそういったところもよく情報を収集して、後々トラブルのないように進めていただきたいと思います。

次に、道路にはみ出た樹木についてです。

これは本当に皆さんも困ると思うんですよね。本当に私らも相談を受けても困るんですよね。本当にこれ、先ほども控え室でみんなと話をしていましたが、人の樹木を勝手に切るわけにいかないし、といってこれ地権者が切れと言っても、現場を何度も皆さんも見ていますが、私も見ているんですが、あれだけの大きい木を、シルバー人材センターとおっしゃいましたが、人材センターのとても手に負えるあれじゃありません。当然、道路の使用許可もとって、道路を通行どめか片側通行にして、ガードマンを設置して、それで専門の空師というんですか、木を切る人。それで、重機を持って、1本切るのに何万円と当然かかりますよね。あれだけの木を切るといったら、何百万円単位の地権者の負担になるわけです。それで、行ってくれて相手のご老人であるとかした場合には、これ本当に頭の痛い問題ですよ。

といって、さっきも言ったように、通行する人もそれは分かっているんだけど、とにかく何とかしてほしいというのが役所しかないわけですから、こういった問題はどうかね。皆さんでいい知恵を出していただいてということなんです、よその地域では、こうい

う場合どんなことをしているか、あるいは県あたりに聞いてというような情報の収集とかはなさっていますか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、ただいまのご質問にお答えします。

情報収集は現在行っておりません。また、近隣の状況も、今後収集に努めていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これ本当に市だけで対応できる問題でないんで、例えば県あたりにも相談をして、何とか、本当にこれは難しいと思いますよ、分かりますよ。これを行政が全部費用を持ってやると、こんどほかの人が、じゃうちもやってくれなんてことも出かねませんので、あそこをやって何でここをやらないというのが出てくると思うんで、本当に難しいと思います。取りあえず今のまま行くしかないのか。

ただ、あれには一旦、お礼には行ってください。お礼というよりご挨拶には行ってください、近所の工場の方。あそこの方が誘導してくれて、大型車も入れて全部。それでなければ、とてもできないということで、電話でも結構でしょうし、一言言っておいていただければと。また、これからもまだまだきつとあると思いますよ。今、ドライバーのマナーも悪いんで、本当に大変ですが、よろしくお願いします。

それと、あと3番目の行政の均衡ある発展についてですが、これもたまたま今回の停電でも分かりますが、同じところであっても、どうしてもうちのほうは毎回後回しにされてしまうんですよ、地理的にね。今回の停電でも、東京電力がきょう2,000人増員して復旧作業に当たるとなっていますが、どうも聞いた感じでは、全部それが千葉市とかあちらのほうへ行くみたいな感じですよ。こちらはもう取りあえず13日以降、恐らくきょうも復旧はこれ以上は進まないのではないのかと、諦めちゃっていますが、どうしても一番端っこが、そういう具合にいつも取り残されてしまう。

ですから、具体的な例を一つ挙げれば、例えばさっき言った道路もそうですが、道路うちのほうは全然来ないと。あと、県道小見川笹川線というんですか、見広、大間手、清滝、幾世を通る唯一の幹線道路ですが、あれを見ていただければ分かりますが、あの県道が水路のふたが全然していなかったんですよ。こういうのが今どき珍しいなということで、水路の

ふたが始まったんですが、もうここへ来て一番東庄町寄りには打ち切りなんですよ。やっても
られないんですよ。だから、いつも取り残されちゃう。

そういった点について、やはり道路でもどうしても中心から来ますけれども、たまには一
番外れからやってきてもいいとも思うんですが、そんなことはできないんですか。毎回取り
残されて、最後は予算がないでそのまま。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、今のご質問でございます、遠くからというお話ですが、実際
そのような形になってしまっているというのが状況かと思います。今事例を挙げていただき
ました県道のふたの整備でございますけれども、県のほうに話を聞きましたら、学校を中心
として考えているらしくて、その範囲何キロメートル以内を整備しようというような計画も
あったそうです。そのような感じで、遠くの場合につきましては滞っている、あるいは中止
になったというようなことをお聞きしたことはございますので。

あと、市道の関係につきましては、これから計画する路線等につきましては、どちらがど
ちら、あるいは北南、東西どのような形をとっていけばいいのかということで、状況をいろ
いろ踏まえまして、精査して検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 県のほうが学校中心と、それは県の言い訳だと思うんですよ。だって、
あれが一番最初に始まったときに、同じようなことを言ったんですよ、私。いつもだいたい
一番最後になっちゃうんで、東庄町寄りから始めてくださいよ。始まったんですよ。行って
みれば分かりますが、一番夏目の堰のところ、あそこから始まってくれたんですよ。それで、
それから小学校近くをやって、その間の800メートル手つかずのまま。これはやっぱり同じ
市民として、隣までちゃんと全部水路のふたがなって、自分たちのだけ、本当にこれはやっ
ぱり取り残されていると思いますよね。

ですから、先ほど言った道路の上の大地の道路も同じなんです。途中までは来ていて、歩
道もついていて、それで当然防犯灯もついていきますよね。あれは、道路管理者だから、恐ら
く区は払ってないで済むと思うんですよ。うちのほうの場合には、防犯灯も例えば東庄町ま
で、銚子市までありますけれども、あれ全部防犯灯を地元の区でつけているんです。それで、
この間、総務課にも相談に行きましたが、地元の区費が、90件ちょっとで、区費が年間70万
ぐらいなんです、集まる区費が。そのうちの電気代が35万円ですよ。それ全部区が持ってい

るんですよ。ですから、そういった意味で、皆さんのほうは関係ないでしょうが、うちのほうは一番外れなもんで、東庄町までの電気代、あれも全部うちのほうで持つというような感じなんで、早く道路もやってもらって、街灯なんかもつけていただきたいなと、防犯灯も。

防犯灯に関しては、やっぱり駄目なんですかね。新しい道路ならみんな立派な水銀灯がつくんですが、そういうのはどこなんですか、総務課ですか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） まず、道路照明の関係につきまして、うちのほうの担当になりますので、私から済みません。

道路照明に関しましては、もしご要望等があれば、交通安全施設の整備事業の予算の中にも、そのような予算がございますので、危険箇所等、カーブであるとか十字路であるとかの危険箇所であれば、うちのほうで現場を見させていただいて、設置あるいは不可能かというような判断をして、対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そういういい説明なら、ぜひまたご教授願いたいと思います。

それと、次に行政の広域化ですが、これもそういった面で、さまざまな関係があります。うちのほうが街灯をやっていたって、あれは東庄町、銚子市の人も通るんですよ。ですから、本当は海上だけじゃなくて、みんなして負担をするとか、そんな具合になってくると本当にいいと思うんですが、それで、これから人口も減りますので、例えば消防であるとか、広域化できるものはどんどん広域化をしていったらと思うんですが、そのようなお考えはないのでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） ただいま消防の広域化についてご質問がありましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

平成30年4月1日付、総務省消防庁より、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正、これが示されました。千葉県においてはこれに沿った見直しを行いまして、平成31年3月に千葉県消防広域化推進計画が再策定されました。この中では、人口10万人未満の市町村が小規模消防本部として広域化対象市町村に指定され、対象市町村の自主的な取り組みに

より、広域化が計画的かつ円滑に推進され、消防の広域化が実現されるよう期待されているところでございます。

当消防本部では、この計画案の段階で、計画における旭市の位置づけ、並びに現在消防本部で抱えている課題などを協議しておりますが、ちば消防共同指令センター運用に伴い、関係機関との連絡体制、近隣応援体制、隣接地域での現場活動も円滑にでき、救命事案での救急出動も直近隊での対応となり、病院収容時間も早く救命率向上が図られておりますので、現時点で問題となっている事案等はございません。今後は、千葉県下の動向を注視しながら、近隣消防本部と連携をとりながら協議を行っていく考えでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） どうもありがとうございました。たまたま消防というふうな話が出たので、ご丁寧にお答えありがとうございました。

前にも申し上げましたが、消防なんかも今119番をやると、心臓だとかそういう救急の場合には、うちのほうは東庄町の消防署が来るんですね。向こうのほうに近いからでしょうが、そういった面で連携もしているので、たまたま消防の話が出ましたが、そのほかにも例えば水道だって、銚子市とうちのほうは全部最後の末端で水をとめてあつて、あれは水を間で捨てたりしているんでしょう、よどまないようにね。そういうのも進めていくべきだと思います。

それともう一つお願いしたいのは、この間新聞でちょっと見ました千葉市、千葉市はまだ人口が減っていないんですが、間もなく減るということで、隣の四街道市、市原市と一緒に保育所の協働の運営とか、そういう具合に調整に入ったということですが、旭市の場合はそういうことはまだ考えていないんでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 保育所の広域化について回答いたします。

恐らく千葉市とか四街道市等、大きいところにつきましては、待機児童が発生していることから、そのような広域化を進めているかと思います。一般的に教育・保育事業に関するニーズの把握や確保体制の整備、各施設ごとの利用定員の設定など、市内に居住する児童に対して行われております。また、保育料の設定、市の単独事業の実施なども含め、保育行政はそれぞれの自治体が主体となって運営されております。現在、旭市、また近隣の地域におい

ては、ほとんどの自治体で待機児童がいないことから、当面は地域自治体間の広域利用化を考えずに、旭市内における保育所等の適正な規模と配置を検討して、保育行政の効率化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） たまたま海上保育所、市長のご英断で着工の運びになりました。地元民は大変喜んでおります。ありがとうございました。

これは、当初、合併協議会の持ち込み事項だったんです、旧海上の。それが今まで延びるに延びてしまって、半分駄目かなと諦めていたんですが、市長の一言でやっていただけるようになったというお話を伺っております。せっかくできた今度の保育所ですので、例えばさっきも言ったように、お隣の東庄町あたりからは近いんです、すごく。ただ、保育所の場合には、その市に住民票がないと駄目なんですか、来られないんでしょう、そんなのあるんでしょう。あと小学校なんかの場合もそうなんですか。小学校は住民票がないと来れないとか、そんなのはあるんでしょうか。そういった弊害を取り除いていただければ、お隣の東庄町あたり、あるいは銚子市あたりからも近い人らは来ていただけていいかなと、そんな思いからの質問なんです、いかがでしょう。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 今のご質問の中で、小学校のほうはどうかということがございました。市内の児童・生徒が通学する学校、就学指定校については、学校教育法施行令に基づき、旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則により、住民基本台帳の住所地を基準として定めています。ただし、やむを得ない事情により、指定学校以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者は教育委員会へ願いを提出し、許可を受けなければならないと定めています。

許可する場合の主な要件については、一つ、地理的な事由によるもの、一つ、特別支援教育によるもの、一つ、特別な事情によるものなどと定めており、それぞれの児童・生徒の事情を総合的に勘案し、該当の可否を判断することとなります。

なお、他市町村から旭市の小・中学校への通学を希望する場合については、事前に旭市が住所地の教育委員会に協議し、同意を得た上で保護者に就学を許可することになっております。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、保育所の市外からの受け入れについて回答いたします。

一般的には、市内在住の方に市内の保育所をご利用いただくのが基本となっております。しかし、旭市に住所がなくても保護者の勤め先が旭市内であるなどの理由により、旭市の保育所等を利用している場合もございます。その際には、利用しているご家族が住んでいる自治体から旭市が依頼を受け、こちらは書類により管外受託という形で受けております、児童の保育を実施しております。反対に旭市在住でも、同様の理由から他の自治体の保育所を利用している場合、こちらは管外委託という形で行っております。このように一定条件のもと自治体間で協議が整えば、市外施設の利用も可能となっております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 地理的状況ということであれば、近いから通わせたいというのは、理由になるのでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） もう4回終わりましたので、次に5項目めに入ってもらえますか。

○18番（木内欽市） じゃ、最後の参議院選挙の投票ですが、これはやはり候補者とかによって住民の関心が違うのでいろいろあろうかと思いますが、当然、市長選であるとか市議選であるとかとは違うと思いますが、参議院の場合には、ある程度公平かなと、これが実際かなと思うんですが、とにかく県下最低というのは、これは何か原因があるんじゃないですか。お考えはつきませんか。最低、銚子市より悪いですから。

これは何でかなと。投票所が減ったか、でもそれは投票所はどこも減っていますからね。投票に行かない人の理由は、どうせ行っても変わらないからとか、書く人がいないからとかいろいろあると思うんですが、そのほかに何か考えつくようなことはないでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） たびたびお叱りをいただいておりますが、本当に最下位というのは不名誉な記録だと思っております、残念だなと重ね重ね思っております。何か原因があるんだろうということのお尋ねでもございますが、考えたんですけども、正直なところ思いつかないところがございます。啓発の活動については、それなりにという言い方が正し

いかどうかですが、さまざまなことで啓発活動は行っておりますし、今私どもでできることはやってきたつもりでございますので、こういった原因があるのか、今は分からないというところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これ、皆さん方よく調べれば、だいたいどこが一番低くて、どこが一番高いかというのは、およそ分かると思うんですね。私の個人的な考えですが、恐らく一番低いほうの3本指には、うちのほうの選挙区、滝郷選挙区は入っていると思うんです。ふだんは高いんですよ、市長選だとか市議選は。ですから、そうじゃなくて、ということは、やはり投票所が減っちゃったせいというのが大きな原因の一つじゃないかなと思うんですよ。わざわざ坂をおりて、先ほども言ったように、どうしても書きたい人がいるとかじゃなくて、行っても行かなくても変わらないよというような選挙であれば、この投票所の場所というのは大いに影響があると思うんですが、これはどうなんでしょう。

例えば、経費の節減と言ったって、税金には違いありませんが、投票所を減らしたって市の負担になるのは、市会議員の選挙と市長選だけでしょう。あとは全部国政選挙、県の選挙だから、全部向こうからお金が出るわけですよ。どこから出ても税金には違いはないんですが、何でこれを減らしちゃうのかと、その辺はやっぱきのうも伊藤房代議員からもありましたが、投票に行ってくれ、行ってくれと言っておいて投票所を減らしたでは、これは逆だと思うんですが、どうなんでしょう。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 投票率が下がったのが、投票所を減らしたのではないかということもございました。減らしたことが投票率の低下に全くつながっていないかと言え、そうではなくて微妙に影響している部分もあるのかもしれませんが。ただ、投票所を19にしたという理由は、投票環境をきちんとするですとか、いろいろな面でよかれとしてやったことでございますし、減らすことのひとつとしまして職員の対応というのもございます。人数がこれだけ減ってきている中で、36の投票所を維持していくのはなかなか困難になっているというのもございます。投票に来るときには、車で来るということもあったり、バリアフリーがあったり、投票のしやすさとかもあったり、いろんなことを想定する中で19ということでまとめたことでございますし、まとめるときには議会の皆様にもご説明して、あるいは地域での説明

会も行って、ご理解を賜った上で変えたというところで、ご承知をいただければありがたいなと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 分かりました。であるならば、（2）になりますが、今後の対応ですよ。どのようにして上げるか。これはあれでしょう、各市によって独自に決めていいんでしょう。ですから、旭市独自の対応策を考えていただいて、投票率を上げていただかないと、我々もそうですが、地元の投票率が上がればうれしいと同じで、今回の国政選挙にしたって、あるいは県知事の選挙にしたって、投票率が上がると喜ぶんです。喜んでくれるんですよ。旧町のときには、知事選の投票率を上げようということで、相当運動して投票率をアップしたら、特別にご褒美をいただきまして、うれしいんですね、きっとトップは、投票率を上げていただくと。そういったメリットもありますので、こういった形で今後の対応策、よくバスで送迎するとか、来た人にポイントをあげるとか、いろんな方法があると思うんですが、お考えいただきたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 今後の対応ということでございます。前段の中で、旧海上町では、町を挙げて投票率をアップして、知事からご褒美をいただいたというのは、ちょっとその辺のところは、本当にそういうのがあったのかどうか分からないところでございますが、それはともかくとしまして、じゃどういった対応かということでございます。

お話の中では、バスの送迎、あるいはポイントというようなお話もございました。確かにほかの団体では、送迎をやったりですとか、共通の投票所を設けたりですとか、あるいは移動の投票所というのをやっているようなところもございます。ただ、やるにしましても、すぐに右から左にできるようなものでもございませぬ。本庁で期日前投票をやっているのと同様並行で行くという形になりますので、二重投票の防止という面が大変重要になってこようかと思えます。今は期日前投票を4か所でやっておりますけれども、それがオンラインでセブでつながっておりますので、不正といいますか、そういったものは完全にできておりませんけれども、移動でやるということになったときに、どんな形ができるのかなとか、送迎を仮にやるとしたときにどこまでやるのかなと、公平性というのはどうなのかとか、もう少し研究をさせていただければと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 今度、次の選挙は2年後の衆議院の選挙ですか。だいたい、次があると思うのは。ですから、ぜひそういうときには投票率を上げていただいて、とにかく次の選挙までには、そういう対策を考えていただいて、旭市の投票率は随分いいなというような具合にさせていただきたいなと、このように思いますので、よろしくお考えください。答弁は結構です。ありがとうございました。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 高 木 寛

○副議長（宮澤芳雄） 続いて、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党の高木寛です。

今回の一般質問ですが、四つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

まず1点目、加齢性難聴者への補聴器購入助成制度の創設を求めることについてです。

1、旭市の高齢人口はそれぞれ何名ほどおりますか。60歳代、70歳代、80歳代、それ以上というふうな区分けで回答をお願いいたします。

2番目、高齢者からの要望はどのようなものがありますか。

3点目、現在、この制度を実施している自治体は全国で幾つありますか。知る範囲でお答えをお願いいたします。

4点目、それらの自治体での利用に当たっての条件は、どのようなものですか。これも知り得る範囲でお答えをお願いいたします。

2項目め、市営住宅の現状とその対応について。特に、雇用促進住宅にエレベーター設置を要望します。

1、現在の住居利用率、これはそれぞれの入居者数、世帯、その割合はどのようなものですか。

2番目、住民からのリフォームなどの要求、要望はどのようなものか。そして、それへの対応はどのようにしますか。

3点目、雇用促進住宅の状況で、上層階部分で野鳥のふん害が発生していると住民から話

がありました。これに対して、どのような対処をするのか伺います。

また、この促進住宅、公園の防犯灯が壊れたままになっています。そして、子どもたち用の遊具も壊れている。これらに早々に対処、改善を求めます。そして、エレベーター設置、これを要望したいと思います。

3項目め、教育関係についてです。

1、全国統一、小・中学校の学力テストについて、本市の状況はどのようなものでしたか。

2点目、例年秋田県が上位に位置しているこの学力テスト、それらの教育方針、指導のあり方はどのようなものか。知り得る範囲で答弁を求めます。

3点目、本市での活用すべき点がありますか。

4点目、関係者の皆さんの行政視察などをぜひ提起して、こちらを見ていただきたいというふうに思います。

5点目、生徒を指導する教職員の働き方改革は進んでいますか。

そして、4項目めの都市計画マスタープランについて伺います。

1、旭駅前通りの都市計画事業の目的と総事業費を伺います。併せて、費用対効果をどのように捉えていますか伺います。

2点目、飯岡、海上、干潟地域の都市計画区域への編入についてのメリットを伺いたいと思います。

3点目、人口減少が推計されている現在ですが、これらの必要性はあるのですか。このことを伺います。それぞれについて、市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。あとは自席での質問といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課からは、大きな1番の加齢性難聴者への補聴器購入助成制度の創設を求めるについて、4点ほどのご質問にお答えいたします。

まず（1）の旭市の高齢人口はそれぞれ何名かということで、60歳代から各年代ごとということでございます。それでは、令和元年9月1日現在の数字で申し上げます。まず、60歳代は9,962人、次に70歳代は8,273人、次に80歳代は4,858人、最後にそれ以上ということで90歳以上は1,271人、以上合計で2万4,364人となります。

続きまして、2点目、（2）の高齢者からの要望はどのようなものがありますかというこ

とでございますが、現在の第7期介護保険事業計画を策定する折、アンケート調査を行いました。高齢者の方々に必要な支援サービスを尋ねたところ、主なものでは移送サービス、見守り、声かけ、配食サービスなどが挙がっておりました。また、ケアマネジャーからの情報や訪問時または窓口での相談の際には、要望等も含めて多種多様であります。主には介護保険相談や生活支援などの要望、相談等でございます。補聴器購入助成についての要望等につきましては、1年に1件もしくは2件程度でございます。

続きまして、3点目、(3)の現在この補聴器購入助成制度を実施している自治体は全国で幾つありますかということでございますが、まず本市におきましては把握しておりませんので、県に照会しましたところ、国、県においてもこのような調査は実施しておらず、把握していないとの回答でございました。このためインターネット等からの情報を精査した結果、高齢者に対するものでは全国で約10か所、県内では船橋市、浦安市の2か所を確認することができました。なお、近隣市の銚子市、匝瑳市、香取市に照会した結果では、いずれにおきましても実施しておらず、今後もしばらくは予定はないとの回答をいただいております。

最後に、4点目でございますが、(4)のそれらの自治体での利用者に当たっての条件はどのようなものかということでございますが、まず年齢要件では、65歳以上の自治体もあれば70歳以上の自治体もあり、医師による必要性の認定、所得制限等さまざまでございますが、県内の船橋市の例で申し上げますと、住民登録があること、65歳以上であること、所得税非課税世帯に属していること、医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があること、聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないことが条件となっております。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 私からは、大きな2点目、市営住宅の現状とその対応についての3点。それと、大きな4番、都市計画マスタープランについての3点についてご回答申し上げます。

初めに、2番の市営住宅の現状とその対応についての(1)現在の住居利用率（入居率）は、それぞれの入居者数とその割合はということについてお答え申し上げます。

市営住宅は全部で12か所でございます。これの合計では、入居者数が323世帯、597人で、入居率のほうは93.2%となっております。また、雇用促進住宅では46世帯、94人、58.2%となっております。

続きまして、(2)住民からのリフォーム等の要求、要望はどのようなものがあるか、ま

た、それへの対応はということでお答え申し上げます。

市営住宅につきましては、毎年6月に書面による要望調査を実施しております。7月以降に現地立ち会い調査をさせていただき、修繕が必要なものについて工事を実施しております。この中で要望が多いものにつきましては、ドア・床の補修、洗面台等の水回りの修繕となっております。

続きまして、(3)雇用促進住宅の上層階部分で野鳥のふん害が発生している。どのような対処をするのかというご質問にお答えします。

ふん害ですが、雇用促進住宅の上層階での野鳥のふん害、これの対処については、管理人よりご報告をいただいているところでございます。対策については、いろいろ検討している段階ですが、今のところ有効な対策がなく苦慮しているところでございます。今後さらに有効な対策について、調査検討してまいりたいと考えております。

この中に小さい質問で、公園の防犯灯が壊れているということがご質問にありました。防犯灯についてお答えいたします。

現在、敷地内に4基の防犯灯があります。2基が老朽化により壊れている状況となっております。1基は数年前に修繕しましたが、他の3基は古いタイプで部品もないことから、修繕の方法としては新たなものを設置することとなります。金額的にも高額なため、来年度予算での対応を検討している段階です。しかしながら、防犯上問題もありますので、応急的な対策も検討してまいります。

次に、子どもたち用の遊具が壊れているということです。遊具の安全確保は重要なことですので、雇用促進住宅の遊具についても、毎年1回、専門業者による安全点検を実施しているところでございます。現在設置しておりますジャングルジムについて、不具合は確認できておりませんが、ご指摘のように、もし壊れたりしますと、重大な事故につながりかねませんので、随時点検していきたいと考えております。

次に、エレベーター設置の要望についてですが、雇用促進住宅は5階建てとなっておりますが、構造は各階フロア全体をつなぐ通路があるタイプの構造ではなく、左右2部屋ごとに階段を設けており、1棟につきまして4か所の昇降口がございます。階段がございます。このためエレベーターを設置する場合、1棟につき4基、2棟で8基のエレベーターが必要となってまいりますので、費用的に少し難しいものかと考えております。

続きまして、大きい4番です。大きい4番の都市計画マスタープランについて、このうちの1番目、旭駅前通り都市計画事業の目的と総事業費、費用対効果をどのように捉えている

かということについてお答え申し上げます。

旭駅前線は、平成9年から平成26年度にかけて、千葉県事業として整備を実施いたしました。旭市の玄関口であるJR旭駅を一つの交通拠点とし、商業地域、広域的施設である県立東総文化会館や県立東部図書館、または地域医療の核となる国保旭中央病院をつなぐ道路ネットワークの形成を図るため、重要な路線であります。しかし、整備前は幅員も狭く歩車道の分離が図られておらず、駅前通りとしての景観、安全性、快適性及び利便性が現代の道路事情に即したものとは言えない状態でした。このため駅前広場整備事業、現道拡幅及び無電柱化を実施いたしました。総事業費は約39億円でございます。費用対効果とのことですが、旭市の玄関口である旭駅前広場が整備され、また歩車道が分離され、歩道も広がったことで、安全性や利便性の向上が図られ、無電柱化したことにより、景観や快適性が確保できたと思っております。

続きまして、（２）飯岡、海上、干潟地域の都市計画区域の編入についてのメリットということでお答え申し上げます。

都市計画マスタープランは、市の全域を視野に入れた都市計画区域の見直しを想定しているものであり、旧3町の区域を含め地域の整備方針についても示しており、市域全域を一体のまちとして整備、保全していくこととなります。

メリットですが、将来目指す都市像として例を申し上げますと、宅地化が進む飯岡駅周辺及び既存住宅が密集している飯岡地区の一部では住居系の用途を定め、計画的な土地利用の誘導を図るとともに、海上地区の市街地排水路の整備など、市街地環境の改善を図ってまいります。また、海岸地域では、刑部岬、県立九十九里自然公園などの資源を活用した観光拠点の形成などを目指してまいります。

また、干潟地区では、東総運動場や大原幽学遺跡史跡公園などを活用した交流拠点づくり、さくら台工業団地の工業専用地域としての操業環境の維持、基幹産業であります農業環境の保全といった方向性を示しております。

このように、市域全体を都市計画区域として土地利用を誘導することで、都市計画マスタープランに描くまちづくりの将来像を目指し、安全で住みよいまちづくりが進んでいくこととなり、住民にとって住みよいまちがつくられていくということがメリットであると考えております。

次に、（３）になります、人口減少が推計されているが、必要性はあるのかというご質問にお答えします。

人口減少、高齢化が進む中、今後のまちづくりの進む方向として、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、市民の皆さんが安心して暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを進めることが重要だと考えております。旭市都市計画マスタープランは目指すべき都市の将来像を描いたものですが、このマスタープランにおいても、コンパクトな市街地形成と効率的な都市の維持を課題としております。

このように、高齢者も安心して暮らせるまちづくりを実現させるための一つの手段としまして都市計画制度がございますので、人口減少が進む現代においてこそ、目指すべき都市像としての都市計画マスタープランと実現するための手段としての都市計画制度が必要と考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） では、学校教育課から、3、教育関係について、5点に対しお答えいたします。

（1）全国統一、小・中学校の学力テストについて、本市の状況はどのようなものかについてですが、高木議員がおっしゃる全国統一学力テストは、全国学力・学習状況調査のことでしょうか。

平成31年度全国学力・学習状況調査の結果についてお答えいたします。

教科に関する調査は、国語と算数・数学、中学校においては英語を加えた教科で、小学校6年生及び中学校3年生を対象に4月18日に実施され、7月31日にその結果が公表されました。

昨年度までは、知識に関するA問題と活用に関するB問題とに分けて実施されておりましたが、今年度からはA問題とB問題を分けて実施せず、知識に関する問題と活用に関する問題を一体的に問う内容に変更されました。

各教科の平均正答率は、小学校では国語、千葉県63%、旭市61%、算数、千葉県66%、旭市60%です。中学校では、国語、千葉県72%、旭市70%、数学、千葉県58%、旭市55%、英語、千葉県56%、旭市52%です。旭市は、実施教科の平均正答率で小・中学校とも千葉県平均を下回る結果でした。

続いて、（2）例年、秋田県が上位に位置している。それらの教育方針、指導のあり方はどのようなものかについてお答えいたします。

秋田県は、全国学力・学習状況調査において、全国のトップクラスに位置している都道府

県の一つです。秋田県教育委員会が、令和元年7月に作成した「秋田県の教育」によりますと、小・中学校において、問いを発する子どもの育成に取り組んでいるとのこと。これは、さまざまな場面で、児童・生徒が自ら考え、課題を解決していくことを意識させ、課題を見つけ、他者とかかわり合いながら主体的に解決しようとする力を育むことにつなげているのだそうです。

問いを発する子どもの育成をする取り組みの一つとして、探究型の授業が広く行われているようです。探究型の授業とは、児童・生徒が自分たちで課題を作り、考え、学び合いながら解決を図る授業です。また、生活習慣では、児童・生徒が家庭学習ノートを使い、宿題とは別に学校の授業などを中心に、自分で計画を立てて勉強する学習習慣が確立しているとのこと。

(3) 本市での活用すべき点がありますかということですが、千葉県では、秋田県の取り組みに類似しているものとして、思考し、表現する力を高める実践モデルプログラムという学習プロセスがあり、旭市として、このプログラムを推奨しているところ。

このプログラムは、課題を明確にし、自ら考え、友達と互いに学び合いながら解決を図り、授業で分かったことや今後取り組みたいことを振り返っていくという学習指導過程を示したものです。例えば、炭酸水には何が溶けているのかという課題の解決に向けて、子どもたちは自分で実験方法を考え、自分で調べていきます。調べて分かったことを友達同士で伝え合い、まとめ、授業内容について振り返るという流れです。今後も引き続き学校訪問や研修会で、先生方へ具体的な指導をしてまいりたいと考えております。

また、家庭学習については、本市でも5年前に秋田県大仙市を先進地視察で訪れた際に、秋田県の家庭学習の充実について学んできたところでございます。これを受け、旭市におきましても、家庭学習強化週間を設けたり、学力向上リーフレットを各家庭に配布し、家庭学習の大切さの啓発を図ったり、各校の先生方へ指導の参考とするなど、家庭学習の充実や児童・生徒の学習意欲の向上につながる取り組みを進めているところ。

続いて、(4) 関係者の行政視察を提起しますということですが、教育委員会、教職員の先進地への行政視察をご提案いただき、ありがとうございます。千葉県内はもとより、県外のすばらしい授業を参観したり、教育に対する施策、指導体制等を実際に目にすることは、教師の指導力の向上につながる一つの事です。身近なところでは、近隣市での授業研究会に参加したり、市内の小・中学校へ授業参観に行っているところですが、県内外の先進校の視察についても視野に入れ、旭市の教職員の指導力のさらなる向上に向けて取り組んでまい

ります。

最後の（５）教職員の働き方改革は進んでいますかということですが、学校における働き方改革の目的は、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整えることで、子どもたちの成長に真に必要な効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにすることです。

旭市では、千葉県の学校における働き方改革推進プランの改定を受けて、今年度から月当たり正規の勤務時間を80時間超えて在校する教職員をゼロにすることを当面の目的として、改革に取り組んでいるところです。

6月に県内の小・中学校の教職員全てを対象に行った在校時間の調査では、正規の勤務時間を80時間超えて在校する教職員は、県の小学校平均が12.1%のところ、旭市では9.4%、県の中学校平均が37.9%のところ、旭市では21.5%という結果でした。

旭市では、昨年から部活動ガイドラインを周知し、平日１日、土日１日、週２日以上の子育て休業日の徹底を図ったり、校長会と連携を図りながら教育活動の精選や改善に取り組んだりしておりますので、その成果が徐々にあらわれてきているものと考えています。今後とも関係機関等との連携を図りながら、働き方改革を推進してまいります。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 一般質問は途中ですが、２時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時 ６分

再開 午後 ２時 20分

○副議長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高木寛議員の一般質問を行います。

高木寛議員。

○９番（高木 寛） それでは、自席での質問をいたします。

最初の加齢性難聴者への補聴器購入助成制度の創設を求めるということについてですが、聴力が規定以下で身体障害者の認定を受けた場合、障害者総合支援法によって補聴器購入時に補助を受けることができますが、高齢になって難聴の場合は、法による補助の対象外となっていますが、自治体に対して補聴器購入への補助を求める取り組みが全国で広がっています。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会のホームページには、現在全国で20の自治体が補助を実施していると掲載されています。千葉県内では、浦安市、船橋市で助成制度を実施しています。補聴器への公的補助を求める意見書も、全国の自治体で取り組まれています。千葉県内でも、野田市や流山市では、住民運動として自治体に補聴器購入への助成を求める署名活動が展開され、市長宛てに請願書が提出されています。

この中で1点目で高齢人口を聞きまして、それぞれお答えをいただきました。全国で20の自治体を実施している、このような状況を担当課としてどう思いますか、答弁を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木議員にお尋ねします。ただいまの質問は、大きな1の（1）でよろしいでしょうか。

○9番（高木 寛） そうですね、はい。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、お答えいたします。

まず、議員は20自治体ということ把握しているということ、また、うちのほうで調べた中では、高齢者を対象にしたものが10自治体ということでの確認はさせていただいております。そういった流れの中で、全国的にそういうような広がりつつあるという状況も、いろいろな情報の中では把握しておるところでございますが、まだ県内でも2市ということと、全体的な流れの中で、今の段階では状況をもうちょっと見ていきたいというようなことで考えております。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それで、高齢者の方、70歳代男性で23.7%、女性では10.6%、80歳代男性は36.5%、女性は28.8%の人が難聴者となっているとされています。この原因は動脈硬化による血流障害とされていますが、さらにストレス、睡眠不足、運動不足などが挙げられています。難聴になると、家族や友人との会話が少なくなり、会合出席、外出の機会が減り、コミュニケーション障害が起こるとされています。さらに、認知機能低下が見られると報告されています。そういう状況になりますので、ぜひこの難聴者への補聴器購入助成制度を創設してはどうかという大きな質問になります。

ですから、（2）ではいろいろな要望が、課長から答弁をいただきました。（3）では20の自治体が私はあるということで、課長からは10か所という答弁がありました。そういうの

を含めまして再々質問です。ですから、こういう高齢になって耳が遠くなって外出、そういうのもしたくなくなる。そういう状況が生まれていますので、ぜひ創設を求めるということをお願いしたいというふうに思います。それへの態度表明をぜひお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、創設についてお答えいたします。

現在、助成制度を設けているのは、全国で10自治体から20自治体余りということでございます。また、そのうち県内では2市というような状況の中で、国の動きとしましては、補聴器を用いて補正することによる認知症等の機能低下予防の効果を検証するための研究、それを進めていこうというような、そういった情報も入っております。そのようなことも含めまして、今後、国、県や近隣市等の動向を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 厚労省の介護予防マニュアル改訂版によりますと、高齢者のひきこもりの要因の一つに聴力の低下を挙げ、対策を求めています。難聴者の14.4%しか補聴器を取りつけていないとの推計もあります。なぜ補聴器を取りつけないかという、補聴器の価格が3万から30万円ぐらいすると。平均でも15万円ぐらいすると。これは、かなり財政負担というか懐負担になりますので、私の提起する自治体で、旭市で、ぜひその補助を出してほしいというのを制度として作ってほしい。その要望が大きな点で、最後に市長よりこの制度創設についての回答を求めたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、高齢者にとって聞こえないということは、精神的にも肉体的にも苦痛があると思います。そういった部分で、全国的にも今そういった調査も広がっているような状況もありますし、全国でまだ20か所、そして県内では2か所というような状況の中、これからの他市、そしてまた全国いろんな部分での進捗を考慮しながら、旭市でもそれが本当に早くやらなければならないものなのかどうかという部分についても、要望がまだ高齢者の方々から自治体へそんなにも届いておりませんので、そういった部分もしっかりと把握しながら研究をしていきたい。その結果、早急に対応していきたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、2項目め、市営住宅の現状とその対応について質問いたします。

旭市総合戦略、人口減少社会の中において、市民が満足して暮らすことができるようにという副タイトルですが、この中の施策16、定住の促進が明記されています。定住促進対策の推進が掲げられ、定住促進奨励金交付事業が展開されています。

そこで、先ほど課長から答弁いただきましたそれぞれ市営住宅の利用状況、数値が挙げられました。私は、特に雇用促進住宅、ここへの要望が住民から寄せられましたので、それへの回答を求めたいと思います。

一つには、そのふん害です。これが発生していると。このふんには、かなりいろんな細菌がありますので、早急に対応をお願いしたい。その要望を出しておきます。課長の答弁では、十分な対応方法はないというようなことで検討しているというお話ですが、いち早くこれへの対応をお願いしたい。そういうふうに要望します。それへの回答を再びお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員にお尋ねします。ただいまの質問は、大きなくくり2番の（3）でよろしいですか。

○9番（高木 寛） そうです、3。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 先ほどの回答のほうで、有効な対策について調査、検討してまいりますと回答しましたが、なるべく早く早急にこの辺に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 今の答弁で、ぜひ早急をお願いしたいということで、再び発言します。

そこで、防犯灯です。これへの対応もぜひお願いしたい。併せて、子どもたちの遊具です。これを早急に対応をお願いしたい。そのお答えをまた求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） まず、遊具ですが、うちのほうで管理人と現地のほうへ行って、遊具のほうを担当のほうで確認しました。まだ障害となるようなものはなかったように考えております。もう一度確認しまして、あれば対応したいと考えております。

また、防犯灯のほうですが、今ついていないということですので、代わるものとして何かしらの手続きをしたいなと考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） いずれにしろ早急に対応をお願いしたい。

次に、大きい3項目め、教育関係についてです。

ここでは小さい項目の（2）です。秋田県が上位に位置していると、そういう質問をしました。特に秋田県でも最近目立ってというか頑張っておられる東成瀬村です。これが秋田県の中でもトップクラスの学力を誇るということで、全国からいろんな問い合わせ、取材、訪問があったと報道されています。これへの担当課としてのこの秋田県の状況をどのようにつかんでいるかを知る範囲で答弁を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） ただいまの秋田県東成瀬村の取り組みについてでございますが、秋田県の教育にある探究型の授業、先ほど申し上げました、それから家庭学習ノートについて、同じように東成瀬村でも取り組んでいるようです。また、小学校、中学校の共通実践事項として、一つとして授業改善、二つ目、個に応じた指導、三つ目、学級集団づくり、四つ目、学習意欲の向上、五つ目、家庭との連携、六つ目、家庭学習、七つ目、チャレンジ精神、八つ目、読者指導のこの8項目について徹底し取り組んでいるとのことです。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 旭市としては、それらを何といいますか、旭市での活用としてぜひ利用すべきといいますか、指針として使ってほしいなと思います。旭市でも、旭市の教育に関する大綱というのが作られていまして、これは平成28年4月です。大綱の期間が、平成28年度から平成31年度まで。この中で重点目標として5項目挙げられています。ぜひペーパーにうまいことが書いてあるというのは失礼なんですけれども、この重点目標をぜひ東成瀬村の実践計画なんかを参考にしながら、旭市独自で掲げたこの重点目標をぜひ実施して、旭市の子どもたちによりよい教育、これを望みたいと思います。それへの回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 今お話をいただいたように、見直す時期になっております。それらのことを鑑みまして、新たに市として重点的に取り組んでいきたい事項を再確認し、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） この大きい項目の3の（4）です。関係者は、ぜひこの東成瀬村を訪問したらどうかという提起をしましたけれども、先ほどの課長の答弁でも、東成瀬村そのものではないけれども、5年前ですか、行かれて、それぞれつかんできたというお話がありました。ぜひ今回は、この東成瀬村に行くという方向はどうでしょう。その回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 大変ありがたいお話をいただきまして、課内を含めまして検討していきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、前向きな検討をお願いいたします。

それから、（5）の教職員の働き方改革は進んでいますかという項目になります。先生は夏休みがあって自由のきく職業、こういうお話は一昔、二昔前の話だというふうに伺っております。今の先生は残業などはどのようになっていますか。残業手当などは支給されておりますか。そのことを伺います。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） まず、教職員の残業についてですが、先ほど在校時間が80時間を超えないようにと、正規の勤務時間を超えて80時間を超えないようにといった部分で、朝の時間、それから放課後の時間を合わせて80時間ということなんですけれども、それについては先ほどの数字と同じなんです、手当についてですが、実はこれは法で決まっております。教職員については残業手当は出ないことになっております。その分、教職員特別という点であるパーセンテージに基づいて、あらかじめ加算されておまして、それで残業手当はないという状況になっております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 私の調べたところで、政府の閣議決定で、教員の厳しい勤務実態を踏まえ、長時間勤務の状況を早急に是正するというのが報告されています。旭市の教員の長時間にわたる勤務状況などはつかんでおられる。聞きますと、タイムカードを押すとか、そういうのはないというようなお話なんで、どのようにして先生の長時間、この勤務状況をつかんでいるのかどうか伺っておきます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 各学校におきまして、出退勤時刻のとり方は若干異なっております。パソコンを使いまして、出勤した際にカードをかざすとか、時刻を打ち込むとか、また退勤時に同じようにすることによって、各教職員の勤務時間等々の把握は各学校においてやっているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） そういう状況を伺いましたので、次の4項目め、都市計画マスタープランについて伺います。

都市計画法第18条2の市町村の都市計画に関する基本的な方針として、この都市計画マスタープランが策定され、そのように伺っております。特に旭市では「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」、日本一住みよいまちを目指してという副タイトルで平成22年、だいふ前ですけれども、3月に策定され、パンフも出ています。

このマスタープラン、きのうも質問がありましたけれども、特にその旭の駅前通りです。これがかなり景観としてはよくなったというふうに私も感じていますが、以前の商店街がなくなる。電線が地下化されて見通しがよくなったというのは分かりますけれども、何か反対にさびれたというような感じ、見通しはよくなったんだけれども、にぎわいがなくなるといふふうに思いますけれども、その辺でここで費用対効果という質問をしましたけれども、約39億円、県の予算ですけれども使われたと。だけれども実際に見てみると、確かに見通しはよくなったけれども、本当にその39億円かけた費用対効果が出ているのか。すごくこれは心配になるという言い方はおかしいんですけれども、景観はよくなったけれども、にぎわいがなくなった。そういう視点で捉えていますけれども、市長、これはどうお考えになりますか。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 駅前拡幅事業、駅前通りから駅前広場、そういったものの事業は県の事業として行ってきたわけであります。当時は、確かに旭駅前のにぎわい、そしてまたいろんな利便性、そういったものを考えて取り組んだ事業だと思いますけれども、用地買収やいろんな条件が難航しまして、でき上がった時点では閑散としているような状況が見受けられます。

私もこの駅前通り、旭の駅、旭市にとって顔でありますので、その駅前通り、駅前広場が元気さがないということは本当に心配しておりまして、これからも旭市の発展のためには大きな課題の一つではないのかと、そんなように考えているところでありまして、この開発といいましょうか、活性化に向けて、しっかりと市民を挙げて、行政、議会を挙げて、この駅前広場、駅前通りを活性化していきたいと、そのように希望しているところでありますので、議員の皆さん方にもいろんな面でアイデアをお貸しいただきたいと、そのように思っているところであります。よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） そういう回答をいただきました。ぜひ活気あるまちづくりということを目指していますので、市長に奮闘をお願いしたい。

（２）の飯岡、海上、干潟、旧市町村です。これの地域の都市計画区域への編入についてのメリットということで、先ほど伺いました。このマスタープランの構成の中で、地域別構想というふうにうたわれて、市街化地域、海岸地域、田園・丘陵地域というふうに分かれてそれぞれ具体的なところまで、私はまだのみ込んでいませんが、そういう方向で位置づけられているというふうに伺います。

この旧飯岡、海上、干潟が都市計画区域に編入して、本当にメリットになるのかどうか、そのことを確認しておきたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 実際にメリットがあるのかというようなご質問だと思います。先ほど来、ご説明しておりますが、今言ったマスタープランに定めるようなゾーン分けのような格好で、新しいこれからの旭市をまちづくりをするということになれば、自然とその住民の皆さんにも住みよいまちということでのメリットが返ってくるのかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 最後になります。これらを実行するのに、例の都市計画税というのがありまして、匝瑳市ではこの都市計画税をなくしたんですけれども、新しく編入するというか、飯岡、海上、干潟地域が編入されてくると、都市計画税が発生するといえますか、そういう状況になるのかどうか最後に伺っておきます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 先日、飯嶋議員のときにご回答しました。今後、都市計画区域の拡大に伴いまして、全域で都市計画税を課税することとなる場合は、やはりこれは目的税でございます。改めて、区域での都市計画事業の有無、どういうものをつくるかとか、そのようなものを視野に、課税の必要性や適正な税率などを検討していくことが必要と考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の一般質問を終わります。

◇ 平 山 清 海

○副議長（宮澤芳雄） 続いて、平山清海議員、ご登壇願います。

（2番 平山清海 登壇）

○2番（平山清海） 議席番号2番、平山清海。

令和元年第3回定例会において、一般質問の許可を得ましてありがとうございます。

大きく3点の質問をしたいと思います。

1点目です。防災行政無線について、屋外子局の増設についてであります。

2点目、リフォーム補助金について。これは内容の説明であります。

3点目、旭市の観光について、1、市はどのように考えているのか。小さく飯岡灯台についてと、九十九里浜の活用についてであります。

まず、1点目であります。防災行政無線について屋外子局の増設について質問いたします。

防災行政無線は、災害や大規模事故などが発生した場合における被害情報や避難情報、さらに行方不明者や行政情報などを市民へ正確、確実、迅速に伝えるための大変重要なもので

す。

そこで、市民が屋外で情報を聞くために設置している屋外子局、いわゆる野外のスピーカーですが、どのような場所にどのくらいの数を設置しているのでしょうか。また、スピーカーから音声が届く範囲はどの程度なのか、お聞きいたします。

2点目です。リフォーム補助金について。

リフォームを予定している住民にとっては大変ありがたい制度だと思います。予算額としては、昨年度は1,000万円、今年度は200万円増額して1,200万円の予算の補助金ですが、補助の上限が1人当たり20万円で、今年度80人前後の方が対象となったと聞いております。しかしながら、事前に補助金申請資料をそろえた上で、申請受け付け当日、10時前後に申請に行ったところ、今年はもう受け付け終了しましたと言われた方もいらっしゃったそうです。このような方の残念な気持ちを思うと、今後、抽せんにはできないかと思います。事情により申請開始日に、朝早くから行けない方も申請できるように、申請受け付け時間を何日かとして、その期間内に申請額が予算額を超えた場合は、抽せんという方法にできないものかということであります。来年度以降の申請受け付け方法についてお尋ねいたします。

3点目、旭市の観光について伺います。

旭市の代表的な観光地と言え、刑部岬に建った飯岡灯台だと思います。昨年、千葉県初の恋する灯台に認定されたということで、ますます多くの方が足を運んでくれていると思うのですが、私自身も何度か現地に行って思ったことですが、訪れた方の滞在時間が非常に短いようです。だいたい10分から15分程度しかないように思います。

多くの方が、自家用車やバイクで来ていただいています。ナンバーを見れば、千葉県以外の方もたくさんいます。せっかく遠くからいらした方が、10分から15分程度しか楽しめないのではもったいないと思うのです。飯岡灯台を訪れた方がもっと長く滞在できるような工夫はできないのでしょうか。市の考えを聞かせてください。

次に、九十九里浜の活用についてであります。旭市の観光の柱といえば、夏に行われるいろいろなイベントだと思います。YOU・遊フェスティバル、花火大会や七夕市民まつりなど、何万人もの方が市内外から大勢足を運んでもらっていると伺っています。また、市内2か所の海水浴場や市営海浜プール、地びき網、幾つも点在するサーフスポットなども多くの観光客を集めております。

これらイベントや海水浴場など、多くのお客様に安心して楽しんでいただくために、市の職員だけでなく、観光物産協会や多くの地元の方にもご苦労いただいております。ですが、

このような方々のご苦勞を無にしてしまうような声を聞いております。旭市に遊びに来て、海岸でハマグリをとると犯罪者扱いされてしまうというのです。現在は、水産資源の確保の観点から漁業権が設定され、遊びでも海岸で貝をとることは禁じられているのは私は知っています。昔から旭市の海辺を知る人から言わせれば、旭市の海の遊びといえば海水浴と潮干狩りだったと皆口をそろえて言います。私は昔から旭市の海辺の遊びをこの先も伝えていき、ぜひこれらの目的に多くの観光客の方に、旭市に来てもらいたいと考えております。

そこで、船橋市の三番瀬や木更津市牛込海岸のような観光を対象とした潮干狩りを行うことはできないか伺います。

また、商工観光課長の答弁はもちろんではありますが、それ以外に面談のときにはちょっと言わなかったんですが、海岸沿いにお住まいの何人かの課長方がたくさんいらっしゃいます。代表でいいです。副市長の加瀬さん、子どものころは海岸で遊んでいたと思われます。近所の方々からどうにかならないかと言われていると思います。この海岸ハマグリの件、どう思っているのか聞きたいと思います。いきなりの振りで申し訳ありませんが、お願いします。

以上、再質問は自席にて行います。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の防災行政無線についてのお尋ねにお答えいたします。

防災行政無線につきましては、合併後に1市3町のシステムを統一すると同時に、デジタル化を行いました。しかし、屋外子局につきましては、基本的に合併前に設置していた場所を変更することなく、そのまま使用しております。

設置の基準といたしましては、避難所となる学校や公共施設、あるいは住宅が密集している箇所を中心に設置しておりまして、設置している数は市内全体で115か所となっております。

また、音が届く範囲でございますが、気象条件ですとか地形などにも影響を受けるため、一概には言えませんが、一番よい条件だと半径500メートル程度が明瞭に音が聞こえる範囲となっております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 私からは、2番目のリフォーム補助金についてのうち、リフォーム補助金の交付申請受け付け方法について、抽せん方式にできないかのご質問についてお答えいたします。

リフォーム補助金は平成28年度にスタートした事業となります。市民の皆様には大変要望のある補助制度で、年々その人気も高まっております。予算の範囲で申し込み順に申請を受け付けてまいりましたが、28年度、30年度、今年度と申請受け付け開始日当日に予算額に達してしまう状況となっております。

今後も事業を継続していく中では、やはり議員がご提案のとおり、抽せん方式など受け付け方法の検討をしていく時期かと考えております。県内でも何市かは申請期間を設けて申請期間内申請者全員による抽せんという方法をとっているところもございますので、他市の状況も参考にしながら、よい方法を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから、3、旭市の観光について、2点ご質問がございました、飯岡灯台について、それから九十九里浜の活用についてということで、まず、飯岡灯台でございますが、飯岡灯台の建つ刑部岬は、市が上永井公園として整備しており、九十九里浜を一望できる景勝地として、以前から多くの方々に親しんでいただいております。また、7月には、あさひフラフェスティバル、また2月には、この景勝地を利用して夕陽・夜景の鑑賞会など、さまざまなイベントが開催され、多くの方々に足を運んでいただいております。加えて、昨年の6月に日本財団と一般社団法人日本ロマンチスト協会から、千葉県初の恋する灯台に認定されたことで、さらに多くの方に飯岡灯台の名前を知っていただけることになりました。

質問では、滞在時間が10分、15分、私はもう少しあるのかと思いますが、短いと。もっと長く滞在していただくような工夫はできないかとお尋ねでした。すばらしい眺めを楽しめる施設として、展望館のほかに飯岡ライオンズクラブさんに設置いただきました希望の鐘やセンサーでオルゴールが鳴る映画のロケ地記念碑、また子どもたちが遊べる広場など、景観以外でも楽しめる設備がございます。ただ、ほかの観光地と違って、そこで食事をしたり、また土産物なども買い物できるというお店等が少ないのも現状でございます。

市としては、上永井公園に足を運んでいただいた方を市内の飲食店や商業施設、また道の

駅季楽里あさひに行っていただき、旭市内での滞在時間が長くなるようなキャンペーンを企画、実施してまいりました。これからも少しでも多くの方に旭市、また飯岡灯台を知っていただき、足を運んでいただけるようPRに努めてまいります。

次に、2点目、旭市の海岸で観光客を対象とした潮干狩りを行うことはできないかとの質問でした。お客様から料金を徴する、いわゆる業として潮干狩りを楽しんでもらうには、まず十分な広さを持った安心して楽しめる採取場所の確保も必要となります。船橋市の三番瀬や木更津市の牛込海岸等は内房でございます。干潮時には奥行き数百メートルに及ぶ広大な干潟が形成されております。また、加えて大型バスにも対応した大規模な駐車場やトイレ、休憩場所などの施設も用意されております。このような自然環境や、また受け入れ施設の準備があつて、初めて業としての潮干狩りができるものと考えております。旭市の現状では難しいかと考えています。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 海岸地域に住んでいる私にということだったのでございましたので、確かに私も小さいころ海岸に行って、砂浜でちょっと足を動かしていると貝が当たった。その貝をとって家に持って帰った。そういう記憶はございます。ただ、そのハマグリ等につきましては、海匠漁協が実は長年にわたりまして種苗の放流をずっとしてきた。それで育苗してきたというところがあつて、漁業権が設定されているのかと、そのように思っています。

今、商工観光課長が答えたとおりが建前で、正規の答えになるんだと思いますけれども、個人的には例えば海岸に遊びに来た方が、一つ、二つとったものまで規制するのかというのは、なかなかその場にいないと難しいところはあるかと思います。ただ、遊んでいるときに小さい子どもがとってしまった。じゃ、それはどうかと言われると、自分の気持ちとしては、そういうのは認めてもいいんじゃないかな、そういうことは確かにあります。ただ、それを積極的にPRしていけるかという、やはり難しいというのが今の状況だと思います。その辺は、法を守る立場と、それから市を活性化させてPRしていきたい、どうしても相反する答えになってしまいますので、難しいというところが今時点での答えになるのだと思います。ちょっとなかなか明確な回答ができなくて申し訳ありませんが、以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） それでは、一番最初の1点目の再質問です。

場所によっては、屋外子局の音声聞こえない、聞こえづらいといった市民の声がありま

すが、どのような対応をしているのでしょうかお答え願います。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

屋外子局の音声は、建物の位置関係ですとか地形などの周辺環境、それに加えて建物の中ですと、遮音性の向上などによって放送が聞き取りにくい場所や聞こえにくい場所もあります。全ての方に屋外子局で情報をお伝えすることには限界があると思っております。

このため住宅の中でも防災無線の音声聞こえるように、市内全ての世帯に市から小型の受信機をお貸しし、家の中に置いてご利用していただいております。また、音声情報を補完する手段として、防災行政無線で放送した内容を市のホームページでもお知らせしています。さらに、気象情報や防災情報など緊急性の高い情報は、メールで配信するサービスを行っておりますので、ぜひそういったものの利用の登録もしていただければと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 防災無線の現状は分かりました。ただ、多くの観光客が訪れます道の駅の季楽里あさひでは、500メートル圏内に屋外子局がなく、気象状況によっては音が聞こえない場合があるとのこと。季楽里あさひは、防災拠点でもあることから、情報の伝達をより正確なものとするため、屋外子局を増設したほうがよいかと考えますが、いかがでしょうかお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

ご質問の中にもございましたが、季楽里あさひは市の地域防災計画において緊急避難場所として指定しているほか、救援物資の受け入れ、仕分けを行うための物資集積拠点としても指定している防災施設でございます。また、市の内外から多くの人を訪れる施設でもありますことから、防災情報の伝達は確実に行われなければなりません。したがって、新年度におきまして予算計上しまして、増設するようにしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。それでは、増設ということで承っていいのかな、

お願いします。

では、2点目の再質問です。リフォーム補助金申請受け付け方法については、ぜひ住民の立場に立って前向きに検討していただきたいと思います。

それともう1点、これはリフォーム業者の方の話として、補助金の申請時期が毎年4月末から5月初めで、申請が認められた後に一斉にリフォームするということですから、当然、工事の期間は6月から7月あたりに着工となるわけで、工事が重なってしまい、現場に停滞が見られるとのこと。利用する方にとっては、大変よい補助金ですので、工事着工のとき、時期が偏らずに年間を通して利用できる制度とならないものか、その辺りを伺いたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員の再質問に対して、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） それでは、お答えいたします。

リフォーム業者の工事期間が偏ってしまい、工事に停滞が見られるということで、時期をずらせないかということだと思います。

リフォーム補助金の制度につきましては、執行可能なのが4月からとなりまして、広報紙や回覧板、ホームページなどで住民周知などをしております。申請受け付け時期は、早くても4月末から5月初めころとなります。その後に内容を審査させていただき、5月末から6月の初めに交付決定通知後、工事の着手となります。また、工事を完了して実績報告をいただく期限は、国の補助金の関係もあり、1月31日とさせていただいております。このため工事期間としては、おおむね6月から1月の約8か月の中で工事をしていただくこととなります。

リフォーム補助金を利用された場合は、どうしても工事期間は限られてしまいますので、今後は制度周知の際に可能な工事期間についても周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） それでは、リフォーム業者のほうからの話はちょっと無理だということですね。

それでは、3点目の再質問をさせていただきます。

まず、飯岡灯台の件ですが、今まで行ってきた灯台のPR事例と、これから行う予定のP

R案を教えてください。

次に、潮干狩りですが、難しいとのこと、非常に残念です。では、せめて旭市の海岸で貝や魚に直接触れるイベントができないものかお伺いします。

よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員の再質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、答弁させていただきます。

まず、飯岡灯台のPRの関係でございます。昨年の6月に恋する灯台に認定されて以降、こちらを中心にPRを重ねてまいりました。昨年の10月から11月にかけては、恋する灯台へ行こうキャンペーンとしまして、期間中に訪れたお客様に対して記念品を配布いたしました。また、12月から今年の2月にかけて、こちらはハートライトナイトと称しまして、灯台の脇の展望館のほうに大きなハート型のイルミネーションをつくりまして、若者中心に撮影された画像がSNSなどで拡散されたイベントでございました。

ほかにも、2月に観光物産協会飯岡支部の宝さがしの宝箱を灯台のほうに設置しまして、当日は2,100名ほどの方々が灯台のほうに、また上永井公園のほうに足を運んでいただきました。それ以外でも、県主催の旅行業者を対象とした商談会、また東京丸の内で開催される千葉県アンテナショップ等で積極的に恋する灯台 飯岡灯台、旭市をPRしてきたところでございます。

また、本年度のPRとしましては、本年の旭市のPR動画を新たに恋する灯台編を作成し、市ホームページ、またテレビ埼玉等のCMで流していただいたところでございます。

4月に入りまして、4月の後半のゴールデンウィーク、こちらにはゴールデンウィークには恋する灯台へ行こうというキャンペーンで、こちらも灯台に訪れていただいて、記念スタンプを押していただいた方に、市内の協力店でサービスを受けられるイベントを開催しました。

9月以降の予定としましては、昨年同様の恋する灯台へ行こうキャンペーンを記念品の配布するイベントを実施します。また、灯台を中心にライトアップをするイベントも考えております。これは、年末ぐらいになると思います。

次に、海岸で貝や魚に直接触れることができるイベントについてですが、先ほども申し上げましたが、夏季観光のイベントの中で、地曳き網保存会の協力を受けて地びき網大会を行っております。地びき網は家族連れから会社、グループ、団体に大変人気のあるイベントで

ございます。毎年多くの団体等から申し込みがあると聞いております。市としまして、この地びき網をさらに県内外にPRしてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） よろしく申し上げます。

自分事ではありますけれども、今年子ども会の地びき網に行こうと思いましたが、金曜日の日にもう中止だということで、土曜日にちょっと海へ見に行ったら、もうなぎていて絶好の地びき網ができると確信していたんですが、日曜日に行ったらもう中止だということで、すごい残念な思いでいました。

それでは、3点目の再々質問。

私は、銚子半島から九十九里浜一帯にかけては、房総半島にも引けをとらないくらいのきれいな景色があり、おいしい食べ物にもあふれていると考えています。銚子連絡道路の開通で、都内からアクセス向上を考慮し、10年から20年のスパンで見通すと、もう少し観光に力を入れてもよいのではと思っています。最後は市長に伺います。

私の一般質問をこれで終わります。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 平山議員の最後の質問で、九十九里の観光についてということで、市長がどう思っているのかという部分だと思います。

私も小さいころから海岸に親しんで、海水浴を楽しみながら、本当に夏休みは毎日海へ行っていたような状況でありました。そういった面で、旭市の観光のスポットとしては、観光の資源といたしましては、海岸、そしてまた刑部岬、そういったものが本当に最大のスポットだと、そのように認識しているところでありまして、この海岸開発、観光開発、そういったものをこれからの旭市のメーンにしていきたいと、そのような思いでいるところであります。

それには、やはり先ほどお話がありましたように、銚子連絡道路、交通アクセスがもう少し整備されてこなければならないのかな。そのために、今、連絡道路促進大会を21回開いているわけでありまして、21回開いていることが、本当に実現可能なのかというようなものを疑問に思う人もいるようなことでありますけれども、今、圏央道ができまして、そのつながり連結、連携というふうなことで、銚子連絡道も相当国も県も力を入れてくれているような

ところでありますので、間もなくこの旭市までは整備区間に格上げされるのではないかと。それと同時に、かもめ大橋からの連絡道、そういったものも十分考えられますし、いろんな面で交通アクセスがよくなれば、旭市に来てくれる観光客も増えるのではないかと。そんなような思いでいるところであります。

確かに、食の宝庫、いろんな面で旭市はポテンシャルが高いところでありますので、そういった面をこれからも十分活用しながら、観光開発に力を入れていきたい。

一番思うのは、やはり旭市はPRがちょっと下手だと。道路を走っていても、どこに観光場所があるのか、そのスポットがあるのかという部分が、あまりよく分からない。刑部岬の恋する灯台についても、最近認可されたわけでありまして、そういった部分での標識、表示板、そういったものもしっかりと大きなものをつくっていききたいと、そのような思いでいるところでありますし、矢指ヶ浦海水浴場、飯岡海水浴場も、その海水浴場がどこなのかな。一宮線を走っていても、矢指の部分は入るところが分からない。そんなような部分もありますし、そういったやはりPR、表示板、そういったものの少なさが少し気になるところでありますので、これからひとつそういった面でもしっかりと整備をしていきたいと考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 平山清海議員の一般質問を終わります。

○副議長（宮澤芳雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は30日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時16分

令和元年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第6号）

令和元年9月30日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 議員派遣の件
- 第 6 事務報告
- 第 7 閉会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 事務報告
- 日程第 7 閉会

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎

18番 木内 欽市
20番 高橋 利彦

19番 佐久間 茂樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	山崎 剛成
行政改革推進課長	井上 保巳	総務課長	伊藤 憲治
企画政策課長	小倉 直志	財政課長	伊藤 義隆
税務課長	石毛 春夫	市民生活課長	遠藤 泰子
環境課長	木内 正樹	保険年金課長	在田 浩治
健康管理課長	遠藤 茂樹	社会福祉課長	仲條 義治
子育て支援課長	石橋 方一	高齢者福祉課長	浪川 恭房
商工観光課長	小林 敦巳	農水産課長	宮内 敏之
建設課長	加瀬 博久	都市整備課長	加瀬 宏之
下水道課長	丸山 浩	会計管理者	多田 英子
消防長	川口 和昭	水道課長	宮 負 亨
庶務課長	栗田 茂	学校教育課長	加瀬 政吉
生涯学習課長	八木 幹夫	体育振興課長	花澤 義広
監査委員 事務局 局長	伊藤 義一	農業委員会 事務局 局長	赤谷 浩巳

事務局職員出席者

事務局 局長	高安 一範	事務局 次長	池田 勝紀
--------	-------	--------	-------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（向後悦世） 議案第1号から議案第21号までの21議案を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果は、お手元に配付したとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（向後悦世） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 木内欽市 登壇）

○決算審査特別委員長（木内欽市） 決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業

特別会計決算の認定について、議案第 8 号、平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての 8 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 9 月 17 日及び 18 日のそれぞれ午前 10 時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第 1 号の主な質疑 6 点について、申し上げます。

1 点目として、長寿祝金支給事業の支給の内訳はとの質疑では、対象者は 80 歳以上の方 1,018 人で、その内訳は 80 歳の方が 562 名で 1 人 5,000 円、88 歳の方が 377 名で 1 人 1 万円、99 歳の方が 35 名で 1 人 1 万円、100 歳の方が 12 名で 1 人 3 万円、101 歳以上の方が 32 名で 1 人 1 万円支給しているとの答弁がありました。

2 点目として、後期高齢者短期人間ドック助成事業の利用状況についてとの質疑では、利用状況は平成 30 年度が 101 件、平成 29 年度が 85 件、平成 28 年度が 72 件で、平成 30 年度の男女の内訳は男性 64 人、女性 37 人となっているとの答弁がありました。

3 点目として、赤ちゃん全戸訪問事業について、訪問件数と訪問者はとの質疑では、平成 30 年度の実績は対象者 396 名に対し、実施件数は 390 件となっている。訪問については、保健師や助産師が行っているとの答弁がありました。

4 点目として、農産産地支援事業の内容についてとの質疑では、これは生産調整に取り組む団体が、共同利用するコンバイン等を購入した際に補助するものとなっている。平成 30 年度は、申請のあった松ケ谷、幾世の利用組合に対し交付しているとの答弁がありました。

5 点目として、空き家等対策推進事業について、今後の取り組みはとの質疑では、今後の進め方については、今年度は庁内で関係各課の連携体制を構築する。来年度は 4 月に対策協議会を設置し、6 月までに対策計画の策定を行い、その後は対策計画に基づいて空き家対策を進める予定との答弁がありました。

最後に、6 点目として、防火水槽設置工事について、設置された耐震性貯水槽（地上型）とはどのようなものかとの質疑では、市内で初めての地上型貯水槽となり、大きさは縦 2 メートル 50、横 8 メートル、幅 2 メートルで貯水量は 40 トンになる。地上に設置しているため容積をとるが、地下に埋設する防火水槽に比べ、敷地等の関係で撤去を余儀なくされる場合でも移設が可能という利点があるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第 1 号から議案第 7 号までの 7 議案は、全員賛成で認定することに決し、議案第 8

号は、全員賛成で原案のとおり可決、認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和元年9月30日、決算審査特別委員会委員長、木内欽市。

○議長（向後悦世） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第8号までの8議案について採決いたします。

議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第8号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（向後悦世） 日程第3、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮内 保 登壇）

○建設経済常任委員長（宮内 保） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第21号、工事委託協定の締結についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第21号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

地権者の同意が得られていない箇所があるにもかかわらず、なぜこの時期に大きな金額をかけてトンネル工事を行うための議案を上程するのかとの質疑では、当初、令和5年度までの開通を目指し、警察署、JRと協議を行い、線形が整ったことから、JRから正式な見積もりを得て金額が決定した。今後工事を先に延ばすにしても事業費が膨らむことも予想され、現在の最適なルートで事業費が固まったことから、今回上程させていただいた。このようなことから事業は進めさせていただいて、同意が得られていない地権者とは粘り強く交渉を続けていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第21号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和元年9月30日、建設経済常任委員長、宮内保。

○議長（向後悦世） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月24日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第9号の主な質疑について申し上げます。

障害者福祉事務費の電算業務委託料について委託内容はどの質疑では、児童発達支援等の特定サービスにおいて、利用者負担が無償化されることから、対象者の支給決定管理システムや給付費の管理システム等を改修し、無償化となる対象者を確認する項目等を追加するとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、5議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告申し上げます。

令和元年9月30日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長（向後悦世） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 伊藤 保 登壇）

○総務常任委員長（伊藤 保） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市印鑑条

例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、財産の取得について、議案第20号、財産の取得についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月25日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第9号の主な質疑について申し上げます。

電算システム運用事業の増額について、事業の内容と、この時期に補正を行う理由はどの質疑では、事業内容は、制度改正に伴う国民年金システムと、国民健康保険システムの改修となっている。また、国民年金システムの産前産後免除に係る法改正で4月から届出書等を電子媒体化できることになっていたが、ここへ来て改修のめどがついたため、今回改修費用を計上したとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和元年9月30日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長（向後悦世） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第9号から議案第20号までの12議案について討論の通告はありません。

続いて、議案21号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員、ご登壇願います。

(20番 高橋利彦 登壇)

○20番(高橋利彦) 議案第21号、工事委託協定の締結について、反対の立場で討論を行います。

本議案については、本会議の議案質疑で質疑を行いました。明確な説明もなく、多額の費用を費やしても効果は認められません。

当初計画では、トンネル工事部分の工事費が5億円でありました。それでも高いと言われていましたが、それが10年足らずの間に約19億円と4倍の工事費にはね上がっています。執行部の説明では、人件費、資材費の高騰との説明でありましたが、では、市役所の職員の給料も4倍はともかく、倍になっていますか。また、政府では実質物価上昇率を2%見込んでいますが、全く達成していません。10年前と比較しても、ほとんど上がっていません。このような説明では詭弁にもなりません。

そして、今回のトンネル工事に接続する道路工事も、10年も費やしても完成することができません。地権者は市民のためとはいえ、先祖伝来の大事な土地を提供するのだから、それなりの買収価格は妥当だと思いますが、しかし、干潟八万石の広さでも実勢価格は、今、1反当たり50万円、蛇園地域の実勢価格からすれば、買収価格1反当たりの価格は、破格の500万円で買収していますが、未だ10年も費やしても買収に至っていません。

そのような中でトンネル工事を進める理由を、市では交渉の限界、工事に終止符を打ちたいとの考えです。強引にトンネル工事を進めて、地権者に圧力をかけ、地域の方に地権者をさらし者にして、村八分的な状況に追い込むものであります。これは甚だ疑問であります。

そして、これでは子どものいじめ問題と同じような手口を市が行うことになります。このようなことでは、さらに地権者の感情がかたくなになってしまうのではないのか、また、本議案の提出者である明智市長は、議案提出者でありながら全で一吏員である担当課長に説明を押しつけ、全く市長本人からの明確な説明もなく、議案提出者としての資質も問われます。市長が理解できないものを、議員はなおさら理解できません。よく議員は選挙公約などでいろいろな公約を掲げますが、予算権がありませんので実行性のない公約です。しかし、市長は予算権を持っています。そのために公約を果たすことができますが、議会の議決が必要です。これは、市長の独断専行を許さないため、議会の果たす役割や、唯一、執行のチェック機関で、執行の追認機関ではありません。議案の審議は議会です。議会は執行の提出

した議案を審議し、可決、否決の判断を行うチェック機関であります。議員に明確な説明を行い、採決の判断となる説明が必要であります。

しかし、明智市長は議案提出者でありながら、明確な説明ができない状況の中で、採決を行い、最終的には議会、議員に責任を押しつけるものであります。議案提出者が自ら説明責任を果たさず、採決を行うことは甚だ遺憾であります。

議員は市民の代表ですので、市全体のことを考えなければなりません。地域の一部住民は、トンネルもないよりはあったほうがいいと言いますが、議員は将来的な財政状況や費用対効果なども総合的に考えて、大所高所から判断する必要があります。当初計画では、全ての事業が平成26年度完成となっていました。なぜ、今、この事業に終止符を打つのか理解に苦しむところであります。地権者の同意を得るのに少し遅れても問題がないと考えます。地権者の理解を得て、用地を確保してから工事を行うべきと考えます。

このようなことから、私は議案第21号、工事委託協定の締結について、反対いたします。

○議長（向後悦世） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（13番 島田和雄 登壇）

○13番（島田和雄） 私は、議案第21号について、賛成の立場から討論を行います。

今回の議案の蛇園跨道橋は、飯岡海上連絡道の総武本線を抜けるトンネルの部分のことですが、この飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、旧海上町と旧飯岡町を南北に結ぶ連絡道路であり、市町村合併時の新市建設計画に旧海上町から提案されました。

その後、旭市総合計画により、産業振興と地域間交流促進路線として位置づけられている重要な路線であります。合併時の新市建設計画には、このほかにも1市3町から、それぞれの提案がありまして、旭市中央病院アクセス道、東西線、南北線、谷丁場遊正線などがありました。これらの道路は、新旭市のまちづくりのための主要道路として整備が進められているところです。合併協議会では、これらの道路建設に当たっては、合併特例債を使用することとし、新旭市の負担を少なくして建設を行う事業として位置づけていました。

ですので、建設費用につきましては、まず、国の補助金があり、残りについては合併特例債を使っていますので、旭市の負担は事業費全体から見ますとわずかで済んでおります。今回の議案のJRとの契約も18億8,800万円と多額ではありますが、旭市の負担は約3億円となっています。このことは、今年の3月議会で既に承認されていますが、平成31年度の予算書の債務負担行為に示されているとおりであります。予算書9ページに債務負担行為ということと示されておりまして、さらに302ページには、それについて旭市の負担が3億円だとい

ったようなことが示されております。そういうことであります。

路線については、当初、蛇園大坂を上るコースでありましたが、現在のＪＲ、トンネルを抜いて、海上支所に通じる路線への変更が平成22年３月定例議会で承認されました。これは、私、以前の議案持っておりますけれども、きちんと説明がされているところであります。議会で承認をされました。これに沿いまして、道路用地の買収もほぼ終了をしております。地元でもこの路線で工事が進むものと皆思っているところであります。早期に開通をしていただきたいといった要望も、地元の蛇園区からは提出をされているところです。飯岡海上連絡道路三川蛇園線は、新たに旭市の主要幹線道路を造るわけでありますので、交通利便性の向上を図る、また、人や車が通る際の安全性の確保を図ることも大切です。そのためにも、計画どおりの位置が最も適切なものと思います。

私も多くの地元の方々から意見をお伺いしましたが、全員の方が計画どおりをお願いをしたいという考えでありました。当初計画より予算が増加したことは、地元としても大変心苦しいところですが、道路は一度造ったら建物などとは違いまして、万年物です。これからずっと先、この道路を利用する人がよい道路を造ってくれたと感じていただくためにも、皆様のご理解をお願いし、賛成討論とします。

○議長（向後悦世） 以上で、議案第21号について、通告による討論は終わりました。

（「議長」の声あり）

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 休憩。

○議長（向後悦世） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第9号から議案第21号までの13議案について採決いたします。

議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、工事委託協定の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議員派遣の件

○議長（向後悦世） 日程第５、議員派遣の件。

議員派遣の件を議題といたします。

地方公共団体の事務に関する調査等のため、地方自治法第100条第13項及び旭市議会会議規則第166条の規定により、お手元に配付されております件名表のとおり、令和元年10月23日から25日に、姉妹都市であります沖縄県中城村の政策的事業の概要などの行政視察のため、議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、件名表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第６ 事務報告

○議長（向後悦世） 日程第６、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、ご登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧いただきたいと思います。

この度、受納しました４件の寄附は、全て台風15号に係る災害見舞金でございます。１つ、金10万円を武井麻子様より９月14日受納いたしました。１つ、金10万円を新行内勝善様より９月14日受納いたしました。１つ、金10万円を岡本一夫様より９月15日受納いたしました。１つ、金20万円を大洗町様より９月18日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（向後悦世） 事務報告は終わりました。

◎日程第 7 閉 会

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和元年旭市議会第 3 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 10 時 52 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 向 後 悦 世

副議長 宮 澤 芳 雄

議員 木 内 欽 市

議員 佐久間 茂 樹